

平成 2 4 年 第 3 回

名 寄 市 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9 月 5 日)

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定 (2 4 日間)	4
1. 日程第 3. 平成 2 4 年第 2 回定例会付託議案第 4 号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について	4
○市民福祉常任委員長報告 (日根野正敏委員長)	4
○原案可決	6
1. 休憩宣告	6
1. 再開宣告	6
1. 日程第 4. 行政報告 (加藤市長)	6
1. 休憩宣告	1 7
1. 再開宣告	1 7
1. 日程第 5. 議案第 1 号 駅前交流プラザ「よろーな」条例の制定について	1 7
○提案理由説明 (加藤市長)	1 7
○質疑 (奥村英俊議員)	1 8
○質疑 (熊谷吉正議員)	2 0
1. 休憩宣告	2 1
1. 再開宣告	2 1
1. 休憩宣告	2 1
1. 再開宣告	2 1
1. 休憩宣告	2 2
1. 再開宣告	2 2
1. 休憩宣告	2 2
1. 再開宣告	2 2
1. 休憩宣告	2 2
1. 再開宣告	2 2

○経済建設常任委員会付託	26
1. 日程第6. 議案第2号 名寄市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正について	
○提案理由説明(加藤市長)	26
○原案可決	26
1. 日程第7. 議案第3号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について	27
○提案理由説明(加藤市長)	27
○市民福祉常任委員会付託	27
1. 日程第8. 議案第4号 なよろ市立天文台条例の一部改正について	27
○提案理由説明(加藤市長)	27
○総務文教常任委員会付託	27
1. 日程第9. 議案第5号 ふうれん地域交流センター条例の一部改正について	27
○提案理由説明(加藤市長)	28
○質疑(川村幸栄議員)	28
○原案可決	29
1. 日程第10. 議案第6号 名寄市公民館条例の一部改正について	29
○提案理由説明(加藤市長)	29
○原案可決	29
1. 日程第11. 議案第7号 名寄市都市公園条例の一部改正について	29
○提案理由説明(加藤市長)	30
○質疑(熊谷吉正議員)	30
○原案可決	31
1. 日程第12. 議案第8号 平成24年度名寄市一般会計補正予算(第2号)	31
○提案理由説明(加藤市長)	31
○補足説明(扇谷総務部長)	32
○質疑(奥村英俊議員)	33
○原案可決	34
1. 日程第13. 議案第9号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	35
○提案理由説明(加藤市長)	35
○質疑(川村幸栄議員)	35
○原案可決	36
1. 日程第14. 議案第10号 平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第1号)	36
○提案理由説明(加藤市長)	36
○原案可決	36
1. 日程第15. 議案第11号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	37

○提案理由説明（加藤市長）	37
○原案可決	37
1. 日程第16. 議案第12号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）	37
○提案理由説明（加藤市長）	37
○原案可決	38
1. 日程第17. 議案第13号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	38
○提案理由説明（加藤市長）	38
○原案可決	38
1. 日程第18. 議案第14号 平成24年度名寄市病院事業会計補正予算（第2号）	38
○提案理由説明（加藤市長）	38
○原案可決	39
1. 日程第19. 議案第15号 平成24年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）	39
○提案理由説明（加藤市長）	39
○原案可決	39
1. 日程第20. 議案第16号 平成23年度名寄市一般会計決算の認定について	
議案第17号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	
議案第18号 平成23年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	
議案第19号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第20号 平成23年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について	
議案第21号 平成23年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について	
議案第22号 平成23年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について	
議案第23号 平成23年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	
議案第24号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第25号 平成23年度名寄市病院事業会計決算の認定について	
議案第26号 平成23年度名寄市水道事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について	39
○提案理由説明（加藤市長）	40
○決算審査特別委員会設置・付託	40

1. 日程第2 1. 報告第1号 専決処分した事件の報告について.....	4 0
○提案理由説明（加藤市長）.....	4 0
○報告済.....	4 0
1. 休会の決定.....	4 1
1. 散会宣告.....	4 1

第 2 号（ 9 月 1 9 日）

1. 議事日程	4 3
1. 本日の会議に付した事件	4 3
1. 出席議員	4 3
1. 欠席議員	4 3
1. 事務局出席職員	4 3
1. 説明員	4 3
1. 開議宣告	4 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4 4
1. 日程第 2. 一般質問	4 4
○質問（佐藤 靖議員）	4 4
○質問（高橋伸典議員）	5 6
1. 休憩宣告	6 7
1. 再開宣告	6 7
1. 高橋経済部長の発言	6 7
○質問（山田典幸議員）	6 7
○質問（竹中憲之議員）	7 8
1. 散会宣告	8 4

第 3 号（ 9 月 2 0 日 ）

1. 議事日程	8 7
1. 本日の会議に付した事件	8 7
1. 出席議員	8 7
1. 欠席議員	8 7
1. 事務局出席職員	8 7
1. 説明員	8 7
1. 開議宣告	8 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	8 8
1. 日程第 2. 一般質問	8 8
○質問（川口京二議員）	8 8
○質問（日根野正敏議員）	9 5
1. 休憩宣告	1 0 4
1. 再開宣告	1 0 4
○質問（佐々木 寿議員）	1 0 4
○質問（山口祐司議員）	1 1 3
1. 散会宣告	1 2 3

第 4 号（9 月 2 1 日）

1. 議事日程	1 2 5
1. 本日の会議に付した事件	1 2 5
1. 出席議員	1 2 5
1. 欠席議員	1 2 5
1. 事務局出席職員	1 2 5
1. 説明員	1 2 5
1. 開議宣告	1 2 6
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 2 6
1. 日程第 2. 一般質問	1 2 6
○質問（川村幸栄議員）	1 2 6
1. 日程第 3. 報告第 2 号 平成 2 3 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	
報告第 3 号 平成 2 3 年度決算に基づく資金不足比率の報告について	1 3 7
○提案理由説明（加藤市長）	1 3 7
○補足説明（扇谷総務部長）	1 3 7
○報告済	1 3 8
1. 休会の決定	1 3 8
1. 散会宣告	1 3 8

第 5 号（ 9 月 2 8 日 ）

1. 議事日程	1 3 9
1. 追加議事日程	1 3 9
1. 本日の会議に付した事件	1 3 9
1. 出席議員	1 4 0
1. 欠席議員	1 4 1
1. 事務局出席職員	1 4 1
1. 説明員	1 4 1
1. 開議宣告	1 4 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 4 2
1. 日程第 2. 議案第 1 6 号 平成 2 3 年度名寄市各会計決算の認定について	
議案第 1 7 号 平成 2 3 年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	
議案第 1 8 号 平成 2 3 年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	
議案第 1 9 号 平成 2 3 年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 2 0 号 平成 2 3 年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について	
議案第 2 1 号 平成 2 3 年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 2 2 号 平成 2 3 年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について	
議案第 2 3 号 平成 2 3 年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	
議案第 2 4 号 平成 2 3 年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第 2 5 号 平成 2 3 年度名寄市病院事業会計決算の認定について	
議案第 2 6 号 平成 2 3 年度名寄市水道事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について	1 4 2
○決算審査特別委員長報告（佐々木 寿委員長）	1 4 2
○原案可決及び認定	1 4 3
1. 日程第 3. 議案第 2 7 号 名寄市議会基本条例の一部改正について	1 4 3
○提案理由説明（佐藤 靖議員）	1 4 3
○原案可決	1 4 4
1. 日程第 4. 意見書案第 1 号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の	

財政支援を求める意見書

意見書案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書

意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざし、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

○原案可決	144
1. 加藤市長の発言	144
1. 動議の提出（日根野正敏議員）	144
1. 休憩宣告	145
1. 再開宣告	145
1. 日程の追加（黒井議長）	145
○決定	145
1. 追加日程第1. 緊急質問	145
○質問（日根野正敏議員）	145
○質問（駒津喜一議員）	147
○質問（熊谷吉正議員）	149
1. 日程第5. 報告第4号 例月現金出納検査報告について	153
○報告済	153
1. 日程第6. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	153
○決定	153
1. 日程第7. 委員の派遣について	154
○決定	154
1. 休憩宣告	154
1. 再開宣告	154
1. 日程第8. 議員の派遣報告	154
○報告（黒井 徹議員）	154
○報告済	155
1. 休憩宣告	156
1. 再開宣告	156
1. 日程第9. 委員の派遣報告	156
○総務文教常任委員長報告（駒津喜一委員長）	156
○経済建設常任委員長報告（竹中憲之委員長）	158
○報告済	159
1. 閉会宣告	159
1. 質問文書表	161

1. 議決結果表.....	1 6 5
---------------	-------

平成24年第3回名寄市議会定例会会議録

開会 平成24年9月5日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|---|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第17 | 議案第13号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第18 | 議案第14号 平成24年度名寄市病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 平成24年第2回定例会付託議案第4号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について（市民福祉常任委員長報告） | 日程第19 | 議案第15号 平成24年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 行政報告 | 日程第20 | 議案第16号 平成23年度名寄市一般会計決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第1号 駅前交流プラザ「よろいな」条例の制定について | | 議案第17号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第6 | 議案第2号 名寄市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正について | | 議案第18号 平成23年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第3号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について | | 議案第19号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第4号 なよろ市立天文台条例の一部改正について | | 議案第20号 平成23年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第5号 ふうれん地域交流センター条例の一部改正について | | 議案第21号 平成23年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第6号 名寄市公民館条例の一部改正について | | 議案第22号 平成23年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第7号 名寄市都市公園条例の一部改正について | | 議案第23号 平成23年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第8号 平成24年度名寄市一般会計補正予算（第2号） | | 議案第24号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第9号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） | | 議案第25号 平成23年度名寄市病院事業会計決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第10号 平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号） | | |
| 日程第15 | 議案第11号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第1号） | | |
| 日程第16 | 議案第12号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号） | | |

議案第26号 平成23年度名寄市水道事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について
日程第21 報告第1号 専決処分した事件の報告について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 平成24年第2回定例会付託議案第4号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について（市民福祉常任委員長報告）
日程第4 行政報告
日程第5 議案第1号 駅前交流プラザ「よろーな」条例の制定について
日程第6 議案第2号 名寄市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第3号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第8 議案第4号 なよろ市立天文台条例の一部改正について
日程第9 議案第5号 ふうれん地域交流センター条例の一部改正について
日程第10 議案第6号 名寄市公民館条例の一部改正について
日程第11 議案第7号 名寄市都市公園条例の一部改正について
日程第12 議案第8号 平成24年度名寄市一般会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第9号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第14 議案第10号 平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第11号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第16 議案第12号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正

予算（第2号）
日程第17 議案第13号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第18 議案第14号 平成24年度名寄市病院事業会計補正予算（第2号）
日程第19 議案第15号 平成24年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第20 議案第16号 平成23年度名寄市一般会計決算の認定について
議案第17号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について
議案第18号 平成23年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について
議案第19号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について
議案第20号 平成23年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について
議案第21号 平成23年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について
議案第22号 平成23年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について
議案第23号 平成23年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について
議案第24号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第25号 平成23年度名寄市病院事業会計決算の認定について
議案第26号 平成23年度名寄市水道事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について
日程第21 報告第1号 専決処分した事件の報告

について

1. 出席議員(19名)

議長	18番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	奥村	英俊	議員
	3番	上松	直美	議員
	4番	大石	健二	議員
	5番	山田	典幸	議員
	6番	川口	京二	議員
	7番	植松	正一	議員
	8番	竹中	憲之	議員
	9番	佐藤	靖	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	佐々木	寿	議員
	12番	駒津	喜一	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	日根野	正敏	議員
	17番	山口	祐司	議員
	19番	東	千春	議員
	20番	宗片	浩子	議員

健康福祉部長	三谷	正治	君
経済部長	高橋	光男	君
建設水道部長	長内	和明	君
教育部長	鈴木	邦輝	君
市立総合病院長	松島	佳寿夫	君
市立大局长	鹿野	裕二	君
営業戦略室長	湯浅	俊春	君
上下水道室長	石橋	正裕	君
会計室長	山崎	真理子	君
監査委員	手間本	剛	君

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤	葉子
書記	益塚	敏
書記	高久	晴三
書記	鷺見	良子

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	佐々木	雅之	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	扇谷	茂幸	君
市民部長	土屋	幸三	君

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成24年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

1番 川 村 幸 栄 議員

19番 東 千 春 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月28日までの24日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月28日までの24日間と決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 平成24年第2回定例会付託議案第4号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、日根野正敏委員長。

○市民福祉常任委員長（日根野正敏議員） 議長より御指名いただきましたので、平成24年第2回定例会におきまして当委員会に付託されました議案第4号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正する条例につきまして、委員会における審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、7月31日、8月8日、8月20日、

9月3日の4回にわたり、三谷健康福祉部長を初め担当職員の出席を願い、本条例の内容について詳細な説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

付託された議案第4号は、提案の理由の説明にもありましたように、平成23年度までの除雪サービス等にかかわる事業は名寄地区が条例による除雪助成券交付方式、風連地区では風連町除雪サービス事業の実施要綱により無料として行ってきました。今回の改正は、名寄地区の除雪対象者に係る4年間の条例附則の経過措置が平成23年度をもって終了したことに伴い、風連地区対象者については風連町除雪サービス事業実施要綱を廃止し、条例附則改正による5年間の経過措置を設けた上で、両地区の除雪サービス対象者を制度上統一する改正となっています。また、この改正にあわせて国の地域支援実施要綱の改正により、当該要綱を引用している名寄市自立支援事業条例の条項整理を行うものです。

第1回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、風連地区での現在の対象世帯数と改正後の予想世帯の見通しについての質疑があり、平成23年度対象世帯は119世帯で、改正後の世帯数は若干減ると考えるが、正確なところは所得により判定するため、現時点では対象世帯については不明という答弁がありました。

また、収入基準の変更などによって自分がこの事業に該当するかといったように、利用されている方々がわかりにくいのではないかという質疑には、除雪の取りまとめについては各地区の民生委員を通じて申請をいただいております。8月、9月の民生委員の定例協議会の中でも事業の説明をし、あわせて町内会への周知をして手伝っていただくシステムになっている。また、担当課に直接電話で問い合わせがある場合は、その方の実態を把握して、民生委員へ連絡をとり、民生委員の方から声をかけていただき申請につながるような体制をとっていると答弁がありました。

また、平成20年度に制度改正され、利用者は

相当減ったが、市民ニーズに合っているのかの質疑には、平成19年度では課税世帯117世帯、非課税世帯330世帯、合わせて447世帯が対象になっていましたが、この制度が始まった平成20年度では194世帯、平成21年度192世帯、平成22年度179世帯、平成23年度157世帯と減っている。今後の見直しについては、風連地区の経過措置終了の平成28年度に検証し、制度の見直しが必要であれば見直しをしていくとの答弁がありました。

名寄地区で5年目を迎えるが、この時点で検証をして見直すべきではなかったかの質疑には、この間利用者の方や民生委員から大きな苦情やトラブルはなかった。また、新たに要綱の中に社会保険料控除、介護1から5、精神障害者及び療育手帳を有する者の世帯、特に市長が認めた世帯などの4項目を追加し、対象者を拡大して対応していきたいと考えている。また、風連地区がことしから始まり大きなトラブルがあれば、名寄地区とあわせて検証していきたいとの答弁があった。

また、生活保護世帯との逆転現象が起きるのではないかの質疑には、生活保護基準の1.3倍ということで、絶対ということはいえないが、ほぼないと考えているとの答弁がありました。

2回目の委員会では、追加資料の説明の後、質疑を行った。主な質疑については、新たに予定している要綱の中で精神障害者福祉手帳1級または療育手帳Aを有する者とあるが、精神障害2級、3級や療育手帳Bの方たちはなぜ対象にしなかったのかの質疑には、元来要綱の中に重度の身体障害者1級、2級と体幹機能障害等の3級ということで、身体障害者の方を該当させていただいた。今回その方たちと同程度ということで精神等知的障害者の方々の手帳を持っている方について新たに要綱に加える予定であるとの答弁がありました。

また、サービスの拡大を踏まえて市民の実態を把握し、統一後の見直しではなく随時の制度の見直しが必要ではないかの質疑には、今回4項目に

ついて民生委員の皆さんの意見を踏まえて要綱に加える予定で、今後についても実情に合わせて要綱で見直していくが、今回の提案については名寄地区と風連地区の統一が目的であり、風連地区も名寄地区と同じ1.3倍になってから変えていくとの答弁がありました。

3回目の委員会での主な質疑は、利用期間の設定について12月1日から3月31日までとする。ただし、12月1日以前に除雪が必要となった場合はこの限りではないとなっているが、4月以降の対応はどのように考えているかの質疑には、期間については年度で区切った上で、従前は4月以降の対応は受け付けていなかったが、大雪が降った場合には何らかのできる限りの対応をしていくとの答弁がありました。

名寄市のサービスは、道内の他市と比較してどのような評価をしているのかの質疑には、高齢者等の世帯数対利用者数でいうと比較的全道でも高い数値になっている。無料のところは除雪幅などの規格が決まっていることが多く、名寄市の場合はある程度本人の意向に沿った形で除雪を行っているとの答弁がありました。

質疑終了後、議員間での討議を行ったが、委員会の中でも今回付託された改正部分のみの審議をすべきという意見と条例全体を含め審議すべきとの意見に分かれ、今回は意見を統一、調整することとした。1.3倍率の改正を含めた制度の見直しを名寄地区、風連地区が同じ条件に達してからという理事者側の考えと随時見直しすべきといった委員との見解の違いがあった。

4回目の委員会では、前回の委員会の中で意見の分かれた部分について、明示がない限り条例全体について審議可能と認識が一致した。

次に、佐々木副市長から発言を求められていたため、これを了承し、佐々木副市長は、これまでの質疑の中で制定後5年間は見直しをしないとの答弁で誤解を招きました。今回の提案は、旧名寄市と旧風連地区の統一が主な目的であります。平

成20年に改正が行われた後も行政内部ではサービスの必要な方へのあり方について協議し、今回要綱で4項目ふやし、具体的な対応をしていきたい。少子高齢化は日本全体の問題で、最近では消費税の増税についても国会で議決されているなど国の情勢も把握し、名寄市の除雪サービスの見直しについては毎年しっかり条例改正も含め検証を行い、市民の皆さんが安心して生活できるように対応していきたいとの発言がありました。

その後質疑を行い、主な質疑は、現状は1.3倍率だが、サービスの後退をさせないで見直しを進めていくのかの質疑には、本当に困っている方に年代だけでなく所得も把握し、本当に1.3倍が今の基準に合っているのか、2年後に消費税が導入されることも含めしっかりとした検証が必要になりますし、また雪の降る地域特有の福祉サービスだということをしっかり胸に秘めて検証をしていきたいとの答弁がありました。

その後採決を行った結果、付託された議案第4号の名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正する条例につきましては、賛成多数で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

以上、付託された議案の審査経過並びに結果について御報告いたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

平成24年第2回定例会付託議案第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、平成24年第2回定例会付託議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

日程第4 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、平成24年第3回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、企業会計を除いた平成23年度の各会計決算について申し上げます。

一般会計については、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支で3億8,115万8千円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき一般財源3,854万5千円を差し引いた実質収支は、3億4,261万3千円となりました。この額から、名寄市基金条例に基づき財政調整基金へ8千万円、減債基金へ1億円を積み立て、残り1億6,261万3千円を平成24年度へ繰り越しました。

特別会計では、国保の保険事業勘定で8,114万9千円、介護の保険事業勘定で2,284万8千円それぞれ黒字となり、他の特別会計については、一般会計繰入金で調整を行い、収支はゼロとなっています。

次に、基金の状況について申し上げます。

一般会計における平成23年度末の基金残高は54億2,261万1千円で、前年度末に比べて、7億7,902万8千円の増加となりました。

地方交通確保基金など、基金の設置目的に応じて経常的な経費の財源として取り崩したほか、医療従事者確保の財源として市立総合病院整備基金から、東病院の改修に係る財源として名寄東病院振興基金から、また臨時交付金を財源とした公共

施設整備基金及び光をそそぐ交付金基金から事業実施に係る財源として、総額7,127万2千円を取り崩したものの、減債基金、公共施設整備基金、名寄東病院振興基金、名寄市立大学振興基金などに、合計8億5,030万円を積み立てたことから、基金全体では、前年度比16.8パーセントの増となりました。これは、合併算定替の終了を見据えて、地方交付税の増額分、行革効果額の一部を減債基金等に積み立てたことによるものです。

これにより主な基金残高は、財政調整基金9億4,071万1千円、減債基金8億9,442万2千円、公共施設整備基金6億4,231万2千円、名寄東病院振興基金4億9,709万1千円、名寄市立大学振興基金3億5,722万2千円、合併特例基金12億3,160万円となりました。

このほか、特別会計では、国民健康保険支払準備金基金1億8,687万5千円、介護給付費準備基金2億7,496万3千円となっています。

これらの基金については、今後も、有効かつ適切に活用し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、町内会長と行政との懇談会について申し上げます。

6月25日、グランドホテル藤花において、名寄市町内会連合会主催による行政との懇談会が開催されました。

本年度の市の主な事業について説明を行うとともに、地域要望などについて意見交換を行い、情報の共有を図りました。

今後もこのような機会を通じて、地域との連携を強化してまいります。

次に、人権啓発活動について申し上げます。

本年度、法務省人権擁護局の委託を受け、人権啓発活動に取り組んでいます。市内小学校を対象とした人権の花運動をはじめ、路線バスに人権啓発デザインを施したラッピングバスの運行、さらには名寄庁舎、風連庁舎の壁に懸垂幕を掲げ市民への啓発を図っています。

また、9月2日には元朝日放送報道局プロデュ

ーサーの石高健次氏を招いての講演会を開催し、北朝鮮による拉致問題や人権侵害について改めて認識を深めました。

次に、TVh名寄中継局について申し上げます。

TVh名寄中継局の開設については、事業主体のTVhから7月27日付けで補助金の交付決定を受け、速やかに事業着手した旨連絡を受けており、12月開局に向けて、順調に作業が進んでいます。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国内交流については、6月17日に開催された第33回ふうれん白樺まつりに、杉並区から田中良区長をはじめ代表団9人と東京高円寺阿波おどり一行32人が来名され、阿波おどりなどを通じて広く市民との友好を深めてきました。

また、8月25日、26日に杉並区で開催された第56回東京高円寺阿波おどり大会には、本市から代表団と市民合わせて24人が参加して、本市のPRと友好自治体との交流を深めました。

山形県鶴岡市藤島との交流については、7月29日に開催された、てっしフェスティバルに合わせて、名寄・藤島交流友の会の小野副会長をはじめ訪問団15人が来名され、交流会などを通じて、互いのまちに対する理解と友情の絆を深めました。

ふるさと会交流については、東京なよろ会一行22人が恒例のゴルフツアーで来名され、6月29日からの4日間、ゴルフをはじめ市立天文台での観望会や市民との交流会などを行ったほか、旭川風連会一行10人がふうれん白樺まつりに参加されるなど、ふるさとでの交流を深めていただきました。

自治体スクラム支援会議による南相馬市との交流については、「なよろ夏季林間学校」として、児童の受入事業を実施しました。

南相馬市の小学5・6年生21人と引率者2人が7月22日から28日までの1週間本市に滞在し、施設見学やへっちゃんLANDにおける野外体験学習を通じてのびのびと活動したほか、市民と

の交流も深めました。今後もさらなる支援と交流のため、事業を継続してまいります。

国際交流については、名寄・リンゼイ姉妹都市友好委員会が主体となり、姉妹都市提携40周年を記念して6月18日から9日間、公募を含む市民訪問団14人でリンゼイを訪問し、互いのまちの発展祈念と、長年に亘る交流の絆を深めました。

ドーリンスク市との交流については、9月6日からの友好市民訪問団の派遣に先立ち、7月23日に稚内市において、サハリン州自治体との交流推進団体情報交換会を開催し、稚内市、猿払村、天塩町の交流推進団体と交流の現状と課題などについて情報交換を行いました。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

5月に天塩川周辺13市町村で設立した「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」は、6月28日に音威子府村で第2回協議会を開催し、事業計画案を確認しました。また、この事業計画に基づき、杉並区をターゲットとする移住モニターツアーの一環として、8月3日から7日まで杉並区で開催された第59回阿佐谷七夕祭りにおいて、天塩川周辺13市町村のPRを行いました。

次に、病院事業について申し上げます。

本年4月から6月までの第1四半期における一般科の患者取扱い状況については、入院患者数が延べ2万1,860人で前年比119人の減、率にして0.5パーセントの減少となっています。また、外来の取扱い患者数は、4万5,592人で前年比1,207人の減、率にして2.6パーセントの減少となっています。

医業収益については、一般科と精神科を合わせた入院収益は11億4,226万9千円で、前年比5,516万8千円の増、率にして5.1パーセントの増加となっています。また、外来収益は4億6,457万9千円で、前年比1,660万6千円の増、率にして3.7パーセントの増加となっています。

この結果、入院収益と外来収益の合計額は、16億684万8千円となり、前年比7,177万4

千円の増、率にして4.7パーセントの増加となっています。

これは、入院・外来患者数とも前年比で減となっていますが、診療報酬改定などによる影響によるものです。

次に、精神科病棟改築事業について申し上げます。

現在の駐車場敷地内に、精神科病棟のほか、デイケア、精神科、眼科、麻酔科の各外来、体育館、研修室、図書室、訪問看護ステーションなどを整備するとともに、屋上にはヘリポートを設置して、将来の救命救急センターの取得を目指します。

現在、実施設計を進めており、12月中旬着手を予定しています。

次に、災害医療連携及び友好姉妹病院の協定について申し上げます。

地震、津波、台風等による災害が発生し、被災病院独自では十分に患者の身体・生命の安全など、応急措置に対応できない場合に備えて、8月31日に札幌市で北海道保健福祉部立ち合いのもと、道南、道央、道東の拠点病院である市立函館病院、砂川市立病院、市立釧路総合病院と、道北の拠点病院である名寄市立総合病院の間で、「災害時等における病院間の相互支援に関する協定及び友好姉妹病院調印式」を行いました。

今後、4病院間では、災害時の医療支援はもちろん、医療資源の有効活用、医療情報の共有化、職員の研修派遣なども行い、地域医療の充実に努めてまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

本年度から新たに風連日進保育所活用事業として、5月以降毎月1回、休所中の日進保育所を活用した「親子お出かけバスツアー」を実施しており、集団遊びや地域の老人クラブとの交流を行っています。9月には収穫祭、運動会を予定しており、日進地区との交流を一層進めてまいります。

また、5月21日には世代間交流事業として、市立天文台において「金環日食鑑賞ツアー」を実

施しました。早朝にも関わらず多くの市民と市内保育所児童が参加され、神秘的な天文現象を鑑賞しました。

青空保育については、6月から9月まで毎月1回浅江島公園、大学公園などを活用した親子の遊びの場を提供しています。

今後とも、子育てに優しい・子育てしやすい施策の推進に努めてまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

戦没者追悼事業は、実行委員会を組織して7月10日に実施しました。追悼式は市民文化センターを会場に、御遺族をはじめ約200人の参列のもと、厳粛に執り行いました。

また、第56回を迎える平和音楽大行進では、15団体の力強い演奏を多くの市民が楽しむとともに、悲惨な戦争が繰り返されないよう願いが込められました。

次に、高齢者の福祉施策について申し上げます。

本年6月に介護基盤緊急整備等特別対策事業の内示を受けた市内一般社団法人による、登録定員25人の小規模多機能型居宅介護事業所については6月下旬に着工され、10月中旬完成予定となっています。

次に、再生可能エネルギーについて申し上げます。

我が国において、地域温暖化対策やエネルギー安全保障の強化、さらには、経済成長への一翼として期待が高まる再生可能エネルギーについて、本市においても、その利活用の可能性などについて調査・検討するため、8月13日に庁内横断的な検討組織を立ち上げたところです。

今後、コンサルタントや市内関係者などの助言を受けながら、本市の特性を踏まえた再生可能エネルギーの利活用について、年度内に方向性を検討してまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

本年1月から6月までの上半期における火災及び救急・救助出動状況について申し上げます。

火災件数は7件で、前年比2件の増、火災種別では、建物火災が7件となっていますが、死者・負傷者の発生はありません。

救急件数は510件で、前年比36件の減、事故種別では、急病が299件、一般負傷57件、転院搬送84件、交通事故30件、その他40件となっています。

救助件数は19件で、前年比6件の増、交通事故によるもの10件、その他8件、水難1件となっています。

火災予防については、4月から7月末までに一般住宅482世帯と高齢者住宅221世帯の防火訪問を実施し、住宅防火の指導と併せて住宅用火災警報器の設置推進に努めています。

消防事業については、現在、風連消防団第二分団車と第三分団車の更新を進めており、地域防災の要である消防団の充実・強化を図ってまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

本年度の防災訓練は、7月12日に参加者120人で行いました。訓練内容は、智恵文八幡地区の一部が土砂災害警戒区域に指定されたことから、本地区での災害を想定し、名寄庁舎に本部を設置、市職員の指揮所訓練を実施した後、町内会に避難勧告を伝達して避難訓練を開始するとともに、陸上自衛隊第3普通科連隊による災害時要援護者の搬送訓練、名寄警察署と名寄市交通安全指導員会による避難誘導訓練、消防団第4分団による土のう作成訓練及び備蓄、名寄建設業協会による大型土のう設置訓練、名寄市災害救助活動協力会による災害救出訓練、名寄アマチュア無線クラブによる通信訓練、株式会社エフエムなよろによる緊急割込み訓練を行いました。

また、防災研修として八幡会館を主会場に旭川建設管理部の土砂災害対処のDVD視聴、旭川地方気象台による気象と土砂災害の講話、消防署によるAED実演を実施し、防災意識を高めていただきました。

次に、スクラム支援会議について申し上げます。

杉並区、名寄市などで構成する自治体スクラム支援会議の第6回会議が7月28日に南相馬市を会場に開催されました。今回から、新たに東京都青梅市と福島県北塩原村が加わり、南相馬市への継続した支援と災害時の相互支援に関する条例などについて協議するとともに、オブザーバーとして参加した中川防災担当大臣に基礎自治体間の水平的支援に対する法整備について要請しました。

なお、条例の考え方については、これまで協定に基づいて行ってきた被災地の支援を自治体の業務として位置付け、財政支出などの法的根拠を明確にし、いざという時の救助要請や被災地支援を迅速かつ効果的に行うことを目的としており、今後、議会とも相談してまいりたいと考えています。

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故のない住みよいまちづくりのため、市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、「交通死亡事故ゼロ」を目標に、市民一丸となって交通安全運動を進めてまいりました。しかし、残念ながら7月18日、交通死亡事故により尊い命が失われ、平成20年9月19日から続いた「交通死亡事故ゼロ」の記録が、1,400日を目前に途絶えたところです。

このような痛ましい事故を繰り返さないよう、関係機関・団体との連携を密にし、交通安全運動を幅広く推進してまいります。

次に、建設事業の発注状況について申し上げます。

8月13日現在における発注状況については、建設・委託事業合わせて112件、事業費で17億984万円、発注率は73パーセントとなっています。

今後も引き続き、早期発注に努めてまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、新北斗団地では、コンクリートブロック造平家建て1棟4戸及びプレキャストコンクリート造平家建て1

棟4戸の住戸全面改善事業を7月に着手し、8月末現在の進捗率は各棟とも約8パーセントとなっています。北斗団地では、昨年9月に着手した建物の8月末現在の進捗率は約66パーセントとなっており、いずれの工事も駐車場整備などを含め11月上旬完成を予定しています。

さらに、北斗団地の本年度分の鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸の建設工事は、平成25年10月の完成を目途に9月着工を予定しています。

また、平成25年度工事に伴う実施設計は8月に着手し、平成25年1月の完了を予定しています。

改善事業では、昨年度から2カ年事業で実施している瑞生団地の水洗化及び生活雑排水整備工事を7月に着手し、9月下旬の完成を予定しています。

また、「名寄市公営住宅等長寿命化計画」に基づく、ノースタウンなよろ団地改修工事に伴う実施設計は7月に着手し、12月の完了を予定しています。

「名寄市住宅マスタープラン」の見直し業務は7月に着手し、庁内の作業部会及び検討会を経て、平成25年1月の完了を予定しています。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園の長寿命化修繕計画に基づく浅江島公園施設整備工事は、7月中旬に石垣の改修及び老朽化した大型木製遊具の撤去を終え、コンビネーション遊具の9月発注に向けて準備を進めています。

市立天文台駐車場については、7月中旬に舗装工事が完了し36台分の駐車スペースのほか大型バスの転回路としても利用が可能になりました。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための配水管網整備工事及び老朽管更新工事については、風連地区では配水管網整備工事1路線、延長250メートル、老朽管更新工事3路線、1,706メートルの工事

発注を終えました。名寄地区では、配水管網整備工事1路線、延長210メートル、老朽管更新工事9路線、延長2,997メートルの発注を終え、今後、配水管網整備工事1路線、延長550メートル、老朽管更新工事2路線、延長250メートルの発注を予定しています。

有効期間満了に伴う量水器の取替については、名寄・風連地区合わせて2,516台の工事を行っています。

また、有収水量向上のための漏水調査業務や、清浄な水道水の供給を図るための配水管洗浄作業を継続して実施しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改築工事については、名寄下水終末処理場における送風機設備ほかの更新工事、風連浄水管理センターCRT監視制御装置の更新工事を行っています。また、雨水管渠新設工事として豊栄川3号幹線、延長167メートルの整備を進めています。

個別排水処理施設整備事業については、名寄地区2基の合併浄化槽が供用開始され、現在は、名寄地区4基、風連地区6基の整備を進めています。今後、両地区合わせて6基の工事発注を予定しています。

次に、道路整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金による道路整備については、19線道路改良舗装工事ほか3路線の継続事業を発注しており、新規事業は9月中の発注に向けて準備を進めています。

また、アスファルト乳剤・焼き砂散布方式による防塵処理工事は、135路線、約23キロメートルを7月下旬に完了しています。

次に、公共交通機関について申し上げます。

バス輸送の充実については、名寄市地域公共交通総合連携計画に基づき、市内循環線の再編によるバスサービスの改善と利用者の増加を目指し、実証実験を行っています。

具体的には、7月1日から従来の東西線と市内

循環線の2路線を、市内東まわり、西まわりに再編し、運行時間帯の拡大、パターンダイヤや利用しやすい車両の導入、JR便との接続など高齢化社会に適応したバス文化の創造と利便性や効率性の高い公共交通サービスの提供を目標に、実証試験運行を実施しているところです。

今後は、乗車状況をはじめ利用者アンケートや聞き取り調査などによる検証作業も併せて取り組んでまいります。

次に、農業農村行政について申し上げます。

8月15日現在の農作物の生育状況については、基幹作物である水稲はもち米、うるち米ともに平年並となっています。

小麦では、秋まき・春まきとも干ばつの影響を受け、収量、品質が昨年を下回る見込みで、現在、調整作業が進められています。

根菜類については、馬鈴しょ及び玉ねぎは平年並となっていますが、てん菜は、干ばつの影響で生育は遅れている状況です。

また、畑作物全般で干ばつの影響が見受けられましたが、7月上旬の降雨により回復の傾向にあります。

次に、有害鳥獣農作物被害防止対策について申し上げます。

8月15日現在で、330頭のエゾ鹿を駆除しており、残滓については順調に焼却処分を実施しています。今後も関係団体と十分連携し、被害防止に努めてまいります。

次に、ヒグマの出没等について申し上げます。

8月に入り、智恵文地区や風連旭地区・東風連地区においてヒグマの足跡の目撃情報が相次ぎ、スイートコーンが荒らされる被害が発生しました。人家付近でも足跡が確認されたことから、市、猟友会、道北なよろ農業協同組合、名寄警察署及び地元町内会による安全対策会議を開催し、早朝及び夜間パトロールの実施や罠の設置など安全対策や被害防止に努めています。さらに、風連地区ではヒグマが出没した4町内会共催の説明会におい

て、情報提供と今後の安全対策等について説明を行っています。

今後とも安全な市民生活の確保に向け関係機関、団体及び市民の皆様と連携し、安全対策に努めてまいります。

次に、畜産振興について申し上げます。

公共牧場については、受精対象牛を中心に名寄市営牧野では5月25日から257頭を、母子里地区共同牧場では、6月4日から78頭をそれぞれ受け入れています。

食肉センター施設の改修工事については、6月1日に着手し、平成25年5月末の完成を目指して、工事が順調に行われています。

次に、葉草・花まつりについて申し上げます。

大橋地区にある独立行政法人医薬基盤研究所薬用植物資源研究センター北海道研究部との共催により、「第2回葉草・花まつり」を6月30日に開催しました。約100人の市民が参加され、日頃あまり目に触れることのない葉草を鑑賞し理解を深めました。

次に、産業まつりについて申し上げます。

地産地消の推進と地場製品の良さを広め、農業・農村への理解と農産物の消費拡大を目的に「第34回なよろ産業まつり」を8月26日、なよろ健康の森を会場に開催し、市民をはじめ多くの皆様に御来場いただきました。

御協力をいただきました関係機関・団体の皆様にお礼申し上げます。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

「基幹水利施設ストックマネジメント事業」弥生地区では、幹線用水路を、「経営体育成基盤整備事業」名寄東地区では、区画整理・用排水路・暗渠・農道を、さらに「ため池等整備事業」クラヌマ排水地区では、排水路をそれぞれ整備しています。

本年度新たに採択された「国営施設機能保全事業」風連地区については、現在、旭川開発建設部により法手続きが進められています。

本事業により、風連ダム、御料ダム及び関係幹線用水路のライフサイクルコストの低減並びに風連地区における幹線用水路からの漏水が解消され、営農の安定化につながるものと期待しています。

次に、商工業について申し上げます。

地元金融機関による7月調査時点の管内における景気動向が発表され、DI値で見る前期の業況については、依然厳しい状況にあるものの、前年同期比・前年比ともに改善されており、若干停滞感から脱却していると分析されています。次期の見通しでは、稼働期を迎えることから今期よりも全体的に売上・収益ともに改善すると予想されていますが、業況については依然厳しいと予想されており、経営環境について明るい見通しは持てない状況が窺えます。

一方、市の設備資金融資制度の利用状況をみると、本年度8月末までの利用実績は7件、投資事業費4,530万円で、前年同期比では、件数、事業費ともに大きく上回っており、明るい兆しも伺えます。

次に、（仮称）複合交通センターについて申し上げます。

（仮称）複合交通センター整備事業については、平成25年4月の供用開始に向けて工事が進められており、進捗率は8月末現在で49.9パーセントとなっています。

開設後のイベントスペースなどの利活用や、中心市街地の賑わい創出については、なよろ観光まちづくり協会や商工会議所など入居予定の団体や市民会館の利用団体などと協議を進めています。

施設の名称については、先に公募を行い、一般市民をはじめ道内外から200点以上の応募をいただいた中から、庁内で選考し『駅前交流プラザ「よろ一な」』に決定させていただきました。

また、一体的に整備を進めている民間商業施設については、8月6日にオープンとなりました。

年次計画で進める商店街ファサード整備事業については、本年度整備を行う「名よせ通り商店

街」から整備計画書が提出され、11月の完成に向けて工事が進められています。

引き続き、行政と民間との一体的なハード整備等を通じて、中心市街地の賑わい創出を目指してまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

来春の新規高卒予定者の求人が、就職希望者率が増加している中、依然として厳しい状況を踏まえ、「高校生のための企業見学会」が公共職業安定所、上川総合振興局、上川教育局と地元自治体の連携により、管内4市において開催されました。7月19日の本市の見学会には、高校生47人が参加し、王子板紙、西條百貨店などでの体験を通じ、就職への意欲を高めました。

また、8月23日には、企業18社が参加した企業説明会がグランドホテル藤花において開催されました。市内をはじめ近隣の高等学校から100人が参加し、各企業の経営理念、求められる人材などについて学ぶ良い機会となりました。今後も関係機関などと連携し、就職活動の支援に努めてまいります。

次に、観光キャラクターについて申し上げます。

「星ともち米」をテーマに一般公募を行った観光キャラクターについては、名寄市観光交流振興協議会幹事会において5月1日にデザイン、6月29日にはネーミングの選考をいただき、「なよろう」に決定するとともに、8月26日の産業まつりにおいて着ぐるみを初披露しました。今後は、子どもからお年寄りまで愛着をもってもらえるよう、市内のイベントや町内会の活動などにも無料で貸し出しを行います。

また、市内事業者の経済活動等においても「なよろう」が一役を担えるよう商標登録を行ってまいります。

次に、名寄市観光交流振興協議会事業について申し上げます。

観光振興計画の目標のひとつである、市民の満足度アップを目指すためには、市民自らが地域の

魅力を理解し、資源の改善点などを検証する必要があることから、6月30日に開催された「葉草・花まつり」と、市内に自生する野の花スポットとして比翼の滝を見学する「第1回市民地域資源モニター検証事業」を実施しました。

今後も春夏秋冬の「市内いち押しスポット」など、季節毎にテーマを掲げモニター検証事業を実施する予定です。

次に、御当地グルメPR事業について申し上げます。

観光客の動機付けとなる「食」の開発・提供については、名寄地方で昔から愛されているジンギスカンの食べ方に注目し、「なよろ煮込みジンギスカン」と銘打って、7月4日午前6時以降、市内飲食店6店舗で提供をはじめており、市外からのお客様にその味を堪能していただいています。

また、7月6日から8日までの3日間、札幌ドームでの北海道日本ハムファイターズ3連戦において開催された「なまらうまいっしょ！グルメグランプリ」では、来場者投票で第3位に入賞し、「なよろ煮込みジンギスカン」を広くPRすることができました。

今後は、B-1グランプリに出場するため、組織強化を図り「第746煮込みジンギスカン艦隊」による各イベントでのPRなど、御当地グルメによるまちづくりを積極的に進めてまいります。

次に、ひまわり観光について申し上げます。

昨年に引き続き、道立サンピラーパークのひまわり開花に合わせて、映画ロケセット付近での撮影風景のパネル展示や臨時の観光案内所の設置、8月9日から22日までのひまわり畑のライトアップ、ひまわり畑のガイドマップ作成など観光ホスピタリティの向上に取り組みました。

また、昨年公開された映画「星守る犬」の効果として、映画を観賞した道外2組のカップルが、サンピラーパークにおいて、ひまわり結婚式を行いました。

さらには、旅行エージェントによる旅行商品も

企画され、その一つとしてJR北海道が主催したツインクルバス向日葵号は、7月28日から8月26日の約1カ月間にわたり、毎日ツアーが実施されました。

次に、観光客消費拡大クーポン事業について申し上げます。

8月から10月に本市を訪れる日帰り観光客などを対象に、市内31カ所の店舗・施設で利用できるプレミアム付きクーポン券を市内4カ所で販売し、市内での消費拡大を図っているところです。

次に、合宿受入事業について申し上げます。

女子栄養大学の実践的調理技術習得カリキュラムの一環として、本市の特産品である「もち米」「ひまわり油」などを活用した新商品開発に取り組んでいただきました。

8月24日に、開催した名寄市観光交流振興協議会幹事会では、学生が開発した成果品の試食と意見交換を行い、学生にとっても本市にとっても実り多い場となりました。

次に、イベント関係について申し上げます。

「なよろアスパラまつり」は、6月3日に名よせ通り特設会場において開催されました。市内で活動する団体のステージイベントやアスパラガス、なよろブランド商品をはじめとする物産販売、さらにはなよろ煮込みジンギスカンと滝川市の松尾ジンギスカンとの「夢のジンギの共演」と称した特別企画も実施され、多くの市民が祭りを楽しみ、街中に賑わいが生まれました。

「ふうれん白樺まつり」は、6月16日、17日にふうれん地域交流センター及びふうれん望湖台自然公園で開催され、バンド演奏や歌謡ショー、さらには田中良杉並区長をはじめ、杉並区高円寺阿波おどりにも参加をいただき、大いに盛り上げていただきました。

名寄の夏を彩る「てっしフェスティバル」は、7月29日に天塩川曙橋下流河川敷で開催されました。風連御料太鼓の勇壮な演奏をはじめYOSAKOIチームの演舞、ライブコンサートやフィ

ナーレを飾る花火などの多彩な催しに約1万人の来場者で賑わいました。

第34回を迎える「風連ふるさとまつり・風舞あんどん」は、8月13日夜、15団体16基の行燈がJR風連駅前通り特設会場などを練り歩き、多くの市民が夏の風物詩を堪能しました。

次に、学校教育について申し上げます。

6月18日に、第1回名寄市教育改善プロジェクト委員会を開催し、市内小中学校の校長と教頭、教諭ら合わせて64人を委員として委嘱しました。この委員会では、児童生徒の「生きる力」を育むために、5カ年計画で研究を進めてまいります。特に、向こう3年間は、「確かな学力」の育成を図るために、実践的で効果の上がる方策を構築し、市内小中学校で共通理解を図りながら取組を進めてまいります。

本年度から、北海道教育委員会が試行実施する「学校力向上に関する総合実践事業」では、指定校の名寄小学校が、基礎・基本を習得させる教育課程・指導方法の工夫、放課後や長期休業中などにおける補充的指導などの取組を進めています。また、近隣校の名寄南小学校、名寄西小学校、風連中央小学校と連携して初任者研修を実施するなど、教員育成のための新たな仕組の構築に着手しました。

今後、教育改善プロジェクト委員会では、この総合実践事業と市内の小中学校が一体となって進める学力向上の取組とを連動させながら教育研究を進めてまいります。

名寄市街地区における小学校の適正配置については、新校舎の建設に必要な耐力度調査を実施していますが、今後は基本設計を行い建設に向けた準備を進めてまいります。

また、旧風連中学校解体緑地工事については、当初予定していた本年度の社会資本整備総合交付金の財源措置が厳しい状況にあることから、地域の安全・安心に配慮し、解体手順や年度間の事業割合を含めて検討してまいります。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

大学図書館整備の基本構想・基本計画については、7月に策定支援業務の委託業者を公募型プロポーザル方式で選定し、8月7日に開催した学内関係者等による第1回大学図書館基本計画検討委員会では、求められる大学図書館像と検討課題、策定スケジュールなどについて審議を行いました。今後も引き続き、策定を進めてまいります。

7月21日と8月18日に入学を希望する高校生と保護者を対象にオープンキャンパスを実施しました。参加者数は、高校生が464人で前年比114人の増、保護者が220人で前年比10人の増となりました。また、本年度はオープンキャンパスに合わせて、市外から参加された保護者を対象に都市施設巡りのバスツアーを実施し、本市の住み良さへの理解を深めていただきました。

道北地域研究所は、「地域資源を利用したまちづくり」を統一テーマとして、第1回目の市民公開講座を7月25日に開催し、釧路短大の岡本匡代准教授に「シカを食べる」をテーマに講演いただき、地元をはじめ近隣の農業者、自治体関係者49人が参加し、食品としてのシカ肉の有効活用について学びました。

昨年度に引き続き、特別支援学校教諭免許状の取得につながる免許法認定公開講座を7月31日から8月11日までの12日間にわたり関係機関の協力を得て実施しました。本年度は、その一部を文部科学省の特別支援教育に関する教職員などの資質向上を図る委託事業として行い、市内小中学校及び高等学校の現職教員をはじめ保育士、看護師延べ49人が受講され、先進的な教育理論や教育実践の講義に熱心に取り組まれました。

また、臨床倫理の知識を深め患者や家族に対するケアの向上を図ることを目的に、名寄市立大学看護学科と名寄市立総合病院看護部の共催による看護セミナー「臨床倫理セミナー in 上川北」を8月19日に開催し、看護師をはじめ保健医療関係者80人が参加しました。

今後も、学生確保対策の充実と名寄市立大学の専門性と特色を生かした地域貢献活動の取組に努めてまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

食中毒防止対策として実施した学校給食食材供給施設の厨房内冷房機設置及び換気扇修繕により、さらに安全で安心な米飯やパンの提供が可能となりました。また、給食で使用している食器についても10年が経過していることから、2学期から更新を行っています。

毎年実施している名寄市立大学生の給食経営管理実習については、栄養教諭が中心となり、6人の学生を6月25日から29日までの5日間、学校給食センターと中名寄小学校で受入を行いました。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

7月11日に社会教育委員の会に対し、第2次社会教育中期計画について諮問しました。社会教育委員の会では、策定委員会を組織し、本年度中の策定に向け検討を進めています。

市民講座については、「なよろ入門」「ペンスケッチ教室」を開催し、延べ150人の市民が受講しました。また、高齢者を対象に開学している名寄ピヤシリ大学においても、一般市民を対象とした公開講座を2回開催し、延べ160人が受講されました。

本市の短い夏を締めくくる市民盆踊り大会は、昨年が雨天中止のため、2年ぶりの開催となりました。8月14日、15日の両日で、子ども盆踊りに約450人、仮装盆踊りの個人の部に5人、団体の部に6組の参加をいただき、延べ2,200人の人出で賑わいました。実行委員をはじめ、御協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

次に、市立図書館について申し上げます。

6月には子どもの読書普及のため、絵本の読み聞かせを行っているボランティア団体と初めて会議を行い、読み聞かせの活動状況や連携について情報交換を行いました。また、7月4日には読み

聞かせボランティア団体の会員を対象とした講習会を実施しました。

7月18日には、北海道立図書館の市町村支援事業を活用し、智恵文小学校で「ブックフェスティバル」を開催しました。子どもたちは体育館の床に広げられた約800冊の絵本や児童図書に囲まれ、絵本の読み聞かせなど、楽しいひとときを過ごしました。

夏休みには、本館、分館において「一日司書体験」や「夏のおはなし会」「夏の工作」などの事業を行い、大勢の子どもたちが参加しました。

今後も、全ての世代に、本に親しみやすい環境を提供するとともに、家庭や地域における読書活動の推進に力を注いでまいります。

次に、市立天文台について申し上げます。

本年度は、金星による天文現象が多く見られ、6月6日の太陽面通過の現象では、パリ天文台と北海道大学が連携し、日本で唯一となる観測研究が行われました。

7月には、移動式天文台車ボラリスⅡ号が復活し、智恵文小学校4年生を対象とした夜間観望授業をはじめ、7月9日からの5日間は、被災地支援で福島県南相馬市に派遣しました。南相馬市では、小学校6校で子どもたちに天文授業を行うとともに、市民を対象に夜間観望会を開催するなど、多くの方に感動を与え、復興に向けて心の支えになると地元テレビをはじめ各種メディアでも大きく取り上げられました。

夏休みには、スクラム支援会議構成自治体が連携して実現した企画として名寄市、杉並区、福島県南相馬市の小学5・6年生を対象に、全国初となる四元中継でハワイからの天文講義を行いました。地元44人を含む124人の児童が参加し、国立天文台ハワイ観測所の林左絵子准教授から「ハワイから見える宇宙」をテーマに講義をいただきました。

また、星と音楽をコンセプトに「きたすばる星と音楽の集い」を8月18日と19日の両日に開

催し、延べ700人の参加をいただきました。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

（仮称）市民ホールについては、現在進めている基本設計に関して、パブリック・コメント手続条例に基づき6月26日から7月25日までの間、市民の皆様から御意見を伺いました。今後の管理運営など、頂いた御意見を参考にしながら進めてまいります。

また、開館後の施設管理は、既存の市民文化センターと併せて市の直営を基本に行いますが、ホールの音響、照明などの特殊な技術業務や自主企画などの芸術文化振興事業、情報発信事業の業務については委託に向け、今後、公募による委託候補事業者の選定を行ってまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

7月21日から8月26日まで、特別展「天塩川～営まれてきた人と魚の暮らし」を開催し、北海道遺産に選定されている天塩川のプロフィールや流域の歴史に深くかかわる自然、人との関わり、生息する川魚などを展示・紹介し、1,800人余りの方々に観覧いただきました。併せて行った講演会では、二人のパネラーから天塩川との関わりや、さらなる魅力を語っていただきました。

また、8月7日の夏休み企画「北の鉄道遺産巡り」では、北海道文化財保護協会と共催し、SL排雪列車「キマロキ」の見学、市内に残る鉄道や駅の形跡などの鉄道遺産巡りを行いました。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

家庭教育支援講座として、子育て支援センター「さくらんぼ」との共催事業「親子ふれあい体操」や保育士、栄養士や歯科医を講師とした「子育て教室」を開催し、家庭教育に関する必要な知識・技術の向上を図っています。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

第40回を迎える名寄～下川間往復駅伝競走が6月3日に行われ、フルコースの部に19チーム、ハーフコースの部に34チームが参加し、全道各

地から集まった選手が力走を見せました。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

子ども会育成連合会と共催事業のリーダー養成事業「わくわく！体験交流会」には21人の児童が登録し、第1回目は6月23日に市民文化センター屋外において飯ごう炊飯を行い、第2回目は7月7日から1泊2日で道立トムテ文化の森にて、キャンプなどの野外体験や集団生活の中でリーダーとしての心構えなどを学びました。

第23回を迎える野外体験学習事業「へっちゃんLAND」は、南相馬市の児童を迎え、事業名を野外体験学習・交流事業「へっちゃんLAND 2012 with 南相馬キッズ」として実施しました。市内の小学4・5年生37人と南相馬市の小学5・6年生21人が参加し、7月26日から2泊3日、道立トムテ文化の森キャンプ場を中心に交流を行いました。市民ボランティアや学習協力者、市内教員協力者のサポートをいただき、ふうれん望湖台自然公園での水上体験やキャンプファイヤーなどを体験した子どもたちは、集団生活を通じてたくましく成長し、かけがえのない思い出を作ることができました。

杉並区との都会っ子体験交流事業は、市内の小学4年生から6年生25人と杉並区の小学4年生から6年生までの25人が参加し、7月28日から31日までは名寄会場、8月5日から8日までは杉並会場において、それぞれ3泊4日の日程で相互交流が行われました。大学生ボランティアをリーダーに班行動を通して、お互いに協力し合い、友情を深めることができました。

次に、児童館・児童クラブについて申し上げます。

名寄市児童センター、風連児童会館及び南児童クラブ、風連児童クラブにおいては、児童が楽しく過ごすことのできる夏場のイベントとして、ブレイクダンス教室、バス遠足、七夕会、児童センターまつりなどの多様な企画をそれぞれ実施しました。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

ハートダイヤルにおいては通常の電話や面談による相談対応をはじめ、月2回開設している夜間相談日にレクリエーションを取り入れ、相談業務の充実を図っています。また、適応指導教室においては5人の児童生徒を受け入れ、登校支援指導に取り組んでいます。

次に、青少年センターについて申し上げます。

青少年センターでは、名寄地域において日常の巡視活動と名寄祭りなどの特別巡視を行っていますが、6月から風連地域においても定期的に実施しています。

また、北海道青少年健全育成条例に基づく立ち入り調査として、成人向け雑誌・DVDなどを取り扱うコンビニ、書店、ビデオレンタル店への陳列などの指導、携帯電話販売店へのフィルタリング機能徹底の依頼、カラオケ店への青少年利用の指導など、市内全29店舗の訪問指導を行っています。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時28分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第1号 駅前交流プラザ「よろ一な」条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 駅前交流プラザ「よろ一な」条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

当該施設は、（仮称）複合交通センターとして名寄地区都市再生整備計画に基づき、JR名寄駅

横に市民の交流の推進並びに交通機関の利用者の利便性を図るとともに、観光情報を発信をし、にぎわいを創出することにより商工業の発展及び中心市街地の活性化に寄与することを目的とした施設として、平成25年3月に完成、同年4月のオープンを目指し建設が進められております。このほど当該施設の名称を公募したところ、全国から200点以上に及ぶ応募をいただき、さきに庁議において駅前交流プラザ「よろーな」に決定をいたしました。当該施設は、これまでこの地区になかった市民の立ち寄り機能を有しており、公共交通利用者の利便性や商工業及び地域の活性化を図るべき施設として多くの市民及び観光客に愛され、親しまれ、利用しやすい施設となるよう整備をしてまいります。

利用者から徴収をする利用料金等につきましては、市民会館の代替施設としての位置づけから、市民会館での料金及び新施設でのコスト計算を参考に設定をいたしました。施設の管理運営につきましては、維持管理に係る経費の算定及び課題を整理をするため、当分の間名寄市が直営で行う予定をしております。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） 今回の新規の建物の設置にかかわる設置条例の提案というふうに思いますけれども、この間の議論の中で市民会館の代替施設である、あるいは経済センターという位置づけの中で、入居がそれぞれ予定されている団体があったというふうに思います。その関係について今回の条例案には含まれていないのではないかと思います。建物全体が地方自治法第244条で言う公の施設であるというふうに思いますし、そういう意味では入居の団体の扱いも含めた設置条例の制定が必要ではないかと思いますが、今提案の

条例案にはそれが含まれていませんけれども、なぜなのかお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 今奥村議員のほうから入居団体のことについて御質問あったかと思うのですが、この施設については議員も御存じのとおり公の施設として名寄市が設置をしようとするものであります。機能としては、提案理由にもありましたけれども、観光インフォメーション、それから消費者センター機能、それからバスターミナル、経済センター、それから市民会館の貸し会議室機能、にぎわいづくりを含めたスペースをあわせ持った複合的な施設となっております。他の自治体の例によりますと、今議員から御指摘もありましたけれども、例えば北海道立道民活動センター、いわゆるかでの2・7、それから道立総合体育センター、北海きたえーる、ここにはかでの2・7については15を超える福祉団体が現在入居をしております。北海きたえーるについても北海道体育協会ほか単協が数多く入居をしておりますけれども、どの条例を見ても入居団体の名称をうたっている事例は見当たりませんでした。特に首長の責任で公の施設にそれぞれの団体が入居していただいているという判断で、今回のよろーなの設置条例につきましても入居団体の名称については載せていないということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） ちょっとよくわからないのですが、首長の責任で入居をしてもらうのだという今の答弁だったと思いますけれども、何を根拠に首長が入居させることができるかということについてお知らせをいただきたいというふうに思います。

入居の方法というのはいろいろあるのだと思いますけれども、ほかの例はともかく名寄市として先ほど高橋経済部長がおっしゃいましたように、さまざまな今回の議論の中で目的を持って複合の

公共の用に公の施設をつくるという中でいえば、そこにしっかり入居する団体、10や15もあるわけではありませんから、明記をした中で入居をしていただければいいのだというふうに思います。この間議論に出てきている入居の団体とは、その辺についてはどういった話で今後の入居について話されているのでしょうか。先ほども言いましたように、法的な根拠も含めてお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 1つは、先ほども言いましたように例えば商工会議所については商工業の振興、あるいは中小企業の育成支援、そういった目的もあります。それから、消費者センター、消費者協会については消費者行政、あるいはNP〇なよろ観光まちづくり協会においては観光振興といった行政の一部を担っていただいている部分もあるということで入居をしていただくこととなります。そういうことで御理解をしていただきたいというふうに思いますし、先ほど議員おっしゃられていた地方自治法の244条の規定がありますけれども、これも市長の担当事務ということで、先ほど私が言いましたように首長の責任で入居していただくということで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 行政の一部を担ってもらうということで市長の責任において入居していただくのだということは、市の事務所として使うという、そういうことになるのでしょうか。公の施設の一部を市役所の事務所として使う、そういったことなのか、その辺についてもう一度お伺いをしたいのと、公の施設に入るに当たって担当事務だよということで話ありましたけれども、実際の業務をする以外の者が事務所として使うのであれば、貸し付けという考えになっていくのではないかとこのように思うのですけれども、その点に

ついてもう一度お伺いをします。もし貸し付けということであれば、当然契約をするということが必要だというふうに思いますし、その場合の賃借料が発生してくるのではないかとこのように思います。そういったことについてそういう考えになっていくのかどうかお伺いをしたいと思います。

もう一点、商工会議所が入るに当たって、平成22年8月の議員協議会の資料の中に経済センターの設置をということで強く要望がされて、それを受けて市として経済センターが必要だという判断をしながら、今回の施設を建てたということでもありますけれども、その中で整備に対しての建設協力金を負担することを条件に事務所移転の要望が出されていて、それを受けてというふうに資料にも記載をされています。その点についてもどうなっているのか、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 奥村議員のほうからは、公の施設の中に事務所機能も含まれているということでの条例提案にならないのかということがまず1点目の御質問かなというふうに受けとめています。基本的には、高橋経済部長のほうからお答えしたとおりなのでありますけれども、1点目の整理といたしましては、これは行政財産ということになります。行政財産につきましては、地方自治法の定めによりまして地方自治体が所有する財産を公有財産というふうに位置づけられておりまして、この公有財産の中に行政財産と普通財産があるという位置づけであります。その行政財産の中にまた分類されるのが公共用財産と公用財産というふうに分類化されまして、公共用財産という財産の概念は基本的に公の施設ということで、市民が共同で利用する施設を指すというふうにお考えをいただければというふうに思います。平たく言うと貸し館に当たる、使用料等を定めるものがそれに当たるというふうにお考えをいただければというふうに思います。もう一つ、公用財産というのは、

基本的に当該地方公共団体が事務事業に供する財産ということで、これは一般的には事務所機能を指すものというふうに考えているところであります。今般の条例の提案につきましては、2つの財産が混在しておりますけれども、今回の施設には2つの財産混在しているというのは公共用財産と公用財産であります。地方自治法の244条の2に規定されているのは公の施設ということで、これは条例化をすることが明示されておりますので、この公の施設にかかわる部分については今回の条例提案をさせていただいたという点が主な趣旨でございます。さらに、高橋経済部長が前段御説明いたしましたけれども、きたえーるやかでる2・7の説明の中でも公の施設に入っている事務所については、これは首長の担当事務ということで、公の施設の条例の中には組み入れていないというのが一般的な例でありますし、そのこの区分をしっかりとした上での今回の提案ということで受けとめていただければというふうに思います。そういう面では、今回の公用施設ということで、事務所機能を持ち合わせた施設ということで市長の担当事務の中での処理を考えているということでありまして、この使用に当たっては貸し付けではなくて、使用に当たっての一定の取り決めをさせていただいた上で御使用いただくということになります。使用に当たっての根拠につきましては、それぞれが地方自治法157条に定めのある公共的団体であるということがまず1点でありますし、公共的団体の中でもそれぞれが目的にしております事業が行政が進める行政業務と連動している業務ということで、市の業務と連動した事業を展開をしていただくということを前提に使用していただくというのが考え方の中にあるということで御理解をいただきたいというふうに思います。これは、2つ目の御質問についての答えであります。

さらに、3つ目でありますけれども、商工会議所から建設に係る負担金をということでの話であります。この件につきましてはさきの議会、そ

の当時の議会でお答えしたとおりでありまして、この点についてはそういうふうにお答えをさせていただきたいというふうに思います。

以上、答弁にかえさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 他にないようなので、質疑をさせていただきます。

駅前の交流施設よろ一な、本当に久方ぶりの駅前の空白地域をしっかりと形にして、中心街の活性化だとかにぎわいづくりに大いに期待をされておりました。あと半年後、どういう結果に出てくるのか来春を非常に楽しみにしている一人でございますが、今奥村議員との関連やそのほかも含めて二、三ちょっと今回条例提案されたに至る経過などについて、条例提案された本体についてはまたいろいろと付託をされていくのでしょうから、できるだけ割愛をさせていただきますが、それまでに至る経過について今のやりとりは十分理解ができないので、もう少し質疑をさせていただきたいと思います。1つは、今久保副市長なり高橋経済部長がお答えをいただいたところでいま一つなぜかというところがわからないのですけれども、自治法149条7項の首長の担当事務の部分の入居団体にかかわる部分と、いわゆる一般市民が利用する会議室等の分け方の位置づけ。一つの施設ではあるけれども、そういう行政とのかかわりであえて分けて、一般市民にかかわるものだけの提案になったということがなぜそういう分け方をしなければならないのかということがよく伝わってこないのです。私も一通り、十分法の理解はいいないかもしれませんが、なぜ分けなければならぬというところあたりが今のやりとり聞いてよくわからないのです。建てて、来春オープン以降は全ての建物を維持管理をされていくわけです。もちろんランニングコストは当然のことながら、利用料、使用料もいただきながら、あるいは起債の償還にかかわる財源なども含めてそれぞれ維持管理をしっかりしていかなければならな

いのですが、そういうことからするとあえて分けて考える意味合い、あるいは行政とのかかわりの強弱によってこちらはこちら、こちらはこちらと。こちらは市長の担当事務と、こちらはいわゆる条例でというところがよく伝わらないなという感じがします。消費者センターについては、明らかに市の直営業務の嘱託を受けながら雇用して、直接的なサービスを展開をする、あるいは消費者センターの中身もほとんどがそれにかかわる業務が多いのですけれども、会議所は独自に会議所法に基づいて商工業の振興だとか、あるいは住民の福祉などを含めて、いわゆる会員のために、結果として間接的に地域への貢献ももちろんあることはあるのでしょうけれども、性格はやっぱり違うなという感じがしております、それをごったに、とりあえず条例で定めるものと定めないものと分けるということについては、なぜ分けなければならぬのかということところあたりがちょっとよく説明がついていないなという感じがします。

それで、入居団体との協議の経過についていま一つしっかり伝わってこないもので、その経過についてもお知らせをいただきたいなと思います。

それと、もう一つ、どちらにしても施設は建物1つですから、このよろ一なは。決まればよろ一なということなのですが、維持管理の数字についてこの間議員協議会だとか常任委員会なんかでもいろいろ聞いていますけれども、きょう本会議なので、改めて建設資金4億円強、それで交付金だとか、あるいは短期のお金なども含めてもう一度建設資金にかかわる数字の確認と、それから維持管理にかかわる数字の確認を各団体と、あるいは利用者の利用見込みなども含めてどのぐらいかかるのか、少し御提示をお願いをしたいなというふうに思います。

平成18年の自治法改正で、行政財産の貸付範囲という問題かなり広がったということで、従前目的外利用でないかということも含めていろいろ法の改正があつて、有効に活用するということ

などについては私も理解をしていますので、極端な話、市役所の中でもどこかスペースがあれば、風連庁舎もそうですが、一般に開放するということなどについてもいろいろ可能になっているというふうに理解はいくのですが、いずれにしても条例、規則に基づいてやっぱり制定をしっかりと分けをしないとだめではないのかという感じで私は受けとめておりますから、そこの基本的な考えについてお知らせをいただきたいなと思います。

○議長(黒井 徹議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時51分

○議長(黒井 徹議員) 再開いたします。

まだ協議のほうちょっとかかるようなので、13時まで休憩をしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長(黒井 徹議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋経済部長。

○経済部長(高橋光男君) 午前中熊谷議員から何点か御質問受けましたので、私のほうから簡潔にお答えをしたいというふうに思います。

まず、1点目のなぜ分けたのかということでございますけれども、先ほどの午前中の奥村議員の質問に久保副市長がお答えしたように、1つは不特定多数の方々が利用する貸し室機能を持った部分、いわゆる公共の部分、それから事務所機能を有している公用の部分、この部分については設置条例の第1条に目的が記されていますけれども、入居予定の4団体については設置条例の第1条に合致するふさわしい団体というふうに私も認識をしておりますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

それから、2点目の入居を予定されている団体、

それから利用を予定されている団体の話し合いの経過はどうなっているかということなのですが、平成23年度から今までに合計8回にわたって各入居予定の団体と、それから利用を想定される団体との話し合いをさせていただきました。その中では、イベントを通じてのにぎわいづくりの問題だとか、あるいは市民会館の代替施設としての今般の施設でありますから、当然使用料のことも含めて決まっていますけれども、おおむね代替施設としての利用料金、市民会館を基準にした利用料金になるのではないかという話をこの間させていただいているところであります。

それから、ランニングコストの関係ですけれども、当然施設を運営することによって光熱水費等かかっていくわけでございますけれども、商工会議所についてはこの部分についても御負担をいただくということで御理解をいただいておりますので、御報告をさせていただきたいというふうに思います。ランニングコスト自体は、コンサルが出したのもございますけれども、まだ動いていないものですから、実態的に幾らかかるとはこの場ではっきり額については明示はできませんけれども、月々の実費分については納めていただく方向で協議をしておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時02分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

久保副市長。

○副市長（久保和幸君） お答えが1つ抜けておりまして、今般の入居団体が入る事務所については貸し付けとなるのではないかと。地方自治法の18年の改正を踏まえてのそういう対応があるのではないかとということと、それにかかわる規則等々の対応はどうかという、そういう御質問だったかというふうに思います。この件につきまし

ては、午前中の奥村議員にもお答えいたしましたとおり、貸し付けという取り扱いではなくて、基本的には先ほども申し上げましたが、行政事務の事務事業の執行に当たる事務室として使用していただくという、これは庁舎機能とも読んでいただいても結構なのですが、そこを利用して行政事務を進めていただくものということで、規則とか自治法によるものではなくて、自治法でいうとしたら149条の市長の担当事務の中で協定等を結びながら対応してまいりたいという考え方でありますので、御理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時04分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 1点訂正しておわび申し上げます。

午前中の奥村議員の御答弁の中に、商工会議所の関係で建設負担にかかわるものについては従来どおりというお答えをさせていただきましたが、建設負担ということについては訂正させていただいて、入居にかかわる応分の負担をいただくということで訂正をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。おわび申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 総事業費の関係で御質問をいただきました。今現在の額ですけれども、5億7,435万円ということでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時05分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 施設全体の管理に係るランニングコストはという御質問でした。これは、冷暖房、電気、ガス等も含んでコンサルが出した数字なのですけれども、おおよそ2,210万円ほどになっております。このほか清掃の委託料だとかがまだ出てくるかと思うのですけれども、この部分については入札等になるかと思っておりますので、まだ額等については確定していないということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 引き続き質疑を行いたいと思いますが、今お答えをそれぞれいただいたのですけれども、担当事務の判断、権限と条例、規則によるかどうかというところの判断は、見解は分かれるのかもしれませんが、なぜ分けなければならないのだというところは伝わってこないのです。担当事務であっても条例もしくは規則によって、有償であろうと、無償であろうと、減免であろうと、一定の規定を設けてやっぱり維持管理を、建設費を後年度払いの分は起債の関係も含めて払わなければならないし、あるいはランニングコストも今数字が出ましたけれども、払っていかなければならないということで、私は首長だけのいわゆる専権事項とは違うという認識しておりますから、そこはちょっともう少し。私の認識の不足なのか、あえて全道の施設の例だとか、いろいろ例を挙げて、それは根拠にも何もならないわけで、名寄としてより市民に公正の立場で情報公開をやっぱりしてもらわなければならないわけでありまして、そこについてはなぜそこに一緒に今回の提案の中に入れられない要素があるのかどうか、改めてお聞きをしたいというふうに思います。

会議所側のいわゆる特定商工団体として、法に基づいて公共団体等の定義の中にも森林組合とかJAだとかいろいろ入ってはいて、そういう公共

性を持って地域の商工業の振興だとか、あるいは住民福祉の向上に向けて法に基づく活動は当然されて、名寄に寄与してもらわなければならないし、ぜひ頑張ってもらいたいという感じはするのですけれども、それと公共施設に入居する問題とおのずからやっぱり性格は違うのではないのかという感じがしてありまして、公共性については今久保副市長の答弁の中で157条や244条の2の答弁が午前中あったのですけれども、一定の理解はもちろんできますし、18年度に自治法の改正なんかあって、私も公共施設であろうとできるだけ規則、条例に基づいて有効にしっかりそれは地域に還元されていくということについては賛成なわけなのですけれども、それと根拠規定から外す、外さないという問題については別次元の問題ではないかというふうに思っていますので、重ねてここについては求めたいというふうに思います。

それで、午前中奥村議員の答弁の関係で、建設負担金が応分の負担をいただくと。それはそれとして、定義についてあえてここで私も聞きませんが、いずれにしても負担はいただかなければならないのです。建設にかかわるか、いわゆる入った以降の関係かは別にしても、ランニングコストというか、光熱水費その他もらうのは当たり前のご真ん中ですよ。部屋としては例えば使っていただくと。市役所業務との関連なども含めて、そこ若干まだすとんと落ちない部分もありますけれども、本来業務がほとんどだと思うのです。会議所法に基づく。それと、午前中も言ったけれども、消費者センターや消費者協会とはまた性格がかなりやっぱり違うというふうに私は認識しておりますから、当然応分の何らかの形についてはいただかなければならない、それは。当然だと思っております。ランニングコストでかかるものは当たり前のご話で、人のうちへ入って電気代、水道、全部ただという話ではなくて、相手のほうでも当然。お願い、要請があったのです。これは基本的に。会議所があちらに移りたいと。その中にもそうい

うことが明記されてというふうに私は聞いておりますから、それをどう表現するかということはあえてここは触れませんが、当然減価償却しながら維持管理をし、借金も返していかなければならぬということなわけでありまして、そこは非常に市民も関心事なのです。すどんとそのまま入っていただくと、水道代、電気代、冷房代だけでいいですよというのは、これはもう誰が入ろうとそれは当たり前のお話なのです。そこについてはちょっとやっぱりよく見えないので、もう少し会議所とのやりとり、経過についてつまびらかをお願いをしたいなというふうに思っています。

例えば図面でいきますと、バスターミナルにかかわるバス会社の平米は27平米だったかな。だと思います。それで、会議所の平米は三百数十平米でしたよね。そこはおおよそいいですか、手元に私も数字は持っていますけれども。比較論の話ですけれども、平米だけで1.08倍なのです、1階、2階の違いあるけれども。そして、バス会社のほうは提案の条例の中に1日使えば1,220円掛ける365日という認識で受けとめさせて、これもバス会社も営利を追求するのは、公共の足の確保ということもさまざまがあるので、条例の原案を見るとそういう単純計算をすると年間40万円以上かかるのです。単純比較でいくと会議所さんが入るスペースは1.08倍ですから、年間400万円以上の、それが行政に絡む公共性の問題だとかいろんな問題は送達はしなければならぬでしょうけれども、やっぱり市民が納得できるような条例つくる中で明記をした上で、しっかりお仕事もしていただくということではないのかなと思っておりますので、改めてお聞きをしたいと思えます。

ランニングコストが2,210万円、プラス清掃だとか何とか入れれば2,500万円とか3,000万円の数字があつた施設を維持するために必要になるわけで、減価償却の概念がないですから、実際は。そこは入っていませんけれども。ぜひその

辺については少し再答弁をお願いをしたいなというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） おおむね3点にわたっての再質問というふうに受けとめているのですが、1点目の市長の長の担当事務の判断ということで、原則2つの施設に、2つの財産の性格があるということについては、混在しているということで説明をさせていただきました。ただし、今回の条例提案については公の施設にかかわる分ということで再三再四お答えさせていただいて、大変申しわけないと思うのですが、もう一つの149条の考え方については、これ長の職権、権能を濫用するという、そういう考え方ではございませんで、これまでもそれぞれ議会に御相談申し上げてまいりましたので、今後ともまたそういう姿勢で臨みたいということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

さらに、自治法の改正で、これ18年の改正で19年4月1日の施行でありますけれども、行政財産の貸し付けにかかわる緩和の関係で御指摘がありました。これにつきましては、議員御指摘のとおり条例または規則等々を定めて対応することが基本的に自治法の中でも明記をされておりますので、その点についてはそちらの対応になるかなというふうに思うのですが、今般の事務所機能についてはあくまでも事務所機能ということで、公有財産ということで何度も御説明をさせていただきましたが、そういう性格のものというふうに判断しておりますので、見解が分かれるという言い方はちょっと大変申しわけない言い方、したくないのでありますけれども、そういうことで考えているところでありまして、その点については御理解をいただければというふうに思っているところであります。

それと、商工会議所については、先ほど私も公共的団体だということで行政実例含めて踏まえておりますので、JAあるいは森林組合等々と同じ

ように公共的団体等に含まれるということであり、それを基本にして、この駅横に入っていたことについては商工会議所からも申し出もありましたけれども、市としても議会と相談して駅横を中心ににぎわいを創出していこうという観点から、商工会議所については入っていただくということを意思決定させていただいたところであり、したがって、ここの中で商工会議所についての応分の負担については目下最終の詰めに入っているところでありまして、この詰めが一定方向づけがされた段階で議会にお知らせあるいは相談をさせていただきたいと思っておりますので、この点についても御理解をいただきたいと。目下最終の調整に入っているということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

あわせてランニングコストについても、これも実費相当分の徴収についての協議に入っているということで、午前中の奥村議員の答弁でもお答えいたしました、対応しているところでございますので、この点についてもお答えをさせていただきたいと思っております。

以上、答弁にかえさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 首長の権限、いわゆる担当事務イコール条例、規則の定めが必要ないという認識は私は持っていません。あくまでもそれは、今日的に地方分権時代に入って、さっきも言いましたように公共、公の施設をできるだけ目的外利用してまでということにならぬけれども、時代は変わってきて有効活用をどんどんしていかなければならぬということについての基本認識はあると思うのですが、それと議会のいわゆる議決が伴う条例あるいは執行側の規則を省略していいという話ではなくて、これは情報公開の問題と説明責任の問題で、議会基本条例の8条においてもそこはそれに関連する条項があるわけでありまして、あえてそれはできないという理屈がやっぱり伝わってこないのです、市長。公共性等、

それから行政の一部というところあたりを私も百歩と言わないけれども、十歩下がって受けとめたにしても、それで実質的にただに近い値段で入っていただいているということには市民理解は得られないのではないかと思います。先ほども言いましたように、バス会社の例でいくと1,220円掛ける365日、44万5,300円、これ1年間で払うことになるのです。あるいは、これはこれにまた公共性を加えて減額するのかどうかというところは全く伝わってはきませんけれども、恐らく減額条項の中に規則で定めるのかなという感じはありますけれども、それは直接俗人の会社との関係は私も持っていませんから、そこはしっかりこれと比較して、会議所の平米計算でいくと単純比較すると年間480万円ぐらいの家賃相当になるのです。これがこれからやられる詰めの話と、1,000万円だ、2,000万円だという話だとすれば、5年ぐらいでこれはもうなくなって、それ以降はまさにランニングコストだけという話にもなるわけで、そこは市民理解は非常に厳しいのではないかと思います。条例、規則の問題の意見の違いだとか、いわゆる一定の負担をいただく。応分の負担という言葉をあえて表現されているのですが、私もそれに合わせますけれども、そこはしっかり決まった段階で公開はして、議会にも説明はあるのでしょうかけれども、額は非常に關心はあるのではないかと。ずっと永久にこの施設をもたせていかなければならぬということなわけで、そこは重要な施設、入居団体でありますから、ぜひ活躍もして、活性化に寄与をもちろんです。ただ、1つそのときに何回も言ったけれども、消費者団体とイコール会議所は同一にならないですよというのは、会議所法に基づく当然のお仕事があるわけです。市がかかわる部分というのはどのぐらいの割合を占めるのかというところを認識私どものほうに持たせていただきたいなと思っておりますので、意見の違うところはまた後日違う機会にいたしますけれども、市長に御答弁をいただき

たいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど来条例のまず第1条で、本市は、市民の交流の推進並びに交通機関の利用者の利便性を図るとともに、観光情報を発信し、にぎわいを創出することにより商工業の発展及び中心市街地の活性化に寄与するために、この施設を設置をします。これで、関連する4団体も含めて入居させていただくのだと。その係る市民の皆さんが利用される分については、細かく今回条例制定させていただきますけれども、全てのこれまでの名寄市の公に係る施設に関してはこうした制度設計になっているということですし、福祉センターもしかりでありますし、そうしたことに基づいて今回もこのような条例の提案をさせていただいているところでございます。この4つの団体については、それぞれ立場、法律の違いとはいえ、目的にかなった公共性の高い団体であるというふうに認識をしています。そんな中で先ほどからずっと担当事務という話が出てきていますけれども、何も勢い強引に決めようということではなくて、これまでも議員協議会を数回開かせていただきましたし、常任委員会でもる説明をさせていただいたと思います。パブリックコメントもさせていただきましたし、そのほかにも市民意見も聴取をさせていただいて、この4団体が入居することに当たっては施設の目的に合致するのだということを再三再四説明をさせていただいたつもりでありまして、決して唐突にこの議論を進めるわけではないということを御理解いただきたいというふうに思います。その中で今それぞれの比較の応分負担の話ありましたけれども、この件については近いうちに積算根拠というか、根拠も含めてしっかりと議員の皆さんに明示をさせていただいてというふうに思っていますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございま

せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

本件は、経済建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第2号 名寄市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、職員提案における事務事業の改善の一つとして、永年勤続職員表彰の基準を見直すため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、職員表彰の適用範囲及び種類を定める規定のうち、職員の勤続年数による表彰について、これまで勤続15年以上と勤続30年以上について定められていたものを勤続30年以上の表彰のみとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第3号
名寄市国民健康保険税条例の一部改正について
を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、後期高齢者支援金分及び介護納付金分における拠出の超過解消を目的に、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容は、基礎賦課分の均等割を現行の2万円から2万1,000円に、所得割を7.5%から7.4%に、資産割を2.2.0%から2.0.0%とし、後期高齢者支援金等賦課分の均等割を現行の7,000円から1万円に、平等割を7,000円から8,000円とし、介護納付金賦課分の均等割を現行の7,000円から1万円、平等割を6,000円から8,000円、所得割を1.8%から2.4%にしようとするものであります。また、低所得層への負担増をできるだけ抑制するよう努めたほか、限度額がここ数年連続で改正されたことにも配慮して、資産割についても調整を行おうとするものであります。

なお、当該改正につきましては、既に名寄市国民健康保険運営協議会から答申を受けている事項であります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

本件は、市民福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第4号
なよろ市立天文台条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 なよろ市立天文台条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

現在なよろ市立天文台の入館料は、通常料金とは別に名寄市民特別料金を設定をしておりますが、オープン以来約2年5カ月が経過をした中、多くの名寄市民の皆様に御利用いただき、天文台について一定程度の周知が図られたものと認識をしております。この間御来館いただきました方々から、天文台の利用に関し多くの御意見や御要望をいただきましたが、特に通常料金と名寄市民特別料金を設定したことで入館時に市内に住まわれているかどうかの確認作業を必要とすることから、来館者にお手数や御迷惑をおかけしている現状となっております。本件は、これらを改善するために本条例の一部を改正し、料金の改定を行おうとするもので、天文台の利用に関し、料金を市民にかかわらず一本化し、また入館者と観覧者を区分することで天文台の施設全般についてのあり方についても改善を図り、利用者の利便向上に資するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

本件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第5号
ふうれん地域交流センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 ふうれん地域交流センター条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

現在当該施設の管理運営は、教育委員会が行っておりますが、本件は当該施設の管理について風連地区市街地における地域振興事業への有効活用やサービスの向上、経費の縮減等を図るため、指定管理者制度を導入しようとするものであります。また、あわせて当該施設の位置や運営委員会の委員定数につきましても改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 2点ほど御質問をさせていただきますか。

今一部改正の理由の中に指定管理者制度を導入することに当たって、サービスの向上、そして経費削減というお話がありました。この中身について詳しく御説明をいただきたいというふうに思います。

もう一点、運営委員会の委員が6名から10名に変わるわけですが、10名にした理由についても詳しくお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま御質問いただきました2点につきまして答弁をさせていただきます。

今回の指定管理者導入に当たりまして、地域振興への有効活用やサービスの向上という部分の中身、また経費の節減でございます。御存じのように地域交流センターは、風連駅前の大変立地上優位な条件のところ建っている建物でございます。現在公民館として地域住民の社会教育、生涯教育

活動にも利用いただいております。この間入館者も2年を経過する中で増加をいたしております。その中で特にあの場所の位置的な優位性、それから調理室とか和室とか、さまざまな部屋を備えた施設の優位性、こういったものを有効に活用していただくため、また民間活力の導入によります経費の節減が図れるという目的です。ものでございます。

また、2点目の委員さんの定数につきましては、現在6名以内となっておりますけれども、指定管理者を導入することも含めまして、10名以内のより多くの委員の方から運営に関する意見を広くいただくという意味で委員定数をふやしたという理由でございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 運営委員の増については多くの方の意見をということ、これは十分に理解できるところでありますが、指定管理者制度導入に当たって施設の有効活用、サービスの向上、現在も入館者もふえているという御説明がありました。十分に施設有効に活用されているのではないかとこのように受けとめておりますし、利用しやすい状況もあるというふうに受けとめておりますが、今回指定管理者制度を導入するに当たってさらにというふうなことなのだというふうに思うのですが、さらにどういうふうなものが見込まれるのか、そしてこれからですけれども、指定管理者になられた方々にこういった部分を求めていくのか、それは運営委員会の中で話し合われていくのだというふうには思うのですが、ここで導入を条例の中に盛り込んでいくという中で、やはり住民の皆さんがそういうことでここに指定管理者制度を導入するのかと納得できるような説明をいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 現在地域交流センターは、この2年間基本的には公民館としての活用

という形で事業展開を行っておりました。指定管理者導入後も公民館の位置づけは変わりませんので、生涯学習、社会教育の場としての事業展開を行う予定ではございますが、先ほども申し上げたように場所と施設の優位性を生かしまして、指定管理者に新たに知恵を絞っていただいて、地域振興のためのいろいろな事業をあの施設を利用した活用をいただくという部分が特にこれからのあの施設の価値をより高めるものになると考えて、こういった指定管理の導入を行うものでございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 期待をしているというところなのだと思いますし、経費削減のところも非常に大きく比重を占めているのではないかと、うふうに思ってお話を聞いているところなのですが、公民館としての維持、そして管理運営のところは教育委員会だというふうなことでありますので、指定管理者のところに、言葉悪いのですが、丸投げという形ではなくて、十分に教育委員会としても知恵を絞りながら、また住民の皆さんの声も聞きながら、本当に有効な活用をしていただく、そういったところに取り組んでいただきたい。そのことをお願いして、終わります。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されま

した。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第6号 名寄市公民館条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市公民館条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本条例で規定をする名寄市風連公民館につきまして、平成22年度のふうれん地域交流センターの開設に伴い、当該公民館も同センターに移設をされていることから、その位置を変更すべく本条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第7号 名寄市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 名寄市都市公園条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市立総合病院精神科病棟の改築に伴い、建設期間中に同病院の駐車場が不足をすることから、都市公園法第7条第7号及び同法施行令第12条第10号に基づき、街区公園である花園公園を建築期間中に限り、同病院の仮設駐車場として利用するため、名寄市都市公園条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 提案の趣旨については理解していますけれども、参考までに一部改正するに当たって病院やこの公園周辺の地域住民や町内会関係の皆さんといろいろ御意見や理解を求める活動はされたと思うのですけれども、その中で代替措置の問題だとか、課題として特に整理するものはなかったのかどうか、少し報告をお願いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 花園公園の仮設の駐車場に関する町内会との協議になりますけれども、これまで町内会あるいは保育所とそれぞれ4回にわたって協議をしてきてございます。まず、1番は、公園としての目的であります災害時における避難場所ということで、一時避難場所についての協議も終わっておりますけれども、総体的には占用する面積は総体で5,000平米あるのですけれども、そのうちの4割、2,000平米について公園を仮駐車場としたいということで協議をしております。残り6割、3,000平米については、公園機能をそのまま残すということで協議をしておりますけれども、一番心配しているのは一時避

難場所をどうするかということで協議をいただきました。その中では、3,000平米あるということで問題はないのではないかとのお話もいただきましたけれども、残り2,000平米につきましては少し遠いのでありますけれども、南広場を運用したいなということでお話をさせていただいております。

それと、もう一つは、子供の安全、安心ということで、駐車場と公園機能の境目については安全柵を設けていただきたいということで協議をさせていただきます。安全柵もただの安全柵ではなくて、子供がぶつかってもけがをしないように、そういう対処も検討していただきたいということで、その部分につきましては工事の中で検討していきたいと考えてございます。

それと、もう一点は、冬期間における除排雪について出ております。当然公園機能も有しておりますので、保育所の子供たちが冬期間そりなどで遊ぶ場合もございまして、除雪についてはしっかりとやっていただきたいということでお話をいただいております。通常の除排雪より二、三割程度かなと思っております。主たる部分であります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 私のほうから市立病院の立場でちょっと二、三補足をさせていただきます。

今回の改正につきましては、建設水道部のほうをお願いをいたしまして、期間中大幅に駐車場が足りないということで住民の皆さんを含めて条例改正をお願いした次第であります。地元町内会等の説明につきましては、1区町内会の役員さん含めて4回、それから隣に南保育所がございまして、その父母会の役員さんのほうとも協議をさせていただきました。

それから、今議員のほうからお話がありました課題等につきましては、11項目にわたって基本

的な考え方について、今建設部長から答弁をした内容を含めて除排雪の件、期間中の交通安全の件ですとか、それから工事が終わった後の公園整備のあり方などについて要望をいただきました、病院と建設部のほうで協議をさせていただいて、先般回答がまとまって決裁がおりましたので、今週1区町内会に持って、今お話ししたようなことの内容を改めて文書で求められたものですから、文書で回答して理解を得ていきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 暫定期間といえ、冬期が二冬くぐるということもあったりして、大変御苦労もきつと多いのではないかと思いますけれども、おおむね地域の住民の皆さんも理解が得られるのかなという感じがします。今答弁の中で11項目という話がありましたけれども、特に冬期間におけるあの公園に一部駐車場をつくるということですから、8丁目通の問題や周辺の町内会の除雪問題、排雪問題については従前の建設部サイドの延長線の考えではなくて、やっぱり配慮、苦情等できるだけ少なく、ないということはないでしょうけれども、皆さんの理解を得ながら、環境改善についても特段の努力が必要だというふうに考えておりますが、特に建設水道部長にもう一回求めて、終わります。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 先ほども言いましたけれども、安全につきましては町内会または保育所含めて使用している団体等からも要望来ております。それと、除排雪につきましても議員言われたとおり、通常よりはやはり相当密な除排雪が必要ではないかということで、ここは病院側と協議しながら推進していきたいなと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第8号 平成24年度名寄市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 平成24年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ4億7,179万3,000円を追加をし、予算総額を199億9,632万7,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして備荒資金組合超過納付負担金1億円の追加は、今後見込まれる地方交付税の合併算定がえの終了など、将来の安定的な財政運営に備え、負担金の超過納付を行おうとするものであります。

6款農林業費におきまして青年就農給付金675万円の追加は、新しく創出された国の支援制度により、経営リスクを負っている新規就農者の農業経営が軌道に乗るまでの間を支援しようとする

ものであります。同額を歳入の道支出金で計上しております。

同じく6款農林業費におきまして有害鳥獣・ヒグマ等対策事業費220万円の追加は、市内各地域で頻発をしているヒグマによる農業被害防止及び地域の安全確保を図ることを目的に、ヒグマ用の箱わなの借り上げ料及び購入費を追加しようとするものであります。

7款商工費におきまして（仮称）複合交通センター整備事業費4,557万8,000円の追加は、平成25年4月にオープン予定の本施設における必要な備品及びこれに類する消耗品の購入を主な内容とするものであります。

同じく7款商工費におきまして緑の分権改革調査事業費1,965万3,000円の追加は、本市の観光資源でもあるひまわりとモチ米を活用し、寒冷地である名寄市における食クラスターの構築を目指し、総務省の支援制度を活用し、実施しようとするものであります。同額を歳入の国庫支出金で計上しております。

10款教育費におきまして小学校維持管理事業費、名寄南小学校校舎・屋内運動場基本設計委託料2,300万円の追加は、名寄南小学校と豊西小学校を廃止をし、新たな校舎、屋内体育館建設に係る基本設計委託料を追加しようとするものであります。

同じく10款教育費におきまして大学一般行政経費で備荒資金組合超過納付金負担金2億円の追加は、今後予定されます大学図書館等の強化、充実に係る財源の確保及びこれに係る起債償還に対応するため、負担金の超過納付を行おうとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の調整のほか、収支不足を地方交付税で調整をいたしました。

20款繰越金で前年度繰越金1億6,261万2,000円の追加は、平成23年度一般会計決算に係る剰余金を全額計上しようとするものでありま

す。

次に、第2表、継続費補正では、国の補助金の交付割合の変更に伴い、名寄演習場周辺障害防止対策事業を継続費として追加しようとするものであります。

次に、第4表、地方債補正では、水道統合整備事業ほか2件を変更しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げますが、細部につきましては総務部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出から説明をさせていただきます。議案第8号の12ページから13ページをお開きください。2款総務費、1項3目情報化推進費で自治体クラウド・モデル団体支援事業実施委託料3,000万円の追加は、本市並びに土別市、今金町がグループを形成し、システム機器を自庁管理方式からクラウド形式に移行するに当たり、同額の助成を受けて事業を実施しようとするものであります。

14ページから15ページをお開きください。3款民生費、1項6目老人福祉費で介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金1,500万円の追加は、市内に建設される小規模多機能型居宅介護事業所の開設に対し、事業者に補助しようとするものであり、財源として同額を道補助金で見込んでおります。

22ページから23ページをお開きください。7款商工費、1項2目観光費で観光交流振興事業費307万4,000円の追加は、映画「星守る犬」で使われましたロケセットの解体工事として200万円、またこのほど観光マスコットキャラクターとして誕生しましたなよろの着ぐるみ作

成や商標登録の事業等を実施した名寄市観光交流振興協議会に対し107万4,000円を補助金として支出しようとするものであります。

24ページから25ページをお開きください。

8款土木費、2項4目道路新設改良費で道路排水整備工事500万円の追加は、大雨時に排水が不良で浸水等の危険性が高い風連日進地区の排水整備を実施し、災害に強いまちづくりを進めようとするものであります。

8款土木費、4項2目街路事業費でバリアフリーに優れたまちづくり事業費300万円の追加は、路盤材として市内事業所で産出される廃棄予定の材料を用い、使用に耐え得るかなど実証事業を実施しようとするものであります。

32ページから33ページをお開きください。

11款災害復旧費、1項1目公共土木施設災害復旧費で丸三川河岸復旧工事で100万円及び御園支線道路復旧工事100万円、合わせて200万円の追加は、本年7月5日に発生をしました大雨により被災し、河岸のり面が崩れた箇所について復旧をしようとするものであります。

次に、歳入について説明させていただきます。

6ページから7ページをお開きください。11款地方交付税で普通交付税2億1,755万8,000円の追加は、収支不足を調整するものであります。

8ページから9ページをお開きください。18款寄附金9万8,000円の追加は、市民の皆様からいただきました寄附金として一般寄附金で8万4,000円、社会福祉費寄附金で1万4,000円を追加補正し、それぞれ活用させていただくものであります。

以上、補足説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） 7款商工費、22ペー

ジ、23ページにかかわる部分で（仮称）複合交通センター整備事業費で需用費、備品購入費、来春の開設に向けてということで4,500万円ほどの補正をするということでありましてけれども、当初この施設をつくるに当たって、今回提案の額と想定された額と開きがあったのかどうか、想定されていればどういった差があったのかということと、今回の備品購入費に当たって、貸し館ですから、ほかの議論でも出ていた例えば音楽団体とか、そういうところも利用してもらおうということで、アンプやスピーカー、いろいろ高額なものをそろえていくことになると思うのですがけれども、そういったもの、重立ったものについて、高額なものについてお知らせをいただきたいというふうに思います。高額なものを一回買って、何年かするとやっぱり更新をしていかなければならなくなるということがあるのだと思うのです。そういう意味では、備品として購入という方法もありますけれども、常に最新のものを入れるという意味ではリースという考え方もあるのではないかとこのように思うのですがけれども、その辺のもし今回備品の中で全てをそろえるということであれば、そういうふうにしていった考えについてお知らせいただきたいというふうに思います。

もう一点、先ほどの条例制定の中でもちょっとありましたけれども、公用ということで事務所として使う部分があるということでの話だったと思うのですがけれども、その部分にかかわる備品についてこの中に含まれているのかどうか、その3件についてお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） ちょっと済みません。今4点の御質問あって、済みません。1点目ちょっとわからなかったもので、後でもう一度お願いしたいと思います。

まず最初に、備品購入の主なものということで、大がかりなものということなのですが、今回は市民の皆さんから、利用を想定される皆さん

からいろいろ御意見を伺いながら、にぎわいづくり、あるいはいかに利用していただくかということを中心に聞き取りを行いまして、エントランスホールだとか、それから会議室等の備品等も協議させていただきました。その中で出ました、今おっしゃられましたとおり音響の関係、音響についてはももとの本体というのですか、本体は工事の中で見ていただけるのですけれども、スピーカー等については備品という形になっていまして、それも今回導入させていただこうと思っています。それは、移動式ということで、エントランスホールの中、あるいは場合によっては屋上だとか屋外も使えるようにというような考え方を持ったのスピーカーなのです。そういったことも今回入っています。それから、あとは貸し出し用というのですか、貸し出し用では今回は貸し出す、中で使ってくださいものについては大概各部屋にあるのですけれども、この中ではそんなに。あとは、エントランスホールで使う観光案内板だとか、そういったものが少し高額になっております。大体の主なものであります。

それから、リースでどうなのだという考え方があったのですけれども、今回はリースという考え方はしておりませんで、先ほど言いましたスピーカーですとか、あるいは観光案内板ですとか、こういったものについては一応購入ということで考えております。

それから、公用施設の入居される中で想定している団体の備品はどうかということなのですが、観光協会については今回一部購入を考えています。観光協会につきましては、もともと収入がある団体ではありませんので、名寄市からの補助金と負担金等で運営している団体ですので、一部の購入に対して市としては今回導入しています。それから、あとは公共的団体についてはそこだけです。

それと、1点目の済みません。御質問何だという……済みません。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 1点目の当初予定していた額と今回提示をさせていただいた額との開きということだったのでしょうか。それでよろしいですよ、質問内容。当初は、3,000万円程度と予定をしておりました。実は、今回消耗品も含めて4,500万円ほど計上させていただいております。この部分については、バスの利用者に対する案内板の表示等も今回の分に含まれておりますので、当初はその部分予定しておりませんでしたけれども、そういった部分も含めて若干費用が当初見込んだ額よりもかさんでいるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今回の購入に当たって、リースの考えはなくて備品として購入ということで、上手に言えば長年使えるものではあるかと思えますけれども、5年、10年もつかはちょっとわかりませんが、一定の時期にやっぱり更新をしていく。そうすると、また新たな負担がかかるということを見ると、既に計上されていますから、今から検討すれということにはならないのかもしれませんが、こういった施設整備今後もありますから、そういった中では全て当初にそろえなければならぬということではないというふうには思いますので、その辺適時にその中で協議をしっかりとさせていただいて、今後の負担も考えながら対応していただくようにしていただければというふうに思います。

もう一つ確認で、先ほど言っていた事務所の分については今回は入っていないということでもいいのですよね。わかりました。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略

し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 議案第9号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして前年度繰越金を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ1,633万7,000円を追加をし、予算総額を33億6,075万1,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款総務費では制度改正に伴うシステム改修委託料等で40万5,000円を、8款保健事業費では国庫補助事業に対する事業費として109万9,000円を、11款諸支出金では主に平成23年度保険給付費等の確定に伴う精算還付金として1,483万3,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款国庫支出金では財政調整交付金のうち保健事業等に係る事業費分として内定した特別調整交付金等で174万8,000円を、9款繰越金では前年度繰越金のうち1,458万9,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 7ページの特定健診の事業費の追加がされている件なのですけれども、なかなか特定健診の受診率が上がっていかないというような結果が出ていますし、9月の広報では受診を勧める詳しい中身が出されていたところではありますけれども、やはり健診をたくさんの人に受けていただくと。今国保税の値上げも提案されている中で、やっぱり医療費を下げるというためには健診を受けていただくことが必要だというふうに思うのですが、その部分についてさらに受診を向上させる対策としてどのようにお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） ただいま議員言われたとおり、医療費が増嵩する中で、やはり病気の早期発見、早期治療が結果的に増嵩を抑えるものだというふうに認識をしているところであります。今まで前年度に受診をされた方、あるいはレセプト点検等々でいわゆるはしご診療というのですか、そういったことをしている方、あるいは重複して調剤というのですか、薬を服用している方々につきましては、個人的にこちらのほうで指導しているところであります。今言いましたように増嵩を抑えるといったような意味で、今言いましたようなことを当面は一生懸命やっていかなければならないというふうに思っているところであります。その啓発活動につきましては、広報あるいは個人宛てへの通知等をもって今後とも続けていきたいというふうに思っています。

それから、今後予定をしているわけですが、実は名寄市の薬剤師会のほうで無料で薬に対する講習というのですか、そういった事業もやっておられるといったようなことで、そういったも

のも利用していければというふうに考えているところでもあります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 本当に積極的な声かけをしていただきたいというふうに思うのですが、名寄の受診率が26%、4人に1人しか受けていないというような状況ですので、さらに受診率を上げてもらう努力をしてほしいなというふうに思っています。先日ちょっと情報をいただいたら、名寄は血糖値が高い方が非常に多いと。全道的にも多いというふうな情報もいただいています、やはりそういった部分での血糖値が高いというのはいろんなところに影響を及ぼしていきますので、医療費のかさむことを抑えるという意味でも事前の健診、徹底した健診を訴えていただくことを強く求めて、終わります。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 実は、私も血糖値の関係で月に1遍市立病院のほうに通っているわけでありまして。今おっしゃられた血糖値の部分につきましては、それはいろんな病気を引き起こす原因にもなり得るといようなことが言われています。ぜひそういった健診等も含めて多くの市民が受診をされて、事前に大きくならないような方策をこちらとしても取り組んでいきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異

議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第10号 平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ1億1,072万6,000円を追加をし、予算総額を22億7,630万7,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。平成23年度の介護給付費負担金の精算等に伴い、4款基金積立金では485万8,000円を、6款諸支出金では返還金として1億586万8,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。歳出と同様平成23年度の介護給付費負担金の精算等に伴い、5款支払基金交付金では468万3,000円を、8款繰入金では返還金分として1億581万円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第11号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、7月23日から9月14日までを期間とした計画停電に対する準備と下水道施設で発生をした事故の賠償金が主な内容であり、歳入歳出それぞれ56万3,000円を追加をし、予算総額を12億732万3,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款下水道事業費では、下水道施設事故賠償金として11万6,000円を、計画停電に伴う発電機借り上げとして24万6,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。5款諸収入では下水道賠償責任保険給付金として10万5,000円を、6款市債では下水道事業債の特別措置分として80万円をそれぞれ追加をし、4款繰入金で34万2,000円を減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましては、特別措置分を追加するため変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 議案第12号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、浄化槽設置工事業量増加によるものであり、歳入歳出それぞれ340万円を追加をし、予算総額を9,710万2,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款個別排水事業費では、本年第2回定例会において10基の浄化槽工事業の追加を認定していただきましたが、既に予定件数分の申請を受理しており、今後の申請に対応するために2基分の340万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では受益者分担金34万円を、5款市債では310万円をそれぞれ追加をし、3款一般

会計繰入金で4万円を減額をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 議案第13号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、7月23日から9月14日までを期間とした計画停電に対する準備と工事請負費の事業費の確定によるものが主な内容であり、歳入歳出それぞれ11万1,000円を追加をし、予算総額を6,529万円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款簡易水道事業費では、自家発電設備のない浄水場への発電機借りに係る費用と智恵文八幡水源井新設工事費等の確定により11万1,000円を追加し

ようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。4款市債では起債対象事業の確定に伴い70万円を減額をし、2款繰入金では一般会計繰入金で81万1,000円を追加をして収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 議案第14号 平成24年度名寄市病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 平成24年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、市立病院における精神科病棟改築事業に伴う駐車場整備費用、工事事務費及びそれに伴う資産除却費等を補正しようとするものであります。

補正の内容について収益的支出から申し上げます。2款病院事業費用では、精神科病棟改築工事

中の駐車場対策として実施をする医師寮の解体費及びそれに伴う資産除却費4,622万5,000円を追加をし、総額を83億5,064万5,000円にしようとするものであります。

なお、医師寮解体費用に充てるため、企業債1,600万円を借入れをいたします。

次に、資本的支出では、4款資本的支出におきまして精神科病棟改築事業に要する給与、賃金、事務費、駐車場整備費等に2,363万7,000円を追加をし、総額を11億5,340万5,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収支の不足額については、過年度損益勘定留保資金で補填をするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第19 議案第15号 平成24年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 平成24年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案

の理由を申し上げます。

今回の補正は、主に緑丘浄水場の施設及び機器修繕費と老朽管更新工事の追加に伴い補正をしようとするものであります。

まず、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、緑丘浄水場の施設及び機器の修繕費用として563万6,000円を、臨時職員の退職報償金として24万4,000円をそれぞれ追加をし、総額を6億642万9,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。3款資本的収入では企業債など1,159万3,000円を追加をし、総額を3億996万8,000円に、また4款資本的支出では老朽管更新工事費や量水器取りかえ工事費の増により3,112万円を追加をし、総額を5億9,622万円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第20 議案第16号 平成23年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第17号 平成23年度名寄市国民

健康保険特別会計決算の認定について、議案第18号 平成23年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第19号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第20号 平成23年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について、議案第21号 平成23年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について、議案第22号 平成23年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について、議案第23号 平成23年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第24号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第25号 平成23年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第26号 平成23年度名寄市水道事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について、以上11件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号から議案第25号までの平成23年度一般会計決算、各特別会計決算、病院事業会計決算の認定について及び議案第26号の平成23年度水道事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、決算の認定につきましては、議案第16号から議案第24号までは平成24年5月31日、議案第25号及び議案第26号第2項は平成24年3月31日をもってそれぞれ出納を閉鎖し、決算を行いましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により決算の認定をお願いするものであります。

次に、議案第26号第1項の水道事業会計資本剰余金の処分についてであります。水道事業会計におきまして資本剰余金を処分をし、累積欠損金を補填しようとするもので、地方公営企業法第32条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、いずれも細部につきましては別途御説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第16号外10件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号外10件については、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、決算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第21 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、本年7月2日午前10時40分ごろ、名寄市西15条南6丁目の市道においてマンホール上を相手方所有の車両が通過する際にマンホールのふたが起き上がり、相手方車両に損害を与えてしまったものであります。過失割合は本市が100%であり、車両の修理代として市が11万5,308円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入り

ます。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
報告第1号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。
議事の都合により、明日9月6日から9月18日までの13日間を休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、明日9月6日から9月18日までの13日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれをもちまして散会といたします。
御苦労さまでした。

散会 午後 2時31分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 東 千 春

平成24年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成24年9月19日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 益 塚 敏
書 記 高 久 晴 三
書 記 鷺 見 良 子

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 佐々木 雅 之 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 扇 谷 茂 幸 君
市 民 部 長 土 屋 幸 三 君
健 康 福 祉 部 長 三 谷 正 治 君
経 済 部 長 高 橋 光 男 君
建 設 水 道 部 長 長 内 和 明 君
教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君
市立総合病院 松 島 佳 寿 夫 君
市 務 部 長
市 立 大 学 鹿 野 裕 二 君
市 務 局 長
営 業 戦 略 室 湯 浅 俊 春 君
長
上 水 道 室 石 橋 正 裕 君
長
会 計 室 山 崎 真 理 子 君
監 査 委 員 手 間 本 剛 君

1. 出席議員（19名）

議 長 18番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 勝 議員
1番 川 村 幸 栄 議員
2番 奥 村 英 俊 議員
3番 上 松 直 美 議員
4番 大 石 健 二 議員
5番 山 田 典 幸 議員
6番 川 口 京 二 議員
7番 植 松 正 一 議員
8番 竹 中 憲 之 議員
9番 佐 藤 靖 議員
10番 高 橋 伸 典 議員
11番 佐々木 寿 議員
12番 駒 津 喜 一 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 日 根 野 正 敏 議員
17番 山 口 祐 司 議員
19番 東 千 春 議員
20番 宗 片 浩 子 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 佐 藤 葉 子

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

2番 奥村 英俊 議員

17番 山口 祐司 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

中心市街地活性化にかかわって外3件を、佐藤靖議員。

○9番（佐藤 靖議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告に従い順次質問をいたします。

最初に、中心市街地活性化にかかわって見解をお伺いします。まず、名寄商工会議所ほか3団体のよろーな入居基準及び役割についてであります。JR名寄駅横の再開発については、市民の皆さん、そして議会内でもさまざまな議論を重ねた結果、当初のバスターミナル、観光インフォメーションセンターの機能に加え、経済センター機能、市民会館機能を備えた複合交通センターとして建設することとなり、来年4月のオープンを目指して工事が進められています。これにあわせて今議会には、駅前交流プラザ「よろーな」条例の制定議案が提出され、5日の定例会初日に経済建設常任委員会に付託となり、今後第4回定例会までの結審を基本に同委員会内で審査が行われることとなります。付託された条例案にかかわる事項に関しては、委員会審査の動向に委ねたいと思いますが、初日の質疑を含め改めて駅前交流プラザ「よろーな」条例案に含まれていない入居予定4団体、名

寄商工会議所、NPOなよろ観光まちづくり協会、名寄市消費者センター、名寄消費者協会の入居基準及び役割について市長の見解をお伺いします。

名寄商工会議所ほか3団体の入居については、これまでの本会議、常任委員会、議員協議会などを通じ質疑が行われており、理解をするものでありますし、よろーなの目的を達成するためにも大きな役割を担っていると認識するものであります。条例、規則あるいは要綱を定めることなく、地方自治体の長の担任事務を規定している地方自治法第149条6項、財産を取得し、管理し及び処分することを論拠とした対応は市民の皆さんにも理解に苦しむものではないかと考えます。確かに名寄市の最高規範である自治基本条例第18条第3項では、「市長等は、行政運営において、法令の解釈及び運用を適正に行わなければならない。この場合において、地方自治の基本理念に基づき、自主的に法令を解釈し、運用することを原則とする」としておりますが、この基本原則は市長等は市民参加及び情報共有の理念に基づき、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行わなければならないということであり、その意味では今回の対応は透明性の高い開かれた行政運営と言い切れるでしょうか。見解をお伺いします。

さらに、公用財産の意味についてであります。地方自治法第238条第3項では公有財産について明記しています。この規定では、公有財産は行政財産と普通財産に分かれ、行政財産の中で公用財産と公共用財産を示すとし、公用財産については自治法で明文化されていませんが、解釈としては庁舎類、一方公共用財産は学校、公営住宅、公園その他施設となり、そのほかについては普通財産という見解が示されております。その意味からも市の解釈には無理があると考えますが、改めて見解をお伺いします。

加えて公用財産内で行政事務の一端を担う団体、特に商工会議所から光熱費などの維持管理費が徴収できるのかについても見解をお示しいただきた

いと思います。

一方、同施設を核とするにぎわいづくりがいよいよスタートすることとなりますが、残念ながらこれまで具体的ににぎわい創造事業が明らかになっていません。オープンは6カ月半後であります。にぎわい創造事業についてこれまでの検討経過及び結果、具体的取り組みについてお伺いします。

また、名寄地区の中心市街地活性化のソフト事業についても明らかにしていただきたいと思いません。

最後に、商工会議所との間で協議が進められている負担金について、協議が調っているならば内容や積算基準、協議中であるならば今後の見通しも明らかにしていただきたいと思いますが、いずれにしても名寄市のにぎわいを創造する新たな施設がオープンする際に一定の疑義を残したものとすれば今後さらに議論を呼ぶことになりかねないと考えますので、市民の皆さんにもわかりやすい説明と、私はやはり商工会議所を初め市の機関である消費者センターを除く3団体と協定する前提として、あるいは整った段階で規則や要綱で施設入居を明確化することを検討すべきと考えますが、御見解をお願いします。

次に、地域自治組織についてお伺いします。名寄市では、地域自治を高めるため、小学校単位あるいは地域単位に地域連絡協議会を8カ所に立ち上げ、従来の町内会の枠を飛び越え、地域活動の展開を求めています。このため事業を計画した際には、運営経費として1万円、活動経費として5万円を交付する取り組みを平成21年3月から開始しましたが、改めてこれまでの事業内容と成果についてお伺いします。

また、事業開始からまだ3年を経過しただけですが、地域の少子高齢化、過疎化の進行は急速に進んでおり、地域自治の進展がより求められていますが、将来の展望についてもお伺いします。

昨年3月11日の東日本大震災、そして東京電力福島第一原子力発電所事故以来、住民生活を守

る安全で安心なエネルギーの確保が大きな注目を集めています。名寄市でもことし名寄市新エネルギービジョン策定に取り組む方針が打ち出されましたが、基本的策定方針及び策定スケジュールについてお知らせをいただきたいと思いません。

加えて市長は、ことし6月の部次長会議で再生可能エネルギーについて組織横断的な情報交換をもとに検討を進めてほしいと求めています。その後の経過及び今後の取り組みについてもお伺いします。

最後に、名寄市総合病院にかかわってお伺いします。平成21年3月に策定した名寄市立病院改革プランでは、23年度までに黒字化を図り、健全で安定した経営基盤の確立を目指してきました。22年度は9年ぶりの黒字決算となりましたが、最終年度の昨年度は消化器内科の休科影響などで約2億9,000万円の赤字決算となり、財務にかかわる数値目標も経常収支比率のプラン目標100.1%から96.5%となったのを初め、医業収支比率、病床利用率、年間延べ入院患者数、年間延べ外来患者数で目標値を下回りました。入院及び外来診療単価においてはDPCなどによる効果で目標値を上回ったことについては、院内の努力により消化器内科休診の影響は最小限にとどめたと一定評価するものでありますし、その努力は市長の行政報告の中に盛り込まれた本年度第1・四半期の状況につながっていると思いますが、改めて今後の経営の見通しについてお伺いします。

さらに、地方センター病院として期待される救急救命センターの見通しについてもお伺いします。

最後に、看護師確保対策についてであります。名寄市立大学道北地域研究所ではここ数年上川北部地域の看護職員確保に関する研究に取り組み、これまでに「かみかわ北部看護職通信」の配布、「上川北部地域ひろげよう看護の輪」をキャッチコピーとした広報啓発物の活用、昨年3月の看護系進学者応援講座の開講などさまざまな取り組みを行っていますが、この研究で明らかになった看

護師確保対策の4つの柱、養成力の確保、再就業の支援、資質の向上、離職の防止について、現在及び今後の取り組みについてお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） おはようございます。佐藤靖議員からは、大きな項目で4点の御質問をいただきました。大きな項目の1点目は私から、2点目、3点目は総務部長から、4点目は市立総合病院事務部長からの答弁とさせていただきます。

初めに、大項目の1、中心市街地活性化にかかわって、小項目の1、名寄商工会議所ほか3団体のよろいな入居基準及び役割についてお答えをいたします。（仮称）複合交通センターに入居が予定されている4団体につきましては、建設計画時点から公益性の高い団体であることを踏まえ、入居に係る各種準備を進めてきたところであります。現市民会館におきまして行政の事務事業を担っております消費者センター並びに事務事業の一端を担っていただいております消費者協会、以上の2団体に加え、産業振興やにぎわいを創出するなどを図るため、NPOなよろ観光まちづくり協会並びに商工会議所の入居を決めてまいりました。いずれの団体も公共的団体であって、行政の事務事業の全部または一端を担っていただいていることが入居を決定した事由と基準であります。この4団体の入居に伴い、おのおの団体がこれまで果たしてきた公益的な事業を推進していくことはもちろんのこと、施設への入居を契機として駅横ににぎわいが創出され、このにぎわいのうねりが中心市街地へ、市全体へと波及していくこと、おもてなしを基本とする観光振興が図られ、観光、物産、特産品などを含めて市内外に名寄市の産業や消費等につながる情報が発信され、新たな名寄市の顔として産業経済の発展に大いに寄与する役割を果たしていただけるものと認識しております。

次に、透明性の高い開かれた行政運営について

お答えします。まず、市民参加及び情報共有の理念に基づき、公正で透明性の高い開かれた行政運営を進めていくことについては、行政執行に当たっての基本の一つであると認識をしております。今定例会で御提案し、経済建設常任委員会に付託されました駅前交流プラザ「よろいな」条例につきましては公用財産（P67左下段に「公共用財産」に訂正する答弁あり）、すなわち公の施設の設置及びその管理に関する事項について御提案申し上げたもので、商工会議所ほか3団体が入居する事務所スペースについては消費者センターを除き覚書もしくは協定書などで事務事業用途に係る取り決めをしてまいりたいと考えております。この入居に係る基準や手続等について、透明性や開かれた行政運営面を考慮した必要な情報の開示や周知を図ってまいります。

次に、公用財産の意味と解釈についてお答えをします。地方自治法第238条第3項では公有財産を行政財産と普通財産とに区分し、同条第4項では行政財産を公用財産と公共用財産の種別について想定されており、公用財産については地方公共団体の事務事業の用に供し、または供するものと決定したもので、行政庁舎や研究室などがこれに当たり、公共用財産については公の施設を含めた道路、公園、河川、学校、図書館等直接公共の用、市民の共同利用に供し、供するものと決定したものと定義されております。以上の解釈から、地方公共団体の事務事業を行う庁舎的位置づけとして、行政事務事業の一端、一翼を担っていただける団体の用に供するものであります。

次に、公用財産で行政事務の一端を担う団体から、光熱水費などの維持管理費を徴収できるのかについてお答えをします。まず、この施設における使用料等については公の施設、公共用財産として貸し会議室などを利用する団体や個人の皆さんから条例に定める額を徴収させていただくこととしておりますが、入居団体には行政の事務所機能、公用財産として行政の一端を担っていただくもの

であります。したがって、条例で規定する使用料自体は発生いたしません。光熱水費などの維持管理費については現在のそれぞれの団体の入居の形態や負担の状況などを勘案して、運営管理費の一部について実費徴収分を徴収させていただく考えであります。実費分の徴収につきましては、現在庁舎等の一部に設置している自動販売機や銀行ATMなどの先例を基本に検討し、応分の負担をいただきたいと考えておりますが、入居団体の公益性、活動されている目的及び内容などを踏まえますと総合的な考慮も必要と考えておりますので、免除及び軽減の措置についても講じてまいりたいと考えております。

なお、商工会議所については、維持管理費についても入居の協議の段階から負担の申し出がありますので、応分の負担について協議を進めているところであります。

次に、小項目の2、にぎわい創出事業についてお答えをいたします。明年4月オープンの（仮称）複合交通センターは、バスターミナル、観光インフォメーションセンター機能に加え、経済センター機能、市民会館機能を備えた文字どおりの複合的施設であります。名寄市の新たな顔として交通の拠点、観光振興計画を推し進め、観光ホスピタリティを形成する観光振興の拠点、商工振興や中心街活性化をもって産業経済発展を図っていく拠点、市民の文化コミュニティ活動の場として幅広い機能を持ち合わせた施設であります。以上の機能が複合することによって、人が集まり、にぎわいができる条件が整うとともに、にぎわいを創出するためへの各種協議、検討を進めておりますので、お答えをいたします。

まず、本施設の入居団体である商工会議所、NPO法人なよろ観光まちづくり協会、名寄市消費者協会及び名寄市消費センターとの協議を行い、次ににぎわいづくりにかかわっていただける関係団体、各商店街振興組合、名寄青年会議所、公共交通機関、市民会館の利用団体などの皆さんとの

協議を昨年度から今日まで延べ十数回にわたって行いました。この協議の中では、各団体における施設利用に関する考えを伺い、にぎわいづくりを創出するため、利用想定についての協議を行ったところであります。特にエントランスホールを初め、夏季の期間利用に限られる屋外イベントスペース及び屋上交流スペースなどの利用を主に考えや意見、要望等を伺いました。利用については、名寄市特産品などの物販や農産物の直売、ミニコンサートやフリーマーケット、大道芸、天文台と連携した天文教室、ビールパーティーなどの催事と絵画、書道、写真など一定期間内の各種展示会の開催などが挙げられました。また、名寄市立大学や市内の高校、小中学校にもイベントや日常における施設利用についても呼びかけ、有効活用を図るべきとの意見があり、使用料の負担軽減、音響機器の整備、駐車場の確保、利用しやすいバスダイヤ、飲酒、飲食、物品保管場所等の確保についての要望もあったところであります。特に観光インフォメーションセンター機能については、おもてなしを第一とする観光振興計画に盛り込んだ基本理念を踏まえ、訪れた人々に十分な案内を行うとともに、多くの市民や市外からの観光客の皆さんに立ち寄っていただけるよう取り組みや仕組みについてもNPO法人なよろ観光まちづくり協会と本機能の充実に向けて議論を深めてきたところであります。観光及び市内の案内には、おもてなしを第一に適切な人員配置による親切、丁寧かつきめ細やかな窓口対応はもちろんでありますが、観光情報案内板による各種の情報提供、外国人観光客の入り込みに対応するため、5カ国語に対応した情報端末による観光案内など施設の目的に沿ってインフォメーション機能の充足を図ってまいります。また、隣接するJRや商店街、民間商業施設とも連携をしたイベント等の開催によるにぎわいづくりについて協議をしているところで、イベント等が開催されないふだん時においても誰もが気軽に立ち寄っていただけるスペースの確保や

立ち寄りたいたいと思っただけの環境を整え、具体的には学生や生徒、児童の放課後、休日の学習のたまり場、特産品や文化作品等の展示、市民や農業者、農業団体等と連携したフリーマーケットや農産物の直売の開催など今後におきましても市民並びに各団体の意見を伺いながら、創意工夫を凝らしてにぎわいの創出に対応してまいりたいと考えております。

次に、小項目3、中心市街地活性化ソフト事業についてお答えをいたします。中心市街地の活性化を図るための事業につきましては、3・6地区市街地再開発事業では中心市街地活性化事業の議論の過程にあった28事業のうち、民間事業を平成22年度から26年度までの5カ年間の都市再生整備計画に集約し、3・6地区市街地再開発事業として作業を行い、事業の計画を進めてきたところであります。これまでも定例市議会等におきまして同様の報告とお答えをさせていただきましたが、この再開発事業の取りまとめに大きなかわりを持つ商工会議所から、民間事業で実施することは難しく、行政サイドが中心となって事業化を進めるよう依頼がありました。市としては、民間主導を基本とした事業に対して、現状では市が主体的に進めることについては困難であると判断をしているところであります。また、この事業を進めるためには複数年の計画期間、事業期間を要し、都市再生整備計画期間内での事業完了が見込めないことに加え、国からも実施の見込みがない事業を精査するよう求められており、交付金事業の変更についての判断を要しますので、商工会議所とは最終的な詰めを行っているところであります。この3・6地区市街地再開発事業につきましては、以上の理由から次期の整備計画に送り、当面（仮称）複合交通センターの機能のセンターの整備と連動して、商店街ファサード整備事業、名寄せ通広場整備事業など商店街を整備し、人の流れをつくりながらにぎわいづくりや中心市街地の活性化につなげていきたいと考えております。以

上、再開発事業と連動した中心市街地のソフト事業の展開については現状では難しいと判断し、引き続き空き店舗の解消や中心街のにぎわいづくりに向けた取り組みについて商工会議所や商店街組合との協議を進めるとともに、福祉団体や大学など教育関係機関からも幅広い意見をいただくなどして中心市街地の活性化を図ってまいりたいと考えております。中心市街地活性化の元気、やる気を促すソフト事業、施策についても検討してまいります。

質問にありました商工会議所と進めております応分の負担について目下協議の最終の詰めを行っているところであります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目2及び大項目3についてお答えをいたします。

まず、大項目2、地域自治組織にかかわって、これまでの事業内容と成果についてお答えをいたします。地域連絡協議会につきましては、単一町内会のみでの活動では一定の限界もある子供の見守り、防災対策など広域的に活動、連携することでより効果的に事業を推進をする仕組みとして小学校区域を単位として設置をされたものです。御質問のありました地域連絡協議会等活動交付金につきましては、協議会の運営並びに活動を支援することを目的に平成21年度に創設した制度でありまして、連絡協議会の運営に対して1万円、取り組む事業に対して1事業当たり5万円を上限に交付をしております。この間の実績としましては、3年間で15団体に対し運営費助成9件、活動費助成19件、助成額合計で77万7,000円となっており、平成23年度の助成対象となった活動は清掃活動2件、防災活動1件、スノーランタンの集いの開催に係るもの2件となっております。地域連絡協議会の活動につきましては、協議会間での温度差もありますが、本助成制度は地域連絡協議会の運営や活動を支える制度として一定の成

果を出しているものと考えているところです。

次に、将来展望についてですが、地域連絡協議会につきましては市民と行政との協働のまちづくりを推進する上で、その主体となるコミュニティ組織の一つとして重要であり、その支援については今後も不可欠であると考えております。人口減少や少子高齢化の進行、さらには市民意識が多様化する中、今回町内会連合会に御協力をいただき、合同アンケート調査を実施させていただいておりますが、このアンケート調査において現在町内会が抱えている課題等を把握し、まちづくりの主体であるコミュニティの今後のあり方、地域づくりの方向性についての検討素材とするとともに、あわせて地域連絡協議会への支援策の検討材料としても活用を図ってまいりたいと考えております。

なお、本制度につきましては、実施後3年を経過したところであり、その見直し等につきましてはさらなる実績、成果の検証が必要と考えているところです。今後の見直しにおいては、関係団体にも御相談をさせていただき、より効果的な支援策となるよう努めてまいります。

続きまして、大項目3、名寄市新エネルギービジョン策定にかかわってについてお答えをいたします。国は、東日本大震災及び原発事故を受けて現行のエネルギー基本計画を白紙から見直し、革新的エネルギー環境戦略を策定すべく作業を進めておりました。その内容は、脱原子力発電を基本に再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進を掲げたもので、この14日にはその策定を終え、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするようあらゆる政策資源を投入するとの方針を示しました。エネルギー政策の根幹は、国がその責務を負うべきものでありますが、環境問題を初め電力需要期における計画停電など現下の情勢や地域の持続的な発展を考えると、市民に身近な基礎自治体として果たすべき役割があると考えているところです。このたび策定する新エネルギービジョ

ンは、この考えに基づくもので、地域の条件や特性を踏まえた再生可能エネルギーの利活用や省エネルギーの考え方などについて市の方針を取りまとめてまいります。

スケジュールにつきましては、今年度中の策定を予定しているところでありますが、平成25年度におけるモデル実証等の施策導入を視野に入れ、年内にはその概要を取りまとめ、パブリックコメントなどによる市民意見の募集を行いたいと考えております。

次に、これまでの経過と今後の取り組みについてであります。去る8月13日に総務部、建設水道部など市内の5部12名で構成する庁内検討委員会を設置したところであり、現在は再生可能エネルギーの賦存量並びにその有効性について調査検討を行っているところであります。また、9月10日には市内建設業関係者との意見交換会を開催し、新エネルギーや省エネルギーに係る現状や活用策などについて貴重な提言等をいただいております。また、今後の取り組みにつきましては、先ほど申し上げました庁内検討委員会を中心に関係者との意見交換などを通じてビジョンの実効性を確保するとともに、国などの動向にも十分留意し、整合を図りながら策定作業を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 私からは、大きな項目4点目の名寄市立総合病院にかかわってについてお答えをいたします。

初めに、今後の経営見通しについてであります。病院改革プランについては御指摘のとおり計画最終年度の目標数値は未達の項目が多結果となりました。詳細につきましては、8月に病院のホームページ等で進捗状況を報告させていただいたところでありますが、病院としてはやはり消化器内科の休診による影響が大きかったと分析しております。

お尋ねの今後の経営見通しについてであります。課題を含めまして次の4つの視点から申し上げます。初めに、公立病院の収益は国の診療報酬と地方交付税に大きく影響します。今後この2つの制度が維持、拡充されるよう北海道市長会、全国自治体病院協議会などを通して国に対し地域の実情を訴えてまいります。

次に、病院経営の安定には各診療科医師の充足が何よりも必要です。医師の派遣元である医育大学の各診療科では、依然として新規入局者が減少している状況にあり、診療科休診のリスクはいつでも起こり得ることとして捉えておく必要があります。一度派遣が途絶えると大幅な収益の減少が続き、回復が困難であることは多くの公立病院の例からも顕著であります。医師の派遣先の決定については、大学医局などの方針のほか、対象となる医師の選択と同意も必要と思われるので、住宅環境の改善、電子カルテや必要とされる医療機器の導入、医師事務作業補助員の配置など医師の労働環境の改善に努めてきました。今後も医師から選ばれる病院となるような施策を実施してまいりたいと考えております。

次に、3点目は、大型医療機器等の整備であります。MRIやCTなどの大型の検査装置や医療機器の多くが更新の時期を迎えており、またステントグラフト手術の施設認定要件として、血管造影装置を備えたハイブリッド手術室の整備が求められております。これらの設備投資については多額の費用を要することから、診療部を含めて院内でしっかりと議論し、市長部局と協議をしていきたいと考えております。

最後に、精神科病棟改築工事との関連についてであります。改築工事は12月から始まり、解体、外構工事を含めると平成26年度までかかります。現在実施設計の中で事業費の積算をしておりますので、あくまで概算で申し上げますが、本体工事費で25億円、設計、解体、外構、備品、院内保育所などの整備を含めると30億円規模の事業費

が見込まれます。財源には、国、道の補助金を一部見込んでおりますが、大半は地方債です。過疎債、病院事業債を補助残の2分の1をそれぞれ借り入れし、3年から5年の据え置きを経て元金償還が平成28年度から段階的に始まり、平成32年度からピークを迎えます。収支の試算は、事業費が固まった段階で行いますが、厳しい見通しになるものと思われま

す。次に、(2)の救命救急センターの見通しについてお答えをいたします。現時点におきましてセンター取得の施設要件はある程度整備されていると認識をしております。最も重要な専任医師については、4名の配置が必要で、現在循環器内科の医師が救急専門医の資格取得を目指しているほか、関連大学への要請も行っております。

また、看護師の配置については、ことしの改定で4対1の配置基準になったことと専用病床が10床以上であるとの要件に合致した人数を確保する必要があります。具体的に必要な人数は、ICU病棟を併用するかどうかなどで異なりますので、今後の具体的な協議の中で判断をしていきたいと考えております。いずれも現段階で明確な見通しは立っておりませんが、人材確保に向けて最大限の努力をしてみたいと考えております。

最後に、看護師確保対策に関する研究結果を受けての取り組みなどについてお答えいたします。市立大学が中心となって行った今回の取り組みは、地元で育った高校生が看護職員としていかにして地元に戻ってもらえるかを主眼に研究されたものと伺っております。市立病院としては、看護師が中心となりまして高校生を対象としたセミナー、ふれあい看護体験などを開催し、資格取得までのカリキュラムや学校での生活、奨学金制度、看護師となって以降の職場での体験などに理解を深めていただいたところでもあります。また、中学生には圏域の学校からの要請に応じまして職場体験学習などの受け入れを行っております。

一方、現職の看護職員の資質向上支援策として

は、ことしから認定看護師資格の取得を目指す職員に対しまして取得費用の2分の1相当額を病院が補助する制度をスタートさせ、現在2名の職員が適用を受け受講しております。また、認定看護師の取得後には月額5,000円の認定看護師手当を創設したところであります。そのほかとしましては、キャリアアップのためのラダー研修を初め、休業中の看護師への復職支援研修や離職防止のためのヒアリングなども適宜実施してきております。今後もさまざまな施策に取り組みながら、医師、看護職員の確保に努め、地方、地域センター病院としての使命を果たしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問していきたいと思っておりますけれども、まず中心市街地活性化にかかわってあります。今回このような複合交通センターということでさまざまな議論をしてきました。私も議会も含め、あるいは市民の皆さんの中でもいろんな議論があります。でも、結果的には商工会議所を含め4団体の入居というのは認めるというか、そういうことで予算も通して建設が進んでいるような前提であります。また、それはなぜかという、初日に市長が答弁されたようににぎわいをつくるのだと。その核になっていただきたいのだというのと市民会館の建てかえという部分があった理解で、ところがこれがなぜこういうふうに難しくしたかという、要するに市長の担当事務というのを引き合いに出してきて、地方自治法第149条の6項に該当するということで、そこに入居基準というか、説明では公共的団体の一つの入居基準と言っていましたけれども、認めるのは市長の担当事務だという話でありました。では、市長の担当事務の範囲というのはどういう程度というふうな執行側で押さえているのか、まずお聞きをしておきたい。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 地方自治法第149条の市長の担当事務の範囲ということでのお尋ねであります。基本的に担当室長のほうからもお答えをさせていただきましたけれども、このたびの（仮称）複合交通センターに入居する基準あるいは根拠につきましては、それぞれ公共的団体であるということ踏まえての入居ということでお答えをさせていただきました。そこも踏まえまして149条という説明をさせていただきましたけれども、これは行政庁舎等という公用財産という考え方のもとに担当事務ということでお答えをさせていただいたものでありまして、このことについて市長の権限で対応するというので誤解を与えたかもしれませんけれども、現実的に法の仕組みとしては第149条の規定で行ったということあります。この市長の担当事務につきましては、それぞれの項目で記載をされておりまして、財産の管理及び処分等についてもうたわれておりまして、その公用財産の管理及び処分の中にある条文を適用させての考え方ということでお答えをさせていただきます。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） ですから、そういう法律論を出すとはやはりこの種の問題というのは複雑化していくのと法律というのはある一定の解釈の仕方が明記がされていない限りは、特に地方自治法なんていうのは禁止規定がなかったりして、いろんなことで解釈が出てくると。今まで名寄市の市政としても施策としてもやってきたのは、法律論ではなくて、それこそ市長が言ったにぎわいをつくるために必要だというのが前提であって、その次に出てくるのは条例だったり、規則だったり、要綱だったり、そういうものが出てきて初めて理解をする。あるいは、もう一方それが無いとしても、これは当然ながらこの施設はこういう団体に任せようがうまく運営されるでしょうという、

そういう前提が全体的な市民の皆さんも含めて理解があって初めて成り立っていた。だから、これまではそんな大きな問題が惹起しなかったのです。今回は、そこが初めて名寄市としては商工会議所という経済団体が入る、あるいは観光協会というNPO団体が入る、あるいは市の施設、市の機関も入る、消費者協会も入るという、まさに複合の施設であるがゆえにそのことをしっかり明記をしておかないと、やっぱり理解が広まらない。それを地方自治法第149条第6項です、いや、市長の担任意務です、いや、それは公用施設と公共用施設云々という説明をされると、それは市民の皆さんに理解されるのですかと。私は、どんな状況があっても今回のこれから例えば協議が進む、あるいはいろんな団体が入るときに、条例という議会に提案してやっていかないといけないのですけれども、内規としてでの規則か要綱でもいいですから、ちゃんとしたこういう理由で市民の皆さんにこの4団体が入ってにぎわいをつくるのですよというものがなかったら、やはり説明がつかないと。それは、失礼な言い方をすれば市長の担任意務という、市長の考えで物を入れたり、出したり、はい、入れたい、この団体入れられますよ、この団体だめですよというのは、全部市長の範囲内のできるのですよという誤解をされても困るものですから、せっかくできる施設、名寄市では初めての複合施設でありますので、より疑念をなくスタートをさせるためにも私はやはり改めて理事者の皆さんには条例、あるいは条例と言わないまでも規則、要綱、そういうところで整理をすべき課題だというふうに思いますけれども、改めて見解をお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） ただいまの御指摘は、基本的にこのたびの（仮称）複合交通センターについては市の産業経済の拠点としてということも含めてお話をさせていただきましたけれども、総合的な施設であるということによって市民の期待もたく

さん寄せられるのではないかと認識していることでありまして、この入居に際しましては担当室長のほうからも入居にかかわる取り決め、協定については協定書、もしくは覚書で対応するというふうにお答えいたしました。この協定書や覚書のもととなる基準あるいは根拠につきましては、議員御指摘のとおりしっかりと理由なり根拠なりを明示したのも必要であるというふうに認識しておりますので、法制担当等庁内で十分検討させていただいて、要綱、要領の策定について検討させていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 要綱あるいは規則や何か検討していただくということでもありますけれども、今の冒頭の室長の答弁の中でも、例えば入居手続について情報の開示を図っていくと。あるいは、商工会議所の維持管理の関係についても負担の申し出があるので、協議しています。そういう曖昧さをなくすためにも、私は早急に検討をされてしっかりとの方針を出されたほうがいいのではないかとこのように思いますし、これは複合交通センターだけに限らず、これから一定名寄市の人口の推移を見ますとやはり過疎化あるいは少子化ということになって、総合計画のつくったときの想定人口も10年たったなら1万人ぐらい減るのではないかとこのように想定も一部ではありました。そういうことから考えると、これから公共施設、これは複合交通センターに限らず、例えば風連庁舎の3階、あるいはいろんなスクラップ・アンド・ビルドのスクラップができないという事情もあつたり、地域の活動を身近なところで支えるというものもあつて、市長も市が抱える財産を有効に使いたいという思いもあつて、施設はなかなかスクラップされておりませんけれども、これからそういうことを使うときも来るのではないかと。そういうときに例えば今回の商工会議所のように、それは市長の担任意務ですということではなくて、い

ろんな公共施設を市民の皆さんが有効に使えるような、ある意味では条例整備、ある意味では規則整備、ある意味では要綱整備、そういうこともあわせて図っていくか、これはあわせてと言っていますが、早急な問題ではないのかもしれませんが、今後将来に向けてそのことも視野に入れてしていくということが私はこれからより開かれた行政運営を進めていくためにも、市民の皆さんが理解して協力していただけるため、あるいは市民の皆さんの活動を支えるためにも必要と思いますが、そのことについての見解もお伺いしておきたい。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 議員御指摘のとおり、過疎化の進行に歯どめがかからないという状況と、さらには将来の人口の推計につきましても人口減が顕著であるということが目されております。これに伴いまして新たな箱物の建設などはできるだけ控えるということになるのかなど。あるいは、必要最小限の施設整備ということになることと、あわせて既存施設の長寿命化を図ることが必要であるというところを認識するところであります。さらに、スリム化も加速されるのではないかとということも予想されておりますので、御指摘のとおり庁舎等の行政財産、いわゆる公用財産の空きスペースの貸し付けにつきましても平成18年の地方自治法の改正がありましたので、これに鑑みまして今後検討していく必要があるというふうに理解しておりますので、市の財産管理、処分に係る規定の見直しを含めて議員御指摘の内容については十分に検討させていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） ぜひ前向きな御検討をお願いしておきたいと思っております。

そして、これで来年4月からスムーズにいけばよろ一ながスタートして、名寄市初の複合交通センターが始まるということになりますけれども、湯浅室長おっしゃるようにソフトでいろいろ検討

のものを挙げられておりますけれども、まさにそれは利用可能事業について挙げていることでありますし、まだ本当に具体性が見えてこない。本当に例えば4月以降何をどうしていくのか、どういうことでにぎわいをつくっていくのかが見えないのと、もう一つが都市再生整備計画名寄地区にかかわっても既に名寄市としては23年6月、12月、そしてことし7月と3回の事業の見直しを行って進めておりますけれども、やはりこれで駅横による一なというのができると。一方、浅江島のところ、市民文化センターのところには市民ホールができるということで、どちらが出口か、どちらが入り口かはわかりませんが、これで両側のにぎわい創造のものはできたと。問題は中だと。本来の目的は、中をどうしていくのだというところがこの問題であります。だから、面として考えて、点をまずやって、それを線にして面にしていくというのが都市再生整備計画で名寄でありまして、そこでにぎわいをつくって市民の皆さんが多く集まって利用しやすいものをどうつくるのだと。それは、ハード整備ではなくて、ある意味ではソフトをどう充実させるのだということが中心である。まだ計画は途中でありますし、変更もできるということでもありますけれども、営業戦略室としてこれで両側ができたときの商店街を含めた中心街の活性化の絵の描き方を含めて、今後どのようなスケジュールで臨まれようとしているのか、改めてお伺いをしておきたいと。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 先ほども述べましたけれども、具体的な取り組みについてということでこの間各団体とも協議をしてきました。ここでお話をさせていただいたのは、複合交通センターでの催し等についての活用についての協議をさせていただいています。それ以外にもそれぞれの団体から意見は伺っております。しかし、これといってこれをこうしたらこうなるというところまでの議論は実際にはできておりません。ただ、

今後のスケジュールも含めての取り組みということなのですけれども、まず1つ行政として考えておりますのは、先ほどもちょっとお話ししましたが、空き地、空き店舗対策、あるいは各商業者の皆さん、あるいは事業者の皆さんのやる気やアイデアをもっともっと生かした、取り上げていくようなことを推進したいと思っています。そのためには、中小企業振興条例の見直しとか、あるいはそれらに伴う新たなメニューの創出なんかも考えているところであります。それについては、今年度中に条例あるいは規則の改正を行いながらやっていこうというふうに考えております。

あと、入居予定をいただいていますそれぞれの団体があります。商工会議所を初め観光協会等も入ります。これらにつきましては、本来の目的の入居ではありますけれども、当然団体としてまた違う取り組みが場所が変わりますので、それぞれの提案なんかもこれから改めて詰めていきたいというふうに思っております。全体としてはまだまだ不十分ではあるというふうな認識はしておりますけれども、少しずつではありますけれども、我々内部も含めてでありますけれども、関係団体等と協議をして、開設までには一定の考え方を示したいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 時間の関係もありますので、最大限の努力をお願いしたいと思いますけれども、商工会議所の負担金のことについては答弁にもありました。近日中ということで御理解をさせていただきたいと思っておりますけれども、この負担金の問題というのはまさに経済センターを併設するということからずっと公にならないまでも内部的には話題になって、当然ながらそれが本来であれば建設をする前にその協議が調って建設に入るというのが普通であります。そういう意味では後手と、言葉は悪いかもしれませんが、余りにも後手過ぎるという指摘をせざるを得ないと思っておりますけれども、一連の対応について所管をし

ている久保副市長はどのような認識をお持ちですか。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） これまでの商工会議所との協議のおくれについては、議員御指摘のとおりでございまして、所管事務を担当する副市長として、この協議の進行に努めなければならないところ、不十分であったということを率直に反省しているところであります。この点については、改めておわびを申し上げたいと思います。先ほども答弁の中にありましたけれども、早期の対応、協議が調うように最善の努力をさせていただくことをお話し申し上げて、おわびにかえたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 時間もなくなってきましたけれども、最後にこの問題については市長に1つお伺いしておきたいと思えます。

市長の強い思いでセクションとして営業戦略室というのが立ち上がって一年半ぐらい、まだ2年も経過していない、2年目に入ったところでありますけれども、この間営業戦略室を見ると確かに観光振興という意味では一定高い評価ができる取り組みはされてきたと思えますけれども、一方で業務が多忙さもあってか、例えば風連の望湖台センターの対応、あるいは公設卸売市場の対応、そして今回のよろ一への対応を見ていると、やはり一定程度いま一度営業戦略室というのをあり方を検討していいのではないかと。例えば今営業戦略が持っている労政というの、ある意味では労政というのはなかなか前面に出てこない。北海道知事はやっぱり労政というのは雇用拡大を含めてやろうということでやっているわけでもありますけれども、うちの営業戦略では今それよりもほかの業務が非常に多くなって多忙化していると。そういう意味では、あり方の検討というのをすべきという思いでありますけれども、市長の見解をお伺いしておきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど来これまでの駅横の関係、あるいは中心市街地の問題に関しましてさまざまな御指導、御指摘をいただいております。重く受けとめたいと思います。その中で営業戦略室のあり方、今後等ということでお話がありました。あくまでも全ての労務ですとか、あるいは企業の問題ですとか、そうしたことを交流事業も含めて一堂に会して新たに産業経済、これを営業していくという発想は、何よりもこれからの地方自治体が勝ち残っていくために必要なのではないかという思いで23年から設置をさせていただいて、確かに新しく取り組む、新しく開拓していくという事業が相当数多かったがために、いろいろな失敗だとか遅延とかというのもあったのかもしれない。しかし、失敗や遅延を恐れずにやっていきなさいというふうに私も指導していましたから、そうしたことでその組織のマネジメントという問題では私にも責任の一端があるのかなというふうに考えます。これが組織の業務の配分の問題であるのか、またマネジメントの問題であるのか、そこはしっかりと分析をしながら、新年度に向けてどういった組織体制がいいのかということは、改めて今議員から御指摘をいただきましたので、しっかりと内部で協議を重ねてまいりたいというふうに思います。駅横に関しては、みんなが気持ちよくスタートできるために今議論を重ねているところでありまして、何分ちょっと見えていない部分があるかもしれませんが、いろいろなことが決まり次第逐一議会あるいは市民の皆さんに報告をさせていただきたいというふうに思いますので、ぜひ御協力、また御支援をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 今市長から御答弁いただきましたけれども、それほど考え方は差異はないというふうに私も思います。あと、残る課題についてはこれから病院のものも含めて決算委員会で、院長も出てくれると思いますので、そこで議

論をしたいと思いますし、再生エネルギーについてはより進めていただきたいというふうをお願いしておきます。

ただ、地域自治組織について、私は町内会の皆さんにアンケートをとるのも大切ですが、一方行政側としてどうしたいかというのをやっぱり考えるべきだと。今回私ども市民連合・凜風会では、政務調査費で岩手県の花巻市と大崎市を訪問させていただきました。これも地域自治をどう高めていくかということで、花巻では2億円の予算を、あるいは大崎では2,000万円程度の予算をとるということでやっておりましたけれども、地域の皆さんにしっかり話し合ってもらって成果につながるということが非常にこれから地域自治を進めていく上でも大切だと思いますので、私は予算つけばいいということでもないと思いますけれども、庁内のプロジェクトを含めて人材を育てるのとやっぱり成果に結びつけるような財政措置もしてあげることが大切だと思いますので、その点を最後に伺って、御答弁をいただいて、足りなかったら決算委員会を使わせていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 地域連絡協議会のあり方につきましては、これまでも議会の中でさまざまな御議論をいただいております。これは、基本になりますのは、まさにこれまで町内会が担ってきた役割でありますとか、それから地域力、そういったものを大事にして、さらにその枠を超えてより広い範囲の中でさまざまな身近な課題について取り組んで、そしてある意味成熟をしたコミュニティをしっかりとつくっていくということも今後の課題になるだろうと思います。それで、これまでのいわゆる交付金等のあり方につきましてもまさにいろいろな課題がこの間出てきてまいりましたので、単にこれまでお示しをした基準だけではなくて、新たなコミュニティのあり方について、またその地域連絡協議会の役割の中で新し

い施策がもしあるとすれば、そのこのところはそのメニューにしっかり加えて、ある意味助成制度も含めての拡充も含めてぜひしっかり検討してまいりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大について外2件を、高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、順次質問をしてまいりたいというふうに思います。

義務づけ、枠づけの見直しと条例制定の拡大について質問いたします。地域主権一括法の本年4月の本格施行を受け、地方の自治を踏まえた独自性のある条例が地方議会において成立をし始める中で、義務づけ、枠づけの見直しに関する第1次、第2次一括法の施行期間は平成24年4月1日、ただし経過規定によって平成25年3月31日までの間、各地方自治体が条例を施行するまでは従前の国の基準が有効とされており、つまり地方自治体は、平成24年度中に委任された条例を施行する必要があるということであり、かねてから指摘されているように、基準の設定には問題の実情や住民のニーズを詳細に把握する必要があります、同時に地方自治の権限行使を住民の目線になっているかを監視していかなければなりません。地方自治改革の中で手に入れた権限を生かし、どう地方自治を再生し、地方の時代を開き、生き、とりわけ住民に最も身近な基礎的自治体の力量が問われることになっております。両一括法により全国地方公共団体に29の法律と100条項において条例委任され、我々の市には18法律44条項となっていますが、ただ法律に該当があっても必ずしも1本の法律に対して1本の条例というわけではなく、内閣府の各団体が制定する必要がある条例の本数は名寄市は10本前後と考えられております。条例制定に当たって国の基準が地域の実情に合っているかどうか十分に検討することが

大事であり、その結果が国の基準と同じということが考えられますが、全く検討の過程がなく参酌だけ、単に右から左へ国の基準を条例化するだけということは条例委任拡大の趣旨から外れることとなります。その意味からも住民の目線で義務づけ、枠づけの見直しが必要となります。本市の条例制定権の拡大の意義、効果及び本市取り組みの考え方についてお知らせいただきたいというふうに思います。

義務づけ、枠づけの見直しにかかわる地方独自の基準の状況は、本年4月から施設、公物設置管理基準等にかかわる条例委任がスタートし、地方独自の基準が多く制定されるもので、公営住宅の入居基準、公営住宅の整備基準、道路の構造、標識、保育所の設置、運営、へき地学校の指定、特別養護老人ホームの設置、運営、図書館運営審議会等の委員の任命、水道技術者、管理者の資格、一般廃棄物の処理施設の技術管理者の資格等々になっておりますが、時間の都合上何点かに絞って質問をさせていただきます。まず、公営住宅の入居基準ですが、見直しには子育て支援、また住宅の世代構成の多様化を図る観点の活用を訴えられております。2点目には、定住促進、地域活性化の観点からの活用を訴えられております。その他雇用、失業対策の地域課題への対処、本年第1回定例会では公営住宅の解体が行われましたが、既存ストックの有効活用の観点から改めて同居親族の要件の設定等があります。本市として公営住宅の入居基準について理事者の御見解をお尋ねいたします。

次に、公営住宅の整備基準の見直しについてですが、1つには世代構成の多様化を図る取り組み、2つには地域コミュニティの活性化を図る取り組み、3つには環境に配慮した取り組み等がありますが、本市の公営住宅の整備についての理事者の御見解をお願いいたします。

次に、道路構造についての見直しでは、道路構造では交通渋滞の地域課題への対処、地域の通行

需要に応じた道路整備の促進、また道路標識では視認性の改善、地域の道路状況に応じた合理的な道路標識の改善整備がありますが、本市の道路構造についての理事者の御見解をお願いします。

次に、特別養護老人ホームの見直しでは、多様化のニーズの対処で入所者の負担軽減のためにプライバシーに配慮して2人以上4人以下を可能にしたり、ユニット型では10人以下としていたものを12人以上に、地域の実情に応じた施設の整備等々がありますが、本市の特別養護老人ホームの整備、運営についての理事者の御見解をお尋ねいたします。

次に、大きい項目2番目、通学路の安全対策についてお尋ねいたします。本年4月23日、京都府亀岡市で軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突っ込み、3人が死亡、7人が重軽傷を負いました。さらに、その4日後千葉県館山市と愛知県岡崎市で、5月には愛知県小牧市、大阪市でも登下校中の児童が死亡する事故が発生し、大変に痛ましい事故であります。公明党通学路の安全対策プロジェクトチームが5月16日に文部科学省に対して通学路の安全対策について緊急提言を行わせていただきました。その結果、5月30日には文部科学省、国土交通省及び警察庁から全国に通知が発せられ、全ての公立小学校で緊急合同総点検が実施をされております。6月26日には、通学路の安全対策のために有識者による懇談会も設置されました。今回求められる対応は、官民の知恵を絞り、国民の意識改革をも見据え、総合的通学路の安全対策の対応が必要と考えられます。

1つには、今回行われた緊急合同総点検の状況と結果についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

2つには、そのために点検のための点検に終わらせないためにも諸対策の迅速な計画、実施が必要と思われませんが、理事者の御見解をお願いします。

3つには、通学路の安全点検は今後どのような

形で継続されるのかについて理事者の御見解をお願いいたします。

最後に、大きい項目、名寄市立総合病院の駐車場対策についてお尋ねをいたします。駐車場不足の問題ですが、新たな駐車場整備を進めても現段階では解決には至っていないのが現状であると思われております。これから冬期間を迎え、精神科病棟の建設が始まろうとしている中で、市民の安全対策が一番に考えなければいけない考えだと思います。職員や準職員、臨時、市立病院関係者、労働者に以前から規制をかけているが、車社会の現代では職員に自粛について協力を求める以外に方法はないという答弁が今も続いております。現状の駐車場の現況とともに、花園公園、民間駐車場の対策を含め、工事期間部分より完成までの状況についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

患者さん、職員、臨時または病院関係従事者、これから工事関係の路上駐車状況と冬期間の対策についてもお知らせをいただきたいというふうに思います。

昔から答弁では、精神科病棟の新築とともに立体駐車場の建設を中心としたお話が多々ありました。今後のその考えとともに、現状名寄市の陸上自衛隊は専用バスを使い、自動車通勤を減らす考えで今進められております。市立病院のその考えはないのかについて理事者の御見解をお尋ね申し上げ、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 高橋議員からは、大項目3点にわたり質問をいただきました。大項目1の（1）は私から、（2）から（4）までは建設水道部長から、（5）は健康福祉部長から、また大項目の2は教育部長から、大項目の3は市立総合病院事務部長からの答弁となりますので、よろしく申し上げます。

お尋ねの地域主権改革における条例制定権の拡大の意義、効果及び本市の取り組みと考え方につ

いてお答えをいたします。昨年の5月と8月に公布された地域主権改革に関する、いわゆる第1次一括法及び第2次一括法におきまして自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大の措置が具体化されました。これらは、それまで国が全国一律に定めてきた公営住宅や道路などの基準を自治体の条例に委任するもので、自治体の裁量の余地を広げ、それぞれの自治体が地域の実情に合った基準を定めることを可能としたものとして、本市といたしましてもこの地域主権改革につきましては一定の評価をしているところであります。

本市のこれまでの取り組みといたしましては、まず経過措置のない名寄市公民館条例ほか4本の条例の一部改正につきまして、パブリックコメントや附属機関での審議を経て本年第1回定例会で議決をいただき、本年4月1日から施行しております。また、経過措置を経て来年4月1日施行となる条例につきましては、本年第4回定例会または来年の第1回定例会に提案をしてみたいと考えております。

なお、条例に委任された基準は、従うべき基準、それから標準、参酌すべき基準の3つに分類をされておりまして、そのうち参酌すべき基準とされている基準が地域の実情に応じ、当該基準とは異なる内容を定めることが許容されている基準でありまして、当該基準につきましては担当部局及び法制担当と十分な内部協議を行った後、パブリックコメントや附属機関による審議を通じて本市に合った基準を定めようと考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 私のほうからは、大きな項目1のうち、小項目2番、3番、4番について一括してお答えをいたします。

初めに、小項目2番の公営住宅の入居基準についてであります。平成23年5月2日に公布され

た第1次一括法により公営住宅法の一部改正が行われ、入居者の心身の状況や世帯構成などに合わせた福祉施設などとの連携、地域の住宅状況を勘案した施策の実現を可能とするために、公営住宅の供給、管理に係る地域の実情に応じた裁量範囲が条例委任により拡大されました。それに伴い、入居基準についても3点にわたり改正がなされました。そのうち同居親族要件につきましては、真に住宅に困窮している方の入居機会が狭まると判断し、従来の要件を継続することで既に改正がなされ、ことし4月1日より施行されているところであります。あわせて今年度においても引き続き市営住宅の入居、収入基準と裁量階層の対象範囲につきましても国の基準を参酌し、また独自の基準を織り込む必要性も含め検討した上で条例を定めてまいりたいと考えております。

市営住宅本来の目的は、住宅に困窮する低額所得者に対して供給される住宅であり、一定以下の収入であることが入居者資格として必要となっております。名寄市の現状といたしましては、入居者の高齢化による入居年数の長期化や建てかえ事業による政策空き家の増加に伴い、空き家率が2.8%と低い状況にあり、平成23年度の平均応募倍率は3.6倍となっております。応募状況につきましても応募者の約85%が生活保護世帯を含む現行の収入基準1分位に当たる10万4,000円以下であり、基準額を上げた場合、民間市場との競合や応募倍率の上昇により真に住宅に困窮する低額所得者の入居が困難な状況になることが想定されます。また、裁量階層の対象範囲につきましては、特に居住の安定を図る必要がある世帯として従来の国の基準で示されていた高齢者、心身障害者などの入居の機会を維持する必要があると判断しているところであります。

次に、小項目の3番、公営住宅の整備についてお答えいたします。施設整備基準の主な改正内容といたしましては、戸当たり床面積をこれまでの19平米以上から25平米以上に見直されるとと

もに、環境、遮音、劣化軽減などに配慮した整備が求められていることや共同施設の整備基準についても国の公営住宅整備基準を参酌して、事業主体が条例で定める基準に従うこととされているところです。現在北海道において道営住宅に関する条例改正案を公開しておりますが、内容的には全て国の省令の各条項に準じた条例改正案となっていることから、全道の市町村においても国及び北海道の基準に沿った条例改正の動きとなっております。以上のことから、名寄市としての基本的な考え方といたしましては、地域の実情を考慮した上で公営住宅の入居基準も含め独自の基準決定を織り込む必要性も含めて、道内各市町村の状況及び動向を参考にしながら、平成25年4月1日施行に向け条例制定作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目の4番目、道路構造についてお答えをいたします。道路の構造につきましては、現行の道路法や道路構造令では道路構造の技術的基準や道路標識の寸法に関して設計車両、設計自動車荷重、建築限界に基づいたもので定めており、そのほかにバリアフリー法による道路の基準がございます。北海道では、現行道路法やバリアフリー法、道路構造令に準じたものを基本に条例制定への準備を進めていると聞いております。当市もその情報をもとに地域の実情を考慮した上で独自の基準設定を織り込む必要性も含め、条例制定作業を進めてまいりたいと考えております。

また、道路の整備につきましては、これまで国の基準をもとに交付金や国庫補助金により事業を進めておりますが、新しい基準を策定するには実証や根拠も必要となりますので、北海道や近隣市町村の状況及び動向を参考にしながら、独自性も含め作業を進めてまいりたいと考えております。交通渋滞や道路標識につきましても現在の状況や課題などを検証し、独自の基準の必要性も含め検討した上で作業を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、大きな項目1の小項目5、特別養護老人ホームの設備及び運営について申し上げます。

平成23年5月2日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、老人福祉法の一部改正が行われ、平成24年4月1日から施行となりました。御案内のとおり、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準につきましては、これまで厚生労働省令により定められておりましたが、今回の法改正により都道府県の条例で定めることとされ、北海道においては現在の国の基準を基本的に取り入れることとした上で非常災害対策、設備の基準、事故発生の防止及び発生時の対応等を独自基準として定め、居室定員を1人、入所者へのサービスの提供上必要と定められる場合は2人としている国の基準を今回の北海道の独自基準ではプライバシーに配慮した措置がなされ、市町村の意見または同意がある場合は4人以下も認めるとする（仮称）老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例を平成24年度中に制定する予定と伺っております。本市においては、御承知のとおり名寄市特別養護老人ホーム条例に基づき、名寄市特別養護老人ホーム清峰園、名寄市風連特別養護老人ホームしらかばハイツを設置しており、短期入所を含む現在の部屋の状況においては、清峰園では1人部屋55室、2人部屋22室、4人部屋4室、しらかばハイツでは1人部屋6室、2人部屋20室、4人部屋11室となっており、当面新名寄市総合計画後期基本計画及び名寄市第5期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画においても特別養護老人ホームの改築等は計画されておませんが、今後改築等が必要になったときには入所者の負担軽減を考慮し、居室定員の人数など入所者に配慮しつつ、北海道の条例の趣旨に沿った運営

をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目2、通学路の安全対策につきまして、小項目1、緊急合同総点検の状況と結果についてお答えをいたします。

本年の4月以降、全国で登下校中の児童や保護者が死傷する痛ましい事故が相次いだことを受けて、本年5月1日、文部科学省より、また5月16日には北海道教育委員会からも通学路の安全確保についての通知がなされました。これらを受けて名寄市教育委員会では、7月26日と8月21日に各学校から安全確保要望のあった危険箇所につきまして警察や関係する道路管理者、地域の方々と合同総点検を行いました。主な点検項目は、信号機や横断歩道の設置、歩道の整備、標識設置など全部で14カ所あり、現地、現場での視察と対応を協議をいたしました。要望のあった整備につきましては、大部分が一定の予算、工事等を伴うものであり、すぐに対応することは難しい部分が多く、それぞれ市担当部局を通じまして警察署や旭川開発建設部、上川総合振興局旭川建設管理部、市の建設水道部への要望を継続するよう北海道教育委員会から指導があったところであります。

次に、小項目2点目の点検を踏まえての諸対策の実施につきましては、安全確保の要望箇所の具体的な対応と改善実施に向けまして最大限の努力をしながら、教育委員会としては各学校に対しましては生徒、保護者、地域の方々による危険箇所での街頭指導を今以上に強化をしたり、交通安全の指導の徹底や毎年実施しています家庭訪問などを利用して通学路の点検や安全マップの危険箇所の見直しなどをお願いしております。

小項目3点目、今後の安全点検の継続でございますが、繰り返しになりますが、各学校で策定しております通学路の安全マップをもう一度子供た

ちの視点に立って日常的に見直しながら、危険箇所の情報を地域の方々と構成しております安全安心会議の方々とともに共有をするなどして、学校、家庭、地域一体となった子供たちの安全確保に努めていきたいと考えております。今後の指導、対応につきましては、総合的な通学路の安全対策を見据えまして、危険箇所の改善とともに、交通法規の遵守や道路の安全な歩行はもとより、自転車の安全な走行や乗車マナーについて指導徹底をするとともに、自他の安全に配慮して安全な行動ができる態度を育成するなどして、交通事故の未然防止に万全を期すように指導してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 私からは、大きな項目の3点目の市立病院の駐車場対策についてお答えをいたします。

初めに、現在の駐車場台数につきましては、病院敷地内が235台、敷地外が118台で、合計353台を確保しております。

次に、工事期間中の状況についてであります。まず工事が始まって医師寮の解体前については敷地内、敷地外を合わせて232台と見込んで、これで121台のマイナスが見込まれます。それから、医師寮が解体後の駐車場整備をした後、来年の6月以降になると思われませんが、その時点では272台ということで81台の減が見込まれます。それから、新しい病棟の完成後に現在の精神科病棟の解体時、これは26年の段階ですけれども、この時点では198台ということで、155台の減少が見込まれます。台数が不足する部分につきましては、ことしの冬から花園公園の一部、ここでは軽自動車を含めて91台を確保しております。それから、私有地の借り上げ、約45台ぐらいということで準備を進めておりまして、また職員にはスポーツセンターの駐車場を確保しております。

なお、全工事が終了します平成26年末には合

計419台を確保できる見通しで、あわせて有料化を検討しておりまして、駐車場不足はおおむね解消できるものではないかと考えております。

次に、病院周辺の路上駐車状況についてですが、時間帯によっても異なりますが、最も多いと思われる午前10時から11時台の間では東、南、北側の周辺に駐車している台数はおおむね50台から60台程度となっております。また、これに対する職員等の比率については、推測でありますけれども、南側ではおおむね9割程度、北側では三、四割、全体では4割から5割程度職員がとめているのではないかと考えられます。

次に、冬場の対策についてであります。ことしから新たに敷地内及び周辺に管理人を配置しまして、駐車場の案内、誘導などを行い、混雑の緩和に努めてまいりたいと考えております。また、周辺の道路の除排雪の徹底についても建設水道部のほうと協議をしております。

次に、立体駐車場の件についてであります。立体駐車場につきましては工事費、維持管理費、安全性などの面から断念をし、先ほど申し上げた対策で駐車場の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、職員用のバスにつきましては、これらの対策を実施して、さらに台数の不足が見込まれる場合には検討したいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） では、再質問をさせていただきます。

まず、今逆から行きたいと思いますが、せっかく立ちましたので。市立病院の事務部長からよろしく願いいたします。今の状況では、現状は敷地内外で353台、そして工事が始まると花園公園、民地で約368台ぐらい見込まれますというお話をちょっとお聞きしたのでありますが、私も次の日に市立病院を何回か回らせていただきました。

朝8時30分、南側駐車場22台、東側の道路には13台、これはきっと幼稚園近くのほうは職員かなというふうに思いますけれども、市立病院側は患者さんの乗り入れの方かなというふうに思っています。また、北側は22台の車がとまっておりますし、歩道にも4台とまっている状況でありました。合計で約80台ぐらいこの道路の敷地に駐車している中で、やはり工事が始まると工事関係者が市立病院の近くにきつと乗り入れるというふうに思います。建築業者ですから、道具や何かも持ってこなければなりませんし、きつとそのような状況の中でこれから工事始まったら、工事の関係者はどちらのほうに駐車をさせるのか。また、今南側は9割の職員が駐車をしている。北側も約三、四割いると言われたのですけれども、私は市立病院の中にも何台かは職員の方入れられているの見ましたし、根本的な状況で今民地をお借りする、スポーツセンターをお借りするという状況の中で、やはり今車社会だから指導はしているのだけれども、なかなか聞いていただけないという部分です。そういう部分でやはりスポーツセンターをお借りしたのでしたら、そっちのスポーツセンターに入れるように指導していく。また、民地が今回ローソン向こうだとか何かということで遠い部分もありますし、そういう部分でそちらのほうに職員を誘導していただく。また、状況がよければ花園が軽が91台となっておりますけれども、職員の方々は約7時半から8時半に出勤して、そして約5時に終わって帰られるのですから、花園のところには車をあけるのでなくてすし詰めにして駐車していただくとかという指導をするだとか、こういう改善をしていかない限り、これから冬期間に向けて、やはり今職員医師住宅を変えた。また、医師住宅を壊して幼稚園のところ駐車場をつくった。今現状古い医師住宅の横の駐車場は、ほとんど職員の方がとめていると思うのです。ほとんど一般の方はとめられない状況だと私は今感じています。その改善をどうしていくのかという

のが重要ではないかなと思うのですけれども、その点ちょっとお話、工事の関係者の部分と2点お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） まず、1点目の工事の関係者の車両なのですけれども、工事が始まりますと枠といいますか、ブルーシートで囲って、本体工事の大体10メートル前後は少し広く囲います。ですから、基本的に工事車両についてはその中にとまることになります。当然出入りは出てきますけれども、基本的に工事が本格的に始まりますとその工事の枠の中に入っていきます。ただ、10月から先行してやります市立病院の中庭の部分ですとか、花園公園の工事を先行して確保してやるものですから、そのときには完全に工事車両の場所というのはありませんので、ちょっと道路を含めて路上駐車が一部出ることも想定されます。

それから、2つ目の職員の関係なのですけれども、まず民地につきましては10月1日から借り上げる予定で準備を進めていまして、今はまだ使えておりません。スポーツセンターについても冬場からということで教育委員会のほうと協議をして、体育協会なんかとも協議を進めているところでございます。今現在は、近い人でも正直結構乗ってきている人がいるものですから、近い人は徒歩とか自転車という話、当然採用のときにしてはいるのですけれども、実際には近い距離の方についても例えば終わった後買い物をして帰れるですとか、そういうこともあって利用が多くなっています。今回新たに工事が始まる10月以降につきましては、自宅と病院との距離なんかを再度申告をさせまして、例えば近い人については子供が保育所にいるだとか、妊娠されているだとか、そういう方を除けば、乗ってきたい人についてはスポーツセンターにというような指導を考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 話的にはわかります。でも、現実にはちょっと厳しいかなという部分をすごく思っているのです。今まで規制していますといっても車社会だから、言えるけれども、自主性を尊重するという答弁がずっと続いている中で、一般市民の方が駐車場にとめられないということがやっぱり問題があるのかなという部分だと思うのです。私は、駐車場自体が大きくて余裕があるのでしたら、職員の方とめても構わないというふうに思っておりますけれども、やはり優先は患者さんが優先されるという部分であって、職員の方々はそこをしっかりと掌握してやらなければいけないというふうに思っているのです。だから、私花園をふやしても問題は解決されないかなというふうに思っておりますし、花園はもう完全に職員の駐車場だよと。あそこにすし詰めにしなさいだとか、民間の遠いところは職員の駐車場、駐車対策にして、旧医師住宅、そして幼稚園のところを含めてやっぱり患者の方々の駐車場にしていけない限り冬きつと大変なことになるかなという部分を痛感したものですから、今回質問させていただきました。これから除雪対策も含めて、道路が大分狭くなります。ほとんど北側も南側の通路も朝除雪車が毎年なのですけれども、雪を置いていきます。道路がもう大体歩道から二、三メートル潰れて寄っていきますので、職員の車が駐車してしまうとあそこ通れないのです。そして、向こうから車が来たら待っていたりという状況が毎年続いている状況です。だから、その部分の安全対策も含めて、また北側も同じような状況です。歩道が大きいから雪を置けるのですけれども、あそこもそういう車の駐車体制になっているものですから、大変危険な状況になっているのですけれども、その部分というのはどうなのか。きっと私は工事が始まると北側からしか進入できないと思う、長内さんはわかると思うのですけれども。工事が始まると西側と東側はきっと全然入る状況でなく、

困われると思います。北側から専用で工事車両を進入したり何かしなければいけないというふうな状況になるというふうに思うのですけれども、そこら辺を含めた安全対策と先ほど言った職員の専用の駐車場の部分でどのようなふうにしていくのか、ちょっとお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） まず、お尋ねの職員の関係なのですけれども、1つは先ほど申し上げましたように民地を借り入れるのとスポーツセンターを確保したと。目安としてこれから職員に対して車、どんなような車種に乗って、通勤距離は何キロあるのだというような調査を今考えておまして、具体的に何キロからいいですよというのはこれからののですけれども、おおむね2キロ以内の方については徒歩で来ていただきたいと。どうしても車を使いたい場合は、スポーツセンターに置いてほしいというような話をまずは進めようと思っております。

それから、周辺の安全対策につきましては、1区町内会ですとか西町3区町内会等、病院の改築に伴って説明会を開催させていただいたときにも強く要望されておりますので、除排雪については建設水道部と、あるいは交通安全対策については市民部のほうと、一部例えば8丁目通を駐車禁止にしてほしいというような意見なんかも出されておりますので、それらも含めて関係部としっかり協議をしていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 花園公園の周辺の除排雪含めまして工事現場の車両についてでありますけれども、これは1区町内会のほうと協議させていただきまして、その時点で周辺の除排雪についてしっかりお願いしたいということと、また歩道除雪をお願いしたいと。それと、保育所の関係があるので、朝方あそこに子供を連れてくる

ということも含めて安全対策をしっかりとっていただきたいということで協議をいただいております。この分につきましては西側と北側については排雪も含めて少し一般の除排雪より多くなるのかなということで回答させていただいております。

また、業者の車につきましては、北側からというお話でありましたけれども、北側は封鎖したいと思っております。できれば西側、今の公園の西側ポプラ並木ちょっとありますけれども、そこを2カ所出入り口にして、車両については公園の中で、駐車をとりあえずして行って工事をやっていただきたいと、こんなことも考えてございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 大体わかったのですが、もうこの駐車場対策は職員だけが悪いというふうには私思っておりません。車社会ですから、本当に職員の方々も冬になれば近間でもやっぱり車に乗ってきたいのもわかります。しかし、これからの安全対策も含めて職員の方々をしっかり言っていただく。また、中には近隣の方々も駐車をされているというお話もお聞きしますので、その駐車関係もしっかりして、やはり患者さん、この方が車を駐車できるスペースなのだよということ言われていますので、またこれ完成したときには有料にするということで、私は有料にした場合は市立病院の周りは駐禁にしない限り、もうほとんど駐車場に入れないで道路の周りに車がとまり、また1区町内会の方々だとか町内会の方々に大変迷惑がかかると思っておりますので、その辺の対処も考えていただきたい。要望をしていきますので、お願いいたします。

次に、義務づけ、枠づけの見直しについて、時間もなくなりましたので、進めさせていただきます。まず、公営住宅の件、今ほとんどの部分が国の参酌のとおりに進まなければいけないというふう言われて、ちょっとがっかりしております。各市町村は、国の部分でなく独自にやっぱり地域

住民の実情に合った本当に住みやすいまちをつくるために今回の一括法ができて、地域自治で条例を変えていきなさいというふうに言われて、これがスタートをされました。でも、今現状をお聞きすると、やっぱり北海道と国の一括法の条例が遅いために進まないというのが現状なのか、その辺ちょっと再確認をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回の一括法によって、市のほうの条例の制定が義務づけをされるということでもありますけれども、昨年一括法が制定されて以来、議員のほうからも御指摘ありましたように国なり北海道からの情報提供が非常におくれているという状況が1つありまして、今回新たに条例の数も相当数に上るということで、それも意味従うべき基準でありますとか標準でありますとか、いわゆる参酌基準というものが出ておまして、条例としてはかなり複雑なものにはなっているということでありまして、これまで私どもが対応してきた内容を実ははるかに超えるということでもあります。そういう意味では、各市町村実は作業大変おこなっておまして、私ども苦慮しているということでもあります。経過措置がありまして、25年3月31日まで、いわゆる2次の分までに一定程度条例制定をしないとイケないというスケジュールがありますけれども、今現在ちょっと私どもの押さえている条例だけでもおおむね8本、とりあえずは12月定例会に一応上程をしたいというふうに思っておりますが、ほかの法令関連を含めてかなりの数が実はまだありまして、それが年度内、年度中に一定程度お示しできるかどうかというのも正直今の段階でははっきり言えないというような状況でもあります。実は、上川北部の9市町村間で、主に法制担当、これを集めて法制部会というのをつくっておまして、特に今回の一括法に係る条例の制定について情報交換を頻繁に行っております。しかしながら、実

態としては条例の立て方含めて整理が必要という部分が相当数ありますので、そのところの作業は急いでおりますが、なかなかちょっと難しいという状況を抱えているのが事実であります。今後とも北海道も徐々に条例制定の関係につきましては情報を出しておりますので、そういったものもひとつ参考にしながら、できるだけしっかり間に合うような形で対応してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。道のほうの部分がおくれている、また今上川9市町村で法令の部分をやられていると言っているのですけれども、先ほど言ったように国の基準に沿っていくのは簡単だということに思うのです。しかし、やはり地域住民の目線に合った条例にしていかなければいけない部分、さっきの参酌という部分もありますけれども、あと6カ月しかないです。本当に先ほど12月には8本出すということをおっしゃいましたが、できれば6カ月の間に、また3月にも出されるということなのですけれども、まずは住民のニーズに合った問題の実情をちょっと把握していただいて、進めていっていただきたいなというふうに思います。

そこで、公営住宅の件でちょっと再度御質問をさせていただきたいというふうに思いますけれども、公営住宅の中には先ほど裁量階級だとかの部分でなかなか難しい部分があるよと。そして、名寄の市営住宅の空き家率が2.8%、ほとんどあいていない状態で、応募が3.6倍ですか。そして、生活保護を受けている方で入居可能な1分位10万円以下の方々が85%おられるということで、ちょっとその中で公営住宅をいろいろやれというものもあれなのですけれども、私は毎回公営住宅の件で質問をさせていただいて、やはり子育て支援だとか、また高齢者、障害者のため、高齢者、障害者のためは名寄市は入っていますので、いいのですけれども、よそから来る名寄に転勤になる子

供を持った方々だとかよく電話が来て、市営住宅あいていないのですかと。市営住宅あいても必ず抽せんでなければいけないのですだとか言いますし、また今回の部分でも雇用、仕事でもし失業した人だとか、そういう部分に裁量権を与えて入居可能にしている地域もたくさんあるみたいなのですけれども、名寄市としてはやっぱりそういう部分というのはなかなか入れられないのか。また、くじの方法も毎回言うのですけれども、もう十何回もやったのだったら市営住宅に入れてほしいという方もいます。でも、市営住宅は抽せんでないのだめなのですよと言っているのですけれども、そこら辺の配慮というか、これからの考えということがあればちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 優先方法等について御質問をいただきました。今市営住宅の入居者決定につきましては、従前より公平性、透明性の観点から、申し込み順による公開抽せんにより決定をしておりますけれども、本年9月の定期募集よりさらなる公平性ということで、抽せん順を決めるための予備抽せんを行うことなど、より申込者に配慮した抽せん方法に心がけているところであります。優先入居につきましては、現管理条例の中に定められている住宅に困窮する低所得者の中においても特に困窮度の高いとされている人を優先入居者として公開抽せんにおいて優先的に選考するために、当選率を上げる優遇措置を行っております。議員言われる俗に言う失業者、あるいは地方から来られる転入者に対しても同様な優遇措置は行っております。この対象が60歳以上の高齢者、障害者、それから母子家庭、それと引揚者とか炭鉱離職者、あるいは生活環境の改善を図るべき地域に居住する人ということになっておりますけれども、今この失業者や転入者に対しての優遇措置はとっているものの、特別な優遇措置は今のところとっていない状況でありますので、

そこら辺は低所得者が優先ということも含めまして何とか御理解いただければなど。ただ、これからこういう改正も含めまして北海道や、それから他市町村の動向も含めてまた研究させていただければと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 私も強く言えないのが現状で、低所得者、高齢者、障害者を含めてやっぱり対策をやられていて、ここの空き家率が2.8%しかないという部分では、子育てだとか失業者、または転入者の部分というのは難しいのかなと思うのですけれども、あきが出たらぜひ進めていただきたい部分かなと。今加藤市長が観光を含めて定住をやられていの中で、この部分というのは小さい子供がいる人というのはなかなか大変で、そういう定住がやはり地域を支えていくというふうに私は思っておりますので、これは求めておきたいというふうに思っております。

次に、道路についてなのですけれども、これも参酌ということで国の動向を見ますと言われておりますけれども、1点だけちょっと求めたいし、やってほしいところがあります。今名寄市の17線道路、マルハンのパチンコ屋があるところなのです。あそこでちょっと市民から苦情がありまして、スタンドのところ。交差点なのですけれども、左に曲がる車がいれば全く進めないのです。横から行けないという。直線の人と左に曲がる方が行けないという状況が続いていて、土曜日、日曜日になると信号の三、四回待ちが続いておりますということで、何とか今この道路構造に関する地方独自の基準で見れば、すり抜け車両及び違法駐車抑制を図るだとか3点あるのですけれども、その中に右折車両があっても直線車両が通過できるように車線の幅員を1.5以上拡張できることを規定しているというふうにあります。左折する車は左に寄って、直線の車を1車線にするという規定がこういうふうにあるみたいなのです。私は、

あそこはそういうふうにしていかない限りずっと続くのかなというふうに思うのですけれども、どのような考えなのかちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 今回の法改正では、道路構造に関してはほとんどが参酌という言い方なのですけれども、ただ、今現道路の幅員内においては改正が可能かなという判断をしております。ただ、道からまだ詳細が来ておりませんので、詳細なことは余り言えませんが、今言えることは車線変更の幅員については17線道路の幅員もございませぬ。また、取りつける道路の幅員にもよります。そういった幅員の状況とも現状状況含めて現地を把握した上で、可能かどうかということも含めまして検討していきたいなと思いますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。道路を広げるでなく、道路はあのままです。ですから車線をやって、可能かどうか、検討していただきたいというふうに思います。

時間もありませんので、特に従来どおりやっぱ責任ある行政という部分では、国の基準だけでなく名寄市独自、本当に住民の方々の目線に立った道路、公共住宅、ちょっと時間ないので、やれませぬけれども、特別養護老人ホームだとか、いろいろな部分を使って改正をお願いしたいというふうに思います。

最後に、学校の部分をやらさせていただきます。今安全対策で14カ所安全対策の部分がありました。見守り隊だとか安全マップ、交通安全の点検等をやられるということなので、しっかりお願いしたいのと、最後にちょっと質問したいのは、豊西小学校で今回通学路で、放課後ですけれども、事故がありました。これは、どういう部分でなったのか、学校にはどういう指導をされているのか、これからの対策がどうなのか。それと、ある要望

ではなぜヘルメットをかぶせられないのかという要望がありました。札幌の小学校、うちの孫が札幌にいたのですけれども、ヘルメットをかぶらされているのです。やはりそういう対策をしていかない限りああいう事故が起きて、子供が安全な部分ではないというふうに思うのですけれども、またこのヘルメットも高額なものですから、市としてぜひヘルメットの助成を半分してあげられないのかなという考えはないか、この4点をお聞きして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま高橋議員からの再質問の部分をお答えをしたいと思います。

まず、今回名寄市内でも重篤な事故が起きて、教育委員会としても大変憂慮をしているところでございます。ハード面の整備につきましては、先ほど点検箇所を早期に要望したいということで、その努力は最大限努めていきたいと考えておりますが、学校に対しては学校、家庭では児童生徒の安全対策に対するソフト面、特に交通安全に対する望ましい態度とか、それから習慣の形成を図るために、まずは学級活動の中で危険を予知する能力を育てるという指導を取り入れたいと考えております。そのことによって子供の交通安全に対する意識を高めることが重要になっていくのではないかと考えております。また、子供に限らず保護者に対しましても、歩行者としてのモラルであるとか自転車の乗り方など基本に立ち返って通学路や安全、生活圏からの交通事故が起きないように改めて指導徹底をしたいと考えております。

次に、ヘルメットの着用の部分でございますが、名寄市では通学路の距離とかほかの交通対策がないという部分で、各学校の判断で小中学校での自転車通学を認めております。小学校では15校中6校、主に3年生以上の学年での自転車通学を認めております。この場合、ヘルメットの着用につきましては保護者の責務として児童の着用を義務づけをいたしております。各市内の学校で名寄南

小学校であるとか智恵文小学校、東風連小学校、また風連日進小学校では、先ほど御指摘の3年生以上の児童にはヘルメットを貸与しておりまして、通学時以外でも自転車に乗る際には着用を義務づける指導をしております。また、中学校におきましては4校のうち申請を必要としない智恵文中学校を除きまして、あとの3校は保護者の自転車通学許可申請をもって各学校で認可証のステッカー等を張って許可をいたしておりますが、ヘルメットの着用については課しておりません。ヘルメットの着用につきましては、今回の事故を例にとるように頭部への損傷を少しでも軽減をするというものではその有効性は認めるものでございます。今後児童の放課後での義務化であるとかヘルメット購入の助成につきましては、現時点では御提言と受けとめさせていただきまして、各学校の判断や他市の例などを調査をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋経済部長より発言を求められていますので、これを許します。

○経済部長（高橋光男君） 午前中の佐藤靖議員の最初の答弁の中で、言い違いをした部分がありますので、訂正をしていただきたいと思いますというふうに思います。

透明性の高い開かれた行政運営についての答弁のところ、駅前交流プラザ「よろ一な」条例につきましては公共用財産と言うべきところを駅前交流プラザ「よろ一な」条例につきましては公用財産という言い間違いをいたしましたので、改めて公

共用財産に訂正をしていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） それでは、一般質問に移りたいと思います。

名寄市の農業施策について外1件を、山田典幸議員。

○5番（山田典幸議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、これより通告順に従い、大項目2点にわたって順次質問をしてみたいと思います。

初めに、大項目1点目、名寄市の農業施策について2点にわたってお伺いをいたします。1点目、気象変動に対応した農地の基盤整備についてお伺いをいたします。地域農業の基本指針である新名寄市農業・農村振興計画も10カ年計画の折り返しを経過し、今年度より後期実施計画へと入ったところでありますが、今までに実施された施策、各事業にさらなる展開が必要であり、今後の名寄市農業の持続的発展のためには経営の安定、収益の拡大につながる生産基盤の整備がとりわけ重要であると考えます。一昨年7月の集中豪雨、昨年の春と秋の長雨による農作物の冠水被害と作業のおくれ、また本年は一転して5月から6月にかけての少雨による干ばつと近年の異常気象とも言える極端な天候の偏りが特に畑作、野菜農家の経営を不安定な状況にしております。2年続けての大雨による農業被害を受け、畑作地域においては今年度より暗渠等の排水対策が農業体質強化基盤整備促進事業により緊急的に実施されているところがありますが、その一方で本年のような高温、干ばつの状況に対応できる生産基盤の整備、いわゆる畑地かんがいの整備も検討していかなければならない状況に来ていると考えます。これからの地域農業を背負っていく若い担い手たちが天候不順のリスクを最小限度に抑え、安定的な農業経営を確立していくためにも今後必要不可欠な事業であると認識をしているところですが、お考えをお伺いしたいと思います。

2点目にヒグマによる農業被害への対応についてお伺いいたします。本年8月以降、市内各所においてヒグマの出没、目撃情報が相次いでおり、特に8月10日以降風連旭地区、東風連地区、智恵文地区を中心に収穫を間近に控えたスイートコーンが荒らされるという被害が頻発しております。農業被害はもとより農家の住宅周辺にも出没を繰り返し、加えて民家の家庭菜園での食害も確認されており、付近の住民にとってもいまだに安心できない状況が続いております。当地域においては、昨年あたりから農地周辺への出没や農業被害が増加してきておりますが、全道的にも同様の傾向が見られるということで、本年だけに限らず翌年以降も同様の被害が懸念される場所であり、今後継続的な対策が求められるところです。現時点でのヒグマによる被害の状況と対応の経過、今後の対応策とあわせて被害防止対策、住民の安全対策について具体的にお知らせをいただきたいと思っております。

次に、大項目2点目、名寄市の教育行政について2点にわたってお伺いをいたします。1点目に、いじめ問題についてお伺いをいたします。大津市の中2男子生徒のいじめによる自殺問題が大きな波紋を呼び、社会問題化している中、先般9月5日には札幌市においても中1男子生徒がいじめに遭っていたとするメモを残し、マンションから飛びおり、みずからの命を絶つという大変痛ましい事件がありました。このように将来を担う子供たちがいじめを苦にみずからの命を絶つという事件が後を絶たず、同じ年代の子供を持つ親の一人としてもそのような事件が報道されるたびに胸が痛むと同時に、他人事として見過ごすことのできない深刻な問題であると受けとめているところです。先般文部科学省が公表した2011年度の全国公私立の小中高校と特別支援学級が把握したいじめは7万231件、そのうち北海道においては3,330件であったということです。そこで、お伺いしたいのは当市におけるいじめの現状であります。

幸い当市においては、児童生徒がみずから命を絶つといった最悪のケースは発生しておりませんが、だからといって当市の小中学校にいじめが全くないということは考えられません。当市におけるいじめの現状と実態についてどのように把握をしておられるのか、加えて今後の対策についてもお知らせをいただきたいと思っております。

2点目、全国学力テストの結果からということでお伺いをいたします。先般文部科学省より本年4月に小学6年生と中学3年生を対象に行われた全国学力テストの結果が発表されました。北海道の平均正答率は、一部教科で全国平均に近づいたものの、全教科において全国平均を下回り、依然として下位に低迷している状況が明らかになりました。今回の結果から、全教科にわたり基礎学力が定着していない現状が浮き彫りとなったことで、今後は児童生徒一人一人に対し、きめ細かい支援体制が必要であるとの認識をすることがありますが、当市における今回の学力テストの結果と傾向の分析、今後の基礎学力向上に向けての対策についてお知らせをいただきたいと思っております。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 山田議員から大項目で2点にわたり御質問がありました。大項目1は私から、大項目2は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

まず、大項目1、名寄市の農業施策について、小項目1、気象変動に対応した農地の基盤整備についてお答え申し上げます。議員のお話にありましたように、近年は異常気象により農作物被害が顕著となっており、市といたしましては3年連続で農家に対します支援対策を実施してまいりましたが、暗渠を含む基盤整備も重要であると認識しております。暗渠及び畑地かんがいなどを含む基盤整備に関しては、基本としまして国営あるいは道営規模のもので、地区で取りまとめられたものについて推進する考えですが、取りまとめや

計画採択に時間がかかる難点があります。本年度湿害に関して取り組まれている農業体質強化基盤整備促進事業では、169戸が活用し、面積で144.4ヘクタールとなっております。今後も農家にとって使い勝手のよい補助制度の新設あるいは継続を関係機関、団体と連携し、北海道などに働きかけていきたいと考えております。

次に、小項目2、ヒグマによる農業被害への対応について申し上げます。北海道におけるヒグマの農業被害額は、トウキビ類、ビートなどの作物が年平均して1億9,000万円程度となっており、平成24年度の名寄市における農業被害額は現在のところJAの調べではスイートコーンを中心として約100万円と試算しているところであります。本年は、智恵文地区、風連地区での目撃情報も多く、今までは山際がほとんどでしたけれども、本年は平地での農業被害も出ており、人家付近での足跡が確認されたことから、猟友会を初め関係機関でのパトロールのほか、箱わなの設置などの対策を実施し、捕獲に努めてまいりました。ヒグマの被害は、収穫直前の作物に被害が及び、生産者の生産意欲に大きな影響を与えることから、基本的な事項として次の取り組みについて実施するほか、課題もあることから検討を加えてまいりたいというふうに考えております。1つとして、普及啓発活動としてヒグマの事故被害防止の基本的取り組みとして広報紙の活用、チラシの配布、市のホームページなどを活用した情報提供を行っています。2つとして、実態調査として出没原因、出没状況の把握と被害防止対策の実施状況、農作物などの被害実態の把握を行います。3つ目として、出没後の広報活動として町内会などによる周知、学校などへの連絡を行っていますが、より効果的な周知方法などを検討してまいります。4つ目として、防止対策として電牧柵を初めとする被害防止対策の助言と実施、誘引物などの除去、出没しにくい環境の整備、駆除などのためのパトロールなどについての検討が挙げられます。以上の

ことを踏まえ、効果的な農業被害防止対策について関係機関、団体、生産者からの意見をいただきながら、今後の対応策を検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目2、名寄市の教育行政について答弁をさせていただきます。

まず、小項目1、いじめの問題についてお答えをいたします。いじめの問題は、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものであり、学校教育に携わる全ての関係者が改めていじめの問題の重要性を認識をして、いじめの兆候をいち早く把握をして迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときには、その問題を隠さず、学校と教育委員会が一体となって対応するとともに、家庭や地域と連携して対処するなど、いじめの解決を図る取り組みの徹底が強く求められています。

名寄市におけるいじめ問題の実態把握と現状について申し上げます。これまで市内の小中学校の全児童生徒を対象に北海道教育委員会のいじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査を実施をしてきております。まず、昨年5月に実施した同調査では、ことしのというのは昨年の5月以降です。ことしの4月からきょうまでいじめられたことがありますかの質問にあるとの回答が207件ありました。うち今もそのいじめは続いているかの質問にいと回答したのが82件ありました。また、11月に実施をした同じ調査では、ことしの4月からきょうまでいじめられたことがありますかの質問にあるとの回答が189件ありました。そのうち今もそのいじめは続いているかの質問にいと回答が43件ありました。この昨年度の2回の調査において今もそのいじめは続いていますかと回答した児童生徒に対しまして、教員が内容を聞いて事実確認をし、校内で検討した結果、いずれもいじめとして認知する内容ではないと判

断をされております。

次に、本年に入りまして、本年5月に実施した同じ調査では、いじめられたことがあるとの回答が122件ありました。うち教員等が本人に内容を聞いて事実確認をし、校内で検討した結果、3件をいじめであると認知をしております。その後この3件につきまして解消に向けて学校で対応し、2件は解消しておりますが、残り1件は学校と教育委員会が連携をし、解消に向けての取り組みを続けております。継続中の1件を除いて本年8月に文部科学省が緊急実施をした同調査では、いじめられたことがあるとの回答が179件ありました。そのうち教員が本人に内容を聞いて事実確認をし、校内で検討した結果、いずれもいじめとして認知する内容ではないと判断をされております。一方で、昨年度名寄市の教育相談センターに寄せられた教育相談の状況を見ますと、小中学校、高等学校を合わせたいじめにかかわる相談は、電話で4件、面談で44件であり、年々増加傾向にあり、いじめはあるとの見方をしております。

このように学校での調査結果や教育相談センターでの教育相談の状況を見ると、悩み、苦しみなどを抱えながら教員や家族に相談できないでいる子供がいるなど、いじめは見えにくいところに特徴があります。学校、家庭、地域では子供が発するサインを敏感に受けとめ、背景にはいじめが隠れている場合があることを常に念頭に置いて速やかに対応することが大切なこととあります。名寄市におけるいじめ問題の実態把握と状況について申し上げましたが、今後も教育委員会といたしましては、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組みを徹底をしております。具体的には、市内の各小中学校にいじめを許さない学校、学級づくりを強力に推進するようお願いするとともに、これまで実施してきたいじめ問題の実態把握及びその対応状況等の調査などの結果を効果的に活用するなどして、日ごろから積極的に学校の実態把握に努めてまいります。いじめの問

題が起きた場合には、学校、保護者、教育相談センターなどとの連携を十分に図りながら、迅速に対応してまいります。また、個人情報の取り扱いには留意をしつつ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行いながら、適切な情報提供を行うなどして保護者や地域住民の信頼を確保してまいりたいと考えております。

続きまして、小項目2、全国学力・学習状況調査の結果についてお答えをいたします。平成24年度全国学力・学習状況調査抽出調査の結果におきます北海道の状況は、国で示された推計値による平均正答率が小中学校いずれの教科においても全国平均より低いという状況が続き、今年度新たに実施をされました理科についても同様の傾向が見られております。昨年度は北海道独自の調査でしたので、その前の平成22年度の全国調査結果との比較では、推計値による教科の平均正答率で見ますと中学校国語Aを除く全ての教科において全国平均との差がこれまでよりは縮まっておりません。例えば小学校国語B、中学校国語Bにおいては2ポイント以上縮まっております。特に中学校国語Bにおいては、全国とわずかな差となっております。また、過去の類似問題、同一問題との比較では、全49問中37問で平均正答率と全国との差が縮まっているところであります。例えば小学校国語Aにおいては、図鑑を読んで必要な内容を捉える問題において平成21年度は平均正答率が74.1%であったのが今回は90.4%と16ポイントの向上が見られ、小学校算数Aにおいては足す、引く、掛ける、割るを含めた四則混合の計算問題において平成22年度の平均正答率が53%であったのが今回は79.8%と25ポイント以上の向上が見られております。このように北海道の子供たちの学力をめぐる状況は、全体としては極めて深刻な状況が続いているものの、こうした改善の兆しも見られております。北海道内の抽出校以外の希望利用方式調査の採点も終了いたし、現在北海道教育委員会においてこのたびの抽出調

査の結果と合算をしてよりきめ細かな分析が行われております。この結果が公表されましたら、本市の児童生徒の学力、学習状況の傾向を分析をして、対策を含めて今までどおり市のホームページで公表してまいります。

次に、昨年度の調査結果から捉えた名寄市の児童生徒の学力、学習状況の傾向と学力向上の取り組みについて申し上げます。小学校の主な傾向としては、情報の収集や分析をする問題では成果があらわれてきておりますが、理由を記述する問題では苦手と感じているようであります。中学校の主な傾向としては、漢字の読み書きや数と式の計算問題では正答率が高く、宿題など繰り返し学習の成果があらわれてきておりますが、論理的に思考したり、自分の考えをまとめるなどの問題では低い結果となっております。学習の状況では、小中学校ともに宿題については定着をしておりますけれども、学習の必要性を指導しながら、みずから学習に取り組もうとする意欲を高めていく必要があります。

このように名寄市の小中学生についても基礎的な学習内容の定着、思考力、判断力、表現力などの育成、家庭での学習習慣の定着などが継続的な課題となっております。これらの課題を解決し、児童生徒の確かな学力の育成を図るために、より実践的で効果の上がる方策を構築し、市内全ての小中学校が一体となって実践することができるよう、名寄市教育改善プロジェクト委員会を組織をしたところであります。この委員会には、学習指導の工夫改善、校内研修の充実、そして教育資源等の活用の3つの研究グループをつくりまして、今後3年間は学力向上を重点として取り組みを推進してまいります。現在学習指導の工夫改善に関する研究グループでは、漢字の読み書きや計算などの力を高めるために北海道教育委員会が策定しているチャレンジテストを全ての小中学校で効果的に活用する方法などについて取り組みを進めております。校内研修の充実に関する研究グループ

では、教員の指導力を高めるために市内の小中学校で行っている校内研修を交流する取り組みなどを進めております。教育資源等の活用に関する研究グループでは、市立天文台を効果的に活用するための方法、放課後子ども教室とのよりよい連携の仕方などについての取り組みを進めております。教育委員会といたしましては、今後とも市内の各学校と保護者、地域住民の皆様、教育関係機関の皆様の御理解と御協力をいただきながら、教育改善プロジェクト委員会による学力向上の事業を積極的に進めてまいりたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） それでは、それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問に入らせていただきたいと思っております。

順番に行きたいと思っております。まず初めに、気象変動に対応した農地の基盤整備についてということで、先ほど冒頭も申し上げましたけれども、2年続けての大雨による被害を受けたことは皆さん当然御承知のことと思っておりますけれども、ことしは春先から非常に天候に恵まれて、順調に作業が進みました。ことしこそはとっていたところ、しかしながらことしは一転雨というよりも5月から6月にかけて雨不足による干ばつが見られたと。7月5日だったのでしょうか、7月に入ってからのもっと雨がありまして、今収穫の真っ最中でございますけれども、ほとんどの作物では生育も回復いたしておりますが、雨のタイミングが一步間違えばというか、もう少し遅ければこれは当然大変な状況になっていたのではないかなと私自身も感じております。やはり私たちの周りでも、長く農業に携わっている先輩方もここ数年の天候は本当に今まで長く農家をやっている経験がないと。本当にここ2年、3年と毎年のおっしゃっております。やはりそのぐらい天候も変わってきて、いわゆる予測ですとか、そういったものに対する対応というのも非常に難しくなっ

きている状況なのかなと思っております。

先ほど御答弁のほうにありましたけれども、排水対策につきましては国の昨年の4次補正による事業ということで、今年度、来年度対応していただくということで、中身に関しては非常に使い勝手のよい事業でもありますので、当然今後の継続等も含めて働きかけをしていただきたいと思いますと思っているところなのですが、その一方でことしのような干ばつに対しての対策、つまり雨が降らない、そして水が必要なときに必要なだけ水がまけるという、そういった体制の整備が必要ではないかなと考えております。全道的に見ましても畑地かんがいの整備というのは、富良野あたりが先進地なのではないでしょうか、既に全道各地で行われておりまして、そういった地域、時期特に6月、7月あたりそういうものが入っている地域を車で走ったりしますと、やっぱり作柄がもう全然違うのです、ほかの地域と。そういった意味では、当地域においてもそういった整備の必要性も今後出てくるのではないかなと私自身も考えております。

1点確認でお伺いしておきたいのですが、昨年、一昨年だったでしょうか、開発、道のほうと名寄市とJAのほうで国営かんがい事業の整備構想の意向調査を行ったかと思っております。その聞き取り調査等もやられたと思いますが、その内容、畑地かんがいの整備の意向があるなしといったような調査だったと思いますが、そのあたりの聞き取り調査の内容について把握している部分、わかる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 山田議員のほうから畑地かんがい要望に係る聞き取り調査の関係で再質問がありましたけれども、これ実は旭川の開発建設部が平成23年10月19日から11月3日の間において智恵文地区の農家さん、畑作農家87人、酪農家9人ということで、合計96人に対して聞き取り調査を実施しております。その中で畑地かんがいを検討しているといった答えが意向

がありということで773ヘクタール、国営の採択基準については1,000ヘクタールなものですから、この国の採択基準に届かない結果となりました。それで、農家の方々からは畑地かんがいよりも先ほど議員の質問にありましたように湿害対策の部分の要望が多かったことも含めて、どちらかいうと暗渠排水のほうの要望がかんがいよりも多く寄せられたというのが実態でございます、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 聞き取り調査の内容で意向があったのが773ヘクタールということで、今高橋部長の御答弁にもありましたけれども、昨年、一昨年と調査実は私のところにも来て、回答したという覚えがありまして、確認の意味でも全体としてどうだったのかなというところで確認をさせていただきましたけれども、事業の実施要件が1,000ヘクタール以上ということで、それに満たなかったということで、昨年、一昨年と大雨による湿害で被害を受けていますので、かんがい施設よりはやっぱり湿害対策だといった意見が出るのは当然かなと思います。当然意向ありという773ヘクタール面積があるものですから、意向があるというような意見も出たのだと思いますけれども、その他ちょっと意向調査の意見の内容としてどのようなものがあつたか、改めてわかる範囲でどんな意見がございましたでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 何点かにわたって開発のほうで聞いているのですけれども、例えば意向ありの中でもこれから将来に向けてどういう営農になっていくのかといった部分でそういった質問もございますし、それから意向なしについては、受益者負担の割合が意外と高いのです。そして、国営の場合は事業完了後に一括して返還という形になりますから、そこまで営農活動自体が後継者のことも含めて今現在はっきりしたことが言えな

いといった部分も含めてあったのだろうというふうに思いますし、そのほか整備の必要性があるとした回答の農家の中で、1筆ごとに聞き取ったということも含めて先ほど申しあげました773ヘクタールが畑地かんがいの意向がありますよという内容になっております。また、調査の部分では、先ほど申しあげましたように畑地かんがいを実施できるのか、要望があるのかどうかということが中心となった聞き取りというふうに理解しております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） そのような意見の聞き取りがあった中で、この調査に関して今後例えば事業に向けて具体的な段階に入っていくのかどうか、またはもう全く一旦というか、調査は行わないとするのか。今後どういった形で、一回はそういった意向調査まで入っているわけですから、その後どうするのかという部分ははっきり定まっていますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 先ほど申しあげましたように、希望が773ヘクタールということで採択要件の1,000ヘクタールに満たないということで、これも関係機関、JAとも御相談申しあげたのですが、現在のところやっぱりその部分に届かないということについては非常に厳しいのではないかと判断に立っているところでございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 1,000ヘクタールに届いていないからということでの理由だったかと思えます。そういった理由で、当然実施要件には届いておりませんが、773ヘクタールですから。ただ、1筆ごとの調査というのもありますし、また時期的なもの、先ほども申しあげました。繰り返になりますけれども、湿害で大変な状況の中

でやっぱりちょっと干ばつ対策というのは実際考えられない状況の農家さんもたくさんあったのかなと思います。また、後継者が今のところ、今というか、後継者がいないので、負担のことも考えると、また年齢も含めてなのでしょうけれども、そういった基盤整備、負担も考えるとちょっと意向がないのだというような意見もあったかと思いますが、やっぱり後継者がいなければ当然だと思いますので、意向がないのは。先ほど国営事業、お話にありましたように時間がかかるという中で、国営事業が主体、まして地域がまとまらないとやっぱり大きな基盤整備というのは進んでいかないのだと思います。私が考えるに基盤整備というのは、やはり農地の集約とセットにならないとうまく進んでいかないのかなという気がしています。というのは、やっぱり先ほど申しあげたように、これから後継者もいない、言い方悪いかもしれませんが、あと何年農家をやっていくのかどうかという方の、意見を聞くなというわけではありません、その方はその方なりの考えでしょうから。ただ、これから将来例えば若い担い手の方々が地域の農業をどうしていくと。どう農地を集約していくという中で、当然智恵文で2,000ヘクタール以上はあるのでしょうか。その2,000ヘクタール超をどういう形でこれから集約して耕作していくのかということがセットで、やはりではどう基盤整備が入ればいいのかというものは一緒に考えていかなければならない。そういう中で出てくる課題だと私は思うのです。そういう意味では、毎回毎回くどいようですけれども、今後行われる予定の人・農地プランの策定に向けての地域の話し合いの中でそういった基盤整備の話というのは当然出てくる話題だと私は思っています。行政側としてもこれからそういった部分、当然時間はかかります。ここ2年、3年でできる事業ではないと思いますけれども、検討に入っていかなければならない時期に間違いなく来るかと思えます。部長、そういった事業実施に向けて、調査等も含め

てそういった若い担い手、これから農地を守っていく農業者との中でそういったものも、改めて干ばつ対策、畑地かんがいに関して検討いただきたいと思うのですが、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 山田議員から今人・農地プランの関係の農地の集積の関係で再質問がありましたけれども、これは第2回の定例会の中でもことしの農作業終了後、従前は智恵文地区、名寄地区、風連地区ということで3地区に分けて説明会を実施させていただいたのですけれども、もう少し地域を細かくして今後例えば智恵文の農業についてどういうふうに考えているのだろうかとか、あるいは農地の集積等も含めて、今議員から御指摘のありました基盤整備の問題も含めてその中で具体的に話し合いができればいいのかなというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） ぜひそのあたりよろしくお願ひしたいと思います。農業は、本当に天候に左右される産業ですし、やはり自然の力には、はっきり言えばどのような手だてをもってしてもどうしても太刀打ちできないという部分も当然あります。ただ、基盤整備等でできる限りの対策を講じておくことで、100%ではないかもしれませんが、天候不順のリスクというのを最小限度にとどめることは可能だと思います。若い農業者の方々、やっぱり天候任せの農業というものから早く脱却したいということを真剣に今考えられています。ことしは天気が悪かったからダメだった、そのようなことはもう言いたくないということをおっしゃっています。それにはもちろん個々の農業の技術というものを高めるのは当然のこととしまして、そういった気象変動に対応できる基盤整備というものを皆さん強く望んでおられます。繰り返しになりますけれども、

これからさまざまな場面で必ず出てくる意見として捉えていただいて、やはり努力した分報われる農業にするために行政としても若い担い手の方々と一緒に知恵を出し合って、汗をかいていただくことを強く求めておきたいと思います。

では、次に進みたいと思います。ヒグマによる農業被害についてです。きのうの夕刊にも大きく載っていましたが、北海道でもヒグマの目撃が715件、道内の1月から8月、過去5年間で最多ということで記事が出ておりました。これは、当地域、特に風連地区、智恵文地区も含めてなのですから、本当にことしは、昨年もぼつぼつ出てきた地域、山際ですとか熊の被害多少はありましたけれども、ことしのような状況はちょっと初めての経験ではないのかなと思います。私は、智恵文地区に限って、私居住していますので、まだまだ収束に向かってきているとはちょっと考えにくい状況であると認識をしております。というのは、私自身のことですから余りちょっと触れるのもなんなのですが、けさ早朝からスイートコーンの収穫、畑に入りましたら、本当にさっきまで入っていた食害の跡、足跡も30センチぐらい。直ちに報告しまして、私の畑だけではなくて近隣の農家さんのスイートコーン畑にも入っていたという話でありました。あす以降も収穫朝行いますので、すぐ対応していただけるということで、あすもハンターさんが2人ついていただけるということで、そういう部分の対応本当に感謝をしたいなと思っていますけれども、何せ被害8月10日以降多くなってきてから、やはり捕獲がまだないという状況ですよね。わかるのです、むやみに撃てないですとか、私も被害に遭った農家の一人としていろんなお話聞いている中で。ただ、ほかの農家さんも含めて住民の方々非常にやっぱり不安です。出てくる頻度が少なくなったとはいえ、捕まっていないということ自体がやっぱりストレスになるというか、またいつ来るのだろうと。けさの熊の被害も前に、智恵文沼の周辺の農家さんの

畑も近くなので、民家も当然150メートル範囲にありますし、子供もいらっしゃいますので、すぐそのお宅にも行って報告をしまりました。正直住民の方は、そういうむやみに撃てないですとか、捕獲するにもいろんな手続、許可も要るといことがやっぱり普通わからないです。皆さんおっしゃるのは、なぜ撃たないのだという意見がやっぱりたくさん。これだけ被害あって毎日毎日いつ出てくるかわからない。特に農家なんかは、いつ出てくるかわからない畑の中で作業ですから、やっぱり相当なストレスになるわけです。そういう中でなぜ撃たないのかというような御意見もたくさん聞きますし、そういった部分ではやはりきちんとこういう状況でないと撃てない、こういう状況があるから撃てないですとか、住民の皆さんへの説明、農家さんも含めてそういう周知ですとか、今までの対応の経過の中で行政として不足していた部分はなかったかどうか、そのあたりのお考えもしありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 行政としましては、先ほども申し上げましたようにことしについては例年になく出沒、それから目撃情報も多数寄せられているということもあまして、従前は広報ぐらゐの周知だったのですけれども、ことしは9月の広報配布時にヒグマに対する注意喚起を含めたチラシを全戸に配布をさせていただきましたし、従前と違った形としてはJAの協力のもと、智恵文地区、名寄地区、風連地区そうなのですけれども、JAのファクスを使わせていただいて、熊の出沒状況のお知らせだとか、こういうふうにして予防したらいいよだとかというお知らせもことしについてはやってきた事実もあります。より細かく周知させていただければいいのですけれども、周知方法等も含めてまだまだ私どものほうでわからない部分もありますので、今後とも関係機関や何かと連絡を密にしてどのような周知方法が一番いいのか検討してまいりたいというふうに考えて

おりますので、よろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） そういった意味では、きちんとした形で住民の方、また農家の方にもむやみやたらにやっぱり撃てないということはきちんと周知すべきだと思います。ことしもまだスイートコーンほぼ収穫終盤ですけれども、やはりほかの作物への被害の懸念も今後考えられますので、そういった対応をまずよろしくお伺いしたいと思います。

また、今後農家自身でやれることもこれはやはりやっていかなければならないと。エゾシカ同様電牧柵の設置ですとか、そういった部分も農家の防除策というのも当然必要になってくるのかなと思います。ただ、エゾシカと明らかに違うところは人を襲う可能性があること、それがやっぱり最大であります。ですから、対策としては本当に抜本的な対策がやっぱり来年に向けて必要ではないのかなと思いますけれども、そのあたりの対策、部長、考えておられることありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 行政でできる範囲というのにも限りがありますから、基本的には農地をお持ちになっている農家の皆さんの御協力なくしては農地に対する被害は防げないものだというふうに考えています。中山間事業等でも電牧柵の設置の補助だとかしておりますので、その部分を含めてどういった電牧柵の張り方がヒグマに対して効果があるのかも含めて、各農家に連絡をしまいたいというふうに考えておりますし、ハンターの関係も議員御承知のとおり高齢化ということもございまして、今のところ名寄地区、風連地区の中山間でハンター養成に対する助成もありますので、その辺のことも含めてJAとも協議しながら、今後対策を講じてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお伺いしたいとい

うふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） しっかりとお願いしたいと思います。それでは、農業関係これで終わりたいと思います。

それでは、いじめ問題についてということで御答弁をいただきました。名寄市の当市の状況、今後の対策ということで、現状ことしの5月ということできじめがあると認識したものが122件でしたでしょうか。そのうち1件は対応を継続中ということで、この内容についてどうなのでしょう。ちょっと深刻な状況の深刻な内容であるのかどうか、そのあたりの内容、差し支えない範囲で結構ですので、教えていただけますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 先ほどいじめ問題の部分で1件につきまして現在も継続中というお話をさせていただきました。この事例につきましては、いじめそのものについては解消しておりますが、子供の心のケアの部分を中心に現在解消に向けての取り組みを進めているという状況でございます。具体的な部分につきましては、個人情報、プライバシー等がありますので、この段階での御答弁で御了承いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） わかりました。

前段申し上げたように、全国で7万231件いじめを把握したということで、この数字は実は前年度比10%減だということなのです。また、その中、全国でいじめを一件でも把握した学校は全体の38%だそうです。逆に言えばいじめが一件もない学校が62%ということだと思います。この数字をどう受けとめるかということだと思いますが、私はちょっと考えにくい数字ではないのかなと、一件もない学校が6割強ですから。それと、7万件という数字も実際にはやっぱりもっと多いはずだと私は考えます。これだけ本当に社会問題化して、大津の例もそうですし、いじめを隠

すことが問題だと言われている中で、やはりいまだに学校側がいじめを認めない風潮というがあるのかなと思います。そのあたりやっぱりいじめの例えば認知、把握の件数というのが学校の評価ですとか教職員の方々の評価に影響しているというのも要因の一つなのかなと思うところもあるのですが、そのような部分で名寄の場合、各学校も含めてそのあたりどのような考えに立っているのか、またそういった評価に関しては部長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま具体的な数字を挙げていただいて、6割弱の学校にいじめがないと学校として判断をしているという状況でございます。この数字につきましては、一概に言うことはできないかと思えますけれども、この数字がある意味でいじめをある程度隠した結果の数字なのか、または学校である程度対応していじめを解消した結果であるかについてはそれぞれの状況があらうかと思えます。ただし、学校にも学校の先生方、それから校長先生、一定の解決、学校の問題を解決する解決力がございまして、一義的には学校でのいじめ問題の解決というのがその早期対応、対処の中での始まりになるのではないかと考えております。

また、名寄市におきましての事例ですけれども、教育委員会と各学校とのかわりについてお答えをさせていただきたいと思えますが、名寄市の教育委員会では児童生徒の問題行動とか、それから健康、安全の問題に関する各学校からの報告、連絡、相談につきましては教育委員会の学校教育課長を窓口として対応しております。また、教育委員会の教育相談センターにおいては、学校や家庭生活における児童生徒、保護者からの悩み、またいじめ、不登校などの問題に対して学校とか関係機関と連携を図りながら適切な支援を行っております。御存じのように、センターの中には教育推進アドバイザーを配置をいたしまして、いじめ、不

登校、非行等の学校生活に関する諸問題への対応と教職員や関係機関との連携を図っているところでございます。また、同じセンター内にハートダイヤルを通して、教育専門相談員が児童生徒や保護者からの悩みにつきまして電話や面談によるカウンセリングを行ってございます。また、もう一つ、適応指導教室におきましては、第2、第4木曜日に夜間の相談室を設けまして、調理実習とか軽スポーツなどの事業、行事を行いながら、ひきこもりの方の解消とか悩みの相談に対応しております。そのほか心の教室相談員を名寄中学校、名寄東中学校、それから風連中学校に1名ずつ配置をいたしまして、生徒が悩みなどを気軽に話せる環境を整えてストレスを和らげ、心のケアを行っております。年3回心の教室相談員につきましては、教育推進アドバイザーや教育専門相談員を交えて教育委員会との情報交換会を行い、情報の共有や相談技術の向上などを図るように努めているところでございます。繰り返しになりますけれども、教育委員会としては学校、それから学校教育課、教育相談センター等の連携を密にして、一致協力していじめなどの問題行動の未然防止と早期の発見、早期の対応に努めているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） やはりいじめというのは、基本的にはどの子供にもどこの学校にも起こり得ると、そういった認識にまず立つことなのかなと思います。先ほど御答弁の中でもいじめとして認識、認知する内容ではないというお答えも一部ありましたけれども、いじめの定義というのは本人がいじめられたと感じたらいじめなのです。大なり小なりいじめというのは必ずどこかで起こっている、そのぐらいの認識がやっぱり必要ではないかなと思っておりますので、そのあたりの周知等も含めてお願いをしておきたいと思っております。早期に把握してどう解決していくかという、御答弁の中にもございましたけれども、細かい実態把

握等、やはりちょっとした子供の変化を察知するということが大事なのかなと思いますので、そういった部分では学校、家庭、地域というのが連携していかなければならないと思っておりますので、そのあたりの強化策についても対策のほうをお願いしたいと思っております。

最近そんな話題が多くて、私自身親として自戒の意味も含めて思うのですけれども、いじめ等今子供たちを取り巻く問題というのは現代の教育のあり方そのものというのが根本的な原因ではないのかなと、そんな気がしてならないです。今は、押しつけの教育はよくないと。子供の個性を尊重しなければならないと。私は、人として本当に大事なことは親ですとか教師が幼いうちから押しつける必要があるのではないかなと思います。弱い者をいじめてはいけませんとか、うそをついてはいけない、人のものを盗んではいけないとか、いろいろあるのかなと思いますけれども、大抵の場合説明は不要で、そういうことは私は頭ごなしに押しつけてもいいのではないかなと思っております。もちろん子供は反発したりですとか、大きくなって別の新しい価値観を見出すのかもしれないけれども、それはそれでいいのだと思います。初めに何かの基準というのを与えないと、子供は行動するとき判断ができないと思うのです。そこは、大人がやはり毅然とした態度をとって、基準を示してあげることが大切になってくるのかなと親としても最近思うところであります。個性を尊重して自主性を伸ばすということは大事なのですけれども、今の時代それがやっぱり放任ですとか過保護につながっている部分もあるのではないかなと思うのですけれども、その辺に関して長い間、長きにわたって教育現場に携わられた教育のプロでしょうから、教育長から教育長なりの教育観みたいなものがありましたら、お聞かせいただければありがたいなと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今議員御指摘のように、

だめなことはだめであるとしっかり教える教育は私もとても大切なことだと思っております。命や人権にかかわることについては、特にそうではないかなと考えております。とりわけいじめの問題に取り組む基本姿勢というのは、いじめは人間として絶対に許されないのだという意識を子供たち一人一人にしっかり徹底させるとともに、教職員みずからがそのことを自覚して、そして家庭、地域に伝えていくことだと、そんなふうに思っております。

本市の全小中学校対象に行っております、先ほど部長からもお話ありました調査でございますが、昨年5月に実施した北海道教育委員のいじめの問題実態調査及びその対応状況等の調査なのですが、このことについて若干触れさせていただきたいと思っております。この調査の中で、いじめはどんなことがあってもいけないことだと思いませんかという質問があります。それにそう思わない、よくわからないと回答した子供たちは、合わせて小学校でおよそ22.4%、それから中学校で31.6%あります。これは名寄市の子供たちです。これは非常に憂慮すべき数値であります。なぜなら、全ての子供たちにいじめは人間として絶対に許されないという意識を持たせなければ、学校からいじめはなくなるのです。この状況を踏まえて、これまで各学校に対していじめはどんなことがあってもいけないことだと思ふという子供たちを100%にしてくれということからお願いしてきたところでございます。その結果、ことしの5月ですが、この調査では小学校1年生除いておりますけれども、除きまして同様の質問にそう思わない、よくわからないと回答した子供たちですが、小学校で13.8%になりました。それと、中学校で22.1%、それぞれ数%減ってきている状況ですが、まだまだ十分な状況ではございません。引き続き学校と連携して、いじめはどんなことがあってもいけないと思うと答える子供たちを100%にするために努力は継続していきたいと思いま

すが、これは学校だけではちょっと十分ではありません。したがって、家庭、地域においてもだめなことはだめだとしつけることや、いじめは人間としての尊厳を傷つける行為であるということをしっかりと教えていただきたいなど、そんなふうに考えているところでございます。今後も学校はもちろんですが、保護者や地域の皆さんの御協力をいただきながら、私どもとしていじめは人間として絶対に許されない行為であるということについて徹底してまいりたいと思っておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

コミュニティーバス実証試験運行の現状と課題について外1件を、竹中憲之議員。

○8番（竹中憲之議員） 議長より指名をいただきましたので、さきの通告に従いまして、大項目で2点について質問させていただきたいというふうに思います。

大項目の1点目は、コミュニティーバス実証試験運行についてであります。さきの第2定でコミュニティーバス実証試験運行について路線の再編のメリット等、乗車率の目標等、あるいは東路線と西路線との乗り継ぎの問題と運賃等について質問をいたしました。今回は、乗降客や停留所付近での安全対策について質問をいたします。コミュニティーバス実証試験運行は、2カ月が経過いたしました。市長の行政報告では、今後乗車状況を初め利用者アンケートや聞き取り調査などの検証作業に取り組むとしていますが、安全対策についてどのように考えておられるのか。東回りと西回りの路線で45だと思っておりますが、停留所がありますが、そのうち交差点付近に停留所が数カ所設置をされております。通行する車両の安全対策についてですが、交通量の多い箇所は危険度が高く、渋滞につながり、事故の要因ともなります。車道の幅員が広い箇所は一定の安全が保たれると思

ますが、幅員の狭いところの安全対策はどのように考えているのか。また、植樹柵上に停留所の設置されている箇所もあります。乗降客の安全対策の考え方についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

また、冬期間の安全対策はどのように考えておられるのかお聞かせをください。

大項目の2点目は、資源ごみの収集量の推移についてであります。ごみの分別処理は大きな課題であります。炭化センターの処理経費の削減や最終処分場の延命にもつながる問題であり、分別の徹底による資源のリサイクルも資源のない日本にとって大きな課題であります。循環型社会の実現に向けて安心、安全なごみの処理のあり方が問われていますが、排出する市民一人一人が意識し、分別を進めなければなりません。埋め立て処分場の延命や炭化センターの長期使用につながる問題でもあります。ごみ分別ガイドブックを見ますと、名寄市におけるごみ処理経費が年々増加をしております。埋め立て処分場の広域化の問題も浮上しておりますが、今回は資源ごみにかかわって質問をさせていただきます。ごみ分別ガイドブックにごみ量の推移とごみ処理経費及び資源ごみ回収量の推移が掲載されておりますが、資源ごみは価格は別にして有価物であります。収集している資源ごみの分別収集量の推移と町内会や各団体が収集している現状について及び区分別売払収入の推移についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 竹中議員からは、大項目2点にわたる質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は市民部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

まず、コミュニティーバス実証試験運行の現状と課題につきまして、バス停における乗降客の安全対策についてお答えをいたします。名寄市では、

高齢化社会に向けたバス文化の創造と利便性や効率性の高い公共交通サービスの提供を目的にこの7月から東西線と市内循環線の2路線を再編し、実証試験運行を行い、2カ月が経過をしました。運行時間帯の拡大、わかりやすい時刻設定、乗りやすいバス車両、夜間のJR便からの接続などの視点で試験運行を実施しており、この2カ月間の乗車人員は前年同期比で東回り403名の増、西回り947名の減となっております。また、徳田線、これはイオンバスであります。これでは1,217名の増となっており、利用者総体では増加をしているものの、利用路線を変えて利用している傾向がうかがえます。しかしながら、個々の詳細な分析等については今後アンケート調査や聞き取り調査を実施してまいります。全体的な評価につきましては冬期の実証試験運行を行った以降でなければ多くのバス利用者の状況把握は難しいものと考えております。

また、運行に係る安全対策につきましては、利用者の安全を第一に考え、運行会社であります名士バス株式会社に指導等を行っており、幅員の狭い場所や交差点等では徐行による安全確認運行を心がけ、停留所に停車する際には渋滞を防ぐため、交差点内に車両がかからないよう安全な場所に停車をし、乗客の乗りおりが安全にできるなどの配慮をすることとしております。運行車両につきましても高齢者利用者に配慮したワンステップの小型車両を導入、色分けをするなど、利用しやすく、また乗るバスがわかりやすいなどの対応をしております。

次に、バス停の冬期対策と交通安全対策についてであります。実証試験運行に先立ち建設水道部管理課と協議をし、運行路線の現地確認をしながら安全運行への配慮を行ってきているところであります。冬期間の除雪を含めた安全対策につきましても雪により道路幅員が一段と狭く、危険な箇所が出てくることも予想されますので、実証試験運行がスムーズに行うことのできるよう、バス

事業者はもとより、除雪担当課とも検証することとしております。今後とも運行路線の安全確保はもとより、冬期間の車両の運行にはなお一層交通安全に注意をし、実証試験運行を実施をしてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 私からは、大項目の2、資源ごみ、リサイクルの収集量の推移についてお答えをいたします。

3点にわたって御質問がございました。まず、最初の資源ごみの区分別収集量の推移でございます。平成21年10月に名寄市が発行、全戸配布いたしましたごみ分別ガイドブックでは、平成14年度から平成20年度までの資源ごみ回収量について9種別に区分して推移を記載をいたしました。区分別収集量の推移ということですので、合併後の平成18年度から平成23年度までの6年間の推移について申し上げます。まず、資源ごみ全体の収集量では、過去6年間の平均は1,617トンです。平成23年度は1,463トンで、減少傾向にございます。また、区分別では、これも過去6年間の割合では一番多いのがプラスチックで全体の約23%、次に新聞紙類で約20%、次に瓶類で約16%となっております。全体が減少傾向にある中、横ばい傾向にあるのがプラスチック、瓶類、紙製容器でございます。これは日常生活上その使用頻度が高いものと推察をしているところでございます。

次に、町内会等団体収集の現状について申し上げます。町内会や子供会などの団体が行う資源ごみの集団回収につきましては、名寄市資源集団回収事業奨励金助成事業実施要綱に基づき実施をしているところでございます。平成23年度の実績では、団体数で77団体、奨励金では172万509円を支出してございます。また、この回収業者に対する協力金は3業者で18万3,100円を支出をいたしました。さらに、これらの収集量は

種別は主に紙類、瓶、缶類でございますが、平成23年度の合計では424トンでございました。

なお、集団回収事業の推移では、収集量について見れば平成18年度から平成20年度までの3年間の平均で531トンだったものが平成21年度から平成23年度の平均では425トンとなっており、以前から比べると少なくなっているのが現状です。しかし、取り組んでいただいている団体数は70から80団体で推移しており、ほぼ定着しているものと思われま

す。3番目の資源ごみの区分別売払収入の推移についてであります。収集した資源ごみのうち売り払い可能のものについては雑入にリサイクル品売払収入として計上しているところであります。平成18年度以降6年間の推移を見ますと、売却量では年平均で630トン、金額にして740万円でございます。年度別の推移については、売却量は年度をまたぐものがあり、また金額についてはその年の価格変動があるため一概には言えませんが、収集量が減ってきている分売却量も売払収入も減少傾向にあると言えます。平成23年度は、前年度と比較しますと売却量が71トン減っているにもかかわらず、売払収入は約260万円ふえたものとなっております。これは、アルミ缶、スチール缶、ペットボトルの売却単価が高くなったことによるものでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 答弁をいただきましたから、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

収集する資源ごみといっても種類がたくさんあって、今部長のほうから話をされた中身でいきますと、その年の価格によって量がふえなくても売り払い額が上がるという状況になっているという状況であります。全体的な資源ごみ、私は先ほど質問したときに有価物だというふうに話をさせていただきま

っていることがあるのは、ガイドブックの中でも見てわかるように年々処理費というか、がふえていくと。いわば収集委託料あるいは分別にかかわる費用等々含めてふえているというふうには私は見えています。全体で恐らく概算でも1億五、六千万円ぐらいはいつているのかなというふうには思いますが、現状それでは金をかけて収集するに当たって、市でそれぞれガイドブックを出したりしているわけですが、全体的に市の市民が出しているリサイクル品が収集できているのかどうかというのは非常に疑問なところでありまして、何年か前も私が質問をさせていただきましたけれども、収集業者以外の業者がいわば収集をしているというふうには私も見えていますけれども、これは特に有価物を中心にして収集することが多いのでありますけれども、その辺の対策や何かについてどのように考えておられるか、まずお聞かせを願いたいというふうには思います。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 御指摘のとおり、市の資源回収に出したものが承諾もなく持ち去られるという苦情が寄せられることがございます。市としましては、早朝パトロール、追跡調査を行い注意を促しているところでありまして、また、希望する市民に対しては「名寄市に出した資源物です。持ち去り禁止」というステッカー、これはラミネート加工したものであります。これを作成、配付をいたしまして、持ち去りの未然防止に努めているところでございます。今お話しされたとおり、有価物を持ち去ることに関しましては、いろいろ疑義のあるところでありまして、処置について今後検討してまいりたいというふうには考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 有価物の持ち去りということがあると。実は、見えていますと出す日の7時半ぐらいにはもう動いているのです、業者は。現実中身的に見ますと、どういう形で集めている

かということと歩道に出しているところが多く持ち去りがされているというのが現状だと思うのです。敷地内だと割と手につかないというのもあるのですが、早く集めたいということもあるのでしょうか。そういう意味からすると、委託業者にしてみれば敷地内に入れることによって収集時間が多くかかるということもあるのでしょうかけれども、そういう方法も一方では必要でないのかなというふうには思っていますし、先ほど土屋部長から言われたように、これですね。6月でしたか、ある集団でごみ箱を置いているところにこれの名寄市環境衛生推進員協議会がつくったもの、下に名が大きく入っていますけれども、それを見つけて、実はちょっと言ったらありますよという話なのです。こういうのも一定の効果はあるというふうには私は思います。そんなに絶対だという効果ではないのですが、ある程度の効果があると思っておりますが、これの扱いでどういうふうには市民にPRをしているのかどうか。自前でやっているから、そんなにからぬと思うのであります。なぜこんなことを言うかということ、実は何人かの他町村から転入された方から、せつかく市の窓口へ来たときにガイドブックもいただきました。中身もいろいろ聞かせていただきました。ちゃんと出しています。知らぬ間になくなっています。市はどういう指導をしているのかと。それは、私に言われても私も困ったことで、それは行政としても今までいろいろ努力をしてきましたとは言いましたが、しかしこれは有価物で、結果的に23年度の売り払い金800万円ほどあったと思うのですが、それがだんだん減っていくという。量的に言うと減っているわけでありまして、行政として条例をつくるなり、あるいはもう少し対策を打つべきではないのかというふうには私は思いますが、その辺の考え方あればお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 確かに現在全国においてもこの手の条例を制定しているところがござ

います。しかしながら、今議員お話をされましたとおりその出されたものが道路にあるのか、敷地内にあるのかといったようなことで、いろいろ実は東京都で裁判にもなったこともございまして、なかなか行政側の主張と合った判決が出たというふうには聞いておらないところでございます。なかなかこの手は条例を制定をしても難しい部分がございます。現在のところ、早朝パトロール、あるいは先ほどお示しをしましたステッカー等で対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 極端な話を言いますと、市が委託をしている収集業者、これをやめてもいいのではないのかなというふうに逆に思ってしまうのです。有価物はもう集めない。金1億5,000万円も1億6,000万円もかかっているわけですから、集めない。勝手に業者集めてくださいという方法も一方ではあるのかなと。それは、どういうふうに業者が思うかは別にして、そういう方法がもとれるとしたら、有価物でないものをどうするかという問題も一方で出てくると思うのです。有価物というよりも、有価物にしても安いものを集めない。紙類だとか、そういうものは紙マーク、あれは非常に安いですよ。ですから、集めないとかということになるといろんな問題ありますが、行政として分別費用や収集にお金がかかるわけでありまして、では市民の責任として勝手に処理してくださいということをもし考えられるとしたらどうでしょうか、土屋部長。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） そのところは、大変難しいものだというふうに考えております。今お話をされましたとおり、値のつくといいますが、高い、収集しても、運搬賃等々、人件費使って等々して回収してもこれはもうけがあるというような判断をしたものについては収集をされると思いますが、有価物である鉄くずであるとか、あるいは

は新聞であるとか、そういったものにつきましては実は収集費用より売り払い収入のほうが低いと。売り払い収入以上のお金をかけて収集しているというのが実態であります。そういった部分では、いかに有価物とはいえ、その有価物を全部今言った市が収集しないというようなことにはやはりできないと。その品目についてもやはりどう区別をしていくのかといったようなこと、あるいは先ほど答弁の中で申しましたとおり、その時々によって値動きがあるといったようなこともありますので、その辺は大変難しいのかなというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 先ほど条例の話もしましたが、横浜も条例早くやっていますけれども、条例つくってもいろんな問題は出るというふうに言われていますけれども、現状私は少し頭をひねって、条例私の頭では全然考えられませんが、条例をやっぱりつくるべきでないのかなと。つくってからもう少し中身について考えると。1つやっぱり条例をつくって、どう有価物を収集するかというほうがいいのか。この数年間市民にお願いをして、それぞれ瓶も缶も洗って出してください。そういう中身が結果的には身についていると思うのです。ですから、今やめるということにはならないと私は思いますから、そういう意味では条例化をして、そして一定の歯どめをかける。それでもだめなら、もう少し考えていいほうをとるというほうがいいのかというふうに私は思っていますが、これは行政の課題として、土屋市民部長の課題として投げておきたいというふうに思いますが、もう一点言った先ほどの資源持ち去り禁止のステッカーのPR、もう少しやるべきだというふうに思います。名寄市内を歩いていますと、最近マンション多くなりました。そして、マンションはほとんどごみ箱というのですか、でっかい収集箱置いていますから、そういうところにつけてもらうことも含めて、ある人に聞きますと道立

健康の森、道立の公園で、ある業者が人いない間に何かしらごそごそやって物を持っていつているというような話も聞きました。ああいうセンターですとかなりの量が出ると思うのですけれども、ちゃんと出す日を覚えていて持っていったりということがありますから、そういった意味ではそういう指定管理のところもきちっと管理をさせることも必要だというふうに私は思っていますので、そんなことも含めて求めておきたいというふうに思います。

再質問逆になりました。申しわけありません。それで、コミュニティーバスの実証試験運行の中身についてでありますけれども、先ほど答弁何点かしていただきましたけれども、実は部長承知だと思いますけれども、歩道のない箇所に停留所があるところがたしか2カ所でしたか、ありました。夏期間はどうかなるのかもしれませんが、冬期間だと非常に大変な状況になるのではないのかなというふうに私は思っています。特に道路の車幅の狭いところ、そういうところが中心になっていますし、先ほども言いましたように交差点付近に停留所があるところも8カ所ぐらい。交差点にはかかりませんが、私の見たところでは8カ所ありました。特に雪対策が必要なところも6カ所ほど、これは完全に片側塞ぐところも含めてあるわけがあります。交通弱者という人が特に冬は、先ほど数字で言われましたけれども、夏と冬の中身は恐らく変わるものでありましようけれども、東回りはふえて西回りは減ったというふうに、でしたね。状況でありますけれども、そういった意味でいくと冬には交通弱者あるいは高齢者の方が多く乗る。そこから乗るかどうかは別にして、そういう中身でいきますと非常に危険度が高いというふうに私は思っています。特に停留所つくるのに非常に苦勞はされたと思います。2町ないし3町置きに停留所をつくっているという状況の中で、それではどこに置くのかと。人のうちの玄関先に置いたら邪魔だからと言われることもあるでしょうから、

そういう意味からいくと大変な状況になっているのかもしれませんが、この停留所をつくるに当たって関係箇所と協議をされたのかどうか。というのは、停留所は今回国道もあります。道道もあります。市道もあります。開発あるいは土現、建設水道部と。そことのつながりはどのような中身で進められたのかお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） ただいまの御指摘いただきましたとおり、確かに冬の安全対策というのは今回の試験運行を始めるに当たっても私ども十分課題として捉えております。したがって、先ほどの答弁の中にもありまして、徹底した安全対策をとる。そういった手法を含めて改めてバス事業者、それから関係機関と協議を進めて、冬期間における安全運行はしっかり確保していくという、そんな対応を冬期にはまた改めてとってまいりたいというふうに考えております。

それから、御質問のありました停留所の関係でございますけれども、設置に当たりましては地先、それから道路管理者との協議が当然必要になってきます。これ道道、それから私どもも市道も含めてもそうありますけれども、これにつきましては道路管理者と事前にすり合わせをして許可をいただくような形で設置をさせていただいております。それで、実は先ほどのお話にもちょっとありまして、停留所の位置の問題が1つありまして、これにつきましては基本的には乗りおりしやすい箇所を含めて、もしくは全体的な配置を含めて今回それぞれ配置をさせていただいたことではありますけれども、一部不適切な置き方がされているというところが実は見えてまいりました。それにつきましては、当初あくまでもそうではありませんでしたけれども、地先等の関係含めて地先の方がどうしても邪魔になるということで移動されたりという事例が何点かちょっと見受けられています。これにつきましては、この間北海道、それから私どもの道路管理者とも協議、それ

から確認の内容がしっかりありますので、そのところもう一度検証させていただいて、不適切な状況が見えたら、これは当然冬場含めて交通安全という問題になりますので、そのところにつきましては速やかに対応を図って安全運行につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 冬期の安全対策、各関係箇所と連絡をとりながら、あるいは運行している名士バスとということでもありますけれども、現実には開発にしても土現にしても行政にしても直轄で除雪はしていないのであります。ほとんど委託ですよ。そこで問題になってくるのが本当にきちっと伝わっているのかということが大きな問題になってくるだろうと私は思うのです。今日までも除雪問題では各町内会なんかから結構いろんな問題が出されています。一般質問でもこの間数名の方からそういう質問をされていますけれども、現実業者に言ったとはいいいながらもきれいにされていないというのはこの数年間の現状であります。そこをきちっとしない限り、私は何ぼこの議場で疑義を感じるというか、そういうふうに思うのでありますけれども、それぞれ一堂に会せなくても一定程度議論をする。これから冬期の除雪行政の中身については入札またするのでしょうかけれども、きちとした中身をしない限り、私はけが人や交通事故が出る可能性もあるというふうに思っています。先ほど栄町の交通事故の話もされていましたが、あの近くに停留所あります。冬期間非常に見づらいところなのです。あそこは、停留所がなくても見づらいところなのです。そういうところにやっぱり停留所があるわけです。乗りおりする場所はいいのですけれども、両サイドが非常に雪が山のように積もって見づらいと。そういうことも含めてきちっとされたのかと私は非常に疑問なのです。そういう意味からすると、もう少し横のつながりを持って停留所近辺の安全対策

を考えていただきたいというふうに私は思っています。緑丘の清峰園の向かいがたしか歩道がなくて停留所あるのですけれども、個人宅の前だったかな、のところにあります。あそこあたり見ると、夏場でも乗りおりは大変なような状況でないかというふうに私は思うのです。やっぱりああいうところにしなければならぬというのはどうも解せないのでありますけれども、行政としては安全対策も含めてちゃんと考えるということでもありますから、それに期待をしたいと思えますし、中身的には停留所が少しでも動かして安全に運行できるような中身についてやれるということでもありますから、これ以上私のほうからは質問いたしません。交通安全、けが人が出ないような中身について今冬はきちっとやっていただくことを求めて、若干時間早いのでありますが、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 2時38分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 奥 村 英 俊

署名議員 山口 祐 司

平成24年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成24年9月20日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 益 塚 敏
書 記 高 久 晴 三
書 記 鷺 見 良 子

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 佐々木 雅 之 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 扇 谷 茂 幸 君
市 民 部 長 土 屋 幸 三 君
健 康 福 祉 部 長 三 谷 正 治 君
経 済 部 長 高 橋 光 男 君
建 設 水 道 部 長 長 内 和 明 君
教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君
市 立 総 合 病 院 長 松 島 佳 寿 夫 君
市 務 部 長
市 立 大 学 局 長 鹿 野 裕 二 君
営 業 戦 略 室 長 湯 浅 俊 春 君
上 下 水 道 室 長 石 橋 正 裕 君
会 計 室 長 山 崎 真 理 子 君
監 査 委 員 手 間 本 剛 君

1. 出席議員（19名）

議 長 18番 黒 井 徹 議員
副 議 長 14番 佐 藤 勝 議員
1 番 川 村 幸 栄 議員
2 番 奥 村 英 俊 議員
3 番 上 松 直 美 議員
4 番 大 石 健 二 議員
5 番 山 田 典 幸 議員
6 番 川 口 京 二 議員
7 番 植 松 正 一 議員
8 番 竹 中 憲 之 議員
9 番 佐 藤 靖 議員
10番 高 橋 伸 典 議員
11番 佐々木 寿 議員
12番 駒 津 喜 一 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 日 根 野 正 敏 議員
17番 山 口 祐 司 議員
19番 東 千 春 議員
20番 宗 片 浩 子 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 佐 藤 葉 子

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

3番 上 松 直 美 議員

13番 熊 谷 吉 正 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

ひまわり観光について外4件を、川口京二議員。

○6番（川口京二議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、1点目、ひまわり観光について伺います。ひまわり観光は、日本全国、北海道から沖縄まで幅広く行われています。道内でも数多くの市やまちが行っています。名寄市も以前から行っていますが、道立サンピラーパークのひまわり畑が映画「星守る犬」の撮影場所になり、映画が上映されてからは観光客も飛躍的に伸びているところがあります。また、ことしは結婚式やJRのバスツアーも実施されるなど、名寄のひまわり観光も着々と成果を上げているものと感じているところがあります。しかしながら、10月、奥津家が取り壊しとなるそうです。観光には大変重要な役割を果たしていた建築物だったことは確かだと思いますし、一つの目玉がなくなったと思っています。私は、天文台や他の施設が隣接するサンピラーパークがメインだと思っています。観光とは、ほかにない何かがあるから来るのであって、同じならばわざわざ名寄に来る必要はありません。近くのひまわり畑で十分です。今後のひまわりを中心とし

た観光の取り組みと考え方について伺います。

2点目は、となみが丘霊園について伺います。となみが丘霊園にお墓参りに来られる方は、日ごろはそうでもありませんが、お盆の時期になると大勢の方がお参りに参ります。お参りに来る方も年々高齢化になり、歩くことが余り達者でない方もいらっしゃいます。となみが丘霊園の特徴は、山の斜面に建てられていて大変傾斜がきついということです。高齢の方や歩行が不自由な方の車の乗りおりのため、霊園内の道路に車をとめたりしています。駐車場はありますが、お墓までは離れていますし、それは仕方がないことだと思います。しかし、現状は道幅が大変狭く、道路ぎりぎりに車をとめてもやっとすれ違えるかどうかの状態です。今後名寄でもますます高齢化が進んでまいります。今以上に車椅子の方や足の悪い方、高齢の方がふえてくると思います。その方々のために少し道路を広げ、車を片側に停車してもすれ違えるような駐車スペースを設けていただけないかと考えていますが、いかがでしょうか、伺います。

3点目は、西4条南5丁目の交差点について伺います。昨年第3回定例会で4条5丁目の交差点について質問いたしました。現在東西方向からは左折ができない状態ですので、時差式信号機をつけて解消できないものかという提案ですが、ちょうど1年が経過しましたので、その後の協議と見解について伺います。

4点目は、わかりやすい市役所づくりについて伺います。名寄庁舎3階に上がってみますと、現在各部屋に壁があって仕切られています。1階、2階はカウンターがあって部屋の仕切りがなく、オープンになっています。風連庁舎もそうです。オープンになっているほうがわかりやすいし、開放感があって大変よいと考えています。ぜひ3階も1、2階のようにカウンターをつけ、オープンにしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか、伺います。

5点目は、（仮称）市民ホール建設に当たり、

隣接する市民文化センターの整備について伺います。（仮称）市民ホールは、文化センター西側に建設され、渡り廊下で接続される予定です。文化センターも築30年程度経過し、かなり老朽化しております。内部の改修については、いろいろ検討されておりますが、文化センター全体、あるいは敷地内を含めてどのように考えているのか伺います。

次に、浅江島公園の整備について伺います。

（仮称）市民ホール建設に当たり、浅江島公園にも来訪者が増加することが考えられます。しかし、遊具やベンチ等各施設等も老朽化しており、公園全体の再整備が必要と考えています。特にホールに近いゲートボール場跡地付近の広場等はただ広いだけでほとんど活用されていません。私は、噴水や大きな花畑などを新設してはどうかと考えていますが、今後の浅江島公園の整備について伺います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） おはようございます。川口議員からは、大きな項目で5点の御質問いただきました。大きな項目1点目は私から、2点目、3点目は市民部長から、4点目は総務部長から、5点目、小項目1は教育部長から、小項目2は建設水道部長からの答弁とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目の1、ひまわり観光について、今後の取り組みと考え方についてお答えをいたします。映画「星守る犬」のロケセットにつきまは、サンピラーパークにあってひまわりと一体的な景観は本市の夏における観光振興上有効な施設と位置づけ、仮設建築物の許可としては特例により2シーズン延長し、本年10月末日をもって撤去することといたしました。このことにつきましては、ひまわりのまちなよろ実行委員会及び名寄市観光交流振興協議会において話し合いを行い、引き続き存続させるためには建築確認申請許可を

取得するために本体の補強工事や電気、上下水道の整備工事が必要となること、またロケセットをどのように活用するか中期的な利用計画などについて議論した結果、映画による持続的な集客力や新たな施設等の整備に対する費用対効果を考慮すると、今シーズンをもって取り壊すことはやむを得ないとの結論に至ったところであります。

ひまわりを活用した取り組みについては、議員述べられるとおり他の地域との差別化を図ることが必要になっております。今後について今年度の取り組みとして、本市におけるひまわりの視点を花や映画ロケ地だけでなく、ひまわりを活用した食やコスメなど他の視点を加えることにより持続的な誘客効果を目指すべく、新たな取り組みを行う予定であります。また、今年度はホスピタリティーの角度からひまわりボランティアによるひまわりロードにも取り組みました。干ばつによって開花時期がおくれましたが、多くの市民の方々に御協力をいただき、市内外に対して名寄のひまわりをPRすることができました。さらに、ひまわりの茎を活用した紙の試作や今後は秋のひまわりなどを実施してまいります。来シーズン以降のひまわり観光については、今年度の取り組みを総括し、その課題の整理や改善点を明確にすることが必要不可欠であります。これらに加えて過去に行っていました1カ所に大規模のひまわり畑を設置する、また点在するひまわり畑を機能的に結びつける新たなイベントの創造などさまざまな視点に基づいた可能性について検討し、ひまわり観光の取り組み方針等について名寄市観光交流振興協議会を初め関係機関と協議をしてみたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 私からは、大項目の2、となみが丘霊園についてと大項目3、4条5丁目の交差点についてお答えをいたします。

まず初めに、となみが丘霊園について、霊園内

の道路の整備についてお答えをいたします。となみが丘霊園は、昭和46年に造成、整備がなされ、その後幾度かの造成を重ね、現在に至っております。現在837区画中828区画が使用されております。例年お盆時期等多くの方々がお参りに来られ、先祖とのきずなを大事にされているところでございます。霊園内道路につきましては、御指摘のように道路幅が狭く、傾斜がきついことから霊園内での車両走行は原則一方通行をお願いしているところであります。駐車場は、入り口に1カ所、南側奥に1カ所設置をしておりますが、霊園内の傾斜がきついことからできるだけお墓に近いところに車を寄せて駐車し、お参りする方もいらっしゃいます。霊園を利用する方には、地方から来られる方や初めてお参りに来られる方がいることから、霊園内を通行する車両の安全通行のためのわかりやすい順路表示や、またお参りをする方々の利便性と安全性の確保が重要であると認識をしております。通行等の指示看板の設置や道路の拡幅、あるいは駐車スペースの確保等お参りに来られる方々の利便性が図れるよう今後検討、実施をまいります。

次に、大項目3、4条5丁目の交差点について、その後の協議と見解についてお答えをいたします。西4条南5丁目の交差点における交通の利便性と安全確保につきまして、昨年の第3回定例会において答弁をさせていただきました。その後の関係機関との協議について申し上げます。この交差点は、丁字路が2カ所続いてあり、東西方向からの車両が左折禁止となっている不規則な交差点です。迂回による交通安全上の問題や交通の不便から、時差式信号機の設置によりその解消が図れないか、名寄警察署と協議を行ってまいりました。北海道警察旭川方面本部交通管制センター及び同交通規制係では、右折への一方通行を解除し、時差式信号機を設置した場合、交通量の関係から国道において渋滞を招くおそれが高く、また事故発生リスクが現状より高くなり危険であると判断をして

いるところであります。一方通行の解除は、住民の利便性が増すものの、一方では現状より国道の交通の流れが妨げられ、交通安全上の危険も増すことが危惧されるという判断でありますので、時差式信号機の設置は難しいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目の4、わかりやすい市役所づくりについてお答えをいたします。

市民がより気軽に訪れやすい市役所を目指して、名寄庁舎では平成22年7月から総合案内窓口を実施し、現在では1日平均100名の方々に御利用いただき、また庁舎内の案内看板を各階に配置し、よりわかりやすいものとするなど、庁舎利用の改善に努めているところです。御指摘の3階の事務室の仕切りについてですが、名寄庁舎を建設をした昭和43年当時は1、2階に市民来訪が多い窓口を配置をするためオープンとし、3、4階は比較的市民の来訪が少ない部門を配置することを基本に設計されたものと考えます。その後合併を機により利用しやすい庁舎を目指して改築を行い、ロッカー類の集約や耐力上支障のない壁はガラス戸として見通しをよくするなど改善を図っています。御指摘の3階の壁を取り払い、オープンスペースとするには、廊下も含めた暖房設備の増強や建物の断熱性能の改修が必要となり、多額の費用も要することから、老朽化が著しい名寄庁舎の改修に当たりましては風連庁舎を含め今後の庁舎のあり方を総合的に検討する中で判断していくことが望ましいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目5、（仮称）市民ホールの建設に当たってのうち小項目1、市民文化センターの整備についてお答えをいたします。

現在進行しております（仮称）市民ホールの整

備につきましては、老朽化した市民会館の代替施設にとどまることなく、既存の市民文化センターの改修も含め、両館の補完的機能を充実をさせ、文化、芸術活動の拠点として、また市民のコミュニティの醸成の場として親しみがあり、市民が利用しやすい施設づくりを目指しているものでございます。現在市民文化センターの具体的な整備計画といたしましては、（仮称）市民ホールの整備と同様に社会資本整備総合交付金を活用することとしており、現時点では多目的ホールを小ホール、リハーサル室として利用できるようにステージの拡張、防音とあわせて弱冷房効果が得られる空調、換気設備の更新を行い、トイレのバリアフリー化への改修、またその他外構部分を除きまして必要最低限な部屋と設備及び外壁の改修を行うことを計画をいたしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 私からは、大きな項目5のうち小項目の2、浅江島公園の整備についてお答えいたします。

浅江島公園を含む名寄市の都市公園は、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業により公園施設長寿命化計画を策定し、平成23年度より都市公園施設の更新に着手しているところであります。浅江島公園につきましては、崩落の危険のある石垣の改修と老朽化した木製遊具の一部を撤去し、その更新を進めており、来年度においても引き続き更新工事を行う予定としております。市民ホールの建設と連動した公園整備で噴水や花畑の新設につきましては、この事業で整備できる範囲が既存機能の改修と更新が補助対象となっており、新たな機能を整備するには補助対象外事業となることから、補助事業化は難しいものと判断しているところでありますが、（仮称）市民ホールの利用計画において市民ホールや公園の利便性が向上し、より効果が期待される際には必要な整備計画を策定し、対応してまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） それぞれ答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず、ひまわり観光についてですが、奥津家は取り壊しとなるが、サンピラーパークは今後こうしていくよというような具体的な話が聞けるのかと期待をしていましたが、今後さまざまな視点で協議をされるということですので、今の段階ではまとまっていないという理解をいたします。ことしは、ライトアップひまわりや秋のひまわり等の取り組みを行いました。大変よかったです。しかし、それもやがてはほかのまちでもやるでしょうし、人はなぜ観光に来るのでしょうか。先ほども申しましたが、何か特色や魅力があるから来るのです。それは、広さであったり、美しさであったり、施設だったり、さまざまだと思います。私は、まずサンピラーパーク一帯をひまわり畑にして、どこから見てもひまわり畑と見えるぐらいにすればよいと考えています。道の管理ですから難しいかもしれませんが、そのぐらいしないと人は来ないと思っています。いずれにしても、魅力のある、人が来てみたくなるひまわり畑にしていきたいと思えます。やっと咲きかけたひまわり観光ですから、何かしなければひまわりが枯れてしまいそうな、そんな気がします。

ひまわりロードについて伺いますが、ことしは国道239号線の国道40号から市役所までひまわりを植えましたが、市役所がメインではありませんので、私はさらに日進まで中央分離帯にでもひまわりを植えたらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） ただいま御指摘がございましたひまわりロードの関係ですけれども、ことしは国道40号から大通までの間、国道239を実施しました。これもある意味試験的な状況でやらせていただきました。国の御理解もい

ただきまして、今回やらせていただきました。今御指摘の大通からサンピラーパークまでの、この交差点から、これについては昨年も実は検討した経過がございます。駅から市役所までの間については市道ですので、やらせていただきました。しかし、交差点からサンピラーパークのほうについてはこれ道道になっておりまして、道と協議の中では認められなかったという経緯がございます。その理由としては、中に中央分離帯があって、あそこにひまわりを植えると見通しが悪いということが大きな理由でした。それと、現在植栽として松ですとか木だとかかなりきれいに植わさっておりますので、それについて今年の段階では難しいということで結論が出ております。今回やりました国道40号から大通までについては、ことしはボランティアでやらせていただきました。今回もちょっと土地の問題がありまして、かなり苦労したのですけれども、今回はボランティアの方々にたくさん出ていただきまして、一応こういう形になっています。しかし、これをさらに続けるということになると、ボランティアの方にも限界があるのかなというような気もしております。サンピラーパークまでのひまわりロードというのは、非常に私どもも魅力的というふうに考えておりますので、何か別の方法を考えられないかということで、今後協議してまいりたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） よろしくお願ひします。

ひまわりボランティアについて伺いますが、1回目は6月2日、80名ぐらい、2回目は7月22日、50名ぐらいでした。ことしは、雨不足のためか開花がおくれ、8月下旬にやっと満開になり、ほっとしたところです。よく戦略室や観光協会の方が整備をしているのを見かけますが、市民の観光意識や参画意識の高揚を図るためにももっとボランティアを活用されてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 先ほども申し上げましたとおり、私どももっとボランティアの方々来てくれないのではないかなと思っていました。すけれども、予想以上に皆さん来ていただきました。本当に感謝をしております。もっと活用したらいいのではないかという御提案だったのですけれども、最初の段階で雑草ではないのですが、半分芝生の半分草という状況で、あれほどちょっと自分たちも予想以上の手間がかかってしまいました。当初は、人の手である程度起こしてもいいのではないかなというふうに考えたのですけれども、あの状況ではどうしようもないということで、機械を入れることにしました。機械を入れて起こしたのですけれども、雑草の取るという作業がこれまたとてつもない作業になりまして、初日の6月2日の種まきのときに川口議員も、それから御協力いただいた議員の方もいらっしゃいましたけれども、草の根を取るという状況で、結局全部種まきができなかったという状況がありました。しかし、もっともっとボランティアの方々にということで、当初この区画はどこそことかというふうにお任せしようかということもちょっと検討したのですけれども、ことし初年目ということと、それから草の状況がひどかったので、今回は全体的にやろうということで考えました。来年度以降については、国道40号から大通までは二、三年やろうということで国とも協議をしております、おおむね了解はいただいておりますので、その分については今後、来年になると少し草も大丈夫かなということに考えております。作業としては、本当は草取りもう一回ぐらいお願いをしたかったのですけれども、干ばつによって開花がおくれてしまって、もう芽が出るのかという心配までしたという状況がありまして、その辺では今回市民ボランティアの出番が少なかったと思います。ただ、来週の23日に今ちょっと枯れてしまっているひまわりを整理するというので、ボランティアさんを募っております。来年度以降なるべくそうした

皆さんのボランティアの気持ちに応えられるように、作業等も考えていきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） ボランティアの数をふやすことが大事かと思っています。今回ボランティアの中に職員の方が少ないと感じております。まず、職員の皆さんの観光意識、参画意識の高揚を図るべきではないかと考えます。そのためには、部長、課長等が先頭に立って出てきていただくことかと思えます。もちろんボランティアですので、強制はできませんが、そうすることにより部下の方も出てくるようになると思えます。そうすれば市民の参画意識も上がり、参加者もふえ、ひまわり観光に結びついていくのではないかと考えています。ぜひ来年はよろしく参加をお願いしたいと思っています。

次に、ひまわりマップについて伺いますが、日進地区に植樹のできる場所が何カ所かありますが、よく観光客の方にひまわり畑はどこにあるかと聞かれるそうです。時間のあるときは紙に絵を描いて説明をしているそうです。でも、時間のないときもありますので、自家製の地図をつくって説明したり、差し上げたりしているそうです。ぜひそういうところに配っていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） ひまわりマップですが、ことしはちょっと準備がくれたことはもうこれは事実であります。しかし、もう一つ、干ばつによっていつが見ごろかという情報がなかなか出せなかったということがありました。しかし、畑、ここにひまわりがありますという情報についてはそれぞれ道の駅とか、それからサンピラーパークの設置しているところ、臨時の観光案内所です。それとかなよろ温泉サンピラーとか、そこそこにそれぞれに置かせていただいたのですが、今議員御指摘のとおり植樹をするところにまでは今回置いていなかったというのは事実で

あります。今後来年に向けまして人が寄りそうなところ、もう少し設置場所についても工夫を凝らしていきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） ぜひ配布場所と部数の検討をお願いしたいと思っています。

次に、となみが丘霊園についてですが、もちろん全部の道路の拡幅は無理なのかもしれませんが、管理棟の奥に植樹帯がありますが、撤去すれば可能だと思っていますし、ほかにも可能と思われるところもありますので、ぜひ考えていただきたいと思っています。

それと、標識はあるのですが、入り口から出てくる車両とか、出口から入ってくる車両を見かけます。標識が非常にわかりにくい気がします。主要道路も非常にわかりにくい。私は、道路に矢印で出口とか入り口とか表示をするとか、そういう方法もいいのではないかと考えていますので、検討していただきたいと思っています。

次に、4条5丁目の交差点についてですが、いつから左折禁止なのかわかりませんが、かなりの年数がたっていると思います。当時と交通量も交通事情も違いますし、ニーズも変わってきていると思います。時差式信号機をつけると国道が渋滞したり、事故発生の可能性が高いとおっしゃいましたが、5丁目の信号だけが赤ではないのです。西條さんの西側、7丁目の信号から2丁目の信号まで同時に赤になるので、渋滞はないと考えております。危険とおっしゃいましたが、私は東西の信号を言っているのです、東が青なら西側は赤なので、危険はないと考えています。また、産業高校近くの西4条北4丁目の信号機は変則4差路のため時差式信号機ですし、時差式信号機にできないことはないと思っています。

次に、4条5丁目の交差点内に停車をしている車を時々見かけます。なぜだろうと考えました。東西方向からは左折はできないので、それはない。右折車は停車はしない。南北からの直進車だと思

います。4条5丁目の交差点には、南北片側に2カ所の信号機がついています。恐らく手前の信号が黄色か赤の直前に進入した車が奥の信号が赤なので、勘違いをして停車をするのだらうと思います。多くの交差点の信号機は奥に1カ所です。2カ所あるから、そういうことが起こっていると考えます。私は、手前の信号機は必要ないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） まず最初に、時差式信号機を設けたらという御質問であります。今話されたとおり、国道40号線の信号については連携された信号機となっております。ここで時差式を設けますと、どうしても南北の部分が駐車といいますか、赤の時間が短くなってしまふと。東西を通すための時間を設けることによって、南北の時間が多少短くなってくのではないかというふうに思います。この部分で交通量の多い国道、特にあそこのいわゆる有楽センターの前というのですか、道路の長さが短いところでは、あるいは西條の向かい、あそこも短くなっています。あそここの部分における渋滞が著しくなるのではないかという危惧がありますので、時差式信号機については難しいということになります。

それから、信号機の問題であります。御指摘の交差点内でまれに停車をしている車を見かけることがあります、この交差点は変則的な4差路で国道路線側が長いと、北進する車が交差点に進入後、信号が変わったことで勘違いをして、北側信号機手前で停車をしてしまうというものと思われると思います。通常交差点内での停車につきましても、道路交通法上違反となります。また、変則4差路で交差点が長いことから、北側の信号機は交通安全上必要と判断をしておりますし、南側の信号につきましても直前に横断歩道、ここも渡る方が多うございますので、現在設置されています信号機につきましても必要な信号機だというふうに思っているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 信号機ですが、取り外すことは難しいのかもしれませんが、停車をしている車があるというのは事実であります。何人もの人が目撃しています。実際ぶつかりそうになった人もいらっしゃると思います。交通法規上は交差点内で停車することは違反ですが、何か原因があるからそうなっているのだと思います。では、その原因を取り除かなければいけないのではないかと思います。信号機を外す以外にほかに方法があるのであればそれでも構わないのですが、いま一度考えていただきたいと思います。

次、わかりやすい市役所づくりについてですが、いろいろ暖房設備等に多額の費用を要するとかいうお話でしたが、お客様がわかりやすいというのが大事だと思います。初めて3階に来る人は、壁があって中が見えにくいし、ドアがあって入りづらい。入っても誰に聞いていいかわからない。それで、私はオープンにできないかと聞いたのですが、オープンが無理ならば一部ガラスのところもありますので、できるところはガラス張りにしたほうがいいと思います。名寄庁舎もあと10年、20年と使用するでしょうから、今のままではなく、さらにお客様が利用しやすい、わかりやすい市役所づくりを考えていただきたいと思います。

次に、（仮称）市民ホール建設に当たって、文化センターについてですが、現在入り口の階段はタイルが剥がれたり、欠けたりしています。特に入り口付近がひどいのですが、全部の箇所がそうです。マンホールの周りはコンクリートが砕けています。安全のためにも直すべきだと思います。看板も大変見えにくいところに立っています。見えなければ看板の意味がないので、もっと見えるところに検討してはどうかと思います。また、自転車置き場についても随分古しいし、小さい気がします。市民ホールが建設されれば自転車の利用もふえるでしょうし、建てかえあるいは改修等検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

か。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） （仮称）市民ホールの整備に当たっての既存施設である市民文化センターの整備の部分についての再質問をいただきました。先ほどの答弁でもお話ししたとおり、（仮称）市民ホールの整備にあわせて市民文化センターについては社会資本整備総合交付金のメニューで改修を予定しております。議員御指摘の部分のうち、いわゆる外構工事にかかわるものにつきましては基本的には交付金の対象とはならない事業であります。今後市民文化センターの外壁の改修を行います。また、それにあわせて（仮称）市民ホールの外構工事も同時に行いますので、どこまで市民文化センターの外構工事の部分も含めることができるかにつきましては、今後実施設計におきまして議員御指摘のとおり安全のための部分を含めた優先順位を含めまして、整備計画に向けまして担当部局との協議をしたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 次に、浅江島公園について伺いますが、石垣も直り、危険表示がなくなりました。しかし、まだ十分だとは言えません。本当に市民に喜ばれるような公園、憩えるような公園にならないものかと思っております。また、サンピラー館も余り活用されていないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） ただいま市民に喜ばれる公園にならないかということで御質問をいただきました。この公園の整備につきましては、これまで維持管理に重点を置いておきまして、遊具の更新ではなく延命を進めてまいりました。このたびの公園施設長寿命化計画おきましては、遊具や施設が補助事業の対象となることから、公園施設の長寿命化のために施設を更新することとしております。遊具機能の新設はありませんけれど

も、機能の更新で施設が新しくなることによって子供たちの遊ぶ空間、あるいは市民の癒やしの空間として利用いただけるものと考えておりますので、御理解をいただければと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 2年後には市民ホールも完成しますので、それに隣接する公園や文化センターなども一体的に整備をし、あの地域一帯が文化の伝道となるよう整備をしていただきたいと思います。大いに期待をしております。

以上で質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川口京二議員の質問を終わります。

鳥獣被害防止対策について外2件を、日根野正敏議員。

○15番（日根野正敏議員） ただいま議長から指名がありましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず初めに、鳥獣被害防止対策についてお伺いをいたします。ことしも収穫の秋を迎え、農家の方々は特に春からの苦労がその実りに期待をしていることと思いますが、年々収穫間際の農産物が鳥獣の被害に遭うことが多くなってきているように考えます。野生動物との共生を考えると、多少の被害についてはいたし方ないのではないかと個人的には考えておりますけれども、生活を脅かしたり、人的な被害が及ぶ可能性がある対策が必要になると考えております。例年ですと鹿あるいはキツネ、ネズミなどが主流で、最近ではアライグマなどもふえつつあると聞いておりますけれども、それらに加え、特にことしは年々ふえ続ける鹿の被害だけではなく、ヒグマの被害が相次いで、民家の鼻先までスイートコーンやスモモなどを食べに夜半過ぎから早朝にかけて荒らした跡が連日続きました。一度人間のつくる農産物の味を覚えると、毎年のようにその時期が来るとにおいを嗅ぎつけてくる可能性があると考えます。今後突然ヒグマと遭遇し、人的な被害が出る可能性も高く

考えられ、今後の鳥獣被害対策の最重要課題と考えられ、より高度な対策をしていかなければならないと考えますが、ヒグマ対策のこれまでの対応の経過と安全対策や各鳥獣被害防止団体との協議経過についてお伺いをいたします。

また、近年の鳥獣被害の傾向と被害額の推移についてもお伺いをいたします。

次に、災害対策についてであります。東日本大震災から1年半が経過いたしました。死者、行方不明者合わせて1万8,648人と未曾有の大災害となりました。家族を失い、家を失い、住みなれた土地にも戻れない大きな試練を抱えながらもひたむきに生きる被災者の方々には頭の下がる思いであります。幸いにも名寄地方では、過去において大きな地震での災害はなかったと受けとめています。また、今後においても文部科学省研究開発局地震・防災研究課によるデータでも今後30年以内に震度6弱以上の地震が起きる可能性は名寄地方では0.1%、地震が来たとしても最大震度4程度と予測されております。ちなみに、日本全土の日本海側沿岸部の6割以上が震度6弱以上の可能性が26%から100%と非常に高い確率のデータが公表されております。災害の大きな可能性の一つの大地震の可能性が名寄市においては低いことについては非常にありがたいことではあります。そのほかには暴風、大雨による災害の可能性は今後とも十分考えられます。ことしも7月初旬の豪雨で日進地区では排水のオーバーフロー、8月1日未明から早朝にかけての豪雨では無名川の下流、河川合流付近でのオーバーフローがあり、付近の水稻が稲穂まで水につかりました。夜半から未明にかけての豪雨については、対応が手薄になることが考えられます。市内にある氾濫しやすい河川には、警戒水位自動発信機を設置し、担当者や関係機関にいち早く情報が伝わるようにすべきと考えますが、見解をお伺いをいたします。

また、緊急災害時に迅速に対応するため、初期の対応責任者の増員と地域、地形に合った防災対

応のマニュアル化をすべきと考えますが、見解をお伺いをいたします。

最後に、教育委員会所管の公共施設についてお伺いをいたします。ことし4月に名寄地区と風連地区の公共施設利用料の統一が図られました。半年が経過をしますが、改正された施設の利用状況の推移と利用者の反応や課題についてどのように受けとめているのかお伺いをいたします。

次に、公共施設を有効に利用してさまざまな少年団活動が行われております。その少年団活動をリードしている各団体の指導者の方々については、みずからの時間をその活動に費やし、子供たちの安全確保を基本に日々の練習を初め大会の引率などその種目を通して技術向上だけではなく、学校や家庭では学ぶことのできない心身の鍛練や社会性の向上、達成感など社会教育が健全育成に結果的には大きく貢献していると受けとめております。教育委員会として指導者に対する現状の処遇についての見解をお伺いをいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 日根野議員から大項目で3点にわたり質問がありました。大項目1は私から、大項目2は建設水道部長から、大項目3は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いをいたします。

まず、大項目1、鳥獣被害防止対策について、小項目1、ヒグマ対策の経過についてお答えいたします。市民より情報が寄せられた場合、担当者が速やかに現地を確認し、必要によって看板設置、町内会、周辺住民への危険周知を行うとともに、場合によっては警察、学校など関係機関への連絡を行っております。たび重ねて出現し、被害を及ぼす可能性や人への危険性がある場合は、猟友会と協議をし、猟友会のパトロール、箱わなの設置を実施し、捕獲に努めることとしており、捕獲の実績はこの10年間において平成14年1頭、平成15年3頭、平成18年1頭、平成19年3頭

の合計8頭となっております。今年度は、智恵文、八幡地区と風連旭、東風連地区においてトウキビを狙うヒグマが人家の近くに出没したことから、関係機関である警察、猟友会、農協、地区代表と市による対策会議を開催し、各団体間の連絡、連携を強化するとともに、警察の協力を得てパトロールの強化や智恵文沼の内側の畑に居座ったヒグマや東風連小学校裏手の山からのヒグマの追い出しを猟友会総がかりで実施しました。さらに、風連地区では住宅街の近くや農家の宅地の中を歩く事態となり、市と農協によって夜間パトロールを行うなど住民の安全確保に努めてまいりました。ヒグマに関します市民から寄せられた足跡や目撃などの情報数は、例年10件程度でしたが、昨年度は22件、本年度は9月11日現在で49件となっております。増加した原因は、昨年は餌となるドングリなどの食べ物が少なく、人里近くにあられたヒグマが目撃されておりましたけれども、ことしはトウキビを狙い、追い求める熊があらわれ、人里や畑を徘徊するヒグマがいたことから、多くの情報が寄せられている状況となっております。

次に、小項目2、今後のヒグマに対する安全対策についてお答えいたします。町内会など啓蒙活動については、広報やチラシでヒグマに対する注意をお知らせするとともに、市ホームページで出没箇所などについてお知らせをしております。加えてヒグマが出没した場合は、町内会や出没周辺住民に対し、注意喚起と危険周知をいたしております。猟友会との協議内容につきましては、市より猟友会会員に対し名寄市ヒグマ駆除隊員を委嘱し、出動に当たっては市と猟友会が協議し、市より出動の要請を行っているところです。箱わなは、駆除隊員の中に名寄地区に5人、風連地区に2人の計7人の資格者がおり、現場においては資格者の判断で設置を行うこととなっております。実際の捕獲に当たっては、事前に北海道知事の許可及び確認が必要となります。鳥獣被害防止対策

協議会につきましては、農業の被害の大きい鹿などの対策が中心となっております。熊についても農業被害があることから、対応に協力をしていただいているところであります。熊の捕獲の体制を強化するために、9月議会において補正で箱わなの購入費などをお認めいただきましたので、箱わなを増設し、捕獲に努めてまいりたいと考えております。北海道からも森林に隣接した地域では、地域及び住民の皆さんもヒグマを引き寄せない、出没した個体を餌づかせないことが重要になるとして住民周知をするよう連絡が入っております。市では、ごみやペットフード、漬物などを戸外に放置しないこと、農地に適切な電牧柵を設置し、未収穫の作物を畑に残さないこと、家や農地などの周囲の草刈りを行い、熊の潜む場所をなくすなど、ヒグマを寄せないための市民の協力も安全対策に欠かせないものと判断をしているところでございます。

次に、小項目3、鳥獣被害の状況と近年の被害傾向はについて申し上げます。エゾシカによる農業被害額につきましては、平成21年度3,340万円、平成22年度3,360万円、平成23年度3,340万円となっており、カボチャ、パレイシヨ、スイートコーン、牧草などに被害が出ております。本年度の最終集計はまだ出ておりませんが、春先の天候不順で定植作業のおくれもあり、例年よりは少ない被害額が予想されております。農業被害防止のため、猟友会に駆除をお願いし、今年度は8月末現在で350頭を駆除したところです。また、ここ数年のヒグマによる農業被害額につきましては、スイートコーンを中心に平成23年100万円、平成24年度も現在のところ約100万円と試算をしており、被害を受けた農地のところに箱わなを設置するなど対策を講じたところです。エゾシカによる農業被害は、春先の定植並びに収穫期における被害が主なものとなっております。ヒグマについては、雑食性のため被害の対象はさまざまですが、一般的には農作物

の作付直後から被害が出ることはなく、被害は収穫期に発生し、一度被害を受けた土地では同様の被害が続く傾向があります。本年においては、平地のスイートコーンの食害が起きており、人家付近での足跡が確認されているところです。鳥獣被害は、まさに収穫直前に被害を受け、農家の生産意欲に大きな影響を与えることから、被害防止対策においては関係機関、団体と連携して被害状況や被害防止対策などの情報交換を行い、効果的な対策を推進してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 私からは、大きな項目2の小項目1番、災害対策についての大雨による警報発信の自動化についてお答えいたします。

風連地区無名川は、風連市街地を通過して1級河川タヨロマ川に流入する河川であり、はけ口には排水ポンプ場を設置しておりますが、これまで大雨時の増水により幾度か田畑の冠水被害を引き起こしております。本年8月1日にも大雨によるタヨロマ川増水の影響を受け、水田の一部が冠水し、排水ポンプを稼働させております。前日及び当日には大雨警報が発令されていたことから、市及び消防署が巡回パトロールを実施しておりましたが、その後タヨロマ川上流部の降雨増水により無名川が影響を受け、結果としてパトロールの間隙を縫う形で冠水被害が生じたものです。今回のような上流部に限定した降雨の影響を受けての被害の発生など、河川水位の上昇過程にも多くの不確定要素があることから、パトロールでの状況把握にも一定の限界があるものと考えます。こうしたことから、待機水位や警戒水位をより客観的に把握する体制を構築するため、水位計などの設置による手法についても検討することが必要と判断されることから、河川管理をしている国など関係機関と協議を進めてまいりたいと考えます。あわせてこれまでのさまざまな経験をもとに災害発生

予測の精度を上げるべく取り組みを進めてまいりたいと思います。

次に、小項目の2番、初期対応に係る責任者の増員についてお答えいたします。初期対応における迅速な体制づくりにつきましては、これまで警報などの発令により指揮、管理要員の登庁はもとより、パトロール要員の迅速な配備に努めてまいりました。しかし、パトロールに当たっては河川流域や道路など広範囲にわたることから、過去の被害発生場所の確認作業にも相当の時間が費やされ、その間に新たな状況変化が発生し、結果として初動態勢のおくれに至った事態も経験しております。また、現場における状況判断や処置判断には職員の技術的要素に頼るところも多く、そうした職員配置には一定の限界もあり、課題となっております。今後そうした体制を補完する意味でもできるだけ迅速に天候の状況を捉え、消防署などとの連絡をさらに密にしながら、パトロール体制の充実に努めて、迅速な判断に至るよう対応してまいります。また、適宜建設業界などとの連携も図り、情報収集や初動対応の一層の迅速化にも努めてまいります。さらには、市内における過去の災害発生箇所やそれに至るさまざまな気象条件などについてもデータ蓄積を図り、よりきめ細やかな判断基準づくりにも努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目3、教育委員会所管の公共施設についてお答えをいたしたいと思います。

まず、小項目1、条例改正後の利用状況についてでございます。名寄市では、公共施設のあり方を検討する中で、受益と負担の適正化、公平性の原則から、本年度4月から名寄地区の無料体育施設の有料化並びに風連地区の公共施設共通年間券の廃止に伴う使用料等の改正を行ったところでございます。使用料及び利用料の改正がありました各社会体育施設の4月から8月までの5カ月間の

使用料等の利用状況につきましては、まず名寄地区ではスポーツセンターの児童生徒の個人利用の人数は前年度1,202人、本年度1,430人、対前年度比228人の増です。南とB&G、また智恵文地区の3つの水泳プール全体の利用人数は、前年度2万3,894人、本年度2万4,788人で、前年度対比3,416人の減となっておりますが、使用料が免除となっております高校生以下の利用人数では前年度9,882人、本年度8,630人で、対前年度比1,252人の減となっております。学校施設開放におきます利用状況につきましては、名寄地区7校、全体で前年度839件、本年度は877件、前年度対比38件の増となっております。

次に、風連地区の利用状況につきましては、風連B&G海洋センター及び農村環境改善センターでは前年度6,700人、本年度6,116人、前年度対比584人の減、プールの利用人数は前年度2,855人、本年度2,750人、前年度対比105人の減、テニスコートは前年度101人、今年度169人で68人の増です。また、学校施設開放では、対象の4校全体では前年度2,485人、今年度2,862人で377人の増となっております。特に風連日進小学校では、名寄市内のテニス少年団が全国大会に向けましての練習で290人が利用をされました。また、風連地区におきます定期券等の利用状況につきましては、児童生徒の3カ月定期券につきましては1人、6カ月定期券については16人、一般の3カ月定期券については7人の販売状況となっております。

小項目2の利用者の反応でございます。使用料改正後におきます利用者からの意見、要望などにつきましては、事前の説明会などにおいての質問等でも有料化に伴い、施設及び設備の更新等の要望もございましたけれども、有料化することによる財源で新たな整備を行うのではなく、現在使用していることへの経費に対して幾分の負担をいただくということで、御理解をいただいたところで

ございます。改正後の各利用団体等への意見把握の機会といたしましては、この9月に学校施設開放等の後期分の利用調整会議を名寄地区と風連地区の両地区で開催をしております。名寄地区では特段意見、要望等はなかったところですが、風連地区におきましては少年団活動及び指導者、高齢者の利用に対する減免等の要望があったところでございます。これらにつきましては、条例改正時の審査特別委員会におきましても説明をさせていただいた事項でもありますので、今後とも御理解をいただくよう努めてまいりたいと考えております。

3点目のスポーツ指導者に対する減免のあり方の考え方でございます。議員御指摘のように、青少年の健全育成のためにスポーツの普及及び振興には欠かせないものと認識をしております。このためには、各スポーツ団体の指導者の育成確保につきましても重要なものと思っております。教育委員会といたしましては、指導者の育成確保、さらには技術力の向上を図るために、スポーツセミナーやアスリートとの交流事業を開催をし、また各体育協会や地域スポーツクラブ「ポポ」と連携を図りながら、各種事業に取り組んでございます。少年団の指導者に対する施設の使用料の減免に対する措置につきましては、指導者への支援として特定されたものではございませんが、スポーツ少年団活動に対しての補助金の交付、また名寄市教育振興補助金と社会教育関係団体活動推進補助金におきまして遠征などへのバスや全道大会など出場の助成など、全体的な活動に対しての支援を行っておりますので、御理解を願いたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） それぞれ答弁をいただきましたので、順次再質問をさせていただきます。

まず、鳥獣被害の関係なのですけれども、特に

ことしについては風連地区については風連別川を中心に移動した熊の経緯なのですけれども、そこを中心に右岸、左岸側の東風連あるいは旭地区に多く見られたということで、多分日中は風連別川の付近というか、堤内の雑木ですとか、いろんなヨシだとかイタドリだとか非常に背の高いものが植わさっていますので、そこに隠れていたのではないかなと。そこから日中、夜になるとスイートコーンを狙いに来たというような、出現場所を見ますとそういう傾向があるのではないかなというふうに考えているのですけれども、川を移動する。風連別川ですから、両方には本当に雑木が生えていたり、背の高い雑草が生えていたりして、非常に熊にとっては移動するには好都合の環境があるというふうに考えているのですけれども、日ごろあそこは国道から上流については土現の管轄ということなのですけれども、例年要請は行っていると思うのですけれども、熊が出現して以来そういった要請活動、あるいはふだんの要請活動、管理ももっときれいにしてくれというような、どのようなことで行っているのかお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 今日根野議員から御指摘のありました件につきましては、風連別川については道の管理する河川ということもありまして、御指摘のとおり河川側にはたくさんの雑木だとか、鬱蒼と生えている状況もありまして、ことしの熊の出没状況後、土現のほうに伐採するように申し出をしております。今後も必要に応じて道のほうに要請をしまいたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 要請して、その手応えといいますか、ことしはもう行わないのか、あるいは来年はどの程度までやるのかという、そういう答えは返ってこないものですか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） その辺については、詳しくは回答を受けておりませんが、こちらとしては要請することについては、先ほど申しましたように人家に近い部分もありますので、人的被害も及んだら大変困るので、その辺の部分も含めて今後も強力に要請してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 今後も粘り強く移動しやすい場所ではないような環境にしていただくように強く求めておきたいと思えます。

それから、今、年度別の鹿の被害額がそれぞれ出て、例年ほとんど似たような金額で出ているのですけれども、これらの調査の方法、農協で行っているというような話もあるのですけれども、本当に正確なのかどうか、調査方法についてどのように行っているのかお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 調査の方法につきましては、JAがファクスで春先というか、6月ぐらいに作物の食害の状況があったかどうかということを中心として周知をして、それを農協のほうで集約をして被害額を出しているという現状でございます。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 農協がどのような調査をしているかという部分では、知らないのかどうか、ことしは6月5日に名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会から全戸にファクス来ているのですけれども、これは猟友会ハンターによる巡回を希望するかどうかかなのです。いつもは被害に遭う場所はどこかということで調査をしているわけで、金額を書く場所の一つもないのです。だから、これはどういうふうに、農協から被害額が上がっているというのですけれども、ちょっとこれだけでは猟友会の巡回を希望しない人は多分これを出さないと思うのです、被害があっても。ですから、その辺は行政としてしっかり被害額を

正確につかむような手だてをとるべきだというふうに思っているのですけれども、その辺の見解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 今日根野議員から御指摘ありました件につきましては、調査の内容、項目等も含めてより実態に近いものを農家の方から出していただけるよう、今後JAも含めて協議をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） そうしてください。これで被害額を出されると非常に不正確な額だというふうに考えますので、お願ひをしたいと思います。

それから、今後ともヒグマについては非常にこれだという手だてもないというか、保護動物ということもありますので、ハンターも簡単には撃てない。まして農地にあらわれたものを簡単には射殺できないということもありますので、十分山際で抑えるような手だても必要だというふうに考えていますし、また河川で入ってきますとどうしても田園地帯といいますか、人が多いところまで入ってきますので、その辺の防止策ももう少し研究したほうがいいのではないかなと思っているのです。電牧は、農家は個人で張っているのですけれども、公共的な部分でも今後考えていく必要があるのではないかなというふうに思っているのですけれども、その辺の考え方について見解があれば。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 昨日の山田議員の質問にもありましたけれども、基本的に農業被害防止対策協議会もありますし、今後どのような被害対策、防止対策が必要なのか、その辺の部分も含めて対策協議会の中でも検討してみたいというふうに思いますし、市としてできるものについては実施をしていきたいというふうに考えており

ますし、農家の方々についても協力いただける分については御協力をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） わかりました。

次に、防災対策についてちょっとお伺いしたいと思っておりますけれども、河川ごとの例えば氾濫しやすい真狩川ですとか、あるいは無名川もそうなのですけれども、それらの増水したときに、無名川ですとポンプを回す指令を出す職員がいると思うのですけれども、その職員は何人でやっているのですか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。1人なのか、1人の責任者に任せてしまっているのか、あるいはみんなです。何人ぐらいでやっているのか。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） ポンプの稼働にということで御意見をいただきましたけれども、パトロールも含めて今2名1組と。一般的には2名1組で回っているのですけれども、大雨注意報あるいは警報出た場合は5組でパトロールなどを回っておりまして、その時点で増水があり、また逆流等も含めてあった場合についてはポンプの稼働ということで早急な対応をとっておりますし、場所によっては業者も含めて一緒に稼働作業を行っているところもあります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） ことしの8月1日の状況を聞きますと、未明というか、朝方集中豪雨降ったものですから、担当者のポンプ指示が若干おくれたというような、もしもうちょっと早く回せば冠水なくて済んだのではないかという地元の話もあったものですから、これだから朝方急に降られても職員は人間ですから寝ていると思うのですけれども、ぜひ自動化をして、すぐ何人かに連絡行くようにしていただきたいと。検討

してくれるという話もあるのですけれども、前向きに検討するように求めておきたいというふうに思います。

それから、タヨロマ川もさっきの熊も同じなのですけれども、これらについても無名川の合流先ですから、川は違うのですけれども、両方でしっかりと右岸、左岸管理するように要望していただきたいというふうに考えているのですけれども、その辺の見解もお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 今無名川の下流はタヨロマ川ということで、国の管轄機関となっておりますけれども、抜本的に水害被害を解消するにはタヨロマ川の改修が一番だと思っておりますし、もう一つは樋門のポンプ能力のアップも1つあるのかなと思っております。これらにつきましては、相当時間はかかると思っておりますけれども、国へ要望してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） わかりました。

それでは、教育委員会の所管の施設について何点かお伺いしたいと思いますけれども、定期券がさっきの話ですと3カ月券が風連地区では1名ということで、それから児童、6カ月券が16名ということで、非常に購入者が少ないなというふうに考えているのですけれども、この発券場所、券を買う場所が風連地区では風っ子ホールでしか買えないのです。つまり職員がいる時間しか買えないわけで、当然学校が終わって6時か6時半くらいから少年団というのは練習が始まるわけなのですけれども、その発券場所について臨時の窓口、職員おりますので、そこで買えるようにしていただければ、もう少し市民が利用しやすい。定期券の購入がふえてくるのではないかなというふうに考えているのですけれども、その辺の考え方についてお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 風連B&G、改善センターでの利用につきましては、現在発券機で行っておりますけれども、1日券の販売については行ってないのが議員指摘のとおりでございます。風連地区では、地域交流センター1カ所のみ販売ということでございますので、この分につきましては現在B&G、改善センターでは嘱託の方が窓口等を担当しているわけでございます。過去の経過等もありまして、基本的に嘱託職員現金を扱わないように対応しているのですが、会計規則上は取り扱うことができますとありますので、御指摘を受けまして今後金庫等の整備の保管体制であるとか、確認体制等を整備をいたしまして対応を検討したいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） わかりました。お願いします。

それから、月曜日がふだん休館日になっているのです。例えば月曜日が祝日の場合もあるのです。そうすると、大会が近くて強化練習ですとか、いろんな部分で祝日子供たちは一日休みなわけですから、練習したいという部分も要望が結構あるのですけれども、その辺の対応、年何回でもないと思うのです、月曜日が祝日というのは。そういう場合は、前もって使用許可をできるのかできないのか、ぜひするようにしてほしいと思うのですけれども、その辺の見解もお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 風連B&G、改善センターの開館体制のことでございます。現在いわゆるハッピーマンデーの振りかえ休日の月曜日につきましては、休館をさせていただいております。平成24年度ハッピーマンデーは6回、6日間、平成25年は10回あるそうでございます。この中で利用団体の利便性を向上することにつきましては、議員御指摘のとおりかなと考えております。一部嘱託員の配置等に予算的な部分もございませ

ものですから、本年度内で内部協議を行って改善をしたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） わかりました。

それから、指導者に対する考え方なのですが、一番最初の質問にもお話ししたと思うのですが、本当に親がわりといいますか、先生がわりの指導者がいて、家庭や一般の学校の先生よりも厳しいときは厳しく指導しているという部分もありますので、日々の練習の経費というか、公共施設利用料もそうなのですが、例えば全道大会あるいは全国大会まで引率していくとなると、当然全国まで行きますと4日間ぐらい潰れてしまうのです、自分の時間が。好きでやっていると言われればそれまでなのかもしれませんが、それだけ子供たちの指導には熱意を持ってやっているという部分を考えますと、今の交通費の半額助成程度で本当にいいのかどうかという部分で、全道大会まで行く少年団というのはそれほど数多くないと思います。指導者についてもそんな大勢ついていっても、ふだんの指導している指導者についてはもう少し教育部局で高く見るというか、その人に対する位置づけをもう少し上に持っていったほうが良いような気がするのですが、その辺再度見解をお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 少年団活動におきまず指導者の役割につきましては、この少子高齢化の中で部活動と少年団活動との連携も含めまして、大変重要な役割を果たしていただいているということについては十分認識をしているものでございます。御指摘のありました各大会への参加助成につきましては、現在中体連、中文連及び北海道スポーツ少年団が主催する大会の参加の補助につきましては名寄市の教育振興補助金の交付基準で、スポーツ振興事業の場合、大会の主催者が中体連以外の団体につきましては交通費の実費の支給額

が2分の1となっているという現状でございます。これにつきましては、少年団の指導者以外にも学校の先生につきましても中体連以外の交通費については2分の1の支給となっております。この部分は、中学校の部活動とそれ以外の活動につきましてはの位置づけが現在の学習指導要領の中で部活は学校教育の一環として教育課程との関連が図れるよう留意するという一文がありますので、先生が引率します中体連とそれ以外の大会に引率する指導者の方で若干の差が出ているのが現状でございます。先ほど答弁の中にも入れさせていただきましたが、指導者を含めました少年団活動の支援につきましては、先ほどの教育振興補助金以外、回数は限られますけれども、社会教育団体の活動推進補助金で練習試合、遠征に対する支給の支援を行っているところでございます。ただ、これらの交付基準につきましては今までも現状に応じた見直しを行ってきた経過もございますので、今後要望とか各種事例を踏まえた上で、その都度部内で協議をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） それでは最後に、この間の9月の調整会議では出なかったような話も聞いているのですが、多少高くても年間券を要望されている方が非常に私の聞く中では多いのです。1回1回券売機で買うというよりも、ある程度の値段でも年間券のほうが使い勝手が良いというような話をよく聞くのですが、その辺の検討もすぐには無理でしょうけれども、今後において十分市民の意見を聞きながら検討すべきだというふうに考えているのですが、その辺の見解についてお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま御指摘の年間券の部分につきましては、昨年の経過の中から旧風連地区におきましての年間券につきましては全施設共通で年間1,200円というお手ごろな料

金の中で利用できたという部分では、大変利便性が高かったと理解をしておりますが、他施設との公平性の部分で今年間券については廃止をさせていただいたという経緯がございます。これを受けまして今回の改正の中では、負担軽減のために子供と大人の3カ月券と、それから子供のほうに関しては6カ月の定期券も設けさせていただいて、その利便性、活用などにつきましては現在導入直後でもあり、今後時間を経過しての判断も必要と考えてございます。6カ月券を延長する形での12カ月定期券という発想もあるかとは思いますが、現在のところその部分については検討については考えておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 以上で日根野正敏議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時30分

再開 午後1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政について外2件を、佐々木寿議員。

○11番（佐々木 寿議員） ただいま議長より御指名がございましたので、通告順に従いまして、質問してまいります。

1点目は、財政について、まず過疎債、合併特例債の期限延長に伴う市の対応について伺いたいと思っております。過疎の市町村を財政支援する過疎地域自立促進特別措置法、過疎法を5年間延長する法案が6月20日の参議院本会議で可決成立いたしました。震災被災地の要望を受けたもので、これにより過疎債の発行が2021年3月末までになったわけでありまして。同じく合併特例債についても同じように5年間延長となりました。本市としてどのような対応となるのか伺います。

次に、タブレット端末導入による経費節減施策について伺います。タブレット端末は、ノートパ

ソコンと比べて起動が素早く、薄型で軽く持ち運びに適しており、タッチパネル方式で直感的に操作できるところが特徴的な多機能端末であります。例えば議会で導入した場合は、報告資料や会議等で使う冊子や資料はコピー用紙を使用してきたところですし、また連絡などにメール活用をすることで迅速に伝達が可能であり、有効な機器と考えます。このようなことから、タブレット端末導入により人的、物的の節約が可能になるのではないかと思います。将来の導入について見解を伺います。

2点目に、教育行政について、通学路の危険箇所の実態把握と対策について伺います。子供たちの通学時の安全を確保することは、重要な課題であります。近い将来通学区域が変更となるのに伴い、通学路の安全を含めて実態はどのようになっているのか、またその対策をどのように図っているのか伺います。

次に、学校図書室について伺います。学校図書室は、学習活動に多様な学習資料を利用させることにより児童の学習意欲が高まり、生涯を貫く学習態度が形成されなければならないと考えております。多様な学習資料や読書材を用意し、知的意欲を持った児童に提供するようなものでなくてはならないと思っております。科目の授業での図書館の利用、授業で活用できる蔵書の概数、蔵書の整理等、学校司書の実態を伺いたいと思っております。

次に、PTA会費等の不適切な支出に対する文科省通知の実情について伺います。早朝授業、PTAの依頼以外の土日の特別講習、校舎の修繕、部活動の遠征旅費、除雪作業の人件費等、PTA会費の不適切な流用や保護者からの不当な徴収等は不適切との見解を文科省が全国の教育委員会に通知をいたしました。その徹底、実態調査はなされたのか伺います。

次に、コンピューター活用授業について伺います。文科省の新学習指導要領においても小学校、中学校、高校と各段階を通じて各教科書や総合的

な学習の時間でコンピューターやインターネットの積極的な活用を図るとともに、中学校、高校では情報に関する教科、内容を必修としています。名寄のコンピューター授業の実態はどのようになっているのか伺います。

3点目は、生活、福祉行政について、生活保護受給者の扶養義務者の状況について伺います。生活保護の見直しを含めた厚労省の生活支援戦略の中間報告が明らかになり、受給者の親族に経済的な余裕があれば保護費の返還を求める仕組みのほか、受給者の就労状況を地方自治体が調査できるようにする案を盛り込んでおります。最終報告は、秋ごろ法案提出となるとの見込みであります。また、生活保護受給者の親や子供は扶養義務者に当たりますが、扶養できないとして生活保護を受けているケースがあるということであります。不正受給で給付の拡大に拍車がかかっているという厚労省の見解ですが、本市としてどのような実情になっているのか伺います。

次に、空き家の管理の徹底について伺います。管理されていない空き家の倒壊などを未然に防ぎ、近隣住民の生活環境を守るという観点から、今こそ対応策が必要と思われれます。また、さきの視察において条例を制定している自治体を視察してきましたが、条例制定の効果は指導、勧告し、従わない場合は措置命令や氏名、住所の公表ができるほか、行政代執行も可能としておりました。条例制定についても見解を伺います。

以上でこの場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 佐々木議員からは、大項目3点にわたる質問をいただきました。大項目の1は私から、大項目の2は教育部長から、大項目3の（1）は健康福祉部長から、また（2）は市民部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

まず、財政について、過疎債及び合併特例債の期限延長に伴う本市の対応についてであります。

議員御指摘のとおり平成24年6月20日に参議院本会議にて過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法の一部を改正し、この過疎法の有効期限を平成28年3月31日から平成33年3月31日までとすることが可決されました。これによりまして過疎対策事業債の発行につきましても平成32年度までとなることになりました。また、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部も同日に参議院本会議で可決されております。これは、合併特例債について従前の起債を起こせる期間が平成27年度までとされていたものを直接的な震災被害を受けなかった合併市町村であっても平成32年度まで5年間延長できるとしたものであります。過疎対策事業債、合併特例債とも現況では70%が地方交付税に算入される、いわゆる有利債でありました。名寄市における事業の推進を財政面から大きく支えております。延長後の過疎対策事業債につきましては、借入れにおける充当率や交付税にどの程度算入されるかなど細部がまだはつきりしておりません。また、当然ながら名寄市における過疎地域自立促進計画に必要とされる事業が延長後も登載されることが必要です。引き続き情報収集に努めるとともに、遺漏なく過疎対策事業債を活用してまいります。

合併特例債については、平成24年度当初の借入れ申請時の状況からは約7億円が延長後も活用できると推計しております。合併後の新市建設計画に基づき合併特例債を活用しながら、新名寄市としてのまちづくりを推進してきたため、延長後に活用できる起債枠は少なくなっていますが、今後の新総合計画ローリング作業、中期財政計画の見直し、予算編成作業を通じて事業の厳選に努め、少しでもこの延長後に使用できる起債枠を拡大することが重要と考えております。

続きまして、タブレット端末導入による経費節減施策についてお答えをいたします。従来のパソコンの機能を持ちつつ、小型、軽量かつ携帯性に

すぐれ、操作も簡便なタブレット端末ですが、現在各方面で急速に導入が進み、企業では社内業務や営業活動に活用し、成果を上げている事例も報告されています。この多くは、パソコンとの併用で情報の共有やスケジュール管理、業務プロジェクトの進捗の把握、情報の即時収集、会議資料のペーパーレス化による経費節減などが主な導入目的とされています。当市では、現在議会提出の資料等は庁舎内で作成を行い、費用の節減にも努めているところです。議員御指摘のとおり、タブレット端末を活用した経費の節減や事務事業の効率化において議会関係での活用事例も報道されているところではありますが、現在当市として十分な知見を持ち合わせていないことから、今後先進事例の研究を含め、議会と相談をさせていただきたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目2、教育行政について答弁をさせていただきます。

小項目1、通学路危険箇所の実態把握と対策についてでございます。通学路の安全対策につきましては、昨日の高橋伸典議員への答弁内容と重複する部分がございますことを御了承いただきたいと思っております。文部科学省、北海道教育委員会の通学路の安全確保についての通知を受けまして、教育委員会では7月26日と8月21日に各学校から要望のあった危険箇所について警察署や関係する道路管理者、地域の方々と合同点検を行いました。主な点検項目は、信号機や横断歩道の設置、歩道の整備、標識の整備など全部で14カ所ございまして、現地での対応を協議をいたしました。要望のあった整備については、大部分が一定の予算を伴うものであり、早急な対応は時間的にも難しい部分もあり、それぞれ市担当部局を通じまして警察署から旭川開発建設部、上川総合振興局、旭川建設管理部、市建設水道部への要望を継続す

るよう指導を受けたところでございます。また、各学校では先生、保護者、地域の方々による危険箇所での街頭指導を強化をしたり、交通安全の指導の徹底や毎年実施をいたしております家庭訪問などを利用して通学路の点検や安全マップの危険箇所の見直しを行っております。今後とも危険箇所の情報を共有するなどして、学校、地域一体となって子供の安全確保に努めたいと考えてございます。

また、学校の統廃合によります通学区域の変更に伴う通学路の安全についてでございますが、本年春より関係する町内会の皆様には現在想定をしている通学区案の説明会を実施をいたしております。この中では、複数の町内会より校区の変更に伴う通学路の安全対策についての意見が出されております。今後は、通学路の変更につきましては平成28年度の実施になるわけでございますので、この間の時間の中で現地の状況を確認をし、把握をし、安全な通学路確保のための話し合いを学校、保護者、地域の方々、また道路管理者と十分に協議をしながら進めていきたいと考えております。

2点目の学校図書室でございます。学校図書室、図書館には教育課程の展開を支える資料センターの機能を発揮しつつ、児童生徒がみずから学ぶ学習情報センターとしての機能、また豊かな感性や情操を育む読書センターとしての機能を発揮することが求められております。学校図書館は、学校の教育活動全般を情報面から支えるものとしての図書館、その他学校教育に必要な資料等の情報手段の導入に配慮をするとともに、校内での協力体制、運営などについて工夫をすることが大切であると考えております。

名寄市の小中学校の図書館の状況について申し上げます。学校図書館司書教諭につきましては、本年5月1日現在12学級以上の小学校3校、中学校1校に発令をされております。司書教諭は、図書の選択、発注、受け入れ図書の分類及び図書台帳の整備、図書についての情報提供や読書案内、

読書活動推進のための事業の立案、実施などを担っております。なお、このような業務は司書教諭が発令されていない学校におきましても学校図書館を担当している教員が行っております。

また、学校図書館の利用状況についてであります。市内の各学校では児童生徒の思考力、判断力、表現力などを育むために言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な児童生徒の言語活動の充実に努めております。その中でも読書は児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で大変重要であり、児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るために学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図ることが大切であります。このような観点から、市内の各学校では始業前の全校一斉の読書活動、また図書の読み聞かせ、必読書コーナーであるとか、推薦図書コーナーの設置などを行っております。また、各教科等におきましても国語科、社会科、総合的な学習の時間などで学校図書館を利活用するとともに、特別活動の学級活動で学校図書館の利用の仕方を指導をしております。

なお、学校図書館の蔵書の数につきましては、平成23年度末現在小学校全体で3万7,355冊、中学校全体で2万2,660冊となっております。今後も教育委員会といたしましては、児童生徒の読書活動や主体的な学習活動が一層充実するよう学校図書館の利活用や市立図書館との連携について支援をしてまいりたいと考えております。

3点目のP T A会費等の不適正な支出に対する文科省通知の実情についてでございます。御指摘の通知につきましては、本年5月17日、「学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取り扱い及び学校における会計処理の適正化についての留意事項について」という通知と思われま。事案につきましては、高等学校の生徒に対する補習等の活動において、教員がP T Aなどの学校関係団体から報酬を受けていた事案に対する通知かと思われま。これを受けまして名寄市の小中

校では、御指摘の本来教育委員会の配当予算で支出すべき報酬や学校の修繕、各種作業の件費などについてP T A会費等からの不適切な支出がないか調査をしたところ、中学校1校におきまして昨年度まで部活動指導の報酬についての不適切な支出がありましたので、改善の指導をしたところでございます。また、部活動の遠征費、旅費等につきましては、全道、全国大会などへの旅費、宿泊費については市からの補助の名寄市教育振興補助金と社会教育関係団体活動推進補助金、またそれぞれの中学校等にあります部活動後援会からの補助で対応しております。これらの支出につきましては、適正に処理されているとの回答を得ております。

小項目4点目、コンピューター活用授業についてでございます。今日社会の情報化が進展していく中で、児童生徒に情報活用能力を育成することは極めて重要であると考えております。平成21年1月の中央教育審議会答申で、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善に向けてにおきまして、児童生徒に確かな学力や情報活用能力を育むため、教育の情報化が重要であるとの提言がなされ、現行の学習指導要領では情報教育及び教科指導でのI C T活用について充実が求められております。これを受けまして小学校では、児童がコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段になれ親しみ、コンピューターで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身につけ、適切に活用できるようにすることが大切であります。市内の各小学校では、国語科における言語の学習、社会科における資料の収集、活用、整理、算数科における数量や図形の学習、また理科におきましては観測、実験、総合的な学習の時間における情報の収集、また整理、発信などで、コンピューターや情報通信ネットワークなどを活用してございます。具体的には、名寄西小学校では算数科の授業におきまして数量の操作を行うなどの場面をコンピューター

一から大画面のテレビに映し出してわかりやすく指導する工夫を行っております。また、中学校では、生徒が情報モラルを身につけ、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにすることが大切であります。市内の各中学校では、小学校段階で身につけた知識、技能をもとに技術家庭科の技術分野におきまして情報手段の構成、仕組みなどを理解させ、それらをもとにした情報モラル、情報技術の活用にかかわる能力、態度を身につけさせております。また、高等学校では、共通教科、情報科において社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成をしております。また、専門教科、情報科においては、情報技術の進展や情報産業の構造変化などへの対応、問題を適切に解決する能力や態度を育成をしております。

以上、コンピューターの活用状況などについて説明をいたしましたけれども、市内の各学校の教育用コンピューターの配置につきましては、本年3月1日現在全部の小学校で246台あります。コンピューター1台当たりの利用児童数は約5.8人です。また、全中学校では172台ありまして、1台当たりの生徒の利用数は約4.3人となっております。全国平均の児童生徒6.6人を上回っております。今後も教育委員会といたしましては、情報教育及び強化指導ではICT活用が一層充実するよう各学校を支援をしてみたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、大きな項目の3の生活、福祉行政についての小項目1、生活保護受給者の扶養義務者の状況について申し上げます。

初めに、名寄市における過去3年間の生活保護率の状況であります。平成21年度は249世帯の335人で10.9パーミル、22年度では243世帯の327人で10.8パーミル、23年度

では234世帯の312人で10.4パーミル、9月1日現在におきましても1人増の313人で同率となり、近年10パーミル台の数字で推移しております。御質問の扶養義務者につきましては、保護申請時に実施する生活保護法第4条に基づく扶養義務者調査を民法第877条第1項で規定する直系血族及び兄弟姉妹を中心に実施し、調査内容では世帯員の状況、資産の状況、負債の状況、援助の有無、援助の程度、援助できない場合の理由などを記載してもらうものとなっております。この調査は、保護開始してからも3年をめぐりに再照会を行いますが、状況によっては毎年実施することもあります。調査の方法は、文書と電話が主になりますが、直接御自宅に訪問し、被保護者の状況をお知らせするなど協力を求めることもあります。現在234世帯中25世帯が36人の扶養義務者から資金、現物による援助を受けております。援助ができない方々からは、援助するだけの収入がない、子供の教育にお金がかかる、長い間会っていないのにこんなときだけ連絡されても困るなどの記載がありました。日本人は、昔から他人への配慮を忘れず、きずなを大切にお互いに助け合う共同的生活を営んできましたが、人ととのきずなが希薄になり、社会のぬくもりが少しずつ消えていく現在、親子、兄弟にも同様な状況により生活保護費の増大につながっている現状も見られますが、扶養義務者への負担の強化は申請者にとっては疎遠になっている身内に生活保護を利用するほど困窮しているという自分の醜態をさらし、迷惑をかけるとの思いが強まり、本来受けるべき生活弱者への支援に悪影響を及ぼすことも考えることから、慎重に対応していかなければならないと考えております。生活支援戦略でもうたっております経済的困窮者、社会的孤立者の早期把握、民間との協働による就労、生活支援の展開、貧困の連鎖の防止のための取り組みなど支援体制の確立を推進するとともに、今後とも被保護者個々の自立した生活を確保するため、就労支援や生

活改善の指導に努め、さらには不正受給が発生することのないよう現況の把握など適切な対応をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 私からは、大項目の3、小項目2、空き家の管理の徹底についてお答えをいたします。

全国的に少子高齢化、核家族化が進み、その影響から空き家がふえる傾向にあり、管理不全となっている危険家屋が問題となっております。名寄市におきましても同様の傾向となっているところでございます。放置された空き家は、景観上や防犯上も問題があり、冬などは落雪による近隣家屋住民への危害が懸念され、住民や町内会から苦情も寄せられています。市としてもその対策に大変苦慮をしているところであります。名寄市は、平成21年度から平成23年度までの3年間、道の緊急雇用創出推進事業により危険家屋等の解体を実施いたしました。事業前に各町内会を通して実施した調査では、85件の報告を受け、そのうち事業要件を満たした22件について事業実施をしたところであります。

近年空き家問題に対処するため、全国の自治体で空き家の管理条例を制定する動きがあります。全道各市における空き家対策では、本年8月現在35市中4市が条例を制定している状況となっております。条例は、近隣住民からの情報提供に基づき、市が空き家の実態調査を行い、必要な措置を所有者に助言、指導し、管理不全の解消が不十分な場合、勧告、さらに勧告に従わない場合は氏名を公表するというような内容となっております。名寄市においても今後空き家に対する問題は増加するものと思われ、市民の環境、防犯、防災に対する不安を解消するため、より具体的な対策を講じる必要があると考えています。他市の施策を検討し、条例制定に向け進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問を何点かさせていただきます。

まず最初に、合併特例債、過疎債についてでございますけれども、さきの地元の新聞によりますと使用限度額が92%、合併特例債だと。合併特例債については使用限度額を92%消化して、残りあと約5億円だということで、このことと、それともう一つは合併特例債で算定がえで、例えばちょうど始まる時期が延長と同時にぶつかるのではないかと思います。先ほどの答弁によりますと、大体7億円ぐらいのことがあるということなのですけれども、これはちょうどその時期で、本当に事業として、新聞によりますとハードな事業ができるというふうに報道されているわけでありすけれども、名寄としてもソフト事業あるいはハード事業、これからもまだ図書館事業とかいろいろあるのだと思いますけれども、私としてはこれ以上ハードな事業ができるのかどうかということにちょっと懸念を持っております。それで、その辺を考えますと、どういうふうな感じでハード事業を進めていくのかと。その辺の細部を御説明いただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 佐々木議員のおっしゃるとおり、合併特例債、それから過疎債も使って、合併してからの新市総合計画にのっとってやってきたものについては、ほかの合併市町村よりも計画的に順調にこなしておりました。その関係でいいますと、一般財源負担、いわゆる市税を使っている投資的経費の一般財源負担が随分少なくて、そのおかげもありまして、これから決算委員会でも22の決算、23につきましても比較的基金が上手に備蓄をできてきたと。それは、合併算定がえの終了に向けて一定の基金を積み立ててこられたというのも一つの要因の中にこの有利な起債を上手に使ってこられたという部分があります。単

純に言いますと、28年以降については延長がされても使える合併特例債の金額には限界がありますので、これからは基金に積み立ててこられたお金が今と同じような金額で建設事業をするというのは当然学校の統廃合等、それぞれ耐震化も十分でない中で教育環境的には好ましくない学校の改築が近々出てくるということも含めて、後期計画以降についても次から次へと学校の建てかえが出てきますので、この辺の財源のときにつきましては少し現状よりもハード事業が続くものの、なかなか有利な財源については厳しいのかなという認識を持っていますので、これらためた基金も使いながら、減債基金等に積んだり、一部備荒資金に積んだりをしながら、弾力的な財政運営できるような形の取り組みについても現時点からそこを視野に入れた中長期の財政展望を描きましてやっておりますので、一部市民の皆さん方に窮屈な財政運営になることもあるかもしれませんが、この辺はしっかり視野に入れて、今後の市民の皆さんに必要な公共施設の整備、改築等についても取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） いずれにいたしましても、本市の財政力を考えると、いかに有利債とはいえ借金のもとでございまして、今佐々木副市長が言われましたようにしっかりと精査をして、事業についてもやはりそれを市民の方にもしっかりと説明をしてやらなければ、将来的にまた5年過ぎて、延長されても5年過ぎたときにはまたそのような財政構造が脆弱になるわけですから、その辺をしっかりと精査した上で事業等を進めていただきたいというふうに思っておりますし、今申したように市民への説明責任も同時に果たしていただきたいということを求めておきたいと思っております。

次に、タブレット導入についてでございますけれども、議会と相談して進めたいということでございまして、これは先ほどのペーパーレスだけで

はなくしていろいろな、先ほどの会議におきましても例えば差しかえのオペレーションがあるとか、あるいは資料をつくるというふだんの会議の、市長あるいは副市長、部長クラスが会議をやる場合に簡単に操作ができて、簡単に会議の資料を求めるといえることができるタブレットでございまして、やはりこれしっかりと導入するというふうな方向で本当に考えていただきたいと思っております。あるところによりまして、水道管とかそういうものが破裂した場合には、そういうようなGPS機能等、あるいは水道のところをちゃんと入力しておけば、例えば雪があったところにちゃんとしっかりと1メートル範囲内でここで破裂してここに切りかえ弁があるのだよということまでわかるとか、あるいは教育の場面でもいろいろと使われております。あるいは、福祉事業でも見守り隊、あるいは福祉の状況の関係でもいろいろと使われるような便利な機械であります。そして、将来的に今はなくてもだんだんこの機能が用途、目的によっては非常に便利なものだと考えますので、議会での導入は別にして、これは議論が要すると思っておりますけれども、その他については本当に前向きな検討をしていただきたいと、こういうふうに思っております。

次に、教育行政のほうから先ほど御答弁をいただきました。通学路にかかわってそれぞれ安全点検を2回にわたって実施したということでございまして、私どもの住んでいる旭ヶ丘、南ヶ丘のところの父兄の方から、通学路が変更になって、あそこは東小学校に変更になるわけですが、実際的に安全が本当に確保されるのかということで、これはちょっと私のほうに言ってきたのですが、いろいろと個別に相談をさせていただいたところでもあります。あそこの状況を実際に見ますと、旭ヶ丘には若干本当に申しわけ程度の1メートルぐらいの歩道しかありません。さらに、博物館から向こう側行きますと団地がありまして、団地を通るといえることになりましてそこには歩道あ

りません。したがって、それを回避していくということになると、いわゆる名前出しているのか、民間の企業の敷地になった。そうすることによって、これは名寄では特に夏場の問題は子供たちの通学路で、例えば南ヶ丘の人はパークゴルフ場をこう来るとしても、あるいは下を通るなり、それを指定をすることによって非常に危険性が想像できます。それで、ここの部分についてはしっかりと早急にこれは対応していかなければならないというふうに考えているわけですが、その辺の見解について伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 現在想定をしております学校統廃合、豊西小学校と南小学校の統合等に伴いまして、名寄市内の全ての通学区につきましては若干の見直しをしないといけないということで、教育委員会ではことしの年度初めに現在のところの案をつくりまして、先ほど答弁で申し上げたとおり春から西小学校、それから豊西小学校、また南小学校の現在の校区の中で校区の変更がある町内会に役員会もしくは町内会の総会に出向きまして、現在の案ということでお話をさせていただきました。全体では、歩道の整備であるとか、冬期の除排雪に関しての安全確保の大きないろいろな御要請があった部分でありますし、今議員が御指摘をいたしました旭ヶ丘と南ヶ丘の2町内会に関しましては現在の案では南小学校の校区から東小学校の校区を想定しての御説明をさせていただきましたが、町内会の方々からは今議員がおっしゃったように線路を越えないという形、現在の宗谷線を越えないという形で東側に沿って東小学校に通うとなると、現在の道路では車道はあるのですけれども、一部歩道のスペースがとれないところが数百メートルにわたってあるということ。また、現状の段階でも歩道が整備をされていないという現状があるということの御指摘を受けましたし、私どもも現地でそれは確認をさせていただきました。今後いろんな方々との話し合いをさせ

ていただきたいと思います。通学区域の変更につきましては今私どもの持っている案はコンクリートではございませんので、今後一番大事なことは子供たちが安全、安心に学校に通える通学路をいかに設定をするという部分ですから、その観点に立ちまして、まだ若干の時間の余裕がございますので、町内会等から要望を十分に承りながら話し合いを進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 実態を把握されているということでございます。子供たちの安全を本当にしっかりと守るためには、やっぱりそういう歩道あるいは除雪、それはしっかりやらなければいけないと思っておりますので、なるべく早く着工していただくように要望したいと思います。

次に、学校図書室にかかわってですけれども、先ほど学校司書には小学校3校、あるいは中学校1校にいるということですが、まず本を読む、調べるといふ、こういう文科省が進めてきてからかなり久しいわけでございますが、学校の図書の活用というのが本当に子供たちのこれからの学習に非常に大切な部分だと思っております。そのためには、やっぱり先ほど御答弁をいただきました学校司書の存在というのは本当に大事だと思っております。この学校司書の資格というのもどういう資格で、これは資格というのがどのような感じになっているのか私もちょっと存じませんが、これはどういうふうな。簡単に取れるようなものなのでしょうか。ちょっとこの辺を伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 先ほど御答弁をさせていただきましたが、一定の学級数の学校につきましては学校図書館司書の資格を持った教員が発令をされているということでございます。学校司書教諭の資格要件につきましては、私どもまだ十分に資格の要件については把握をしていない部分

があるので、正確な御答弁はできないわけですが、学校の教員資格の中で講習等において資格を取得できるものと考えておりますので、これにつきましては学校等の事業等の中で資格が取れるような、条件が許されればそういったものについてのたくさん取るような指導をさせていただければと考えておりますが、詳細につきましては後ほど議員のほうにお伝えをしたいと思いますので、御容赦いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） あるところでは、千葉県柏市などでは子ども司書というものをつくって、子供が司書になって好きな本に対して子供に奨励するというふうな取り組みをしているところもございます。そうすることによって、子供たちが子供からやると親しみやすいということで、本に親しみが早くなるというふうなことが言われております。それで、本に親しむというのは、今までは例えば感想文とか書くと、無理やり本を読んで感想をやるというのは本当に本に親しむというような環境になっていないわけでありまして、これはどういうものかという内容をやるためには、その本に興味を持つような指導というか、あるいはそういうアドバイスとかいうのはやっぱり学校司書あるいは子ども司書がそういうように取り組むことによって学力が上がるのだらうなと思っております。したがって、本をまず好きになるというのは、我々の時代から見ますとおじいちゃん、おばあちゃんから昔話を聞かされて、それが教科書みたいになっていたのですが、今の段階では自分で本を読んでどういうふうにして理解するのかということが非常に大事な分野だと思いますので、今後やはり本に関して子供が興味を持つような取り組みをしていただきたいと思います、こういうふうに思います。

それから次に、P T A会費等の不適切な支出でございますけれども、名寄については中学校で1校が不適切だということでございました。この不

適切もはっきりとなかなか容易にはできない部分もあるのではないかなど。先生方もP T A会費はP T Aが集めたのだから、P T Aで勝手に使えばいいのではないのかという観点もあるのではないかと思います。いずれにしても先ほど御答弁いただいたように、これは公費であれば公費をしっかりと使うのが基本だと思います。やはりその辺の徹底をすることがこれからの大切なことだと思います。これ今までは、それなりのことが高校生の先ほどの事例が出てなったわけでありすけれども、小中学校においてもやはり今までの感じですとそんなのが当たり前だなどというふうな部分があるのではないかと思いますので、もうちょっとその辺はもう一回しっかりと現場で精査をして、そういうような不適切なことにならないように御指導のほどをお願いしたいと、こういうふうに思います。

次に、コンピューター活用の授業なのですが、来年ですか、国際の学力テスト、コンピューター授業の学力テストがあるということで、これは無作為の学校、名寄は該当するのかどうか知りませんが、そんなものに参加するというのは、やはり大都会に負けてはならないコンピューターの授業にしっかりと取り組んでいただきたいなと。先ほどからいいますと、コンピューターもかなり配置されているようですので、大いに活用して、ただ一番問題なのはやっぱりコンピューターに全く頼り過ぎる、そういうものの授業になってはならないなどは私は思っております。そんな授業にならないように、例えばコンピューターを使うという技術、あるいは調べるといふ、そういう短時間の授業というものが本当にコンピューター授業の使い方のノウハウだと思いますので、その辺もぴったりになるのか、その辺の急な部分をやるのかという部分はこれからの学習の計画の取り組みだと思いますので、その辺も考えながら進めていただきたいと思います。

最後に、生活保護扶養義務についてお尋ねをし

たいと思いますが、先ほど生活保護法のことが出ていましたけれども、最低の生活を維持するための活用をすることの要件と、それからこれは民法に定める扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるというもので、優先というふうな語義を使っているわけでありますから、その辺の解釈がこれを間違えると、何でもかんでも保護の扶養の義務があるのだというふうな解釈にとられると、これは生活保護をやっている先ほどの事例みたいな方でさらに進んだ場合には、本当にできないという部分があるのではないかなと、こういうふうには私は懸念するところがございます。したがって、その辺の優先すると要件とはこれは絶対違うことであるので、その辺を把握した上での生活保護の義務者のことについてこれからしっかりと進めていただきたい、こういうふうに思います。

最後に、空き家対策についてでございますけれども、条例を進めるという方向でやるということですが、本当にこれから名寄市もこの間の報道によりますと50歳以上が約半数だという、人口を占めるのが。そうすると、その方たちはもうずっと長生きされてもらうのは結構なのですけれども、今の名寄でいきますと我々の団塊世代が一番多いのだと思っております。そして、団塊の世代においてやはり将来的に御夫婦の方どちらかが亡くなったり、そのままいて、そのまま家に残って、その方がお亡くなりになったら、またそこが空き家になる。あるいは、子供たちも違うところでうちを建てて親のところへは帰ってこないというふうには、先ほどの言ったようにそういう家族の構成がなかなかできないような状況が予想されるわけでございますから、それはやはりしっかりとこれから進めるといってもなかなか2世代、3世代が住むというのは奨励に値するのではないかと思いますけれども、本当に奨励をして進めるべきだと思っております。

一方で、この空き家でそれを直して定住圏に利用しているというところもありますので、これも

その辺も考えながら進めていきたい。いずれにしても、この条例はやはり名寄としては担当者に大変有効なものだと思いますし、担当者ではなくてもその近隣の方でも条例ができることによって本当にこの空き家対策、これが進むのだと思いますので、どうぞ前向きに検討をお願いをして、私の質問あるいは求めたいことを言いついて、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

冬期節電計画の取り組みについて外3件を、山口祐司議員。

○17番（山口祐司議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず初めに、冬期節電計画の取り組みについて質問をいたします。北電泊原発の停止に伴い、電力不足が心配された夏の節電期間も9月14日で終了いたしました。ことしの夏は9月の下旬に差しかかった今も残暑に見舞われ、使用電力の数値が90%を上回る日も続いてございます。こんな中、夏の節電対策は道の数値目標を受けてどの程度の節電が実施されたのかお聞かせをいただきたいと思っております。

また、北海道においては冬の電力使用量のほうが夏の使用よりも多くなるということですが、今後の冬期間の節電対策と病院や福祉施設での弱者への対応をどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

次に、行政財産の管理、処分方針についてですが、近年日本全国で公共施設や道路、橋梁、上下水道などインフラが老朽化していると言われております。橋梁については、老朽化して損壊の危機にあり、使用停止や使用期限が付されるものが全国で1,300を超えと言われております。名寄市においても現在自動車の通行できない橋もございます。今後耐用年数を超えるインフラが劇的に増加することは間違いなく、つくりかえることが最

善の方策なのかもしれませんが、市の財政状況から見てみましてもそう簡単なことではないと考えます。このような中、ますます老朽化していく施設の維持管理及び処分をどのように進めていかれるのか、その方向性をお伺いしたいと思います。

小さな項目2つ目に、公共施設等に対する情報公開についてですが、施設などが解体され、その後遊休地化されている跡地が現在市内に点在していますが、これら市の遊休地について市民に対してどのように情報の公開をされているのかお伺いをいたします。

次に、環境美化対策についてでございますが、市内では清掃週間や道路愛護デーにあわせてそれぞれの地域でごみ拾いや草刈りなど美化活動に努められていますが、近年不在地主の空き地などが点在し、美化活動に支障が出てきています。これら不在地主の空き地の対応について、市はどう取り組んでいるのかお伺いをいたします。

また、農村地域においては、この冬の大雪の影響で押し潰された廃屋もかなりの戸数に上り、景観上大変見づらい状態になっております。これら廃屋につきましても現状の把握と今後の対策をどのように進められるのかお伺いをしたいと思います。

最後に、成年後見制度に対する行政対応についてですが、成年後見制度とは認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分になった人たちにかわり、不動産や預貯金などの財産管理をしたり、介護などのサービスや施設への入所に関する計画などを代理で行うもので、現行では任意と法定の2種類があるということでございます。近年身内の高齢化によって後見人が見つけづらい現象が道内市町村で多発傾向にあるとのことですが、市内の現況をどう把握されているのかお伺いをいたします。

また、本年4月に老人福祉法が改正され、成年後見人の養成と活用が市町村の努力義務として位置づけられ、市町村独自の取り組みが始まりつつ

ある状況です。そこで、今今後名寄市としてこのことをどのように捉えているのかお伺いをいたします。

さらに、関係団体との連携をどのようにつくり上げていくのかも伺いをしたいと思います。

以上、大項目4点についてこの場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 山口議員からは、大項目4点にわたる質問をいただきました。大項目1と2は私から、大項目3は市民部長から、大項目4は健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いをいたします。

まず、冬期節電計画の取り組みについてお答えをいたします。この夏泊原子力発電所の稼働停止に伴う北海道の電力需給の逼迫に対して、政府は平成22年度に比較して7%以上の節電目標を掲げ、事業主である北海道電力とともに節電の市民周知に努めたところです。その結果、7月23日に始まった今夏の節電要請期間は9月14日で終了しましたが、6月から8月の電力消費量から道民の節電行動が定着したと報じられているところです。本市におきましても平成22年度対比7%の削減を目標に各施設で節電に取り組んでまいりました。7月から8月使用分の結果につきましては、約6%の削減となり、施設が若干増加していることを考えるとおおむね達成されたものと考えますが、今後とも継続して取り組みを進めてまいります。

また、冬期の節電目標、節電期間、計画停電の実施につきましてはまだ明らかになっておりませんが、冬期間は照明の点灯時間が長くなることや暖房という要因も加わり、節電対策にも一層の困難が予想されますが、夏の節電方策の継続を基本に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、病院や福祉施設での対応につきまして、暖房が不可欠な冬期間は夏以上に節電対策が難しく、さらに入院患者や入所者のいる病院、

福祉施設では一層の気配りが求められます。今後とも夏の節電方策の継続を基本に対応してまいります。各病院や福祉施設等の状況も十分考慮した取り組みを進めなければならないと考えております。各施設個別の課題につきましては、夏の計画停電及び節電対策時に一定の整理を行っておりますが、冬期間の対応が示され次第、再度協議を行ってまいります。

続きまして、大項目2、行政財産の管理、処分方法についての管理及び処分の方向性につきましてお答えをいたします。現在の公共施設の多くは、合併前の整備となっており、老朽化が進んでいる施設も少なくありませんが、適宜改修や補修、修繕による延命化に努めております。また、一部の施設につきましては用途や機能、利用状況などを勘案し、市民の皆さんや議会とも相談させていただきながら、統合や廃止等の判断もさせていただいているところです。また、施設の改築や大規模な改修等につきましては、昨年度策定しました総合計画後期基本計画及び実施計画に基づいて計画的に整備を進めており、各種の個別計画におけるローリング作業や毎年度の予算編成においても適宜補完し、作業を進めています。具体的には、道路につきましては適切な維持を心がけ、未舗装道路や悪路は順次整備を進め、危険箇所につきましても早急な修繕を行いたいと考えております。また、橋梁では橋梁長寿命化計画を策定し、耐震補強や補修、修繕などを計画的に行ってまいりたいと考えております。また、公営住宅では公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な維持、保全のための計画的な修繕や改善を実施し、あわせて住宅マスタープランの見直し作業を行い、今後の住宅政策に反映させてまいります。学校につきましては、適正配置及び通学区域再編の検討を進め、計画的に整備を進めてまいります。そのほか市内にあります老朽化施設につきましても今後の利活用のあり方を含め検討を行い、対応を図ってまいります。

続きまして、公共施設等に対する情報公開についてであります。施設を取り壊した跡地についての情報提供につきましてはこれまで十分な対応ができておりません。施設解体後の跡地利用につきましては、解体施設周辺への安全面の配慮から、先に施設を解体し、その後具体的な利用方法について時間をかけて検討するケースもあり、情報提供がおくれる要因にもなっています。特に風連地区の母と子と老人の家や風連国保診療所跡地につきましては、空き地整備での交付金を利用して取り壊していることから、補助金適正化法により8年間は転用できないことになっておりまして、今後こうした状況などにおける情報提供のあり方を含め検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 私からは、大項目の3、環境美化対策についてお答えをいたします。

まず最初に、小項目、不在地主など空き地対応についてであります。毎年空き地に雑草を繁茂させ、近隣の生活環境を著しく阻害しているケースがあり、市に対し隣の空き地に雑草が生い茂り、景観も悪く、虫などが発生するので、指導をしてほしいといった相談、苦情が複数件寄せられています。本来土地の適正な管理は、所有者みずから行うことが基本と考えます。相談に伴う現地調査で雑草が繁茂していたり、雑木が茂り、隣接する家屋や敷地に影響を及ぼしているような状況を確認したときには、市から土地所有者等に対し適正管理をするよう指導、要請をしているところがあります。しかし、中には所有者と連絡がつかないこともございます。危険、不衛生等で緊急を要するものにつきましては、町内会等と相談をし、協力をして処理をした事例もございます。雑草や樹木が繁茂したまま放置しますと、害虫の発生やごみの不法投棄、あるいは防犯上の問題など近隣住民などの生活環境を著しく損なうこととなります。空き地を適正に管理することは、所有者の責

任、義務であります。住民への周知等について広報などを使い啓発活動を行うとともに、個々の当該事案に対しては指導、要請をしております。

続きまして、小項目2、農村地域における廃屋の現状把握と対策はについてお答えをいたします。近年特に農村地域では、高齢化、過疎化の影響で人口も減少していることから、手入れ、保全、維持ができない建物が多く、農村景観を大きく損なっている家屋が増加しつつあり、住民が不安を抱えている状況となっているところであります。また、管理不全になっている廃屋は防犯上も不審者などの侵入の心配があり、市民生活を脅かす重大な問題であることも事実であります。市では、平成21年度から平成23年度まで道の緊急雇用創出推進事業を活用して老朽化した空き家の危険家屋取り壊しに対し補助事業を実施してきました。3年間で22件の家屋の解体を実施してきたところでございます。この事業では、市内各町内会を通して危険家屋の調査を行ってきております。その結果、農村地域における対象家屋は17戸と報告を受け、事業実施の要件に合った3件について解体をいたしました。管理不全になっている廃屋につきましては、地域住民、町内会からも苦情、相談が寄せられている現状があり、その対策には苦慮しているところでありますが、今後他自治体の施策を参考に解決に向けた対策について検討してまいりたいと考えています。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、大きい項目4の成年後見制度に対する行政対応の小項目1、市内の現況をどう把握されているのかについて申し上げます。

成年後見制度は、精神上的障害の知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない方が不利益をこうむらないように、家庭裁判所に申し立てを行い、本人の権利を守るための援助者をつけることで、本人を法律的に支援する制度と

なっております。この制度は、平成12年4月の介護保険制度と同時に導入され、さらに平成17年の介護保険法の改正により、高齢者の尊厳の保持を目的に挙げられ、本制度が行使できるよう市町村の責任をもって権利擁護業務を行うことが明記され、その中で地域包括支援センターが認知症などの成年後見制度に関する相談機能を持つことになりました。名寄市においては、知的、精神障害者については社会福祉課で、高齢者については地域包括支援センターが窓口となり、相談対応を行っているところです。相談内容につきましては、制度の説明、申し立ての書類の作成の支援、市長申し立ての支援、後見人等の候補探しなど裁判所など関係機関と連携を図りながら、相談、支援を行っており、相談実績では地域包括支援センターが運営を開始した平成19年度から23年度までの5年間で延べ45件の相談、そのうち制度利用につながったケースは7件、また障害者関係につきましては延べ4件の相談があり、4件とも利用につながっております。障害者関係の4件につきましては、平成19年11月に制定しました名寄市成年後見制度利用支援規程第2条第3号の規定により、4親等内の親族がいないため、市長申し立てとなっております。成年後見制度は、家族及び親族が直接家庭裁判所に申し立てを行うことができることから、市内の状況を全て把握するまでには至っておりませんが、相談件数においては高齢化に伴い、年々増加傾向にあります。

次に、小項目2の努力義務位置づけに対する市の捉え方について申し上げます。市民後見人につきましては、昨年6月に老人福祉法が改正され、同法第32条の2第1項の規定により市民が後見業務を担う市民後見人の育成、活用が市町村の努力義務とされ、同条第2項により市町村の後見等に係る体制の整備の実施に関し助言その他の援助を行うことが都道府県の努力義務として規定され、本年4月1日から施行されたところであります。この改正は、今後親族等による成年後見が困難に

なる方が増加するものと見込まれる中、介護サービス利用契約の支援などを中心に成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は市民後見人を育成し、その活用を図るなど権利擁護を推進することが目的となっております。後見業務は、契約や財産管理などを扱うため、高いモラルと法律知識を必要とする業務がありますが、残念なことに後見人が高齢者の預貯金を勝手に引き出し着服するといった事案も報道されているところであり、市民が個人として後見を行う難しさがうかがえます。道内の市民後見人育成状況ですが、平成24年3月末現在で小樽市、釧路市、南富良野町の3カ所において市民後見人育成研修が実施され、113名が研修を終了したと伺っておりますが、現時点においては全道的な取り組みには至っていない状況にあります。また、市民後見人は養成研修を受講したとはいえ、専門職ではないことから、後見受任後も専門職によるフォローアップも求められ、市民後見制度を円滑に実施するためには後見実施機関の設置が必要と考えており、利用者のニーズなどを踏まえ、さらには先駆的な市町村の取り組みなど今後も調査研究してまいりたいと考えております。

次に、小項目3のこれからの関係団体との連携について申し上げます。名寄市においても今後認知症の高齢者やひとり暮らしの高齢者が急増することが見込まれることから、高齢者や障害者の財産や生活を守るためには預貯金や不動産などの財産管理や日常生活のさまざまな契約を本人にかわって行う成年後見制度の利用の拡大が大変重要と考えております。関係団体との連携においては、現在社会福祉協議会で契約によって行っている福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、書類等を預かるなどの日常生活自立支援事業との関連もあることから、社会福祉協議会との連携を密にするとともに、日ごろ支援が必要な方とのかかわりが深い民生委員等との連携を図り、日常の相談支援業務を通じ利用促進が図られるよう努め

るとともに、成年後見制度の市民周知に当たり、広報への掲載や一般市民を対象とした講演会などを開催し、今後ともあらゆる機会を利用し、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） それぞれ御答弁をいただきました。何点か再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず初めに、冬期間の節電計画の取り組みについてお伺いをしたいというふうに思いますけれども、まだ北電のほうの冬の計画停電の数値というものが出ていない状況ですので、なかなかこれ以上には深く踏み込めない部分があるかなというふうには思うわけなのですが、いずれにしましても夏の節電を何とかクリアしてほっと一安心したところ、また今度冬の節電対策ということなのですが、何といたしましても北海道においては、夏の節電についてはことは異常に暑かったわけですが、窓をあければ涼しい状態というような北海道なわけなのですが、ところが冬に関しますと暖房ですとか、やはり寒さに耐えなければいけない部分というのが出てきますし、夏以上につらい部分があるのかなというふうに思っております。そんな中で市民の不安という部分もあろうかというふうに思うわけなのですが、この不安を解消するためにはやはり行政としてなお一層の情報の公開というのをしていかなければならないのかなというふうに思います。先ほども言いましたけれども、高齢者世帯ですとか、そういう高齢者でも独居老人の方ですとか、やはり高齢化になりますとどうしても寒さを感じやすいというのでしょうか、若い者と違いまして1度、2度の差が随分体にこたえるという話も聞くわけなのですが、そういう部分の解消を行政として情報の公開というか、徹底していただければなというふうに要望しておきたいと思いま

それから、先ほども言いました病院ですとか福祉施設の関係なのですけれども、もし計画停電が実施された場合に自家発電のそういう施設等は名寄市の場合に整っているのかどうなのか、その辺をちょっとお聞きをしたいと思っておりますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） ことしの冬に向かいますと、また節電、それから計画停電の話が新聞報道でも少し触れられるようになっておまして、先般も新聞報道の中で冬の電力需要の記事がちょっと載っておりました。当然北海道積雪寒冷地ということで、暖房という特殊要因が加わるといことで、電力需要は夏に比べて73万キロワットぐらい高い値になるということが報じられておまして、結果として現在の供給量に対比をしまして1.4%ぐらい節電が必要になるというようなお話もございました。まだ具体的に政府なり北電のほうからことしの冬に向けての考え方なんかも示されておられませんので、私どもも現在ではなかなかちょっと具体的な対応ということにはなりませんけれども、議員御指摘のとおり情報公開に関しましてはできるだけ速やかに情報提供するということは、これは北電と連携をしながらやっていくということをまずこの夏もやっておりましたので、しっかりその辺はやってまいりたいというふうに考えておられますし、それから仮に計画停電という話になりますと、ことしの夏も計画停電の話がありまして、特に福祉施設、それから病院等において、もしくはライフラインがありますので、例えば上水道、下水道の関係につきましても一定程度、最悪2時間程度の停電が予想されるということもありましたが、これにつきましてはおおむね停電区域が決められておりましたので、これに基づきましてそこに係る施設についての電源対応は実はとっておりました。大きな病院施設等におきましては、既に自家発電装置を持っておられますし、名寄市のライフラインにかかわる施設におきましても全て発電施設持っていますので、直接的

に影響が大きくなるということはないような形で対応しておりました。今後も仮に計画停電の区域が変わるですとか、こういった事案がもし発生するとすれば、また改めて調査をし直しながら、必要な措置を講じないといけないというふうにはなっております。いわゆる発電装置も容量にもよりますけれども、しっかりした大容量のものが必要なものについてはあらかじめしっかりした大きなものが設置をされておられますし、必要に応じていわゆる可搬型の、要するに携帯できるほど小さいものは多分ないので、一定程度仮に設置という措置もできます。これにつきましては、ライフラインの一部のものにつきましては臨時的に発電機を設置しまして対応したということもあります。これは、北電からの一つの情報でありますけれども、例えば家庭である種個人的に医療器具を使われているようなところで、もし計画停電になって支障が生じるというところについては、北電が幾らか台数は正確にはちょっと伺っておりますけれども、小型の発電機を用意をしているということがありまして、そういった個別の対応もできるということも伺っておりますので、今後具体的な内容が示され次第、私ども事業者と綿密に連携をとりながら、また対応についてはしっかり相談させてもらいたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。

夏の節電の場合は、時間帯が夕方にピークが来るという部分があったわけですが、冬の場合は夜中、一日を通して、北海道の場合は暖房の関係だと思っておりますけれども、どこがピークというのではなくて夜中も同じように電力が使われるという部分があるようなので、そういう部分で本州との違いという部分があるかなというふうに思いますけれども、今医療関係のそういう自家発電の部分もお聞きしまして、ある程度その対応はできているというふうに聞かせていただきました。

施設ばかりでなくて、個人の方の対応もある程度できるというようなお話も聞かせていただきましたし、何とかそういう節電をしなくてもいいような形でこの冬が乗り切れればいいなというふうに思います。それと、先ほども言いましたように情報の公開といいますか、その辺はやはり改めてお願いをしたいなというふうに思っております。

2点目の行政財産の管理、処分方針について質問させていただきましても、何といたしまして1960年代の東京五輪からほぼ50年たつわけなのですけれども、バブルを経てその期間が集中してそういう箱物、公共施設というのが道路にしましてもそうですし、多く建てられた時期だったわけなのです。それから50年たって、これからますますそういう老朽化の波が押し寄せるのではないかなという新聞の記事もあったわけなのですけれども、こんな中で維持管理の部分でやはり有効的に縮減するために当面の具体的なそういう考え方みたいのがあれば再度教えていただければなというふうに思いますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 老朽化した施設が多くなるということは議員御指摘のとおりでありまして、現在も年とともに公共施設の老朽化というのは進んでおりまして、これは予算を見ていただければある意味はっきりしますけれども、年々それに係る維持補修費が増嵩の傾向にあるということは明らかな事実であります。そういった施設にありましても一定程度延命化を図りながら、これまでも使っているという現状もありますし、なかなか公共施設の建てかえ含めて難しい面も当然ありますので、この辺はさまざまな手法含めて計画的な対応ということをやっております、その辺につきましては総合計画の中でもお示しをしているところであります。公共施設のいわゆる維持管理の考え方につきましてということでもありますけれども、これまでおおむね市が直営でやってきた部分もあります。この間市も行財政改革推進計画

というのを立てまして、今後の公共施設等のあり方について一定程度考え方をお示しをしております。その中で施設管理につきましても私ども検討しております、この間実際に進めておりますけれども、できれば民間活力を活用した、そんな施設管理もということで、既に指定管理制度を含めたさまざまな施策を取り入れて、これ現実始めております。今後におきましてもそういったいわゆる民間活力含めた民間のノウハウ、民間の技術力を生かしたような、またそういった力をしっかり行政と合わせて運営していただけるようなまい仕組みを考えてつくりながら、ぜひ維持管理については対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 今後民間活力を活用していきたいというなお話があったわけなのですけれども、先進的というわけではないわけですけれども、指定管理者は今現在やられている部分なのですけれども、PFI事業といいますか、そういう部分が今新しい形で出てきているわけなのですけれども、先進的な事例からいいますと北海道でいいますとオホーツク海の清里町ですとか大空町で実行されているというようなお話を聞いているわけですが、その辺のところを情報があれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 具体的にPFIで、主に公共施設の建てかえの部分での話だというふうに思っております。私どもまだ実際にPFI導入をしているという実績がありませんので、今後の活用については一定程度調査が必要という判断をしております、まだ具体的な情報については持ち合わせておりませんので、1つ考え方だけお知らせをしたいと思っておりますけれども、これから大型の施設が一部建てられる予定もありますけれども、1つはPFIそのものの考え方がいわゆる建設、それから維持管理、それから運営等全て民間

の資金、それから経営能力、それから技術的な能力を含めて活用するということがPFIの基本だというふうに押さえております。要は、建設から管理運営まで一連の業務をお願いをすることを前提にPFIを導入するというふうに押さえておまして、こういう方式でありますと一定程度大型の事業でないとは導入は難しいのではないかと判断しております。したがって、今後名寄市も一定程度大型の公共施設の建てかえ等一応予定をされておりますけれども、こうした一連のPFI方式で、いわゆる建設から運営管理まで一体的な管理ができるような施設になるかどうか。その辺も含めて今後ぜひ研究をしてみたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 今後ますます維持管理の経費の部分というのは……

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 失礼しました。

佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 今の扇谷部長の一般会計、公の施設で市民の利便に供するものについては実績がなく、余り検討もという話ししていましたが、今般市立病院の医師住宅の関係で民間から提案あったものについて、民間で事業をやって、そこを市立病院側のほうで長期間にわたって借り上げをすると、こういうのが今動いていますので、これも例えば文化センターであるとか、スポーツセンターであるとか、それから場合によってはごみ処理施設のところに民間のノウハウを使ってPFIをやっているという事例はほかでもあります。名寄は、いろいろ検討したけれども、今までなかなか一般会計ベースでは取り組みできなかったというのが実態でありまして、それは一面考えますと大手資本でないとなかなか手をつけられなかったと。地元の民間では、なかなか資金規模の関係やら、将来の維持管理も含めて有利な条件は提案できないという、そういう状況も

ありましたけれども、今回市立病院の医師住宅については規模はそんなに大きくないのですけれども、病院にとっては大変ありがたい提案で、そこをPFIを使ってどのようにできるかについては、一つのモデル事業として今後一般会計でも参考になる事業というふうに考えておりますので、現在1つだけ進んでいるということだけお知らせさせていただきます。よろしくお祈りします。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。

先ほど言いました清里町と大空町の関係なのですけれども、その場合は道路の維持管理と、それと除雪を業者に任せているという。建設からということになりますと、またそういう部分では無理な部分もあるかもしれないですけれども、それがPFIというかどうかはちょっとわからないですけれども、今後いろいろな方法でそういう維持管理の経費の節減という部分を考えていただきたいなというふうに要望しておきたいと思えます。

それから、3つ目の環境美化対策について何点かお伺いをしたいというふうに思いますが、この件につきましては地主さんが地元におられないということで、どうもなかなか話が進んでいかないという部分があるかなというふうに思いますし、近隣の方々にすれば迷惑な話なのですが、何とかその部分を解決する方法といえますか、私自身も隣が地主がいなくて宅地の部分だけ残されて草が生えてぼうぼうになっている状態を見ているわけなのですけれども、見ているだけではなくて隣にいますので、やはり草も刈ってあげなければいけないというような、そういう状況にあるものですから、本当にこのことというのは切実に感じているところなのですけれども、そういう不在地主の方の戸数とか、そういう部分というのは市としてつかんでおられるのかどうか、その辺いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 私どものほうで不在地主の数については把握をしておりません。ただ、市民の方からそういった苦情があって、市外に住んでおられる方と連絡をとりまして、業者を紹介をするとか、そういったことで次年度以降はきちんと地主さんと業者との話の中で毎年決まった時期といいますか、定期的にやられている方もいらっしゃると思います。ただ、どうしても地主の方と連絡がつかない。それから、親族といいますか、という方もいらっしゃるというところもございません。これについては、実はなかなかこちらのほうでやるというわけにもいかないということで、大変この部分は苦慮しているということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） なかなか難しい部分があるのかなというふうに思います。

それから、農村地区の廃屋の部分に関しまして、やはりことしの春の春の大雪でかなり戸数がふえたなというふうに思っているわけなのですけれども、21年度から23年度まで緊急雇用対策の事業で何件か処理された部分聞かされたわけなのですけれども、これは市単独では無理かもしれないのですけれども、今後そういうような事業というのはないのかどうか、ちょっと伺いをしたいのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 基本は、所有者が処理するもの、私どもとしましては所有者への粘り強い指導が不可欠であるというふうに認識をしているところでございます。かわる事業といったものがないかどうかということでもありますけれども、これは道内の都市におきましても同様の問題を抱えているところであります。国に対して特別交付税等での財政措置を望む動きも出てきているところであります。しかしながら、市が撤去費用を例えば予算措置をするというようなことになり

ますと、廃屋の放置が助長されると、こういった可能性が生じてくる。これが懸念される部分でもあります。今言いました特別交付税等で財政措置がされるということであれば、一定程度のまた条件等のもとでこういった事業がつけられてくるのかなという気もするところでございます。廃屋対策につきましては、重要な課題でもございます。実施しなければ市民の安全、安心が確保できなくなるというおそれがあることから、ちょっと事業とは異なるかもしれませんが、空き家の適正管理に関する条例制定をも含めて有効な施策を検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） なかなか決め手という部分が見つからないようなのですけれども、やはり廃屋というのは先ほども答弁いただいたようにキツネの巣になったりですとか、本当に周りの環境をかなり害する部分があります。それから、そういう部分では何とか有効な手だてを見つけていただきたいなというふうに思いますし、それから景観的にも今名寄市は観光を前面に打ち出しているわけなのですけれども、やはりそういうひまわりの畑があって、隣に廃屋があったという部分では本当に何のための観光振興かわからなくなってしまいますので、そういう部分を富良野ですとか、そういうほかの先進地の事例も何とか勉強していただいて、進めていただければなというふうに要望しておきたいというふうに思います。

続きまして、成年後見制度に対して何点か質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、成年後見制度については今後ますます高齢化社会迎えて本当に大きな課題になってくる部分ではないかなというふうに思っております。先ほどの答弁の中で北海道内3カ所程度の市が後見センターを目指して話を進めているのではないかなというふうに思うわけなのですけれども、名寄市としてもやはり進め方として最終的な目標年度という部分を定めた中で、目標を持った中でセンター化に向け

て話を進めていくべきではないかなというふうに思うわけですが、その辺のところを再度お聞かせをいただきたいと思うのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今センターに向けて目標を持ってというお話をいただきました。先ほども答弁の中でお話しさせていただきましたように、私たち名寄市役所の部分では現在まで45件ほどの相談をいただいております。その中で後見人を定めたというのが今現在で大体十数人と伺っているところであります。この部分につきましては、先ほど議員お話にありました後見の部分6件、それから保佐が1件、障害の部分では4件とも後見という形で、それぞれこの部分については市民後見人ではなく行政書士、親族、社会福祉士というような形の方に家庭裁判所が後見を選任しているという情報がございます。その中でやはり名寄の場合は裁判所がございませぬけれども、窓口、申請書の書類等は名寄でできますが、実際の業務は旭川ということで聞いてございます。その中では、旭川においてはその後見人の内訳といたしましては、大半が旭川の行政書士さんが担当しているということ伺っているところであります。先ほどもお話ししましたように、全道的にこの動きはございますが、しかしながら市民後見という部分につきましてはやはり今の現在では、私が聞いている範囲では市民後見人に選任をしたという事例は現在のところ聞いてございませぬ。やはり専門職の部分でということでございます。しかしながら、この後見制度は今後高齢化に向けてこれからふえてくるのはもう必然的だと考えてございますので、やはり一番最初は市民にこういう制度があるということを行政として啓蒙をしていくのが一番ではないかと考えております。先ほどの中でもお話しさせていただきましたように、地域包括支援センターが設置されて以降、現在約6回ほど擁護の講演会等々開かせていただいております。その中では、市民及び関係機関の専門職

員で延べ619人の名寄市民に受講をしていただいて、周知を図らせていただいているところがございます。それにつきましては、今後も先ほど答弁にあったように機会あるごとにこの制度を市民に周知をして、そしてその内容によってはどの方に後見をしていくかという部分、特にやはり一番考えられるのは身内でないかと思っております。特に子供たちではないかと思っておりますけれども、専門的になるとやはり身内でも難しい。特に市民後見になると専門的な、弁護士の、税理士の、または不動産的などという法律的部分がしがらみがたくさん出てきますので、そういう面においては現時点では市民後見人は研修をしていただいて、登録をしていただくのはもちろんでありますけれども、やはりそれは市民に周知をして、制度を理解をしていただいて、市民の方がぜひ私も後見制度の中に登録をしたいという方は研修をしていただいて登録をするというような段取りで進めさせていただければと考えております。

先ほど議員が言ったセンターの部分であります。道内ではそのセンターの部分を目指して進んでいるというのは先ほど申し上げたとおりであります。全道的な動きは残念ながらセンターの設置に向けてはまだ進んでいないのが現状であります。やはり設置をするには人件費ということで、100万円単位、1センターを設置するには四、五百万円程度の資金がかかるということも言われておりますので、そういう面につきましては先ほど申し上げましたが、市民周知を第一条件にして、登録をしていただいて、そして研修を重ねながら、それに向かって各自治体の動向も踏まえながら、名寄市として研究をしてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） なかなか私も成年後見制度の中身にはまだわからない部分、本当に難し過ぎてちょっとわからない部分があるのです

けれども、わからないで質問しているので、申しわけないというのもありますけれども、ただ旭川市にしましても後見人を必要とする潜在的なニーズというのが約2,000人だというふうにとちょっと記事で読んでいるのですけれども、旭川市もやはりそういう方向で進んでいるのは確かなのです。ですから、確かにそういう研修だとかを重ねてそういうものを市民の意識をつくっていくという部分も大変大切だとは思いますが、ただ後見制度という部分を進めていくためには目標年度という部分を設定して市民に周知していくということが大切ではないかなというふうに思いますので、何とかその方向で進んでいただければなというふうに要望して、私の質問を終わらせていただきたいと思います。大変どうもありがとうございました。

署名議員 熊谷吉正

○議長（黒井 徹議員） 以上で山口祐司議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時55分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 上 松 直 美

平成24年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成24年9月21日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員指名	17番	山口	祐司	議員
日程第2	一般質問	19番	東	千春	議員
日程第3	報告第2号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	20番	宗片	浩子	議員
	報告第3号 平成23年度決算に基づく資金不足比率の報告について				

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局 長	佐藤	葉子
書記	益塚	敏
書記	高久	晴三
書記	鷺見	良子

1. 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員指名
日程第2	一般質問
日程第3	報告第2号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
	報告第3号 平成23年度決算に基づく資金不足比率の報告について

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	佐々木	雅之	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	扇谷	茂幸	君
市民部長	土屋	幸三	君
健康福祉部長	三谷	正治	君
経済部長	高橋	光男	君
建設水道部長	長内	和明	君
教育部長	鈴木	邦輝	君
市立総合病院長	松島	佳寿夫	君
市立事務局長			
市立大局学長	鹿野	裕二	君
市立事務局長			
営業戦略室長	湯浅	俊春	君
上下水道室長	石橋	正裕	君
会計室長	山崎	真理子	君
監査委員	手間本	剛	君

1. 出席議員（19名）

議長	18番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	奥村	英俊	議員
	3番	上松	直美	議員
	4番	大石	健二	議員
	5番	山田	典幸	議員
	6番	川口	京二	議員
	7番	植松	正一	議員
	8番	竹中	憲之	議員
	9番	佐藤	靖	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	佐々木	寿	議員
	12番	駒津	喜一	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	日根野	正敏	議員

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

4番 大石 健二 議員

12番 駒津 喜一 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

防災の取り組みについて外2件を、川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） おはようございます。通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

大項目1点目、防災の取り組みについて伺います。東日本大震災から1年半がたちましたが、被災者の苦しみはまだまだ続いています。この震災から私たちは真摯に教訓を学ばなければなりません。南海トラフ等の巨大地震による津波被害の想定見直しが発表になり、防災への意識は高まってきています。本市においても管内の中川町で震度4の地震があり、市民に不安が広がりました。総合計画後期基本計画では、地震の発生は極めて少ないが、中略、防災意識の高揚が求められますとなっています。また、名寄市地域防災計画の第4章、災害予防計画では、高齢者、障害者などの災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるように努めるとともに、被災時における男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するものとするとのあります。

そこで、次の3点について伺います。1点目は、災害時要援護者対策についてであります。何度か

取り上げさせていただきましたが、取り組みは進んでいるとは思いますが、具体策が見えてきません。どのように進んでいるのかお知らせをいただきたいと思えます。

2つ目に、災害弱者と言われる高齢者や女性、乳幼児などへの対策についてお聞きします。さきの東日本大震災後、防災に対する女性特有の問題が多く指摘されています。男女共同参画の視点が必要ではないでしょうか。第3次男女共同参画基本計画、2010年12月閣議決定されたものの中に防災における男女共同参画の推進が明記されています。この点に対するお考えを伺います。避難所のあり方においても旭ヶ丘町内会の水害の経験により、人材派遣センターから北国博物館へと変更した経緯がありますが、住民の皆さんの声、特に災害弱者と言われる方々の声を反映させることが求められます。また、対応に当たる職員配置などについても公の責任が強く求められるところでもあります。お考えをお聞きします。

3つ目に、食料、生活必需品等物資供給計画についてお聞きします。市の防災計画では、供給品目は米飯、生パン、乾パン、缶詰、インスタント食品等として、人工栄養を必要とする乳児は粉ミルクとするとなっていますが、情報紙等によると東日本大震災での炊き出しなどの支援に携わった栄養士からは、防災計画の中で食料提供だけにとどまらず、栄養確保対策が検討、実施されることが必要だと振り返っています。災害時のマニュアルで食に関する項目を充実させる必要があると述べています。女性や子供に必要な物資の不足が避難された方々へ大きな負担、ストレスと言われています。名寄市の計画、現状等をお知らせをいただきたいと思えます。

4つ目に、子供たちへの防災教育についてであります。小さいころから緊急時の行動を体で覚えさせておくことが大切と言われ、日ごろから訓練をしていた保育園などでは一人も欠けることなく避難ができたと言われています。地震の発生が極

めて少ない名寄市ではありますが、どこで災害に遭っても生かされるような防災教育が必要ではないかと考えます。地域ごとの特徴ある防災訓練が行われていることがマスメディア等を通して紹介されています。名寄市の対応はどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

大項目2点目の風連日進小中学校閉校についてお聞きします。さきの第2回定例会で市長より風連日進小中学校の閉校が報告され、今定例会では閉校式への補助金が決められたところであります。風連日進小中学校は、言うまでもなく地域の皆さんとともに歩んできた学校です。父母たちは、子供たちの教育環境のことを考え、地域の皆さんは父母の思いを大切にしたいと閉校を決めたといえます。苦渋の選択であります。町内会、PTAから3月23日には市へ要望書が出されていると思いますが、地域から学校がなくなることの重大さの認識をいま一度新たにして、今後子供たちはもとより地域に対しての支援をどのように考えているのか伺いたいと思います。

1つ目に、閉校に向けての進捗状況についてお知らせください。

2つ目に、児童の対応について伺います。まず、スクールバスなど通学手段についてであります。特に低学年はスクールバスへの戸惑い、不安もあります。子供たちへの不安な気持ちを取り除いてやりたいというのが父母や地域の皆さんの願いです。対応についてお知らせください。

また、新しい学校への不安も大きいと思います。風連中央小学校へ転校後の児童への対応について、どのようにお考えかお知らせをいただきたいと思います。

3つ目に、閉校後の校舎の活用と地域づくりについて伺います。閉校が地域にとってマイナスになってはならないとされています。地域を守ることが強く求められています。このことは、日進地区にとどまらず、名寄市としてどういうまちづくりを目指すのかが問われていると思います。少子

化が進む中であえて言及しますと、風連地区では東風連、下多寄などが今後想定されるところであります。知恵を絞って地域住民と一緒に考えてもらいたいとの声が出されています。保育所活用のお出かけバスツアーが好評です。こうした取り組みも考えて、モデルケースとなるようにと地域の方々の願いは切実です。どのようにお考えかをお知らせをいただきたいと思います。

大項目3点目、名寄市立大学短期大学部の4年制化の考え方について伺います。昨年出されました名寄市立大学短期大学部自己点検評価報告書から見た4年制の考え方について、大学設置者である名寄市の考えを伺います。2010年度大学基準協会大学評価（認証評価）結果の総評では、貴短期大学部が抱えるさまざまな問題を4年制化することで解決するようところが散見されるので、短期大学教育の意義などについて検討を重ねていくことを強く望みたいと記され、短期大学に対する提言では目的、教育目標、基本方針については、4年制大学への移行を検討していることから具体的な見直しを行っていないが、4年制化も含めた将来構想計画の中で、今後目的、教育目標などの適切な検証が進められることを期待すると同時に、現在の短期大学教育に対して、積極的な自己点検評価と改善、改革の取り組みを求めたいとしています。さらに、理念、目的、教育目標の点検評価においては次のように述べられています。学校教育法における短期大学の目的に沿ったもので、適切に定められており、創立以来一貫して職業や実生活において活躍する有為な人材の育成に努めている。男女共学とはいえ、学生の大部分が女子である本学にとって近年高まっている女子の4大化志向を無視することはできない。北海道内の情勢を見ると、定員の確保に苦慮している。全入ではなく実質的な入試倍率を維持しているが、この数年の間に急落している。女子の4大化志向の波がいよいよ教育、保育系にも及んできたものと思われる。全国的に見ても保育士を養成する4年制

大学が急増、さらに多様な保育ニーズに応えるために、保育士の専門性をより高めるべきであるとの厚生労働省からの要求も強まっている。保育所以外の児童福祉施設からは、カリキュラムにおける児童福祉に関連する内容が不十分であるとの不満が従来から聞こえている。4年制大学の学部以上での保育士を養成する必要が生まれており、その需要が今後高まるであろうことは十分に予測できると記されております。こうしたことを踏まえた中で、短期大学部の4年制化に対する考え方について伺いたいと思います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） おはようございます。川村議員からは、大項目3点にわたる質問をいただきました。大項目1の（1）から（3）までを私から、（4）と大項目2は教育部長から、大項目3は大学事務局長からの答弁となりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、防災の取り組みについて、災害時要援護者対策についてですが、名寄市では災害時要援護者支援制度の取り組みを進めるため、パンフレット並びに要支援登録用紙を10月広報の別冊として作成し、全戸に配布する予定となっております。災害時に避難の支援を必要とする方は、これにより市へ登録をしていただき、避難勧告などの発令のときには前もって決めておいた支援者が避難を手伝うという共助のシステムづくりを進めたいと考えております。原則災害時要援護者が支援者を得て手挙げ方式で行うこととなりますが、何らかの理由で申請ができない方などにつきましては、介護、障害者、高齢者などのリスト等を活用し、地域との連携のもとで登録ができるように対応してまいります。この制度につきましては、市と地域及び関係機関が連携を図り、力を合わせて行う災害から命を守る事業でありますので、今後ともさまざまな機会を捉え市民の皆さんへの周知を図

ってまいります。

次に、災害弱者への取り組みについてですが、災害時要援護者支援制度を進めるに当たり、みずから避難が可能な方を除き何らかの助けを必要とする方々も網羅する必要があります。今回の登録を進める中では、支援に係るさまざまなケースが予想されることから、御本人はもとより地域とも十分協議を図りながら取り組みを進めます。また、避難所の設置に当たっては体力的に弱い高齢者、女性、障害者などには一層の配慮を行っていく必要があります。当市では、今までに長期にわたる避難所の設置をしたことはありませんが、そのような事態に至ったときには男女のニーズの違いや男女双方の視点などに配慮と防災計画にうたわれているとおり、男女共同参画の視点から避難所の運営についても女性職員や地域の女性市民の協力を得て、女性の視点により避難所生活に配慮していくことも考えてまいります。また、これらの指針としましては、災害の教訓から内閣府で示しております「男女共同参画の視点からの防災・復興の対応について」に照らし、対応を図ってまいります。

また、災害時における職員配置は、指揮、伝達を取りまとめる統括部ほか9つの部署に分かれ、救援、救出や物資の調達、応急措置や応急復旧、さらには避難所の開設など多岐にわたる業務ごとに配置され、災害に対処することとなります。自主避難が困難となる災害弱者への対応につきましては、これまで十分な情報をつかみ切れず、現場での緊急的な判断で救援、救出に当たる職員の増員を含め、対応せざるを得ない状況にありました。こうした課題の改善に向け災害時要援護者支援制度の取り組みを進める必要があります。また、避難所におきましては防災計画の避難所の運営管理の中で男女双方の視点などに配慮という記載がありますように、女性に配慮した職員の配置にも努めてまいります。しかしながら、市の職員が全てにわたり災害弱者に対応するものには限界もあり

ますので、関係機関、また地域の皆さんの協力もいただきながら、体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、食料などの物資供給計画についてですが、避難所においては乳幼児がいる場合は粉ミルクや離乳食、またお年寄りにはやわらかい食事の提供などそれぞれの状況に応じた食料の配給が求められます。現在の備蓄物資、食料は、保存期間や費用などの関係で全てに対応できるものとはなっておりませんが、災害発生時には市内大型店、コンビニ、清涼飲料の会社との各種協定により、必要な物資、食料の確保が図られるよう努めております。また、物資の確保に当たっても女性や子供、お年寄りなどに配慮した物資の確保、供給にも努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目1の小項目4、子供たちへの防災教育について、また大項目2について答弁をさせていただきます。

小中学校の防災教育についてお答えをいたします。昨年の東日本大震災の教訓を踏まえ、本市の各学校においても防災教育の一層の充実を図るとともに、防災計画を見直していく必要があると考えております。これまで市内各学校におきましては、児童生徒の安全の確保を図るため、学校安全計画を策定し、安全教育を推進してきております。とりわけ防災教育では、児童生徒が自然災害等の危険に際してみずからの命を守り抜くために災害に対する正しい知識を習得させるとともに、主体的に行動する態度を育成することが重要であるとと考えております。このような防災教育の狙いを達成するために、本市の各学校では理科では地震の原因、社会科では自然災害の防止、保健体育科ではけが等の手当てについて指導をいたし、児童生徒に防災教育の基礎となる知識を習得させております。昨年8月には、名寄南小学校と風連中央小

学校で旭川開発建設部名寄河川事務所主催の天塩川上流水防学習を行い、各校とも5年生が参加をし、水流体験や降雨体験などを通してみずからの身はみずからで守るという自主防災の意識も高めてきたところであります。学校行事では、火災や地震を想定した避難訓練を年に1回から3回程度実施をし、児童生徒に安全かつ迅速に行動できる態度や能力を育成しております。そのほか台風や吹雪などの自然災害が予想される時は、安全な行動の仕方について適宜学級での指導を行っております。また、学校管理規則に基づき生徒指導部などの係を中心として全教職員の役割分担を明確にした学校施設の防火、防災組織をつくり、児童生徒の避難や防護等に関する計画を定め、万が一の災害発生に備えております。

東日本大震災の教訓を生かした取り組みにつきましては、児童生徒の防災意識の一層の向上を図るため、昨年11月に北海道教育委員会が発行した防災教育啓発資料であります「学んD E防災」を朝の会や帰りの会、学級活動などで活用しております。また、文部科学省発行の学校防災マニュアル作成の手引を活用して防災管理マニュアルなどの見直しを行っておりますが、水害や吹雪などを含めた本市特有の自然災害に対する計画づくりはいまだ十分には進んでいない状況にあります。教育委員会といたしましては、今後想定されます地域の災害事例をシミュレーションしたり、名寄市洪水ハザードマップなどを活用して本市の災害の状況に応じた防災計画や管理マニュアルの作成に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、大項目2、風連日進小中学校閉校についてであります。小項目1の閉校に向けての進捗状況であります。経緯を含めた進捗状況でありますけれども、風連日進小中学校は少子化による児童生徒の減少により、平成25年3月31日をもって105年の歴史に幕をおろすことになりました。日進小学校では、教育活動のみならず、地域活動の核としても中心的な役割を担ってまい

りました。そうした学校がなくなることは大変悲しいことですが、地域住民の皆様の総意により今年度をもって閉校することとなりました。本年3月23日には、風連日進町内会長と小中学校PTA会長の連名で閉校についての要望書の提出がありました。7月26日には、風連日進小中学校閉校事業実行委員会の設立総会が開催をされ、役員や今後の記念事業、スケジュール等の決定をしたところです。また、8月8日には閉校記念事業にかかわる補助金等交付申請を受け、本議会で60万円を補正予算計上し、議決をいただき、閉校式まで準備を進めているところであります。現在中学校は休校中で、2人の生徒が風連中学校に通学をし、小学校は8人が日進小学校最後の在校生として毎日の授業に真剣に取り組むとともに、各種行事に趣向を凝らしながら頑張っているところであります。

小項目2の児童への対応でございますが、今後は小学校は風連中央小学校に、中学校は風連中学校に統合することとなります。子供たちにとって大きく変わる環境での学校生活を楽しく過ごせるよう、大人数の教室の授業になれるための先生方の見守りであるとか、通学にかかわるスクールバス運行への配慮など教育委員会としても支援をしていきたいと考えております。

小項目3の閉校後の校舎活用と地域づくりについてです。今までは、地域の皆さんの協力のもと学校が中心となり、各種行事が開催をされていましたが、既に幾つかの行事の存続の困難さが予想されるなど、地域の活力の衰退が懸念をされるところであります。校舎や屋内運動場、教員住宅の利用などについては、建物の老朽化もありまして一定の制約はございますけれども、地域の皆様とアイデアを持ち寄る中で地域の活力が失われないような協議をしていきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 私からは、

大項目3の名寄市立短期大学の4年制の考え方について申し上げます。

2009年度の短期大学の自己点検評価では、保育士を養成する4年制大学の急増や多様な保育ニーズへ対応するため、保育士の専門性高度化要求などがあり、このような状況を踏まえ、今後4年制大学での保育士養成の必要性和需要が高まる事が予想され、4年制課程での保育士養成について将来計画を検討中であると述べております。一方、この自己点検評価に対する2010年度の短期大学認証評価結果では、4年制化も含めた将来構想計画の中で短期大学教育の意義や目的、教育目標などの適切な検証を進め、改善、改革の取り組みを求めています。なお、6項目にわたる今後改善すべき点及び助言をいただいた項目につきまして、平成26年7月までに改善報告書の提出が求められておりますので、短期大学のさらなる教育研究の改善、充実と教育目標の達成を図るための努力をしてまいりたいと考えております。

短期大学の4年制化の将来構想に関する学内における議論経過につきましては、平成22年3月に教授会報告されております子供支援学科の新設と保健福祉学部の充実強化を提案する学部再編、大学院設置構想、また平成23年11月に開催されました全教員による学内教育懇談会における児童学科の4大化の課題と方向性に関する報告などがなされております。その後は、学内の部局長会議において検討が進められ、大学の理念や学部の教育目標の適切性についての検討が必要であること、また地方交付税の算定根拠について、入学者の確保や卒業生の就職先の拡充について、定員数の設定及び施設の整備計画、教育内容と新たな教員確保などさまざまな課題について検討が必要となることなど、資格、免許の課程設置申請では上部機関との協議など綿密な準備が必要となることなど多くの課題があると。また、短期大学部は受験生の要求と保育士の供給という点においては地域社会に貢献してきておりますが、専門職養成と

いう点においては限界があること、推薦入試やセンター利用入試などの導入により入試制度の多様化が図られ、学生の確保はできてはおりますが、常に全入や定員割れなどの選抜機能不全への懸念があり、保育分野の就職においても非正規雇用の採用者の増加などが問題化してきていること、あわせて幼保一体化への対応も求められてきていることなど、将来を見越した分析と対応が必要であることなどが検討課題とされてきております。これらの課題を検討するために、昨年5月に学内に新学科構想・施設整備検討委員会を設置いたしまして、あわせて作業チームも組織いたしまして、情報収集や調査内容の分析、事例検討など具体的な作業が進められているところであり、検討作業の経過やその内容につきましては定例教授会に報告され、全学的な情報の共有化が図られてきているところでございます。また、設置者である市には進捗状況にあわせてこの間4回にわたり学長からの報告を受け、意見交換をしてきているところでございます。今後一定の方向性等の協議と経過内容がまとまりましたならば、市議会に対して御報告をさせていただきたく考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） それぞれお答えをいただきましたので、再質問と要望をさせていただきたいというふうに思います。

まず、防災の点であります。今災害時要援護者対策については、10月の広報で市民の皆さんに広くお知らせをして登録を募っていくということでありました。登録ができない方への対応についても御答弁いただいたところでありますので、やはり心の通うそういう支援対策強めていただきたいというふうに思っているところであります。今その中で共助というお話が出されていたかというふうに思っていますが、自助であったり共助ということで、今回さきの震災では自己責任が

徹底的に言われる中で多くの被災者や被災地の方々が非常に苦しめられたということになっているところであります。7月に行いました議会報告会の中でも地域で防災組織立ち上げたいけれども、なかなか大変なのだというような要望が出されているところであります。これに対する市側の回答としては、自主防災組織への支援や災害時要援護者避難の個別計画の取り組みを行っていきますという御回答なのですけれども、やはり自主防災組織への支援も強めていただくと。ここのところに自助、共助ばかりではなくて公の責任としての支援が強く求められているのではないかというふうに思っているところであります。この部分についてお考えをお聞かせいただければと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） これまで日本全国で大きな災害があったときに一番言われておりますのは、まずは自分で逃げるという自助、それからともに助け合って逃げるという共助と。そして、基本的には自分でしっかり逃げ切るところが命のいわゆる生存率に高く寄与しているということがあって、そこのところは自分で逃げるわけでありましてから一定程度解決できる部分はありますけれども、やはり問題は共助というところで、まさに災害弱者と言われるところの方々をどう救っていくかというのが大きな課題になっております。ここのところをしっかりと私どもも今後の災害対策に結びつけていくという意味含めて、今回の制度をつくるということでありまして。それで、あわせて自主防災組織、これの立ち上げも含めて既に取り組みをしているところでありますけれども、この間なかなか自主防災組織の立ち上げが進んでいないという現状は率直に認めているところであります。今回のいわゆる要支援の取り組みの中で、一定程度さまざまな地域の課題が多分見えてくるだろうという押さえをしておきまして、その中で当然隣組含めた共助という考え方がやはり地域の中の方々含めて共有をされるというふう

に思っておりますので、その中で地域、それから町内会単位で自主防災組織の機運もある意味高まっていくだろうと、そんな期待もあります。ですから、今回の要支援の取り組みも含めて、これを地域の防災組織の立ち上げにやっぱり結びつけていくというような方向性も含めて、ぜひ説明もしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 住民の皆さんたちが中心になった自治による地域の防災組織、これは本当に重要だというふうに思っています。住民自治の力を発揮してもらわなければならないというふうには思いますが、そこにやはり公的な支援、このところが強く求められていかなければならないというふうに思うのです。自助、共助だけに押しつけるのではない公的な責任のところをやはりしっかりと受けとめながら進めていただくことが強く求められるかなというふうに思うところであります。

男女共同参画の視点についてもそうなのですが、先ほど女性職員の配置なども考えていきたいというふうな御答弁がありました。さきの震災では、避難先でのトイレの問題、もう本当に挙げれば数限りないほどのそういう問題が出されたところであります。これは、女性ばかりの問題ではなくて、男性の特有の困難もあったというふうにも聞いています。いろいろな家族、また家、仕事、それをなくしたということからの喪失感や、また弱音を吐けないというメンタル面のダメージ、これも非常に大きかったというふうなことも指摘されています。そういった部分でやはり男女にかかわらず、男女共同参画の視点が重要だというふうに思っています。そういった部分でやはり女性や、また高齢者、また若い人たち、子供たちの声、住民の皆さんの声をしっかり受けとめて、公的にどうサポートしていくのか、そこのところが重要になってくるのではないかというふうには思ってい

ます。大きな災害はないところではありますけれども、小さなことであっても半日の避難、1日の避難、そういった部分でも非常に大きなストレスになるということでは、やっぱり公的な支援が重要になってくるかなというふうに思うのですが、その部分についてももう一度御答弁いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今まで大きな災害に遭っていないということも含めて、これまで長期間にわたる避難所の開設経験がありません。あくまでも短期的に避難をしていただくということはやっておりましたけれども、その中でやはりいわゆる弱者と言われる小さいお子さん、それからお年寄り含めてしっかりした対応という話であります。なかなかこれまでそういった意味での経験が少ないということもあまして、それは多岐にわたると思います。精神面のケアでありますとか、それからいわゆる食事の提供ですとか、さまざまな課題が今回災害含めて明らかになっておりますので、そういった視点でもう一度私どももいろいろな検証しながら、ぜひ実効性の高いものをつくり上げていくために、少しまた検討させて、勉強させていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 食事の部分も今出されましたけれども、高齢者の方々、急いで避難したので、入れ歯を忘れてきたとか、そういった話も出されているわけです。あと、乳児の粉ミルクだけでは足りない。離乳食が必要になってくる。また、体調を崩しているの方々への食事と本当に短期間であっても重要であるかなというふうに思っています。名寄大学には、こういった専門の先生がいらっしゃいますので、ぜひ指導を受けながら充実させていくことが必要でないかというふうに思っています。8月31日には、大規模災害で相互支援、災害時の医療体制確保ということで、名寄、函館、砂川、釧路の4つの病

院が協定を結ばれたところではありますが、この中に医師や看護のほかにコメディカル要員ということで栄養士などの派遣も含まれているところでもありますから、総合支援にも大きく貢献できるものではないかというふうに考えていますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今御指摘がありましてとおり、災害に対してはさまざまな対応と。いろんなレベルで病院は病院、私どもは行政は行政ということでさまざまな役割が求められておりまして、特に栄養士のお話もちよっとありましたけれども、まさに私ども避難所を一定程度設置をして、そこでの運営を考えると、また食事の提供を考えると、やはり栄養面での栄養士の力というのは当然必要になってくるだろうというふうに思います。それで、今お話もありました、まさに市立大学のほうでは専門の先生もいらっしゃるだろうし、私どもでは大きな総合病院を抱えています。その中でも栄養管理ができるようなシステムもあります。また、私ども保育所ですとか保健センターですとか、職員の中にも栄養士を抱えています。そういったさまざまな職種の職員の配置も含めて、役割も含めて改めて検証して、ぜひそういったものはしっかり活用していくということの対応はやっていきたいというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ぜひ進めていただきたいというふうに思っています。

災害、防災教育についてですけれども、先ほど名寄特有の吹雪だとか水害などに対するマニュアルに対しては、これから考えていきたいというような御答弁だったかというふうに思いますが、さきの東日本大震災では釜石の軌跡と言われた、皆さん御存じだというふうに思いますが、防災教育の重要性にスポットライトが当たったところでした。津波の3原則ということで、想定にとらわれるな

と。最善を尽くせ、率先避難者となれと。こういったことで教え、訓練に基づいてみずからの判断で行動して、小学校、中学校の児童生徒約570人が無事に津波から生き残ったといったことにスポットライト当たったところでもありますけれども、みずからの命を守るだけでなく、地域を変え、そしてその意識や取り組みを継続させていくと。さらに、未来の防災リーダーに育てていくということが重要なというふうに思っています。震災を風化させない。この機会にこそ防災意識を持続させていく、教育に反映させていくことが重要であるかなというふうに思います。引き続き取り組みを強めていただくことを求めたいというふうに思います。

最後にちょっとお伺いをしたいと思っているのですが、水道管の工事にかかわってなのですが、実は平成24年度の水道水源開発等施設整備費の国庫補助、震災にかかわって厚生労働省から予算額が拡大された。水道管や浄水場の耐震化に向けての工事です。それで、今本市においては老朽管の取りかえ工事が進んでいますけれども、こうした工事とあわせて補助を使って耐震化工事並行して行うことはできないのかどうか、ここの部分についてお知らせをいただきたいというふうに思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 石橋上下水道室長。

○上下水道室長（石橋正裕君） ただいま水道施設の耐震化の状況並びに補助事業の関係でお尋ねがございましたが、名寄市の水道事業につきましては、昭和56年度から平成12年度まで石綿管の更新事業ということで実施をしてきて、平成16年度から21年度までにつきましては道路改良にあわせた老朽管工事を単費で行ってきたという実績がございます。しかしながら、平成22年度から合併特例債を活用しての老朽管更新事業に着手をしてきたと。平成23年度には、水道水源開発等施設整備補助金の老朽管更新事業として実施をしてきました。本年度は、国の新たな政策

補助事業ということで、全国防災という老朽管更新事業を活用して、現在管路の耐震化もあわせて実施をしてきております。したがって、平成22年度からは補助事業と、合併特例債という財源を活用しての老朽管更新事業に積極的に取り組んできているという現実であります。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 耐震化も含めて合併特例債を使って、今進めているというふうに受けとめていいですね。

○議長（黒井 徹議員） 石橋上下水道室長。

○上下水道室長（石橋正裕君） 耐震化率につきましては、平成22年度末の水道統計によりますと、全国で基幹管路では31.6%でございます。道では36.4%、本市では少し耐震化の取り組みがはかばかしているということで、22年度末においては8.2%というような状況でございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 数字がちょっと差があって今驚いたところなのですけれども、引き続き取りかえ工事進めていただいて、震災に向けて補助金があるような制度がつくられているようですので、くまなくしていただいているとは思いますが、利用して災害に向けての取り組み、防災対策に取り組んでいただきたいというふうに思います。被害を最小限に食い止める、このことを最大限に考えた防災対策を強く求めまして、次に移らせていただきたいというふうに思います。

日進の小中学校閉校についてであります。2つ目の児童の対応についての中なのですけれども、スクールバスの運行、地域の皆さん方のお話を聞きますと、雪の多い地域でもあります。先ほどお話ししたように、低学年の子供たちにとっては不安も大きいわけです。子供たちも乗車しての事前の試験運行を強く求められていらっしゃるのですけれども、この点についてどういったお考えかお知らせをいただきたいといます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 今後協議が進むと思われませんが、閉校に伴いますスクールバスの運行につきましては、議員御指摘のとおり運行時間であるとか、それから特に夏と冬で使える道路が違うというような経路の変更の問題、そういったことも含めまして通学そのものが子供たちのストレスにならないように考えていく必要があるかと考えております。何よりも安全の確保を最優先にということでございますので、そのためにも特に冬期間の部分については一定程度の事前の試乗であるとかということは必要と認識しておりますので、今後内部で地域の方とともに協議を続けてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 事前の試乗というふうに伺ったというふうに思います。ぜひ体験をして、安心して子供たちが新しい学校に向かってもらうということが必要かなというふうにも思います。今8人の小学生、本当に兄弟のように仲よく勉強しているところなのですけれども、やはり大きな学校へ行っての不安も大きいかというふうに思います。そういった新しい学校になじめないことから来る不登校ということなどになっては本当に困るというふうに私は危惧をしているのですけれども、そういった対応、先ほども先生方の対応というふうなお話が御答弁もありましたけれども、いま一度この部分についてお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 風連地区の郊外部の小規模学校におきましては、今までも風夢プロジェクト等で小学校と中学校の教育の連携であるとか、それから各小規模校同士の交流等も行ってございます。一定程度そういうものの成果の上に立って、このたびの合併に伴いまして大人数の中での子供たちのストレスを少しでも緩和するような

部分につきましては、先生方、学校全体で見守りをしていただきたいたいことを教育委員会としても指導させていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） さきの一般質問の中でいじめの問題も出されていきました。そういったことが起こらない対応をぜひお願いをしたいというふうに思います。

次に、まちづくり、地域づくりにかかわってなのですが、学校がなくなることで地域が疲弊してしまう。名寄のまちづくりは、これでは進まないのではないかとこのように考えています。地域のまちづくりを進めるには、先ほど地域の皆さんの持ち寄り中という御答弁でしたけれども、受け身ではなくて積極的な対応が必要ではないかというふうに思っています。インターネットで閉校後の校舎利用等々検索してみますと、全国各地で本当に多彩に行われていることが紹介されているわけです。道内でも美瑛町など観光地にふさわしい活用が行われていますし、また先日地元紙にありました、幌加内の旧政和小学校でアートフェスティバルが行われたという紹介もされていきましたように、そういった本当にさまざまな取り組みをされているところであります。閉校まで6カ月になりましたので、時間的な余裕はないというふうに思います。地域での閉校の決断、これは本当に一言では言いあらわせない地域の皆さんの心の葛藤があつてのものを受けとめなければならないというふうに思っています。この部分について先ほどは御答弁でお聞きしますと、待っているというふうにはしか受けとめられなかったのですが、積極的な取り組みを進めていくというところら辺のお考えはないのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝議員） 学校閉校後の校舎の利活用につきましては、文科省も全国の事例等を

紹介するパンフレットを配布するなどして、閉校後の地域が寂れないような、そういった努力を地域住民の方とともに進めたいということを積極的に進めております。校舎の再利用等につきましては、御存じのように耐震化等の問題があつての一定の制約等はあるかと思いますが、それぞれの地域事情を考えまして、風連日進地区に関して言えば教員住宅等が比較的新しい状況等もございますので、そういった利用を含めまして、これについては地域の方の御意見を十分に聞きながら、教育委員会だけでなく名寄市役所の関係部局との連携のもとに進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 地域の皆さん方が知恵を絞って地域住民と一緒に考えてもらいたいと、こんなふうに言っていますように、地域から何か案が出されてから考えるのではなくて、ともに知恵を出し合って練り上げていく、このことが行政と住民との協働のまちづくりにつながるのではないかとこのように私は考えます。地域の方々が言うには、外から来られる方たちを受け入れる力は今はあるのだと。でも、これからは少しずつ劣ってくるの。だからこそ、早いうちに対策をとらなければならないと、こんなふうにおっしゃっています。私は、豊富な地域の農産物、地元食材を活用した地域興し、こういったことが一つの案ではないかというふうに思っているところです。TPPの参加がされれば食料自給率が13%にも落ち込むと、こう言われている中で、食料の自給率向上のために安心、安全な食料基地のさらなる発展が不可欠だろうというふうに考えています。そういった意味でも市として地元産品の活用と付加価値向上、必要な相談や技術開発等々に支援を本格的に強める必要があるのではないかとこのように思っているところであります。

先日いろいろお話を聞く中で、団塊の世代と言われている方たちが仕事をリタイアされて農業体

験、こういったことも希望される方が都会のところでは多いというふうに聞いています。そういったちょっと暮らしではなくて1シーズンこちらに来ていただいて、農業体験をしていただく。これは、いいのではないかとこのように思っています。教員住宅の活用も含めて、また東京杉並区との連携も生かしながら、こうした皆さん方に来ていただいて、農業体験をしていただく。これもいいのではないかとこのように思っています。風連日進の奥から成る東生地区からの雄大な景観、これ皆さん知っていらっしゃるかとこのように思うのですが、私は大好きな場所なのですけれども、この景観を都会の人たちに見ていただいて、農業体験をしていただく。そして、地域の皆さんの温かさ、こういったものをプラスしていただく。こういったこともいいのではないかとこのように考えているのですが、この部分についてお考えがあればお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま議員が御提案でありました、地元の農業を中心とした特色を生かした地域の再活性化というような部分かと思っております。特に移住、定住という部分で申し上げれば、住宅確保の観点からいえば教員住宅もある程度閉校後の部分につきましては普通財産等に所管がえをしておける活用が考えられるかと考えております。住宅の具体的な活用策につきましては、議員御指摘の地元の農業とかかわりのある食材を活用した都会部の団塊の世代の方々のごちよ暮らし、また農業分野という新規就農などにつきましては地域の産業を生かした移住者の拠点となり得ることが考えられます。そのためにも繰り返しになりますけれども、地域の方との意向をしっかり踏まえた方策を市内横と連携しながら考えていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ぜひ地元の農産物、食

材を生かした取り組みをちょっと検討を進めていただければというふうに思うのですが、地域任せにしないということが重要ではないかとこのように私は思っています。市としての基本的な方針だとか姿勢、きっちり示していく、これが必要だということに思っています。地域の皆さんにとっては、このことがやはり大きな支えになっていくのだというふうに思っています。それで、市長に最後にこの部分についてのお考えをお聞かせいただいて、私の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 教育部長がお話しの部分と少し重なるかもしれませんが、今現在日進地区のことにスポットを当てていろいろとお話をいただいておりますけれども、それも含めてさまざまな切り口で移住、定住というものを考えていこうということで、それぞれ部門またいで横断的な組織をつくり、数回にわたって話し合いをし、とりあえずまずは1つ形をつくって、まさに議員がお話しただいて、杉並区をまず皮切りに少し今までは違った形での発信を強めていこうという話をしてしています。今後そうした農家の皆さんの担い手だとか、あるいはそういう短期的な体験、あるいは本当にいろんな切り口があるのだと思えます。ぜひそれぞれ深掘りをしながら、連携をし、日進地区ももちろんですけれども、名寄地域全体としてさらにこの地域の魅力を発信し、また人がたくさん訪れ、さらにはずっと住んでいただけるような施策をこれからもしっかりと打ち出していきたいというふうに思っていますので、ぜひいただいた意見、貴重な御意見として受けとめさせていただいて、このことも含めてさらに市内の議論を深めていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 報告第2号
平成23年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第3号 平成23年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第3号 平成23年度決算に基づく資金不足比率の報告について、一括して御報告を申し上げます。

報告第2号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、また報告第3号については同法第22条第1項の規定に基づき平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を御報告申し上げるもので、細部につきましては総務部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） それでは、私のほうから報告第2号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第3号 平成23年度決算に基づく資金不足比率の報告について一括して補足説明をさせていただきます。

配付いたしました資料の1ページをお開きください。初めに、総括表①、健全化判断比率の状況についてであります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては赤字が発生していないことからなし、実質公債費比率については前年度より1.6%下がって14.8%、将来負担比率については15.8%下がって69.8%となりました。

次に、各指標の具体的な説明をさせていただきます。2ページをお開きください。総括表②、連結実質赤字比率などの状況についてであります。初めに、表の左上の欄は一般会計の赤字の割合を

示す実質赤字比率積算の内訳を記載をしております。一般会計の実質収支は3億4,261万3,000円の黒字となっていることから、分母である標準財政規模に対する割合はマイナス2.81%で、実質的な赤字が発生していないことからなしとなります。次に、一般会計に特別会計、企業会計など全ての会計を対象とした連結実質赤字比率については、全ての会計の実質収支を合計すると表の右下のとおり19億7,478万7,000円の黒字となりました。この額が標準財政規模に占める割合はマイナス16.22%になり、実質的な赤字が発生していないことから同じくなしとなります。なお、企業会計については、実質収支を計算する際の数値は純利益、または純損失ではなく、資金不足、剰余額となります。水道事業会計及び病院事業会計のいずれの決算も純損失が発生をしておりますが、流動資産の額が流動負債の額を上回っていることから、上回っている金額が資金剰余額として計算されることとなります。

3ページをお開きください。次に、総括表③、実質公債費比率の状況についてであります。実質公債費比率とは、一般会計の公債費に加え特別会計や企業会計、一部事務組合などへの公債費に準じた繰出金や負担金などの合計額が標準財政規模に占める割合をいい、直近の決算、平成21年度から平成23年度の3年平均を用います。平成23年度決算では、前年度より1.6%下がって14.8%になりました。実質公債費比率が下がった主な要因は、起債の償還終了に伴い元利償還金が減少したこと、公債費に準じる債務負担行為の減少、合併特例債や過疎対策債の標準財政需要額への算入額の増加などが挙げられます。

4ページをお開きください。総括表④、将来負担比率の状況についてであります。将来負担比率とは、地方債残高など一般会計が将来にわたって負担すべき金額が標準財政規模に占める割合をいいます。平成23年度決算では、前年度より15.8%下がって69.8%となりました。上段の将来

負担額は、地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債など繰り入れ見込み額、職員の退職手当負担見込み額など将来にわたって負担すべき金額を記載しております。また、中段の充当可能財源等は、充当可能な基金や特定歳入、将来にわたって地方交付税で措置される基準財政需要額算入見込み額などを記載しています。将来負担比率が下がった主な要因は、公営企業債等繰り入れ見込み額、職員の退職手当負担見込み額などが減少したこと、充当可能財源である基金の残高、基準財政需要額算入見込み額の増加などが挙げられます。

5ページをお開きください。ここでは公営企業会計の資金不足比率の状況をあらわしております。企業会計である水道事業会計及び病院事業会計の歳出相当額の欄は貸借対照表における流動負債の金額を、また歳入相当額については流動資産の金額をそれぞれ記載しており、その差額が資金不足額となります。両会計とも流動資産の金額が流動負債の金額を上回っているため資金不足はマイナスとなっており、資金不足比率はありません。

また、簡易水道事業特別会計ほか4特別会計については、それぞれ歳入歳出の決算額を記載しており、いずれの会計も一般会計繰入金で調整しておりますので、収支はゼロで、資金不足は生じておりません。

以上、補足説明といたします。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、報告第2号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第2号外1件を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月22日から9月27日までの6日間を休会としたいと思いますが、

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、明日9月22日から9月27日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午前11時11分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 大 石 健 二

署名議員 駒 津 喜 一

平成24年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成24年9月28日（金曜日）午後1時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 議案第16号 平成23年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第17号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第18号 平成23年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第19号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第20号 平成23年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第21号 平成23年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第22号 平成23年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第23号 平成23年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第24号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第25号 平成23年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第26号 平成23年度名寄市水道事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

日程第3 議案第27号 名寄市議会基本条例の一部改正について

日程第4 意見書案第1号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書

意見書案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書

意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざし、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

日程第5 報告第4号 例月現金出納検査報告について

日程第6 閉会中継続審査（調査）の申し出について

日程第7 委員の派遣について

日程第8 議員の派遣報告

日程第9 委員の派遣報告

1. 追加議事日程

追加日程第1 緊急質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 議案第16号 平成23年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査

特別委員長報告)
 議案第17号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第18号 平成23年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第19号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第20号 平成23年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第21号 平成23年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第22号 平成23年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第23号 平成23年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第24号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第25号 平成23年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第26号 平成23年度名寄市水道事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 日程第3 議案第27号 名寄市議会基本条例の一部改正について
 日程第4 意見書案第1号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書

意見書案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざし、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

追加日程第1 緊急質問
 日程第5 報告第4号 例月現金出納検査報告について
 日程第6 閉会中継続審査（調査）の申し出について
 日程第7 委員の派遣について
 日程第8 議員の派遣報告
 日程第9 委員の派遣報告

1. 出席議員（19名）

議長	18番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	奥村	英俊	議員
	3番	上松	直美	議員
	4番	大石	健二	議員
	5番	山田	典幸	議員
	6番	川口	京二	議員
	7番	植松	正一	議員
	8番	竹中	憲之	議員
	9番	佐藤	靖	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	佐々木	寿	議員
	12番	駒津	喜一	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	日根野	正敏	議員
	17番	山口	祐司	議員
	19番	東	千春	議員

20番 宗 片 浩 子 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤	葉子
書記	益塚	敏
書記	高久	晴三
書記	鷺見	良子

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	佐々木	雅之	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	扇谷	茂幸	君
市民部長	土屋	幸三	君
健康福祉部長	三谷	正治	君
経済部長	高橋	光男	君
建設水道部長	長内	和明	君
教育部長	鈴木	邦輝	君
市立総合病院事務部長	松島	佳寿夫	君
市立大学事務局長	鹿野	裕二	君
営業戦略室長	湯浅	俊春	君
上下水道室長	石橋	正裕	君
会計室長	山崎	真理子	君
監査委員	手間本	剛	君

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

5番 山田 典幸 議員

8番 竹中 憲之 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 議案第16号 平成23年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第17号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第18号 平成23年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第19号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第20号 平成23年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について、議案第21号 平成23年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について、議案第22号 平成23年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について、議案第23号 平成23年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第24号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第25号 平成23年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第26号 平成23年度名寄市水道事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について、以上11件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会、佐々木寿委員長。

○決算審査特別委員長（佐々木 寿議員） 議長より御指名をいただきましたので、今定例会で決算審査特別委員会に付託されました議案第16号

平成23年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第17号から議案第24号までの各特別会計決算の認定について、議案第25号 平成23年度名寄市病院事業会計決算の認定について及び議案第26号 平成23年度名寄市水道事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について、委員会の審査経過と結果の御報告を申し上げます。

第1回委員会は、9月5日に開催し、直ちに正副委員長の互選が行われ、委員長には私佐々木寿が、副委員長には上松直美委員が選出されました。

第2回の委員会は、9月25日に開会し、審査日程を9月25日から9月28日までの4日間と決め、実質審査に入りました。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の出席を求め、説明、答弁をいただき、各会派の代表による総括質疑並びに委員による質疑を行い、慎重に審査を行いました。

審査経過につきましては、当委員会では全議員をもって構成された特別委員会ですので、詳細の報告は省略させていただき、審査の結果のみを報告申し上げますので、御了解をお願い申し上げます。

当委員会に付託されました全会計決算中、一般会計及び国民健康保険特別会計、介護保険特別会計については起立多数により、その他の6特別会計、病院事業会計はいずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定し、水道事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定については全会一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

よって、当委員会に付託されました各会計決算につきましてはいずれも正確な収支が行われ、予算の執行が適正であったことが認められました。

以上が審査の結果であります。

なお、委員会開催中は、委員並びに理事者各位におかれましては終始慎重かつ熱心に審査を尽くしていただきましたことにお礼を申し上げます。また、日程どおり決算審査特別委員会を終えることができましたことに重ねて御礼を申し上げます。

て、本委員会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） ただいま決算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第16号外10件については、全議員をもって構成されました特別委員会でありますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

議案第16号 平成23年度名寄市一般会計決算の認定について委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第17号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第18号 平成23年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第19号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定についてから議案第24号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてまでの6件及び議案第25号 平成23年度名寄市病院事業会計決算の認定について委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第24号までの6件及び議案第25号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第26号 平成23年度名寄市水道事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について委員長報告のとおり原案可決及び認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり原案可決及び認定することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 議案第27号 名寄市議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤靖議員。

○9番（佐藤 靖議員） 議案第27号 名寄市議会基本条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本条例は、平成21年4月から施行され、市民の意思を的確に反映させる議会運営の基本姿勢を明らかにするとともに、議員間の議論の活発化、議会の政策活動における市民参加の推進、市政の推進にかかわる市長を初め執行機関との緊張関係の保持など議会及び議員の活動原則を盛り込み、議会の最高規範としてきたところであります。

今回の改正は、地方自治法の改正に伴い、地方公共団体に対する市町村基本構想の策定義務づけが撤廃されましたが、当市は名寄市自治基本条例第19条により総合計画が策定されていることから、名寄市議会基本条例の第10条、議決事項の定め第1号から地方自治法の規定を削り、文言整理の上引き続き総合計画の基本構想及び基本計画を議決事項とするものです。

以上、名寄市議会基本条例の一部改正についての提案理由とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。本件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 意見書案第1号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書、意見書案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書、意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざし、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書、以上3件を一括を議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外2件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外2件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） ここで、市長より発言

を求められておりますので、これを許します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議長のお許しをいただきましたので、御報告を申し上げます。

これまで市議会及び所管の常任委員会におきまして御意見、御質問をいただいております（仮称）複合交通センターへの関係団体の入居につきましては、かねてより商工会議所からは駅横に出て駅前からにぎわいをつくり、中心市街地及び商店街の活性化に波及をさせ、もって商工観光含めた産業経済の発展を期したいと強い要望があったところであります。このほど商工会議所から市及び関係団体との連携のもとに商工振興の充実を図りたく、2,300万円の負担をいたしたいと申し出がありました。このたびの商工会議所の申し出につきましては、にぎわいの創出を初め名寄市の経済産業の発展に寄与するものと判断をし、これを受け取ることといたしましたので、御報告を申し上げます。

なお、今後におきましては、観光インフォメーションセンター、バスセンター、経済センター、消費者センターなどの機能を充実を図るための備えを進めるとともに、観光物産を含めた商工業の振興の拠点、さらにはコミュニティー及び文化活動など市民の活動の拠点として活用するため、（仮称）複合交通センターの入居予定団体及び利用予定団体、商店街及び民間商業施設並びに交通機関等と連携をし、各種取り組みを準備して、また名寄市の経済産業の発展に期するよう努めてまいりますことを申し添えて報告といたします。

以上です。

（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 日根野正敏議員。

○15番（日根野正敏議員） いいですか。今の市長の発言に対して質問の許可の取り計らいをお願いしたいというふうに思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 同意者もいるようでご

ございます。

ただいま日根野正敏議員から緊急質問の動議が出されました。動議についての協議のため、議会運営委員会を開催したいというふうに思いますので、この場合は暫時休憩させていただきます。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 2時27分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

お諮りいたします。休憩前に日根野正敏議員から緊急質問の動議がありました。あわせて休憩中に駒津喜一議員、熊谷吉正議員からも議長に緊急質問の申し出がありました。これに同意し、日程に追加の上、直ちに発言を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、発言を許すことにいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日根野正敏議員。

○15番（日根野正敏議員） 議長のお許しがありますので、市長発言に対する質問をさせていただきますというふうに思います。

今の市長の発言の中に2,300万円という、それを受け取るというような発言だったというふうに思いますけれども、その額に対しての妥当性についてどのように考えているのか、まず1点目にお伺いをしたいというふうに思います。

それから、にぎわいづくりのために商工会議所が駅横に移転して、今後そういったにぎわいづくり、あるいは公共的な働きについて、これまでに以上に商工会議所側から将来ビジョンも含めて、そういった新たな具体的な話がどのようにされているのかお伺いしたいのと、それからそれらのことに対してしっかりそれらのことを担ってもらうように、入居に当たりそういった行政サイドからの条件として、お互いにそれを確約、確認をされて

いるのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 3点にわたって御質問いただきました。まず、2,300万円の妥当性ということでありまして、昨今の状況、一般質問等々でも地方の経済が大変低迷していると、グローバル経済の中で。また、大型店進出等で商工会議所の会員も減少しておりまして、また売り上げも減ってきていると。名寄のみならず、多くの地方の商工会議所、商工会、非常に厳しい、苦しい運営を強いられているということでありまして。名寄市においても現在は、平成23年度ベースで名寄商工会議所へは市から500万円、風連商工会へは1,000万円を超える人件費や運営費を毎年助成をしています。そういう厳しい状況の中で2,300万円の負担金、にぎわいづくりをするためにという申し出でございます。商工会議所は、御案内のとおり収益事業を持たない公共的団体でございます。会員会費から拠出した負担金でございますので、適切なものであると認識をしています。

にぎわいづくり、あるいは行政からの条件ということでありましたけれども、にぎわいづくりに関しては複合交通センター自体が今の商工会館も年間2万人程度の人の入りがある。加えて市役所の市民会館の貸し館の機能と観光インフォメーションの機能と、それと公共交通の待合施設も含めて、そこを一つにまとめるということで複合的な相乗効果でにぎわいづくりができるということがまず前提なのだろうというふうに思います。その中でさまざまな今まで行ってきた企業の育成の活動や商店街の振興の活動、さらには会場を使ったイベント等々の活動もやっていくということでお話を受けておりますし、当然商工業の振興ということは行政の本来業務の一つでもあるというふうに思っていますので、さらに連携をしっかりと密にとって、商工業の振興、この複合交通センター設置を契機にしっかりとお互いタッグ組んでやって

いきたいと、そういう覚悟でございます。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 2,300万円の考え方については、そういった一括したものではなくて、例えば月々の家賃的な部分で御利用していただくという考え方も一方ではあったのだろうというふうに思いますけれども、そういったことの協議というのはあったのか、それからまた行政としてそういう考えは持たなかったのか、その点についてもお伺いしたいのと、また今の市長の答弁では、それぞれの施設ができたので、そこに自然発生的に人が集まってにぎわいができるという部分ではなくて、私はやっぱり商工会議所が駅横の公共施設を利用することによって、3・6の商店街のにぎわいの創出の原動力の核になるようなものでなければならないというふうに考えているのですけれども、行政サイドについてもそういったことは常に求めていかなければならないというふうに考えているのですけれども、そうでなければそこに商工会議所が来る意味がないというふうにも考えますので、その辺の目的に対する結果について、行政は常に検証して求めていかなければならないというふうに考えているのですけれども、その辺の見解についてもお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 繰り返しの答弁になるかもしれませんが、商工会議所は地方自治法でもうたっておりますとおり公共的団体であります。しかも、いろんな団体うたっている中で商工会議所はそれぞれ会員の会費から捻出した負担金で運営していて、一部行政も助成しておりますけれども、さらに収益事業をやってはいけないという公益性の高い団体だというふうに思います。先ほども言っているように、商工業の振興というのはそれぞれ今回の一般質問等でも税収をいかに上げるかというようなお話も相当出ましたけれども、

行政もそれに向けてしっかりと行政の仕事としてやっていかなければならぬ部分でありまして、それを会議所さんも一部担っていただいているということで、公共性の高い団体だと改めて認識をし、その中で平成22年8月に正式に運営状況も厳しい中で応分の負担金というか、2,300万円のお金を負担をして駅横に進出をしてきたいという申し出がありましたので、協議をさせていただきましたけれども、最終的に……

（何事か呼ぶ者あり）

○市長（加藤剛士君） 22年8月です。8月10日に正式に商工会議所からその申し出がありましたので……

（何事か呼ぶ者あり）

○市長（加藤剛士君） 協議をし、最終的に先般9月24日に2,300万円のということで、金額についての申し出がありましたので、これを了として、適切な負担というか、商工会議所の意をお酌みいたしましてこのとおり入っていただくこと、出ていたということでございます。

自然発生的にということではなくて、当然人がたくさん集まる中で相乗効果が生まれるということでの今回の商工会議所の駅横の進出に対しての提案ということもあったわけです。この時点で事前に入っていただくことが一つのにぎわいづくりのベースとなっていくということは間違いないと思います。その中で議員もお話のとおり、より踏み込んだ中で商工業の振興に対してしっかりとやっていかなければならぬというのは、それはもちろん同じ認識でありますので、ぜひそこは商工会議所と行政しっかりとタッグを組んで、連携をしながら進めていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 月々の考えはもとなかったという、それに対する答弁がちょっとなかったのかなと思いますけれども、今後の将来的な維持経費も含めて、私は市民の負担が少な

いように継続的な話し合いを進めていくべきだというふうに考えていますけれども、そのことについての見解を求めたいのと、それからこれもさっきから繰り返しのよう質問になってしまいますけれども、商工会議所がにぎわいづくりに駅横に来て、活気が本当に戻ってきたというような働きがなければ何だというようなことにもなりかねないので、このことについては加藤市長を筆頭にした行政で責任もありますし、それらを今後認めるとすれば議会にも当然責任も出てくるということになりますので、そのことに対する市長の思いを最後にお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 月々の家賃的な負担をいただくということは、最初から想定していません。また、実費に係る電気代だとか、そういうものに関しては負担をいただくということは、そこは合意ができております。

繰り返しになりますけれども、ぜひ期待をしていただきたいと思います。今余り具体的なこうした一つ一つのイベントを持つことできないかもしれませんが、先般の一般質問等でもいろんなアイデアは出てきているようでありまして、また来年度は商工会議所の青年部が北海道大会を誘致して、あそこの駅横で大会をやるというような話も聞いています。何百人、1,000人単位の規模になるかもしれませんが、そうしたことでいろいろと事業を考えていただいているようであります。ここにこうした施設が建ったことでああ、よかったねと、にぎわいができたねと、駅前が、商店街が明るくなるねというふうに言われるように、これからはしっかりとタッグ組んで協議をしてまいりますし、ぜひまた御協力もいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 駒津喜一議員。

○12番（駒津喜一議員） それでは、私のほうからは最初に商工会議所にかかわる公共性につい

て御見解を御質問いたします。

認識といたしましては、商工会議所業務は地域振興にかかわる一般業務と中小零細企業への経営相談業務に分かれているわけでございます。一般業務についての公共性は、ただいま市長の答弁にも含まれておりましたので、広く知られているところでございますので、省略をして、相談業務の公共性について余り知られておりませんので、ここで質問をさせていただきます。この相談業務の中で主なものに税務相談指導、労働相談指導、金融相談指導と大きく3つに分けられます。税務相談指導では、中小零細企業に対して記帳から申告まで一括指導しております。しかしながら、この中では市民税、国保税、年金の相談指導も含まれております。また労働相談では、労災、雇用保険の相談だけではなく、事業主だけの相談ではなくて従業員からの労働相談も受けて指導を行っております。さらに、従業員の福利厚生制度として勤労者共済会を数年前から市から委託されて行っております。また、金融では政府系金融公庫、国民政策金融公庫のあっせん窓口となっております。これは、公の国の公庫でございます。それだけではなく、名寄市の市融資制度のあっせん窓口となっております。市の窓口では、経営指導できる職員の配置というのはなかなか難しいということで、全ての指導、金融指導含めた経営指導を全て会議所が行っております。また、これらの相談については、会員、非会員を差別することなく、全部の指導業務が無料となっております。そうした面でも非常にこういった公共性が証明される場所でもございます。このように一般業務のほかにも相談業務についても公共性が極めて高い役割を担っておりますけれども、これについての御見解をお伺いしたいというふうに思います。

次に、会議所の財政内容についてでございます。指導の分野は、中小企業相談所として国、道、市からの補助金で運営されております。これは、補助金でございますので、単年度会計が原則となっ

ております。一方、会館管理を含む会議所母体の一般業務運営は、一般会計として主に会員の会費、そして役議員の負担金で成り立っております。特に両会計とも補助金と会員事業が年々減少しております。事業者数も減少しております。この補助金は、市内の事業を営む事業者数によってカウントされるということで、残念ながら名寄市の場合は事業者数が年々減っているという。そして、補助金そのものが減額されている状況にあります。そうした中で、そういう状況にもかかわらず会員並びに役議員に負担をかけることなく、多年にわたって努力された繰り越し準備金で、今回の拠出金については金額にかかわらず市へのまちづくりに対しての最大の努力、協力だというふうに考えられます。これについて御見解をお伺いしたいと思います。

また、会議所組織に委員会部会構成とあわせて一般業務の中で青年部、女性部を近年設立しております。なよろバーガー、委員会でも出されておりました煮込みジンギスカン、こういった振興についてもボランティアで幅広く活動されているところです。今後にぎわいの創出として駅前交流プラザよろ一なの共有部分での事業展開も予想されることから、にぎわいの創出に関しても大いに期待できる部分でもあります。これについても御見解をお伺いいたします。

以上、商工会議所一般業務、相談業務全般での公共性とにぎわいの創出から見ても、会議所から申し出のあった金額は適切であると申し上げ、以上3点について質問をいたします。よろしく願います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 3点にわたって駒津議員から質問いただきました。まず、経営相談、融資等も含めた商工会議所の指導業務について、十分認識をしているつもりでございます。とりわけ融資業務でありますとか経営相談というのは、なかなか行政では行き届かない部分であります。一方

で、地域経済の活性化は行政の一つの業務でもあるというふうに認識します。その意味では、一部商工会議所が行政の仕事を担っていただいているという、そこら辺もあるのではないかとこのように思っています。

また、2番目の道の、あるいはそれぞれ会員補助金等も含めた財政の状況の御質問がありましたけれども、先ほどもお話し申し上げましたとおり、会員数の減少等でそれぞれ会員からいただく拠出金も年々厳しい状況にあると。加えて道のそうした助成金も減少傾向にあるというのは十分認識をしているつもりです。地域の基幹産業1次産業でありますけれども、一方2次産業、3次産業も就業者数は地域では圧倒的に大きいわけでありまして、ここがしっかりと活力を持っていただかないと、今後の市政の安定的な運営もままならないというふうに思っています。できる限り行政としても一緒になって、または下支えする支援をこれからもしていきたいというふうに考えています。

にぎわいの創出については、日根野議員からもお話があったとおりでありますけれども、今後本当に今まで少し散らばっていたそうした人の集まりをそこに集約をするということで、まずは大きな可能性が生まれてくるのだろうというふうに思います。また、それぞれやっていたいた今までの事業をしっかりとやっていただくことに加えて、新たにそうした入居4団体、さらには隣接する商店街ともいろんな形での連携した事業や取り組みができるのだろうというふうに思います。また、このことを契機に企業育成や、さらには地域独自のブランド開発、商店街の振興はもちろんでありますけれども、起業、いわゆるベンチャー支援等々、今までもやっていたけれども、さらにまた行政も連携をして、こうした中小企業、あるいは地域産業の振興をしっかりとやっていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ御協力をお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） それぞれ御答弁をいただきまして、特ににぎわいの創出という部分では、今までは不定というか、いろんな場所でこういったジンギスカンの部分を決算委員会の中でも出ておりましたが、固定した場所でやったというのは余りなくて、今の会議所の会館では1階では非常に衛生的にも問題があるということで、なかなか固定的な場所で展開ができなかったのが実情です。こういった交流プラザができれば、そういった事業も同じ場所で展開できるという部分では、これからの市民への浸透も非常に広まっていくのではないかというふうに考えております。そういった意味でそういったことに大いに期待するところではございます。

また、私は駅前の交流プラザにつきましてはやはりまちづくりだというふうに思っております。このまちづくり、今もう壁が外されて外壁が見えるような状況になっております。この段階に来てこういった負担金、拠出金で足踏みするのは、私は遅いのではないかと。もっと早目に解決をさせていただいて、そしてこれからのまちづくりについて話し合っていくべきだというふうに考えておりますけれども、これについての御見解を最後にお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 貴重な御提言、御意見いただきましたけれども、一方でこうした会議所さんの申し出に当たってきちんとした結論がやはり結果としてはおくれたのだろうというふうに思っています。その部分に関しては先般一般質問等でも副市長からも謝罪ありましたけれども、そこは本当に後手に回ったなど、申しわけないというふうに思っています。ぜひここで議員の皆さんから御了解をいただいて、しっかりとみんなの気持ちを町中のにぎわい創出に向けて、産業の振興に向けて、一致団結して前を向いて進めるように御協力をお願い申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 議長のお許しをいただきまして、駅前交流プラザに関する市長発言について何点かお伺いをしたいと思います。

質問に入る前に、今市長の答弁聞いていて、事実関係についてちょっと近隣あたりから確認してほしいということもあったので、お許しをいただきたいのですが、商工会議所からの負担を前提にして入居をしたいという要請があったのがいつで、それから金額が出たのがいつのなのかということについて後から議事録精査をお願いをしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それで、数字が出されて会議所の負担の申し出について、経過と市長としての評価について改めてお伺いをしたいと思います。日根野議員、あるいは一般質問なんかでも少しやりとりはありましたけれども、改めてお聞きをしたいなというふうに思います。

それと、2つ目には、自治法上の関係で、これは議論の分かれるところかもしれないので、根拠規定が判断誤るとまたこの後引きずるようなことがあるので、あえてお聞きするのですけれども、224条は分担金についての規定、それから228条は分担金等に関する規制及び罰則ということになっておりますけれども、この間市長は今回の会議所の申し入れの入居に関しての根拠、149条の担任事務の執行権の範疇であるということで、最終的には佐藤靖議員との一般質問の中で、そういったお答えをいただいているところなのですが、それはそれとしても私の認識でいくと今日の時代、一部議論があったより市民に見えるような形でしっかり役割を果たしていただくということで、やっぱり入居料というか、貸し付け、月々幾らというような規定の中で、当然そうなると使用料、分担金、手数料等のいわゆる法令上の決める中で条例や規則や要綱によらなければならぬということになるわけで、あえて担任事務に固執する根拠規

定を求めるところあたりの判断について本当に適正かどうかというところは意見が分かれること承知ですけれども、間違いがあるとまた後段尾を引くようなことになりかねないというふうに思いますので、改めて御整理をお願いしたいと思います。

それと、3つ目には、開会冒頭によろ一なに対する設置条例の付託が決まりました、これから審議をされますから、最大限そこには入り切らないように思いますけれども、いわゆる施設全体的には全ての施設が公共施設そうですけれども、維持管理費は当然かかっていくわけで、その概括的な数字が今まで私どもに伝えられたことがないので、あの施設について実施設計段階の数字なのかもしれません、改めて御確認をいただきたいというふうに思っています。

あわせてにぎわいの創造については、それは3条5丁目にある会議所の場所であろうと、駅前であろうと、基本的には会議所さんの会議所法や自治法の役割、事業に基づいて本来業務に、あるいは地域にも貢献をするということの、それはどこにいても同じ条件、さらには特に新しい施設に入ろうとするわけですから、さらなる期待もそこに求められていることも事実だというふうに思っておりまして、市民の中にも社会資本総合整備事業や中心街活性化等々、この間の3者協議の中で会議所さんの主導的な役割みたいのが少し弱いという厳しい批判も正直言ってあることは事実で、それからすると本当にこれから住む位置が変わっても、お仕事する場所が変わっても、極端に人通りが多くなったとか、いろんな催しがたくさんふえたということまではそんなに求めはしませんけれども、徐々にテンションが上がっていくような期待は誰もが持って当たり前だというふうに思うのですが、ちょっとこの間の経過からすると心配だなという感じがします。それは、別に後退的な物の見方でなくて、しっかり行政と連携、市民と連携とっていろんなことでにぎわっていけばいいという期待をもちろん私も持っていますけれ

ども、これまでの役割の形がなかなか見えていないというところあたりでは非常に批判がまた多いことも事実、期待と批判が混在していることも事実なものですから、改めてにぎわいの創造について会議所さんがやることをとってまで行政がやる必要は全くないわけで、やっぱり会議所さんのスタンスをしっかりと見せていただいて、それをどう支援するかと。行政の役割はもう明確だというふうに思っていますので、そこを改めてお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 3点御質問いただきましたが、2点目の自治法に絡む関係は法律との整合性、根拠ありますので、副市長から答弁させます。

1つ目、まず経過ということで再確認がありましたけれども、平成22年8月10日、正式に商工会議所から名寄市に駅横に進出したい、応分の負担をさせていただく中での進出をしたいという申し出がございました。その後基本設計、実施設計を経まして、またそれぞれ双方で協議をさせていただく中で、最終的に先般平成24年9月24日に商工会議所から改めて2,300万円という金額の提示がありまして、これを了として判断をしたところでございます。先ほど来繰り返しになりますけれども、商工会議所も非常に厳しい財政状況の中で、さらに今後とも商工会議所財政としては先ほど言った会員減少や道の補助金等々も含めて悪化が予想される中での2,300万円の申し出であると。他市においては、実質商工会議所の負担が出ないように支援をした例もあるというふうにも伺っています。市内の公共の団体に対する取り扱い、さらにはそうした他市の状況、さらには今お話しした会員の会費からこの商工会議所は公的業務を行っている。その浄財の負担金であるということを総合的に判断させていただいて、この2,300万円を評価をさせていただきたいというふうに思います。

にぎわいづくりの関連でもお話ありましたけれ

ども、まさに商工会議所、会館機能が駅横に来ていただくだけで相当なにぎわいの創出につながるというふうに思います。駅の交通センターが今いろいろなバス停留所も一つにまとまることで、またあの施設ができることで、駅のJRも含めた乗降は1日1,000人以上になるというふうに思います。まずはそうした方たちのこの施設ができることによる利便性の向上はもちろんですが、ここが新たなにぎわいづくりの基盤になるというふうに思っています。一方で、これまでの今回の協議経過も含めて後手後手に回ったということで、なかなか指導力やにぎわいづくりの状況が見えてこないのではないかと議員の御指摘もしっかりと受けとめながら、しかしここは市民の皆さんの御期待に応えられるにぎわいづくりと、またさらなる商工会議所、あるいは商工会議所のみならず、市役所も連携をして産業の振興を通じて地域の振興を一層図ってまいるように、この施設をまた創出の一つの起爆剤にしてしっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひ御指導今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 2つ目の地方自治法第224条及び228条の法令上の解釈という観点もありますので、私のほうからお答えさせていただくことをお許しいただきたいと思っております。

地方自治法第224条につきましては、これは議員御承知のことと思っておりますけれども、分担金にかかわる規定でありまして、このたびの案件につきましては地方自治法で規定する分担金に該当しないものというふうに考えているところであります。したがって、同法第228条につきましては、この分担金を徴収する場合の規定でありますので、これもまた該当しないということで考えているということで御理解をいただきたいと思っております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 市長のお答え、会議所をどう見るかということでもやりくりが大変だと。しかし、さらに頑張ってもらわなければならぬと、駅前に行って。そういう意味合いですので、理解をしてくれということなのですが、私も駒津議員もあえて力説していたようですけども、公共性、公益法人の認識は十分持っておりますし、事業に18項目ぐらいの項目が挙げられて、その中でも行政庁が委託するものの仕事も求められなければならぬというようなことでいろいろ書いて、本当は本来業務、それが課税対象から外れて、いわゆる特別に公益法人として認知されているわけで、どのぐらい苦しいのかということあたりはこれ監督官庁財務省になるのですか、そういうことからすると毎年財務状況については報告をされているかというふうに思うのですが、もう少しそれは具体的にもしお答えをいただけるのであれば理解がよりいくのかもしれませんが、課税、会議所さんといえども公益事業についてできないということではなくて、やった場合には課税対象になるということも御理解をいただいている話だというふうに思いますから、いろんな努力は恐らくされて、今なかなか大変だということ、市長ですから十分中身を読み込んでの話なのかもしれませんが、一方では市民的にはその公共性を受けとめていただきたいし、商工業者の中心的な組織として牽引役を果たしていただきたいということは理解をしながらも、過度な支援になってはいけないよというやっぱり危惧や心配や不安があるのも事実なのです。これは、あえて市側も比較対照としてはそれは対象物と違うというふうに言っていますけれども、今まで出された、私も何回もこの間議案付託のときにも少し言いましたけれども、単純比較はできないけれども、バス会社の例をとると出されている条例案の29平米は1日1,220円相当と。年間にしたら365日掛けて四十数万円になりますと、家賃は。会議所さんについて3割減額あるいは5割減額しても示されている数字を当て

はめると、100%バス会社と同じようになりましてけれども、同じにすると4年6カ月で大体入居料に例えば置きかえた場合にしても、それ以降は全く手出しは要らないという数字なのです。そして、仮に50%減額をすると。公共性に鑑みてこれからも頑張ってもらおうということになっても、その場合ですから9年2カ月ぐらいしか2,300万円という数字は匹敵しないのです。そうすると、40年入居されると仮定してみたら、それ以降は自分たちが使う冷暖房なり電気なりなんかは、当然ただ例えば一般の人が家借りても電気代、ガス代、水道代、全てかかる、電話代かかるの当たり前ですから、それは実費をあえてもらうという存在よりも支払うのは当然だということの認識に立てば、余りにも過度な支援になっていないのかなというところはちょっと私も最近特にこの問題が新聞に出るたびに市民の皆さんに求められるところなので、議会はこれは市長がこう決めたのだからというふうにやれる性格のものではあるのでしょうかけれども、私ども議会も議員もそれを認めたのかという責めを負うときに、やっぱり少しでも会議所さんには努力をしていただく。もう少し努力してほしいという声があるのです。そこからすると、比較対照のバス会社との比較は適正でないというふうに言うかもしれませんけれども、そこはなかなかすとんと落ちないなというところがあって、日根野議員もあえて貸し付け方式みたいな、家賃みたいな感じとしてこれを受け取って、私ども2,300万円がいいか、3,000万円がいいかということはわかりませんが、妥当な数字かどうかというのは。家賃相当として私ども受けとめなければならぬのかどうか、どういう性格のものかということについてもしっかりこれから要綱、規則なんかの整理のお話も答弁ではあったようですから、もう少しやっぱり市民に見えるようにしていただくことも大切ではないかというふうに思っていますので、率直にさらにお答えをいただきたいというふうに思います。

にぎわいの関係は、言えば切りありませんけれども、私どもも含めてしっかり名寄全体のまちなぎわいをつくるためにお互いが自覚を持ちながら、やれることを一つでも二つでもやろうというようなことについてのところはあるし、その中心に会議所さんがより頑張ってもらいたいということもありますけれども、そこは時間の推移を見なければなかなか答えは出てこないの、一層行政側としても連携をとっていただきながら、駅前に今まであそこに何もなかったわけですから、まずはそれは一定の動きが出るでしょう。まず、そこからスタートをしながら、それをどう高めていくかということあたりの一層の御努力はお願いしなければならぬというふうに思いますので、前段言ったことについて改めてお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 繰り返しの答弁になるかもしれませんが、この2,300万円、先ほど来お話のあったとおり商工会議所から商工振興の充実を図っていただきたく2,300万円の負担をいたしたい。これは、先ほどお話ししたとおり22年8月10日にここの負担をもってということでの延長の中で今回の最終的な申し出だということでございます。他市においても先ほど来お話ししましたけれども、商工会議所が負担が出ないように支援した例も伺ってしまして、それだけ商工会議所は当然議員も御承知のとおり、基本的にはおっしゃるとおりで収益事業はやってはいけないという公共的な団体でございます。行政の業務の一端も担っているということでございますので、そうした他市の状況、あるいは市内のほかの公共的団体に対する取り扱い、会員のまた会費から捻出された負担金、そうしたことを総合的に判断をさせていただいて、今回の判断は決して議員おっしゃられるような負担のどうのこうのということではなくて妥当な数字であるというふうに判断していますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） やっぱりちょっとずつとんと理解をしていただけないかといっても、なかなか今の数字では多くの市民の中では少な過ぎるという、比較対照のものとの比較では常識的に、商業振興ということで純粹にお話があったのでしようけれども、私どもの受けとめ方としては使用料、ただでそこに入るというわけにはいけませんから、現実には。そうですね。実費は当然払うのは当たり前。無料で家を借りてもかかるものはかかるわけで、それは別に市のために負担をしてもらうというよりも、現状でもあの会館でもどのぐらいの金かかっているかわかりませんが、そこはおいておいて、そうすると無料であるところに長期に入居をするということになるわけで、当然私どもの認識としてみれば、これは部屋代、事務所代なのだなというふうに受けとめておりますが、この後市がどのように補正で受けられるかわかりませんが、そうすると私はやっぱり少ないなと言わざるを得ない。基本的には、何回も言いますが、それは多少恨まれても過度に支援のし過ぎではないのかなという感じがしますが、名寄商工会議所さんの財務状況について、私も事前に恐らく公表されているので、いずれ見させていただきますけれども、そういう状況から見ても改めて2,300万円という数字について市民にも問いながら検証させていただきたいと思っておりますけれども、そういう市民の声に対して市長の、このまま淡々と作業を進めていかれるのか、改めて確認をさせていただきます。

法令上の話は、私も法律の専門家でも何でもありませんけれども、今日的には地方分権時代というか、地方主権時代の中で確かに担当事務、執行側の立場からすれば担当事務の権限ももちろんあるでしょう。しかし、今日的には最大限市民からいただく、あるいは市民から融資をしたり、補助したり、あるいは給付をしたりということは、全てがやっぱり法律や条例や規則等々によって根

拠づけをされていくというのは私ども議会に身を置く立場からするとそういうふうになってきておりますし、そういう世の中の流れになっているというふうに思っておりますから、あえて貸し付けでなくて担当事務に選択を求めたというところあたりは私はちょっと理解できないというふうに思っておりますので、改めてこれで終わりますけれども、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 2,300万円の負担金、プラス光熱費も含めた実費徴収ということで、先ほど来他市等の状況のお話御説明させていただきましたけれども、総合的に今の現状を勘案させていただいて、助け過ぎとか助成し過ぎとか全く思いませんし、これで正当だというか、適切な額であるというふうに判断をしています。ここで議会初め市民の皆さんにも御理解をいただいて、しっかりとあと半年になりましたけれども、新しい施設ができるのをみんなで応援をさせていただいて、地域の新しい顔として、にぎわいづくりの拠点としてぜひともまた御協力をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で緊急質問を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 報告第4号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 委員の派遣
についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、委員の派遣が決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時18分

○副議長（佐藤 勝議員） 再開いたします。

日程第8 議員の派遣報告を行います。

派遣されました議員の報告を求めます。

黒井徹議員。

○18番（黒井 徹議員） 御指名をいただきましたので、カワーサレイクス市リンゼイ訪問の概要を報告申し上げます。

今回の訪問は、リンゼイとの姉妹都市提携40周年を記念しての訪問であります。加藤名寄市長、友好委員会の稲場新委員長を初め、会員、一般公募の方々と随行の職員を含めて総勢15名の訪問団でございました。公式訪問は、6月18日から20日までの日程で、その後トロント2泊、バンクーバー2泊の行程で、6月26日に全員無事で帰国をいたしました。

出発の18日の早朝には、佐々木副市長、市職員、友好委員会の会員に見送りをいただきました。風連では、久保副市長、市職員にも沿道で見送っていただき、大変ありがとうございます。成田国際空港を17時20分に出発いたしまして、13時間のフライトで同日の16時20分にトロントピアソン空港に到着をいたしました。入国手続を

無事に終えまして、リンゼイ友好委員会に用意していただきましたバスにてリンゼイのほうに向かいました。2時間ほどでカワーサレイクス市内に入りますと、市警察のパトカーが先導案内をするというサプライズがありまして、大変感動したのを覚えております。また、市庁舎ではカナダ国旗、名寄市旗が掲揚されて、歓迎ムード一色でありました。庁舎内では、リック・マギー市長を初め市議会議長、友好委員会の役員、ホストファミリーの方々に出迎えをしていただきました。到着のレセプションは、市庁舎内の2階のホールにありまずビクトリアルームで手づくりの夕食をとりながら、ホストファミリーの紹介、あるいはマギー市長、加藤市長のスピーチがありました。その後は、それぞれにホームステイ先に移動いたしました。私は、加藤市長、稲場委員長とともに元商工会会長のイートン夫妻宅にお世話になりました。緑豊かな公園の中に住宅地があるようなところで、裏庭にはプールがあるというような立派なお宅で、日本との違いを感じた次第でございます。

翌日は、バスにて市内をヘザー・ニューマン友好委員長に御案内をいただきまして、開拓当時の機関車等が展示してある列車公園、リバーサイドにあるナヨロパークには35周年記念で訪問団が除幕した記念碑がありました。友好に功績のあったフロイド・ハウレットさん、元短期大学教授の小出真美先生、元池田幸太郎市長、元事務局長の柴田一男さんの名前が刻まれておりました。その後リンゼイ図書館、ロス記念病院にも御案内をいただきました。ロス記念病院では、副院長に御案内をいただき、終末ケア病棟、リハビリ病棟、最新のレントゲン室、産科病棟などを見学し、医師50名、スタッフ800名でボランティアも大勢いるとのことでありました。特に終末ケア病棟では、家族とともに人生の最後を穏やかに迎えることができるような施設設備があるような、そういった配慮をされておりました。非常に感心をしたことを記憶しております。その後日本民芸品の記

念品などが展示してあるオーデジョエイル博物館を見学した後に市庁舎に戻り、公式訪問の行事を行いました。リンゼイは、2001年に周辺の16の市町村と合併をして、面積3,050キロ平米、人口は7万2,000人のカワーサレイクス市となりましたが、市の中心は旧リンゼイ市が担っております。合併時に新築した議場にて両市から記念品の交換を行いました。リンゼイからは、絵画を市長と私議長にプレゼントされました。名寄市からは、加藤市長からオリジナルのはっぴを、議会からは三宅章さんが制作したきたすばる天文台を望むサンピラーパークの絵画を贈りました。その後マギー市長の歓迎の御挨拶をいただきまして、加藤市長からは40年に及ぶ友好の意義、そしてさらに深い信頼と強い友情のきずなが永遠に続くように努力をしていくことを約束する御挨拶をしました。議場にいた16名の議員から大きな拍手をいただきました。私も先ほどの絵画を説明する中で天文台、サンピラー公園を紹介させていただき、ぜひとも名寄市を訪問していただくように御案内を申し上げた次第でございます。その後は、市内の大規模牧場の見学、夜はチャーリークラーク牧場でのバーベキューパーティーでありました。そこには、以前名寄市に交換学生で来られた方々が参加しており、懐かしい御対面もありました。リンゼイの日没は9時ごろでありまして、遅くまで薄暮を楽しむことができるので、お世話になりましたイートンさん宅に帰ってからも私たち3人とイートン御夫妻、それから友好委員長であるヘザー・ニューマン委員長御夫妻とともに、ウッドデッキでスコッチをいただきながら、流暢な加藤市長の通訳で夜遅くまで歓談できたことは、強く印象に残っている次第でございます。

カワーサレイクス市は、大小250の湖があります。その湖を運河でつないであります、ロックというようすけれども、ゲートで水面の高低差を乗り越える施設がありまして、私たちボートに乗りながらそれを体験をいたしました。次に、

歴史的建造物がある村などを御案内いただきながら、最後は「カワーサスピリッツ号」に乗船をして、友好委員会の皆さんと湖でクルーズをしながらお別れパーティーをしていただき、雄大な自然の中で心温かいリンゼイ市民と友好を深めてまいりました。

翌朝、臨時広場に訪問団とホストファミリー全員が集めたしまして、それぞれお世話になりましたホストファミリーと別れを惜しみながら、皆さんで日本の「蛍の光」、スコットランド民謡ということなので、向こうもよく覚えているようでございますけれども、「蛍の光」を歌いながら、次は名寄で再会できることを誓い合ってお別れをいたしました。

3日間の滞在中は、友好委員会、ホストの皆さん大変温かい歓迎とおもてなしをいただいたことに改めて心から感謝とお礼を申し上げます。2年後には、リンゼイから訪問団が訪れる予定とのことですので、しっかりと名寄市もおもてなしをしたいと思う次第でございます。

終わりに、姉妹都市提携は1969年、本来ですと43年になりますけれども、当時リンゼイ市長だった故ジョン・イーキン氏や両市の橋渡しをされた故ハウレット氏夫妻並びに故池田幸太郎元名寄市長を初めその後の市長さんたちや友好委員会の皆さんなどが両市のすばらしい交流を進めてきた多くの皆さんに敬意を表する次第でございます。43年間の訪問交流は、双方で556人に及んでいるようでございます。中でも交換学生交流で国際感覚を身につけた子供たちがさらなる両市の交流はもちろんのこと、国際交流に貢献していただくことを希望を申し上げたいというふうに思います。

以上、簡単でありますけれども、派遣の機会をいただいたことにお礼を申し上げて、報告としたいというふうに思います。大変ありがとうございました。

○副議長（佐藤 勝議員） 以上で議員の派遣報

告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時27分

○議長（黒井 徹議員） 再会いたします。

日程第9 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

総務文教常任委員会、駒津喜一委員長。

○総務文教常任委員長（駒津喜一議員） 議長より御指名をいただきましたので、これより平成24年度の総務文教常任委員会の行政視察報告を行います。

当委員会は、7月2日から5日までの期間で視察を行いました。

最初に、鹿児島県霧島市にて地域まちづくり支援事業について。霧島市は、平成17年に隣接する1市6町が合併し、人口12万7,000人の新しい霧島市が発足しております。まちづくりの基本理念として、世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市、霧島市新市まちづくり計画を掲げています。地域まちづくり支援事業の概要は、地域住民が主体となって地域の特徴を生かし、独自のテーマや目標を設置して、その実現に住民がお互いに協力をして、活力ある個性豊かな自立した地域づくりに取り組む地域に対して支援をするという事業であります。現在では、48地区が計画書策定をしています。この事業の内容として、計画から前期5年、後期5年を目標とし、前期1年目には地域の現状分析に関する事業、組織づくり活動、スケジュールの決定、地域マップの作成、現状と課題の整理などを取りまとめて市へ提出し、10万円の助成が受けられます。2年目は、地域まちづくり計画書作成に関する事業として、住民アンケート調査の実施、まちづくり目標の設定、問題解決の検討、解決方法の役割分担、自助、互助、公助、緊急性のランクづけ、まちづくり計画書のまとめ、地域住民への周知、これらを取りま

とめて市へ提出して、これにも10万円の助成が受けられます。3年目以降は、地域づくり計画書の実現に向けての取り組みがされていきますが、主な役割として行政がハード面の整理、地域がソフト事業の充実と地域活性化を進める分担となっております。また、事業1年目から市職員をまちづくりサポーターとして配置し、定期的に地域まちづくりサポーターチームリーダー会議を開催して、行政と地域の連携強化に努めています。ソフト事業には、既存の事業拡大を含め、1地区1事業に3年間で限度に30万円、ハード事業に地域の特徴を生かした施設整備等にかかわる事業に75%の補助率で1地区1事業に100万円限度の助成を行っています。さらに、5年を区切りに事業の見直しが必要な場合、後期5年間の見直しの助成として5万円が助成されます。新市霧島市の発足前から各地域で数々の神話と伝統行事を継承する事業が行われていました。また、火山地帯の温泉等、自然豊かな地域でそれぞれの地域の特徴と文化をも合併後もさらに充実させて、地域の活性化の発展に資するために、この事業に大いに共感をさせられました。

次に、長崎県諫早市に地域まちづくり協働事業について視察研修をいたしました。地域が行う主体的なまちづくり活動を支援し、地域住民による積極的な地域づくりへの取り組み推進することを目的とした事業です。この事業を始めた要因は、平成17年に1市5町の合併により、旧市町で行われていた当時の祭り、体育祭、伝統文化の継承事業に新市になってからも支援を継続させていましたが、各地域で同じような行事に対して助成金の格差が平準化できないまま別々に支給されてきました。新事業では、これを統合して平成22年から継続する最低限の予算にして、地域づくり協議会に一括して交付する施策をとっております。地域づくり協議会は、平成21年に発足し、各地域の代表15名で構成されていますが、使用方法は各地域で活発な話し合いをしております。交付

金の基準は、150万円にプラス人口割合で交付され、多良見地域に634万円、森山地域に437万円、飯盛地域に447万円、高来地域に537万円、小長井地域に565万円、諫早地域に580万円、合計3,200万円の内訳となっております。事業の一例として、飯盛地域では地域演劇で地域の物語を地域の人たちにより制作し、コミュニティーの結束と地域活性化の推進がされています。他の地域についても地域活性化協働事業を積極的に取り組み、各地域のにぎわいと交流を進めています。委員からこの事業の継続性について質問があり、担当の政策振興部からは支援の継続をしていきたいが、今後の予算については減少することが予想される。しかし、地域住民の自主的な部分での支援も期待できるという回答がされました。

最後に、熊本県玉名市にて、玉名21の星事業1区1輝運動について視察研修いたしました。玉名市は、熊本県北部の中心的な市で、平成17年に岱明町、横島町、天水町、1市3町で合併して人口6万8,700人の新市としてスタートし、合併前の旧市町村ごとに地域自治区が置かれています。旧玉名市が実施していた地域づくり運動、1区1輝運動を合併した3町に広げて、市内21小学校区をコミュニティーの単位として、校区住民がみずから考え、みずから取り組んで自治、自立と活性化を促進する事業です。事業の内容は、各校区にまちづくり委員会を組織して、歴史、史跡、資源等の特徴を生かした住民主体の地域づくりに対し、行政は地域振興課及び各総合支所総務振興課を窓口で助成金の交付をするとともに、関係課と連携して校区担当職員を配置して、地域づくりに関するさまざまなサポートを行っています。助成金の内訳、内容として、平成18年から8年間まちづくり計画の策定とこれに伴う委員会活動、まちづくり計画に対して50万円程度の助成、自治、自立の事業と地域の特徴を生かした事業と地域づくり、さらに地域環境の改善と防災、防犯を

取り組んだまちづくり事業に対しては500万円程度の助成、まちづくり事業で取り組んだ事業を継続発展させるまちづくり活動に対しては30万円程度の助成を3つの事業ごとに支給されています。現在では、岱明自治区、横島自治区、天水自治区がまちづくり計画、まちづくり事業、まちづくり活動に取り組み、玉名自治区では合併前に計画事業が終了していることで、まちづくり活動のみに取り組んでいます。取り組まれている事業は、美しく住みよいまち、歩きたくなるまち、伝統芸能の息づくふるさとづくり、歴史を学び未来を語るふれあい笑顔のまちなど、テーマを掲げて地域自治が確立した住民の手によるまちづくり活動を展開しています。今後の課題として、校区住民主体の地域づくりを進めて、コミュニティーの自治、自立と活性化を促進するために多くの校区住民の参加が最大の課題で、また活動する人や役員が固定化しているので、活動のマンネリ化を防止する意味でも人的パワーの新陳代謝をいかに進めていくかが今後の課題となっています。また、平成18年からスタートした玉名21の星事業は、8年間限り、平成25年度の実施期間で完了します。その後継続について委員からの質問に対して、まちづくり事業は活動の体制、機構の一部は残る可能性があるが、26年度以降についてはまだ明確になっていないとの回答をいただきました。

以上、今回行政視察いたしましたまちづくり先進地の共通点として、いずれも平成17年の市町合併により新たなまちづくりを策定、または従来からのまちづくりを全地域に拡大して展開している先進地であります。地域の文化と特徴を継承し、地域住民が主体となったまちづくりでもあります。また、行政からの支援として補助金だけではなく、特に職員のかかわり合いなど地域住民と一体となった協働によるまちづくりの取り組みが顕著に見られました。名寄市においても合併後6年が経過し、名寄地区には小学校区単位に7つの地域連絡協議会、風連地区にはまちづくり協議会が設置さ

れています。名寄地区では、各校区の安心、安全の取り組みとして防犯、防災活動、地域一体のイベントが開催されていますが、事業運営の資金不足と今後の方向性が課題であり、風連地区でも各地区で活発であった公民館分館活動の基本を再認識して、地域の特性をさらに伸ばしていくという取り組みが求められています。そうした意味でも今回の行政視察はいずれも地域住民と進めるまちづくりに大変参考となる研修でした。

以上をもちまして当委員会、総務文教常任委員会の行政視察報告といたします。

なお、詳細につきましては、さきに担当委員より議長へ報告をいたしておりますので、閲覧いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 次に、経済建設常任委員会、竹中憲之委員長。

○経済建設常任委員長（竹中憲之議員） 議長より指名をいただきましたので、経済建設常任委員会の行政視察報告を申し上げます。

視察期間は、7月17日より3日間でありまして、当委員会の視察は自然エネルギーの活用を調査テーマとして道内5市町を視察させていただくことを決定を受けて訪問をいたしました。

初日の17日午前10時30分から津別町の津別単板協同組合及び丸玉産業を視察をいたしました。同組合は、丸玉産業株式会社、北海道森林組合などの地元木材関連会社を構成員として、地産地消の環境型バイオマスグリーンサイクルを実行しております。同社は、工場内の端材を木質燃料とするバイオマスコージェネレーション設備導入により化石燃料を使用することなく協同組合と丸玉産業の工場へ熱源9割と電気1割を供給をしているとのことでありました。バイオマスセンターは、平成19年に全体投資額20億円で、経産省及び道の補助を活用して建設され、平成19年度実績で化石燃料と原油換算で2万4,000キロリットル、一般家庭の1万6,000戸分に相当する

とのことで、CO₂を6万9,000トン削減、現在はグリーン電力設備認定を取得し、日本自然エネルギー株式会社を通し国内屈指の1,800キロワットのグリーン電力をソニーに販売しているとのことでありました。ただ、問題なのは、発電機がドイツ製のため、事故後の修理に課題があるとのことでありました。

同日午後3時より、足寄町のとちちペレット協同組合を視察をさせていただきました。同組合は、平成16年に発足し、芽登木質ペレット工場を足寄西中学校の廃校跡地を利用し、工場を稼働いたしました。森林資源を木質バイオマスとして未利用資源を活用し、年間700トンの木質ペレットを生産をしているとのこと、現在19社が参画し、とちちペレット協同組合として稼働しているところでありました。原材料は、原木処理後の端材、いわば枝が主になっており、木質ペレットの需要先として町の公共施設、庁舎などと一般家庭の燃料に供給しているとのことでありました。販売は、公共施設を除いて販売店への卸売のみの販売方法をとっており、現在の設備で年間1,000トンの製造が可能とのことでありました。

2日目の18日10時より、鹿追町環境保全センターを視察をさせていただき、基幹産業である農業と観光事業の発展を両立させるため、家畜ふん尿の適切な処理と悪臭の改善、市街地周辺の環境改善、生ごみ、汚泥等の処理施設を計画、一体的な処理を進めるため、バイオガスプラント、堆肥化プラント、コンポスト化プラントの3つの施設から成る地域資源環境型プラントを建設。国内最大規模の資源環境型バイオガスプラントとなっており、施設は農水省事業、国と道の補助の残り22.5%を町で支出をし、箱物は全て農水省、全体の建設費は17億4,500万円で、町の持ち出しは1割程度とのことでありました。2基の発電機により215キロワットを発電、プラント内での使用残電力を117キロワットは北電に売電をしているとのこと、年間850万円の売

り上げとのことでございました。メタンガス発酵後の消化液は、有機肥料として町内農家に還元をし、またバイオガスは精製、圧縮することにより燃焼機器が使用可能となり、温室ハウスあるいはバイオマス自動車、一般ガス機器に使用し、調査研究をしているとのことでございました。

同日午後3時30分より、札幌市モエレ沼公園ガラスのピラミッド雪氷冷熱施設を視察をさせていただきました。札幌市では、緑化大綱を策定し、東区にあったモエレ沼を都市環境公園と位置づけ、跡地の公園化を前提に不燃ごみの埋め立てを行い、約270万トンのごみを埋め立て、埋め立てが終了した部分への盛り土や植樹などの公園造成事業がスタートいたしました。同公園の中核施設となるガラスのピラミッドは、二酸化炭素の排出量削減、地球温暖化防止が求められる時代となっていたことから、自然エネルギーを活用する雪冷房システムの導入を計画し、3年の年月で建設期間を完了したとのことでございました。ガラスのピラミッドの構造は、鉄筋コンクリート造3階建てで、延べ床面積5,328平方メートル、雪氷冷熱交換機に必要な雪貯蔵庫は鉄筋コンクリート造、延べ床面積639平方メートル、容積3,160立方メートルとのことで、雪の貯蔵は3月に公園内の積雪を1,735トンを貯蔵庫に搬入、雪が解けて冷水となったものを熱利用して冷房に活用し、これにより年間30.8トンのCO₂を削減をしているとのことでございました。

3日目の19日午後2時30分より、沼田町のスノークールライスファクトリーと沼田式雪山センター構想を視察をいたしました。スノークールライスファクトリーは、雪氷冷熱を利用したもみ米を冷風循環方式で冷蔵貯蔵する施設で、消費者の評判がよいとのことで、7月中旬には貯蔵されていたもみは全て出荷され、貯蔵庫内は空となっていたところでありました。雪冷熱エネルギーの利用は貯雪庫が必要で、一般的に建設されている貯雪庫は貯雪量にも大きくかわり、建設コストが

増すことから、低コストで大量の雪を貯蔵する方法として野外に堆積をした雪の上にバーク材やもみ殻など透水性の材料を断熱材として被覆し、保存する技術で、沼田式雪山と呼ばれております。平成20年より道路の排雪を造成した雪山へ搬送し、この保存技術により貯蔵し、雪冷熱エネルギー供給基地として利用する沼田式雪山センターの運用を開始をしたということでありました。沼田式雪山センターの最終目標は、沼田町の道路除排雪の総量10万トン規模を活用することにあるとのことで、現状の需要量に合わせて雪山の規模を調整する計画で、当面5,000トン規模の雪山としているとのことでした。雪山センターからは、各家庭への供給する雪の販売価格は1トン当たり1,000円としておりますが、利用者が自己搬送することが原則としており、雪山センターで受け取る方式となっているとのことでございます。

この5カ所の視察をさせていただきましたけれども、視察をして名寄と環境や地理的条件が異なることもあります。施策として調査研究が必要と考えたところでございます。

以上、行政視察報告としますが、時間の関係ではしよっての報告となりましたので、詳しい内容については議長への報告を一読願いたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成24年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 3時50分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名す

る。

議 長 黒 井 徹

副 議 長 佐 藤 勝

署名議員 山 田 典 幸

署名議員 竹 中 憲 之

質 問 文 書 表 (一般質問)

平成 2 4 年 第 3 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	佐 藤 靖 (P 44)	1. 中心市街地活性化にかかわって (1) 名寄商工会議所他 3 団体の「よろ一な」入居基準及び役割について (2) 賑わい創造事業について (3) 中心市街地活性化ソフト事業について 2. 地域自治組織にかかわって (1) これまでの事業内容と成果について (2) 地域自治の将来展望について 3. 名寄市新エネルギービジョン策定にかかわって (1) 基本的策定方針について (2) 今後の策定スケジュールについて 4. 名寄市立総合病院にかかわって (1) 今後の経営見通しについて (2) 救急救命センターの見通しについて (3) 看護師確保対策について
2	高 橋 伸 典 (P 56)	1. 義務付け、枠付けの見直しと条例制定権の拡大について (1) 条例制定権の拡大の意義・効果及び本市の取り組みと考え方は (2) 公営住宅の入居基準について (3) 公営住宅の整備について (4) 道路構造について (5) 特別養護老人ホームの設備及び運営について 2. 通学路の安全対策について (1) 緊急合同総点検の状況と結果について (2) 点検のための点検に終わらせないため諸対策の迅速かつ計画的な実施を (3) 通学路の安全点検は、今後どのような形で継続するのか 3. 名寄市立総合病院について (1) 駐車場の対策について

<p>3</p>	<p>山 田 典 幸 (P 67)</p>	<p>1. 名寄市の農業施策について (1) 気象変動に対応した農地の基盤整備について (2) ヒグマによる農業被害への対応について 2. 名寄市の教育行政について (1) いじめ問題について (2) 全国学力テストの結果から</p>
<p>4</p>	<p>竹 中 憲 之 (P 78)</p>	<p>1. コミュニティバス実証試験運行の現状と課題について (1) バス停における乗降客の安全対策について (2) バス停の冬期対策と交通安全対策について 2. 資源ごみ（リサイクル）の収集量の推移について (1) 資源ごみの区分別収集量の推移について (2) 町内会等団体収集の現状について (3) 資源ごみの区分別売り払い収入の推移について</p>
<p>5</p>	<p>川 口 京 二 (P 88)</p>	<p>1. ひまわり観光について (1) 今後の取り組みと考え方について 2. となみが丘霊園について (1) 霊園内の道路の整備について 3. 4条5丁目の交差点について (1) その後の協議と見解について 4. わかりやすい市役所づくりについて (1) 名寄庁舎3階をオープンに 5. 仮称・市民ホール建設にあたって (1) 市民文化センターの整備について (2) 浅江島公園の整備について</p>
<p>6</p>	<p>日根野 正 敏 (P 95)</p>	<p>1. 鳥獣被害防止対策について (1) ヒグマ対策の経過 (2) 今後のヒグマに対する安全対策は (3) 鳥獣被害の状況と近年の被害の傾向は 2. 災害対策について (1) 大雨による警報発信を自動化に (2) 初期対応責任者の増員を 3. 教育委員会所管の公共施設について (1) 条例改正（使用料）後の利用状況は</p>

		<p>(2) 利用者の反応は</p> <p>(3) 指導者に対する減免のあり方</p>
7	佐々木 寿 (P 1 0 4)	<p>1. 財政について</p> <p>(1) 過疎債、合併特例債の期限延長に伴う市の対応について</p> <p>(2) タブレット端末導入による経費節減施策について</p> <p>2. 教育行政について</p> <p>(1) 通学路の危険個所の実態把握と対策について</p> <p>(2) 学校図書室について</p> <p>(3) P T A 会費等の不適切な支出に対する文科省通知の実情について</p> <p>(4) コンピューター活用授業について</p> <p>3. 生活、福祉事業について</p> <p>(1) 生活保護受給者の扶養義務者の状況について</p> <p>(2) 空き家の管理の徹底について</p>
8	山 口 祐 司 (P 1 1 3)	<p>1. 冬期節電計画の取り組みについて</p> <p>(1) 道の数値目標を受けて、冬期の考え方は</p> <p>(2) 各庁舎、病院、福祉施設での個別対応策は</p> <p>2. 行政財産の管理・処分方針について</p> <p>(1) 管理及び処分の方向性は</p> <p>(2) 公共施設等に対する情報公開は</p> <p>3. 環境美化対策について</p> <p>(1) 不在地主など空地対応について</p> <p>(2) 農村地域における廃屋の現状把握と対策は</p> <p>4. 成年後見制度に対する行政対応は</p> <p>(1) 市内の現況をどう把握されているのか</p> <p>(2) 努力義務位置付けに対する市のとらえ方は</p> <p>(3) これからの関係団体との連携は</p>
9	川 村 幸 栄 (P 1 2 6)	<p>1. 防災の取り組みについて</p> <p>(1) 災害時要援護者対策について</p> <p>(2) 災害弱者への対策について</p> <p>(3) 食糧・生活必需品等物資供給計画について</p> <p>(4) 子どもたちへの防災教育について</p> <p>2. 風連日進小・中学校閉校について</p> <p>(1) 閉校に向けての進捗状況について</p>

		(2) 児童への対応について (3) 閉校後の校舎の活用と地域づくりについて 3. 名寄市立大学短期大学部の4年制化の考え方について
--	--	--

平成24年第3回名寄市議会定例会議決結果表

平成24年9月5日～平成24年9月28日 24日間
 本会議時間数 12時間58分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
平成24年第2回 定例会 付託議案第4号	名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について【市民福祉常任委員長報告】	24. 5. 31 市民福祉委員会付託	24. 9. 3 原案可決すべき	24. 9. 5 原案可決
第 1 号	駅前交流プラザ「よろーな」条例の制定について	24. 9. 5 経済建設委員会付託	— —	24. 9. 28 閉会中審査決定
第 2 号	名寄市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正について	— —	— —	24. 9. 5 原案可決
第 3 号	名寄市国民健康保険税条例の一部改正について	24. 9. 5 市民福祉委員会付託	— —	24. 9. 28 閉会中審査決定
第 4 号	なよろ市立天文台条例の一部改正について	24. 9. 5 総務委員会付託	— —	24. 9. 28 閉会中審査決定
第 5 号	ふうれん地域交流センター条例の一部改正について	— —	— —	24. 9. 5 原案可決
第 6 号	名寄市公民館条例の一部改正について	— —	— —	24. 9. 5 原案可決
第 7 号	名寄市都市公園条例の一部改正について	— —	— —	24. 9. 5 原案可決
第 8 号	平成24年度名寄市一般会計補正予算（第2号）	— —	— —	24. 9. 5 原案可決
第 9 号	平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	— —	— —	24. 9. 5 原案可決
第 1 0 号	平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）	— —	— —	24. 9. 5 原案可決
第 1 1 号	平成24年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	— —	— —	24. 9. 5 原案可決
第 1 2 号	平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）	— —	— —	24. 9. 5 原案可決
第 1 3 号	平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	— —	— —	24. 9. 5 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 4 号	平成 2 4 年度名寄市病院事業会計補正予算 (第 2 号)	— —	— —	24. 9. 5 原案可決
第 1 5 号	平成 2 4 年度名寄市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	— —	— —	24. 9. 5 原案可決
第 1 6 号	平成 2 3 年度名寄市一般会計決算の認定について【決算審査特別委員長報告】	24. 9. 5 決算審査特別	24. 9. 27 認定すべき	24. 9. 28 認 定
第 1 7 号	平成 2 3 年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について 【決算審査特別委員長報告】	24. 9. 5 決算審査特別	24. 9. 27 認定すべき	24. 9. 28 認 定
第 1 8 号	平成 2 3 年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について【決算審査特別委員長報告】	24. 9. 5 決算審査特別	24. 9. 27 認定すべき	24. 9. 28 認 定
第 1 9 号	平成 2 3 年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について【決算審査特別委員長報告】	24. 9. 5 決算審査特別	24. 9. 27 認定すべき	24. 9. 28 認 定
第 2 0 号	平成 2 3 年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について 【決算審査特別委員長報告】	24. 9. 5 決算審査特別	24. 9. 27 認定すべき	24. 9. 28 認 定
第 2 1 号	平成 2 3 年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について 【決算審査特別委員長報告】	24. 9. 5 決算審査特別	24. 9. 27 認定すべき	24. 9. 28 認 定
第 2 2 号	平成 2 3 年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について 【決算審査特別委員長報告】	24. 9. 5 決算審査特別	24. 9. 27 認定すべき	24. 9. 28 認 定
第 2 3 号	平成 2 3 年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について 【決算審査特別委員長報告】	24. 9. 5 決算審査特別	24. 9. 27 認定すべき	24. 9. 28 認 定
第 2 4 号	平成 2 3 年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について 【決算審査特別委員長報告】	24. 9. 5 決算審査特別	24. 9. 27 認定すべき	24. 9. 28 認 定
第 2 5 号	平成 2 3 年度名寄市病院事業会計決算の認定について【決算審査特別委員長報告】	24. 9. 5 決算審査特別	24. 9. 27 認定すべき	24. 9. 28 認 定
第 2 6 号	平成 2 3 年度名寄市水道事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について 【決算審査特別委員長報告】	24. 9. 5 決算審査特別	24. 9. 27 原案可決及び認定	24. 9. 28 原案可決及び認定

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 2 7 号	名寄市議会基本条例の一部改正について	—	—	24. 9. 28 原案可決
意見書案 第 1 号	自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書	—	—	24. 9. 28 原案可決
意見書案 第 2 号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書	—	—	24. 9. 28 原案可決
意見書案 第 3 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざし、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書	—	—	24. 9. 28 原案可決
報 告 第 1 号	専決処分した事件の報告について	—	—	24. 9. 5 報告済
報 告 第 2 号	平成23年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	—	—	24. 9. 21 報告済
報 告 第 3 号	平成23年度決算に基づく資金不足比率の報告について	—	—	24. 9. 21 報告済
報 告 第 4 号	例月現金出納検査報告について	—	—	24. 9. 28 報告済
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	24. 9. 28 決 定
	委員の派遣について	—	—	24. 9. 28 決 定
	議員の派遣報告	—	—	24. 9. 28 報告済
	委員の派遣報告	—	—	24. 9. 28 報告済